# 学 生 便 覧

2 0 1 6 (平成28年度)

神 戸 大 学 理 学 部 神戸大学大学院理学研究科

# 目 次

理学部・理学研究科の沿革と概要 理学部・理学研究科の機構

1.	教学規則等
	地口十分粉冷相即

	<b>神戸大字教字規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
	神戸大学共通細則27
	神戸大学学生懲戒規則32
	神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
	神戸大学学生表彰規程35
	神戸大学における授業料,入学料,検定料及び寄宿料の額に関する規程・・・・・・・37
	交通機関の運休,気象警報の発表の場合における授業,定期試験の休講措置について…40
	神戸大学日本語等授業科目履修規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
	〈神戸大学大学教育推進機構関係規則等〉
	神戸大学全学共通授業科目履修規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
	全学共通授業科目の再試験制度に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・51
	全学共通授業科目の追試験に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・52
	全学共通授業科目の追試験に関する内規の申し合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
	学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
	神戸大学大学教育推進機構規則(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
2.	学部規則等
	神戸大学理学部規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
	履修に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
	履修科目の登録の上限を超えて登録できる者の基準77
	履修方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
	授業科目配当表81
	成績評価基準96
	授業科目の試験における不正行為に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	神戸大学理学部高度教養科目に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・97
	神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程 99
	追試験に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
	理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規・・・・ 102
	早期卒業の認定基準103
	既修得単位の認定に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
	外国人留学生のための日本語等授業科目の単位の取扱いに関する申合せ・・・・・・・ 105
	転学部・転学科について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
	神戸大学理学部科目等履修生規程・・・・・・・・・・・・・・・・107

	神戸大学理学部聴講生規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
	神戸大学理学部研究生規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
	神戸大学理学部外国人特別学生入学選考規程	113
	理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学	学
	が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
	理学部担当教員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	115
3.	. 研究科規則等	
	神戸大学大学院理学研究科規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	履修方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	授業科目配当表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
	理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての内規・・・・	149
	自然科学系プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
	数理・経済プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
	他大学大学院の授業科目を履修する学生及び特別聴講学生取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	154
	他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
	神戸大学大学院理学研究科転入学に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	158
	神戸大学大学院理学研究科再入学に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	159
	神戸大学大学院理学研究科転専攻に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160
	神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
	神戸大学大学院理学研究科聴講生規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	163
	神戸大学大学院理学研究科研究生規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	165
	神戸大学大学院理学研究科外国人特別学生入学選考規程	167
	理学研究科担当教員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
4.	. 学位	
	神戸大学学位規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	173
	神戸大学大学院理学研究科の修士学位に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	185
	神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領 · · · · · · · · · · · ·	186
	神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程における早期修了に関する内規・・・・・・・・	187
	神戸大学大学院理学研究科の課程博士学位に関する内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	188
	神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190
	神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会・・・・・	192
	実施要領	
	神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程における早期修了に関する内規・・・・・・・	194
	理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
	神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に・・・・	196
	関する申合せ	
	神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文審査等に関す・・・・・	198

	る内規
	学位審査に関する日程の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
	学位授与に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
	神戸大学大学院理学研究科学位論文評価基準205
	修士学位論文の審査及び修士最終試験の要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	博士学位論文の審査及び博士最終試験の要項・・・・・・・・・・・・ 206
5.	学生生活の案内
	留意事項····································
	神戸大学学生健康診断規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	理学部・理学研究科の施設使用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	構内駐車許可要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	車両(二輪車を除く。)入構許可者の遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	資格取得
Ο.	教育職員免許状取得について
	学部学生の教育職員免許状の取得について····································
	大学院生(前期課程)の教育職員免許状の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	学芸員の資格取得について · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	子本員の負債収付について 229
7.	GPA・科目ナンバリング
٠.	「GPA」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	集中講義の履修取消期間について (学部・大学院共通) · · · · · · · · · · · · · · 233
	GPA計算から除外する科目について(学部) ····································
	全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	至子共通投業符号におりるGFAの収扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	付日
8.	教職員名簿
	教職員名簿······245
9.	建物配置図等
	理学部・理学研究科建物配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	理学部・理学研究科建物平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	六甲台地区建物配置図256

## 理学部・理学研究科の沿革と概要

昭和24年5月 「国立学校設置法」公布により、神戸経済大学・神戸工業専門学校・姫路高等学校 ・兵庫師範学校・兵庫青年師範学校を包摂して、神戸大学が設置され、文理学部理 科(統計数学科・物理学科・化学科・生物学科)としてスタート

昭和29年4月 文理学部を廃止し、文学部と理学部(数学科・物理学科・化学科・生物学科)が設置された。

昭和41年4月 附属臨海実験所が設置(兵庫県淡路島岩屋)された。

昭和48年4月 地球科学科が設置された。

平成5年4月 地球科学科が地球惑星科学科に改称された。

平成7年3月 附属臨海実験所が廃止(内海域機能教育研究センターへ改組)された。

平成27年4月 地球惑星科学科が惑星学科に改称された。

#### 理学研究科の沿革

昭和32年4月 理学専攻科が設置された。

昭和40年3月 理学専攻科が廃止された。

昭和40年4月 理学研究科修士課程(数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻)が設置された。

昭和52年4月 理学研究科修士課程に地球科学専攻が設置された。

昭和54年4月 生産科学専攻(後期3年博士課程)が独立専攻として工学研究科に設置された。

昭和55年4月 物質科学専攻(後期3年博士課程)が理学研究科に、システム科学専攻(後期3年博士課程)が工学研究科に独立専攻として設置された。

昭和56年4月 自然科学研究科(後期3年博士課程)が設置された。

物質科学専攻(理学研究科物質科学専攻を移行),生産科学専攻(工学研究科生産科学専攻を移行),資源生物科学専攻,環境科学専攻,システム科学専攻(工学研究科システム科学専攻を移行)

平成元年4月 自然科学研究科(後期3年博士課程)に知能科学専攻が設置された。

平成6年4月 理学研究科(数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻・地球惑星科学専攻), 工学研究科(建設学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応用化学専攻・情報 知能工学専攻)及び農学研究科(応用動物学専攻・植物資源学専攻・生物環境制御 学専攻・生物機能化学専攻・生産環境情報学専攻)が、自然科学研究科の前期課程 として改組・統合され、自然科学研究科は、前期2年及び後期3年の課程に区分す る博士課程の独立研究科となった。後期課程に生命機能科学専攻が設置された。

平成9年4月 後期課程の「物質科学専攻」,「環境科学専攻」及び「知能科学専攻」が廃止され, 「情報メディア科学専攻」,「分子集合科学専攻」及び「地球環境科学専攻」が設 置された。

平成10年4月 後期課程の「資源生物科学専攻」及び「システム科学専攻」が廃止され、「構造科 学専攻」及び「資源エネルギー科学専攻」が設置された。

平成11年4月 後期課程の「生産科学専攻」及び「生命機能科学専攻」が廃止され、「システム機

能科学専攻」及び「生命科学専攻」が設置された。

平成11年10月 後期課程に国際大学院特別コースが設置された。

平成15年10月 神戸商船大学との統合により、自然科学研究科の改組を行い、博士課程後期課程に 次の10専攻が設置された。

> 数物科学専攻,分子物質科学専攻,地球惑星システム科学専攻,情報・電子科学 専攻,機械・システム科学専攻,地域空間創生科学専攻,食料フィールド科学専 攻,海事科学専攻,生命機構科学専攻,資源生命科学専攻

> また, 前期課程に海事技術マネジメント学専攻, 海上輸送システム学専攻, マリンエンジニアリング専攻が設置された。

平成16年4月 国立大学法人法の施行に伴い,設置者が「国」から「国立大学法人神戸大学」となり,神戸商船大学大学院商船学研究科に在学していた学生は,自然科学研究科に設置された次の専攻に移籍した。

前期2年の課程:商船システム学専攻,輸送情報システム工学専攻,

海洋電子機械工学専攻,動力システム工学専攻

後期3年の課程:海上輸送システム科学専攻、海洋エネルギー工学専攻

平成19年4月 自然科学研究科の改組を行い,前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程として,次の4研究科が設置された。

理学研究科(数学専攻・物理学専攻・化学専攻・生物学専攻・地球惑星科学専攻) 工学研究科(建築学専攻・市民工学専攻・電気電子工学専攻・機械工学専攻・応 用化学専攻・情報知能学専攻)

農学研究科(食料共生システム学専攻・資源生命科学専攻・生命機能科学専攻) 海事科学研究科(海事科学専攻)

平成27年4月 地球惑星科学専攻が惑星学専攻に改称された。

#### 理学研究科の関連施設の沿革

昭和63年4月 遺伝子実験施設が設置された。

平成2年6月 バイオシグナル研究センターが設置された。

平成7年4月 内海域機能教育研究センターが設置された。 (理学部附属臨海実験所を改組)

平成8年5月 都市安全研究センターが設置された。(工学部附属土地造成工学研究施設を改組)

平成8年5月 アイソトープ総合センターが設置された。

平成8年9月 ベンチャービジネスラボラトリーが設置された。

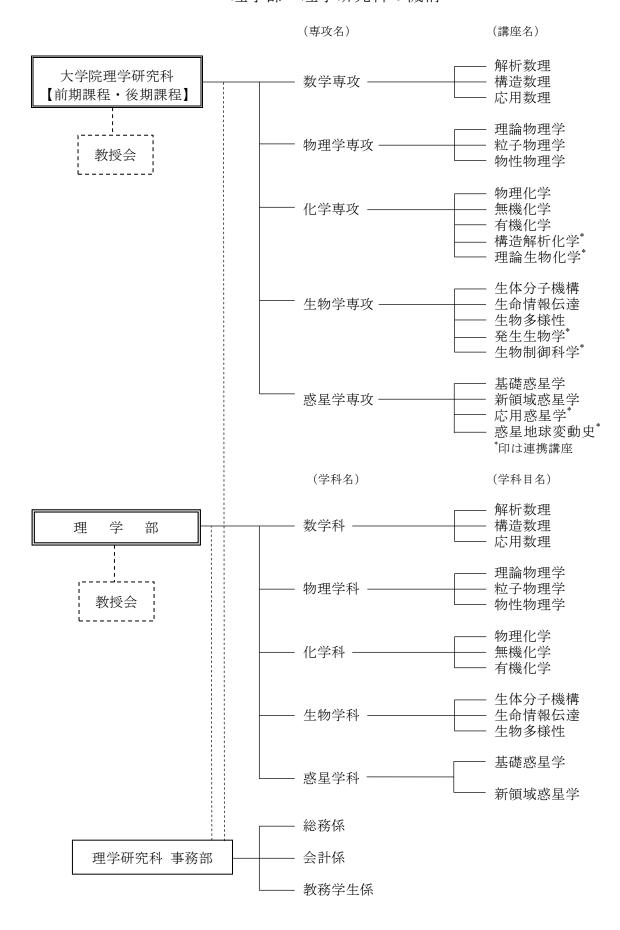
平成13年4月 遺伝子実験センターが設置された。(遺伝子実験施設を改組)

平成13年4月 分子フォトサイエンス研究センターが設置された。

平成15年10月 内海域環境教育研究センターが設置された。(内海域機能教育研究センターを改組)

平成19年4月 戦略的重点研究,先端的研究などを推進する組織として,自然科学系先端融合研究環が設置され,重点研究部並びにバイオシグナル研究センター,内海域環境教育研究センター,分子フォトサイエンス研究センター,都市安全研究センター及び遺伝子実験センターが配置された。

理学部・理学研究科の機構



# 1. 教 学 規 則 等

# 神戸大学教学規則

平成16年4月1日 制定 最近改正 平成28年3月22日

## 目 次

第1章 総 則 趣 旨 第1条 第2条 教育憲章 学 部 第3条 第4条 大 学 院 第5条 乗船実習科 第6条 収容定員 学 年 第7条 第8条 学期・クォーター 第9条 休業日 第2章 学 部 第1節 入 学 第10条 入学許可 第11条 早期入学 入 学 期 第12条 第13条 編入学 転 入 学 第14条 再 入 学 第15条 第16条 入学志願 第16条の2 入学者選抜 入学手続 第17条 第18条 入学料の免除 第19条 入学料の徴収猶予等 死亡等による入学料の免除 第20条 宣 誓 第21条 第2節 修業年限,教育課程,課程の履修等 第22条 修業年限 第23条 修業年限の通算 第24条 在学年限 第25条 教育課程 第26条 授業科目の区分 第27条 授業の方法 第28条 履修方法及び試験 第29条 履修科目の登録の上限 第30条 成績評価基準

第31条

単位の授与

第32条 単位の基準

第33条 他学部の授業科目の履修

第34条 他の大学又は短期大学における授業科目の履修

第34条の2 休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取

扱い

第35条 大学以外の教育施設等における学修

第36条 入学前の既修得単位等の認定

第37条 編入学, 転入学, 再入学者の修業年数等

 第38条
 転 学 部

 第39条
 転 学 科

第3節 留学及び休学

**第40条** 留 学

第41条 休学の許可

第41条の2

第42条 休学の解除第43条 休学の命令

第44条 休学期間の取扱い

第4節 退学及び除籍

第45条 退 学

第46条 疾病等による除籍

第47条 入学料等未納による除籍

第5節 卒業要件及び学士の学位

第48条 卒業要件

第49条 学士の学位授与

第6節 授業料

第50条 授業料の納期第51条 授業料の免除

第52条 授業料の徴収猶予及び月割分納

第53条 休学者の授業料第54条 退学者等の授業料

第7節 賞 罰

第55条 表 彰

第55条の2 懲 戒

第3章 大学院

第1節 入 学

第56条 修士課程,前期課程及び専門職学位課程の入学資格

第57条 修士課程,前期課程及び専門職学位課程への早期入学

第58条 後期課程の入学資格

第59条 医学研究科の博士課程の入学資格

第60条 医学研究科の博士課程への早期入学

第61条 進 学

第62条 入学者選抜

第2節 修業年限,教育方法,修了要件等

第63条 標準修業年限

第63条の2 教育課程

第64条 教育方法等

第65条 他大学大学院等の研究指導

第66条 研究指導のための留学

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件

第68条 博士課程の修了要件

第69条 専門職学位課程の修了要件

第70条 学位論文及び最終試験

第71条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与

第3節 準用規定

第72条 準用規定

第73条 履修科目の登録の上限

第73条の2 成績評価基準

第74条 他大学大学院の授業科目の履修

第74条の2 休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い

第75条 入学前の既修得単位の認定

第76条 留 学

**第77条** 休 学

第4章 学位プログラム

**第77条の2** 学位プログラム

第5章 特別聴講学生,特別研究学生,科目等履修生,聴講生,研究生,専攻生及び外国 人特別学生

第78条 特別聴講学生

第79条 特別研究学生

第80条 科目等履修生

第81条 聴講生,研究生及び専攻生

第82条 授業料の納期

第83条 外国人特別学生

第6章 授業料,入学料及び検定料の額

第84条 授業料,入学料及び検定料の額

第84条の2 授業料等の不徴収

第7章 教育職員免許状

第85条 教員の免許状授与の所要資格の取得

附 則

#### 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章(平成14年5月16日制定)に則り、行うものとする。

(学 部)

第3条 本学の学部に置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部 人文学科

国際文化学部 国際文化学科

発達科学部 人間形成学科,人間行動学科,人間表現学科,人間環境学科

法 学 部 法律学科

経 済 学 部 経済学科

経 営 学 部 経営学科

理 学 部 数学科,物理学科,化学科,生物学科,惑星学科

医 学 部 医学科, 保健学科

工 学 部 建築学科,市民工学科,電気電子工学科,機械工学科,応用化学科,情報知能工 学科

農 学 部 食料環境システム学科,資源生命科学科,生命機能科学科

海事科学部 グローバル輸送科学科,海洋安全システム科学科,マリンエンジニアリン グ学科

#### (大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻,社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化相関専攻,グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学 研 究 科	人間発達専攻,人間環境学専攻	博士課程
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	理論法学専攻,政治学専攻	博士課程
法学研究科	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
<b>奴 兴 兴 兀 宛 刹</b>	経営学専攻	博士課程
経営学研究科	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻,物理学専攻,化学専攻,生物学専攻,惑星学専攻	博士課程
	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
医学研究科	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻,市民工学専攻,電気電子工学専攻,機械工学専攻,応用化学専攻	博士課程

システム情報学研 究 科	システム科学専攻、情報科学専攻、計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻,資源生命科学専攻,生命機能科学専 攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻,国際協力政策専攻,地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベ ーション研究科	科学技術イノベーション専攻	修士課程

- 2 人文学研究科,国際文化学研究科,人間発達環境学研究科,法学研究科,経済学研究科,経営学研究科,理学研究科,保健学研究科,工学研究科,システム情報学研究科,農学研究科,海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程は,これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し,前期課程は,これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は、学校教育法 (昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程と し、法学研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第 18条第1項に規定する法科大学院とする。

#### (乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは、神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

#### (収容定員)

第6条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。
- 3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

#### (休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

本学創立記念日 5月15日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部

及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等 を行うことができる。

# 第 2 章 学 部 第 3 節 第 1 節 入 学

#### (入学許可)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の 徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。
  - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により,前号に相当する学校教育を修了した者
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣 の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
  - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
  - (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある と認めた者で、18歳に達したもの

#### (早期入学)

- **第11条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野 において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。
  - (1) 高等学校に2年以上在学した者
  - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者
  - (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に2年以上 在学した者

- (5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成13年文部科学省告示第167号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受験科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目は除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (入学期)

**第12条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

#### (編 入 学)

- **第13条** 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の 規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 施行規則附則第7条に規定した者
- 2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で文学部、法学部、経済学部又は 経営学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し,所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において,前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部、理学部、工学部、農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し,所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、前2号と同程度の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

#### (転入学)

**第14条** 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

#### (再入学)

第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部に入学を 志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経 て、入学を許可することがある。

#### (入学志願)

- 第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証 明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。
- 2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当 する額を還付するものとする。
- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力 検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった 者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

#### (入学者選抜)

- 第16条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 (入学手続)
- **第17条** 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。
- 2 既納の入学料は、還付しない。

#### (入学料の免除)

- 第18条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全額又は半額を免除する ことがある。
- 2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

#### (入学料の徴収猶予等)

- 第19条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。
- 2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 4 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が,第1項に規定する徴収猶 予を受けようとする場合は,免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以

内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

#### (死亡等による入学料の免除)

- 第20条 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が,前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1号の規定により除籍された場合は,その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

#### (宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

#### 第2節 修業年限,教育課程,課程の履修等

#### (修業年限)

- 第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条 に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。
- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (修業年限の通算)

第23条 科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

#### (在学年限)

- 第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

#### (教育課程)

第25条 学部は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

#### (授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

#### (授業の方法)

- **第27条** 授業は,講義,演習,実験,実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により 行うものとする。
- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設 以外の場所で行うことができる。
- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (履修方法及び試験)

- 第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)及び神戸大学国際教養教育院高度教養科目履修規程(平成28年3月22日制定)で定める。
- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

#### (履修科目の登録の上限)

- 第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。
- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生について は、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

#### (成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

#### (単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。ただし、第32条第4項 の授業科目については、各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えること ができる。

#### (単位の基準)

- 第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験,実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業について,講義,演習,実験,実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については,その組み合わせに応じ,前2号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習,実験,実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業について,講義,演習,実験,実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については,その組み合わせに応じ,前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

#### (他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、 当該学部長の許可を受けなければならない。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。) との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学 において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において 履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育 制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課 程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

#### (休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大

学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したもの とみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

- 第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修 その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える ことができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

- 第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、 本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び 再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4 項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、 又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

#### (編入学, 転入学, 再入学者の修業年数等)

**第37条** 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数,履修すべき科目及びその単位については,教授会の議を経て,これを定める。

#### (転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

#### (転 学 科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

#### 第3節 留学及び休学

#### (留 学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者

- は、所属学部長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

#### (休学の許可)

- **第41条** 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部 長の許可を得て休学することができる。
- 2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、 更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間 が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- **第41条の2** 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学研究科博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。
- 2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

#### (休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

#### (休学の命令)

**第43条** 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

#### (休学期間の取扱い)

- **第44条** 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。
- 2 休学期間は、在学年数に算入しない。

#### 第4節 退学及び除籍

#### (退 学)

**第45条** 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

#### (疾病等による除籍)

**第46条** 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

#### (入学料等未納による除籍)

- **第47条** 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。
  - (1) 第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。
  - (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

#### 第5節 卒業要件及び学士の学位

#### (卒業要件)

- 第48条 卒業の要件は,第22条に定める期間在学し,124単位(医学部医学科にあっては,188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち,第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし,124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては,同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあっては,128単位)以上を修得しているときは,60単位を超えることができることとする。

#### (学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を 授与する。

#### 第6節 授 業 料

#### (授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別納付期間

前期 (4月から9月まで) 4月1日から4月30日まで 後期 (10月から3月まで) 10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず,前期に係る授業料を納付するときに,当該年度の後期に係る授業料 を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学 を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は,入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する 期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
- (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
- (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

#### (授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他 特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがあ る。

2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

#### (授業料の徴収猶予及び月割分納)

- 第52条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。
- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

#### (休学者の授業料)

- 第53条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた 者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に 当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。
- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

#### (退学者等の授業料)

- 第54条 第50条に定める期の中途において,第45条の規定により退学し,第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ,又は除籍された者は,その期の授業料を納付しなければならない。ただし,死亡し,若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は,その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。
- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

#### 第7節 賞 罰

#### (表 彰)

- **第55条** 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。
- 2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成17年2月17日制定)で定める。

#### (懲 戒)

- **第55条の2** 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。
- 2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。
- 3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。
- 4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成16年4月1日制定)で定める。

# 第3章 大 学 院第1節 入 学

#### (修士課程,前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

- **第56条** 修士課程,前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者

- (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国 の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程 を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置 付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

#### (修士課程,前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

- **第57条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位 を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。
  - (1) 大学に3年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程 を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置 付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

#### (後期課程の入学資格)

- **第58条** 後期課程に入学することのできる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令 第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において 位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修 士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院

設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格 し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (医学研究科の博士課程の入学資格)

- **第59条** 医学研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学,歯学,薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程 (最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有する ものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣 が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (6) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する 課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (医学研究科の博士課程への早期入学)

- **第60条** 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位 を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。
  - (1) 大学(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
  - (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学,歯学,薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学,歯学,薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程 (最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣 が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

#### (進 学)

第61条 本学大学院の修士課程,前期課程又は専門職学位課程を修了し,引き続き後期課程又は医学研究科の博士課程に進学を志望する者については,当該研究科の定めるところにより,選考の上,進学を許可する。

#### (入学者選抜)

- 第62条 大学院の入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。
- 2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

#### 第2節 修業年限,教育方法,修了要件等

#### (標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 前項に規定する修士課程を置く研究科, 専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は, 次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース) 1年

- 4 人文学研究科,国際文化学研究科,人間発達環境学研究科,法学研究科,経済学研究科,経営学研究科,理学研究科,保健学研究科,工学研究科,システム情報学研究科,農学研究科,海事科学研究科及び国際協力研究科の博士課程の標準修業年限は,前期課程2年,後期課程3年の5年とする。
- 5 医学研究科の博士課程の標準修業年限は、4年とする。
- 6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限 は、3年とする。

#### (教育課程)

- 第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。) は本学, 研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下, 「研究指導」という。) の計画を策定し, 体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら 開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

#### (教育方法等)

第64条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当

該研究科規則で定める。

(研究指導のための留学)

#### (他大学大学院等の研究指導)

- 第65条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。
- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。
- **第66条** 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の 許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

#### (修士課程及び前期課程の修了要件)

第67条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1年履修コース)にあっては、1年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

#### (博士課程の修了要件)

- 第68条 博士課程(医学研究科の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学研究科の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

#### (専門職学位課程の修了要件)

第69条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

- 2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位 (法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位 数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲 で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該 課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
- 3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。
- 4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その 修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみ なすことができる。
- 5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

#### (学位論文及び最終試験)

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

#### (修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

- 第71条 各研究科において,所定の課程を修了した者に対しては,その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。
- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

#### 第3節 準用規定

## (準用規定)

第72条 第12条(入学期),第14条(転入学),第15条(再入学),第16条(入学志願),第17条(入学手続),第18条(入学料の免除)(第2項を除く。),第19条(入学料の徴収猶予等),第20条(死亡等による入学料の免除),第21条(宣誓),第22条(修業年限)(第1項,第2項及び第3項を除く。)第24条(在学年限),第27条(授業の方法),第31条(単位の授与),第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。),第33条(他学部の授業科目の履修),第38条(転学部),第39条(転学科),第45条(退学),第46条(疾病等による除籍),第47条(入学料等未納による除籍),第50条から第54条まで(授業料)及び第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

#### (履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては,第29条第1項を準用する。この場合において,「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。こ

- の場合において,「各学部」とあるのは「各研究科」と,「授業の方法及び計画」とあるのは 「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。
- 2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

#### (他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては,第34条を準用する。この場合において,同条第3項中「60単位」とあるのは「10単位(ただし,専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位,法科大学院学生にあっては30単位)」と,同条第4項中「及び外国の」とあるのは「,外国の」と,「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と,同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては15単位、法科大学院学生にあっては30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「10単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあっては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (留 学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

#### (休 学)

第77条 大学院学生の休学に関しては,第41条第1項,第42条,第43条及び第44条第2項を準用するほか,各研究科規則で定める。

#### 第4章 学位プログラム

#### (学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか,明確な人材養成目的に基づき,

学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施する ため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

- 2 前項に規定する学位プログラムは、次のとおりとする。
  - EUエキスパート人材養成プログラム
- 3 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

# 第5章 特別聴講学生,特別研究学生,科目等履修生, 聴講生,研究生,専攻生及び外国人特別学生

#### (特別聴講学生)

- 第78条 他の大学,短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき,当該大学(大学院を含む。),短期大学又は高等専門学校の学生で,本学の授業科目を履修しようとする者があるときは,特別聴講学生として許可することがある。
- 2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

#### (特別研究学生)

- 第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき,当該大学院の学生で,本学において研究指導を受けようとする者があるときは,特別研究学生として許可することがある。
- 2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

#### (科目等履修生)

- 第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

#### (聴講生 研究生及び専攻生)

- 第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として 許可することがある。
- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業者で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として 許可することがある。
- 4 聴講生,研究生及び専攻生については,それぞれ関係の学部規則,研究科規則及び専攻生規則で定める。

#### (授業料の納期)

第82条 特別聴講学生,特別研究学生,科目等履修生,聴講生,研究生及び専攻生の授業料については,それぞれの在学予定期間に応じ,3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし,在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは,その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

#### (外国人特別学生)

- **第83条** 外国人で,第10条,第56条,第58条又は第59条の規定によらないで,外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは,教授会の議を経て許可する。
- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第49条又は第71条に定める学位を授

与する。

#### 第6章 授業料,入学料及び検定料の額

#### (授業料, 入学料及び検定料の額)

第84条 本学の授業料,入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料,入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)に定められた額とする。

#### (授業料等の不徴収)

- 第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づく国費外国 人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、 第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 5 学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生, 聴講生又は研究生として入学した本学の附属 学校教員の授業料等は, 第82条及び前条の規定にかかわらず, 不徴収とする。
- 6 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

#### 第7章 教育職員免許状

#### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及 び研究科規則の定めるところによる。

## 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については、改正後の第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 科学技術イノベーション研究科科学技術イノベーション専攻及び別表の改正規定により入学定員を改める博士課程前期課程の専攻の平成28年度の総定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。

# 附則別表(附則第3項関係)

			総定員						
年度	, ta		修士課程	博士課程					
年度	区	分		前期					
			専攻別	専攻別					
平成28年度	人文学研究科	文化構造専攻		37					
		社会動態専攻		57					
	国際文化学研究科	文化相関専攻		38					
		グローバル文化専攻		59					
	人間発達環境学研究科	人間発達専攻		103					
		人間環境学専攻		76					
	法学研究科	53							
	保健学研究科	保健学専攻		110					
	工学研究科	建築学専攻		129					
		市民工学専攻		85					
		電気電子工学専攻		129					
		機械工学専攻		154					
		応用化学専攻		143					
	システム情報学研究科	情報科学専攻		49					
	曲产证空到	食料共生システム学専攻		53					
	農学研究科	生命機能科学専攻		109					
	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション	40						
	研究科	専攻	40						

## 別表収容定員

# 1 学 部

	区		分		定員	2年次編	入学定員	3年次編	入学定員	総定	到										
				学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計										
文 学	部	人文学科	•	115	115					460	460										
国際文化等	学部	国際文化	:学科	140	140					560	560										
		人間形成	学科	90				学科		360											
発達科学	⇒ 立(7	人間行動	学科	50	280			井通	10	200	1, 140										
光连杆子	- pp	人間表現	学科	40	200			10	10	160	1, 140										
		人間環境	学科	100				10		400											
法 学	部	法律学科	•	180	180			20	20	760	760										
経 済 学	部	経済学科	•	270	270			20	20	1, 120	1, 120										
経 営 学	部	経営学科	•	260	260			20	20	1, 080	1,080										
		数学科	•	25						100											
	理 学 部	部	部	部	部	物理学科	•	35				学科		140							
理 学						部	部	部	部	部	部	部	化学科	•	25	140			共通	25	100
		生物学科		20				25		80											
		惑星学科	•	35						140											
	部	医学科	<b>学</b> 科			5		0		625											
		部		看護学専攻	80				10		660										
医 学			部	部	部	部	保健	検査技術科学専攻	40	260		5		10		1, 285					
								学科	理学療法学専攻	20											
			作業療法学専攻	20																	
		建築学科		90						360											
	部、	帝(	部	部	部	部	部	部	郊	並	ച	市民工学科	:科	60				学科		240	
工												如	郊	電気電子	·工学科	90	540			共通	20
,						機械工学科		100	010			20	20	400	2,200						
		応用化学	:科	100						400											
		情報知能	工学科	100						400											
		食料環境	システム学科	35				学科		140											
農学	部	資源生命	科学科	53	150			共通	10	212	620										
	生命機		生命機能科学科					10		248											
		クローバ	ル輸送科学科	80				学科		320											
海事科学	学 部	海洋安全	システム科学科	40	200			共通	10	160	820										
		マリンエンジニアリング学科		80				10		320											
	合		計		2, 535		5		145		10,655										

# 2 大学院

2 人子院					7	274	<u>ب</u> لم	□							444	_	<b>-</b>						
					入	学	定	員			Et wel-t-			l	総	<u></u>		<u>員</u>			III we t. t.		
		修士	<b>全世課程</b>		士課程		士課程-				課程	İ		專門		修士	課程			博士		<u> </u>	
区	分			前	期	後	期			学位	課程			前	期	後	期		1	学位	課程		
,		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
	文化構造専攻			17	44	8	20							34	88	24	60	)					
人文学研究科	社会動態専攻			27		12								54		36							
国際文化学研	文化相関専攻			18	47	6	15							36	94	18	45						
究科	グローバル文化専攻			29		9								58		27							
	人間発達専攻			51	91	11	17							102	178	33	51						
人間発達環境	(1年履修コース)			4										4									
学研究科	人間環境学専攻			36		6								72		18							
	理論法学専攻			25	37	14								50				)					
法学研究科	政治学専攻			12	01	6								24		18							
	実務法律専攻			14		0	<u> </u>			80	80			24		10		<u> </u>		240	240		
経済学研究科				83	83	22	22			30	30			166	166	66	66			240	240		
性仍 于初 九行	経営学専攻			51	51	34									100		102						
経営学研究科	現代経営学専攻			91	91	34	54			69	69			102	102	102	102	1		120	138		
	数学専攻			22	122	4	29			09	09			11	244	12	87	,		150	130		
	物理学専攻			24	144	5	i									15							
理学证索到	初连子导攻 化学専攻			28			i							48 56									
理学研究科	生物学専攻			24												18							
				24		7								48		21							
	惑星学専攻 バイオメディカル	O.F.	0.5	24		7						Ε0	Ε0	48		21							
医学研究科	サイエンス専攻	25	25									50	50										
	医科学専攻							78	78							1		312	312				
保健学研究科	保健学専攻			54	54	25	25							108	108	75	75	5					
	建築学専攻			64	316	8	42							128	632	24	126	5					
	市民工学専攻			42		6								84		18							
工学研究科	電気電子工学専攻			64		8								128		24							
	機械工学専攻			76		10								152		30							
	応用化学専攻			70		10								140		30							
システム情報	システム科学専攻 情報科学専攻			28	73	3	14							56	146	9	42	2					
学研究科				21		3								42		9							
7-WI 76/17	計算科学専攻			24		8								48		24							
	食料共生システ ム学専攻			26	120	6	25							52	240	18	75	5					
農学研究科	資源生命科学専攻			42		8								84		24							
	生命機能科学専攻			52		11								104		33							
海事科学研究科	海事科学専攻			60	60	11	11							120	120	33	33	3					
-	国際開発政策専攻			26	70	9	25							52	140	27	75						
国際協力研究	国際協力政策専攻			22		7								44		21							
科	地域協力政策専攻			22		9								44		27							
科学技術イノ																							
ベーション研	科学技術イノベ ーション専攻	40	40									80	80										
究科	計		65	1	160		200		78		140		190	0	220		907	,	210		270		
合	ĒΤ	<u> </u>	00	1,	168		299		18	l	149		130	2	, 332		897	<u> </u>	312	1	378		

# 神戸大学共通細則

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年3月31日

#### (入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

(合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績 等を総合して教授会が行う。

(盲 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。 私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成 績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀(90点以上)

優(80点以上90点未満)

良(70点以上80点未満)

可(60点以上70点未満)

不可 (60点未満)

- 2 秀,優,良,可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。
  - (2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。
  - (3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。
  - (4) 可 学修の目標を達成している。
  - (5) 不可 学修の目標を達成していない。

#### (学生証)

- **第5条** 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。
- 2 学生証は、入学したときに学長が発行する。
- 3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。
- 4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が 経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。
- 5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければ ならない。
- 6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

#### (欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に届け出なければならない。

#### (学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

#### (身上異動・住所変更届)

- 第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。
- **第9条** 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。
- 2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認め るときは、各研究科において定めることができる。

#### (健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

#### (様 式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙のとおりとする。

途中の附則(略)

#### 附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

(様式1号) 入学許可書(省略)

(様式2号) 宣誓書(省略)

様式3号

月 年 日 神戸大学 殿 学部 学科 学籍番号 番 住所 氏名 (印) 休 学 願 下記のとおり休学したいので御許可願います。 記 1 理由 2 期間 自 年 月 日 至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式5号

年 月 日 神戸大学 殿 学部 学科 学籍番号 番 本人住所 (印) 氏名 退 学 願 下記のとおり退学したいので御許可願います。 記 理由 2 退学 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式4号

月 年 日 神戸大学 殿 学部 学科 学籍番号 番 住所 (印) 氏名 復 学 願 下記のとおり復学したいので御許可願います。 記 1 理由 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書(復学意見書)添付のこと。 A4(297mm×210mm)

様式7号

年 月 日 神戸大学 殿 学部 学科 学籍番号 番 住所 氏名 欠 席 届 下記のとおり欠席しますからお届けします。 記 理由 1 2 期間 自 年 月 日 至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。A4(297mm×210mm)

様式6号(学生証)省略

様式8号			学	生	登	録	芽	É					年 月	日携	出	
学	部 20	(平成	)年	月	日入	学・進	学	学籍	番号							
学		ガナ														
	 左註	<u> </u>	てください	、(姓と	名の間	は1マン	ス空け,	濁音	<ul><li>半澤</li></ul>	音文:	字は1マ	スに言	2入)			
研	完科 ローマ	空														
課	稈	`	- ) ) ) (						1 -1-1							
	左語	まで記入し、	てください	ハ。(姓の	り全てか	なび名の	)頭文	子は大	文字と	: L, ;	姓と名	の間に	は1マス	、空けて	記人)	
専		名 	<del></del>		» (	())/ htm. T	7 ((61 - 7	/1.⇒⇒ =			/ m)					
指導教員(該当者のみ	 ) 生年月	手どおり楷  ロ 10		, 昭和		(字籍) 王		立記の 日生			使用)		外国	籍		
	土牛月	日 19	9 (	平成		<u> </u>		日生								
	自宅・下宿	・ 安・ ス	-D4h(	)	EΣ	ールアト" l				@					$\neg$	
			V)IE(	, T T		携帯				@					-	
現住所				<u> </u>		РС		が付与	するア		ス以外	を記入	してく	ださい		
(入学後の住所)	住 所		都道	Í												
			府県	Ļ	1 1	1		1	1 1			1	1			
	〔固定電訊					1	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	il		と入れて下る	
	〔携帯電話 名称	5) [	<u> </u>	<u>                                     </u>	-	<u></u> 電話	<u> </u>	<u> </u>	<u>                                     </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	単身	r・ <sub>夫</sub>	帰・家	族
本人の勤務先等 (該当者のみ)												1				
「		r pl						'	' '	٠	'	-			*********	م کللام اس
		F 月								<u> </u>				局	等学校	父子来
履 学 歴	•															
	•															
認定試験等職			高等	学校卒美	<b>美程度</b>	認定記	験,	大学入	(学資	格検	定試験	È	年月	度 合	格	
歴   概   歴そ の	. ~	•														
他	. ~	•														
	フリガナ					ĺ										
保護者等の住所 等		;	左詰で記え	入してく	ださい。	(姓と	名の間	は1マ	ス空け	,濁音	・半潴	音文字	ごは1マ	スに記	(入)	
	氏 名										本人	しとの	続柄(	(	)	
※学生本人が 独立生計者の場	〒		_													
合は、世帯主の	A- =r		都道													
氏名・住所等を 記入してくださ	住所		府県													
V %	〔固定電訊	f)				-					-					
	〔携帯電記	f)				_					_					
		(保護者														
緊急時の連絡先		(保護者	等の住所	片等) 以	人外のj	里絡先	がある	5。(	以下に	記入)						
<b>※</b> 該当する□に チェックしてく	氏"	名								本ノ	しとの	続柄	(		)	
ださい。	〔固定電	話]								_				<b>]</b> {	勤務先 自宅	
	〔携帯雷	話				-				_						

- 注 1 本人の氏名, 生年月日は戸籍どおり(外国人は住民票どおり)正確に記入してください。
  - 2 高校卒業後の学歴を有する者は、最終出身学校名・学部・学科等(中退を含む。)まで記入してください。
  - 3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担 当係に提出してください。
  - 4 この学生登録票に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係 書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡発信する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

)

神戸大学

学部長 殿研究科長 殿

	学 部	学科課程
	研究科	専 攻 課 程
学籍番号		フリガナ 氏 名 戸籍どおり楷書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

□改姓 □改名 □現住所等変更 □保護者等の住所等変更 □その他の変更( (以下は、変更した事項のみ記入してください。)

	ローマ字 左詰めで記入してくだ。 1マス空けて記入)	さい。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間は
	新	異動年月日 年 月 日
	旧	※証明書類を必ず添付してください。
身 上 異 動 (改姓, 改名等) 現 住 所	自宅・学生寮・その他(	) Eメールアドレス (□携帯 □PC) @
	郵便番号 — —	大学が付与するアドレス以外を記入し てください。
	住 所 都道 府県	
	〔固定電話〕	
	〔携帯電話〕	
本人の勤務先等	勤務先名	
(該当者のみ)	電話	_
保護者等の住所等	フリガナ 氏 名	本人との続柄
※ 学生本人が独立	   郵便番号	〔固定電話〕 — — —
生計者の場合は、 世帯主の氏名・住 所等を記入してく	_	〔携帯電話〕 – – –
ださい。	住 所 都道 府県	
	□ 保護者等の住所等と同じ。 □ 保護者等の住所等以外の	。 (以下の記入不要) D連絡先がある。 (以下に記入)
緊急時の連絡先	フリガナ 氏 名	本人との続柄
	〔固定電話〕	
	〔携帯電話〕	

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業料関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導上必要な場合に限り利用します。

# 神戸大学学生懲戒規則

平成16年4月1日 制定最近改正 平成27年3月31日

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

#### (懲 戒)

**第2条** 懲戒は、本学の規定に違反し、学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

#### (懲戒の内容)

- 第3条 懲戒の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校及び次の行為を禁止すること。
  - イ 本学の施設及び設備を利用すること(本学が発行したアカウントを用いて,本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み,特に退去を命ぜられない限り,本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。)。
  - ロ 本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ,再入学を認めないこと。

## (懲戒の発議)

- 第4条 懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生の所属学部又は研究科の教授会(以下「教授会」という。)は、その事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議 するものとする。
- 2 学長が指名した理事は、前項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べることができる。
- 3 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処 分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

#### (複数の学部又は研究科に係わる場合の懲戒手続)

**第5条** 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部又は研究科に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

#### (弁 明)

- 第6条 教授会は、第4条第1項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、 口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を 提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

#### (懲戒処分の決定)

- 第7条 学長は、第4条第3項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。
- 2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

#### (懲戒処分の通知)

- 第8条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。
- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

#### (懲戒の発効)

**第9条** 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

#### (無期停学の解除)

- 第10条 教授会は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。
- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

#### (異議申立て)

- 第11条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。
- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の要否を評議会に付議するものとする。
- 3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

(平成16年4月1日教育研究評議会決定)

神戸大学学生懲戒規則に定める手続の適正化,透明化を図るに当たっては,懲戒処分に該当する 行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから,次の申合せを行うものと する。

- 1 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。
  - (1) 学生の本分に反する重大な犯罪行為
  - (2) 本学の教職員又は学生に対する暴力行為
  - (3) 本学の施設・設備への重大な破壊行為
  - (4) 本学の教育・研究活動に対する重大な妨害行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 2 教育研究機関としての大学のなす懲戒は、教育的な配慮から慎重に行われなければならず、学生の自主的な活動に対しては、特に慎重な配慮が加えられなければならない
- 3 申合せ第1項は、懲戒対象行為を限定し、その明確化を図ることを旨とし、従来了解されて きたその範囲を拡大するものではない。

# 神戸大学学生表彰規程

平成17年2月17日 制定 最近改正 平成25年6月25日

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条第2項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の基準)

- **第2条** 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。
- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
  - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模の競技会,公演会,展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
  - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
  - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
  - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ロ 人命救助,犯罪防止,災害救助等に貢献したことにより,公的機関等から表彰を受ける等 社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

#### (表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長,各研究科長,各課外活動団体の顧問教員等は,前条各号のいずれかに該当する と認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は,別記様式第1に より学長に推薦するものとする。

## (被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、学生委員協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

#### (表彰の方法)

- 第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

## (表彰の時期)

**第6条** 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当する表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

(事 務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に 定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、施行日以後の学生及び学生団体の活動について適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附即

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

別記様式 省略

# 神戸大学における授業料,入学料,検定料 及び寄宿料の額に関する規程

平成16年4月1日 制定最近改正 平成27年3月31日

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則(平成16年4月1日制定)第52条の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (授業料, 入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。)、入学料(幼稚園にあっては、八園料。以下同じ。)及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授業	料	入 学 料	検 定 料
学部	年額	535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科(法学研究科実 務法律専攻を除く。)	年額	535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額	804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき	267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額	73,200円	31,300円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額	115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額	4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生 • 聴講生	1単位につき	14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額	29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき	14,800円	/	/
特別研究学生	月額	29,700円	/	/

- 2 神戸大学教学規則(以下「教学規則」という。)第22条第4項(教学規則第72条において準用する場合を含む。)の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。
- 3 学部において、出願書類等による選抜(以下この項及び次項において「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この項及び次項において「第二段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわら

- ず,第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし,第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。
- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の 選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る 額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において,入学 を許可するための試験,健康診断,書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額 は、次の表のとおりとする。

区分	検 定 料
小学校	3,300円
中等教育学校の前期課程	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に 規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を 許可するための選考等において、抽選等(以下この項において「試験等」という。)を行う場合 の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、 次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げるとおりとする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 7 学部の転入学,編入学又は再入学に係る検定料の額は,第1項の規定にかかわらず,30,000円とする。
- 8 編入学, 転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は, 当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 9 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条ただし書の規定により、大学院研究科の修士課程を修了し、引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

# (寄宿料の額)

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は、次の表のとおりとする。

区分	学 生 寮 等 の 名 称	寄 宿 料
	住吉国際学生宿舎	月額 4,700円
居室が単身用の	白鴎寮	月額 5,900円
	住吉寮,女子寮,国維寮,インターナショナル・レジデンス(単身室	月額 18,000円
場合	床面積15㎡未満)	
	インターナショナル・レジデンス(単身室 床面積15㎡以上)	月額 21,000円
	国際交流会館 (夫婦室)	月額 9,500円
居室が世帯用の	国際交流会館(家族室)	月額 11,900円
場合	インターナショナル・レジデンス(夫婦室)	月額 45,000円
	インターナショナル・レジデンス(家族室)	月額 49,000円

2 この条に定めるもののほか、寄宿料の額に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 交通機関の運休. 気象警報の発表の場合における授業.

# 定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定

交通機関の運休及び気象警報の発表については、下記のとおり取り扱うものとする。

記

#### 1. 交通機関の運休の場合

<1>六甲台地区において開講する授業

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合,当日のその後に開始する授業(定期試験を含む) を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線)が運休した場合
- (2) 阪急電鉄(神戸線)及び阪神電気鉄道(阪神本線)が同時に運休した場合
- (3) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合ただし、次の場合は授業を実施する。
- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

## <2>楠地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合,当日のその後に開始する授業(定期試験を含む) を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線), 阪急電鉄(神戸線), 阪神電気鉄道(阪神本線)が全て同時に運休 した場合
- (2) JR西日本(神戸線),神戸市営地下鉄(西神・山手線)が同時に運休した場合 ただし、次の場合は授業を実施する。
- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

## <3>名谷地区において開講する授業

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合,当日のその後に開始する授業(定期試験を含む) を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線)が運休した場合
- (2) 阪急電鉄(神戸線)及び阪神電気鉄道(阪神本線)が同時に運休した場合

- (3) 神戸市営地下鉄(西神・山手線)が運休した場合ただし、次の場合は授業を実施する。
- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前 10 時までに、交通機関が運行した場合は、午後 1 時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### <4>深江地区において開講する授業

JR西日本(神戸線), 阪急電鉄(神戸線), 阪神電気鉄道(阪神本線)が全て同時に運休 した場合, 当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

ただし, 次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から 実施する。

#### 2. 気象警報の発表の場合

神戸市に警報(ただし暴風,大雪,暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合,当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

なお, 気象警報が広域に発表された場合は, 神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用 する。

ただし, 次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から 実施する。

#### 3. 休講の周知方法

交通機関の運休又は気象警報の発表が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1.交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて 交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
  - 2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
  - 3.気象警報の発表及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
  - 4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。
  - 5.このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
  - 6.この申合せは、平成28年4月1日から適用する。

# 神戸大学日本語等授業科目履修規則

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年4月1日

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第28条第2項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (日本語等授業科目及び単位数)

第2条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

#### (履修手続)

第3条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

#### (試 験)

- **第4条** 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末又はクォーター末以外の時期に行うことがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を 満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、国際連携推進機構国際教育総合センター留学生教育部門において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

#### (単位の取扱)

第5条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

#### (雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、国際教育総合センター留学生教育部門長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については,改正後の別表の規定にかかわらず,なお従前の例による。

## 別表(第2条関係)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語 I A	0.5	日本語IVA	0.5	日本語VIIA	0.5	日本事情ⅡA	0.5
日本語IB	0.5	日本語IVB	0.5	日本語VIIB	0.5	日本事情ⅡB	0.5
日本語 II A	0.5	日本語VA	0.5	日本語ⅧA	0.5		
日本語Ⅱ B	0.5	日本語VB	0.5	日本語ⅧB	0.5		
日本語ⅢA	0.5	日本語VIA	0.5	日本事情IA	0.5		
日本語ⅢB	0.5	日本語VIB	0.5	日本事情 I B	0.5		

# <神戸大学大学教育推進機構関係規則等>

# 神戸大学全学共通授業科目履修規則

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年3月22日

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (全学共通授業科目の区分)

第2条 全学共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

共通専門基礎科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

## (全学共通授業科目及び単位数)

- 第3条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。
- 3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

#### (全学共通授業科目の年次配当)

第4条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。 (履修要件)

第5条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

#### (履修手続)

第6条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

#### (試 験)

- **第7条** 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
- 3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を 満たす場合は、この限りでない。
- 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

## (成績評価基準)

第8条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

#### (雑 則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学教育 推進機構国際教養教育院長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の第2条及び別表(基礎教養科目及び総合教養科目に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別表(第3条関係)

全学共通授業科目及び単位数

		授業科目の区分等	授業科目	単位	備考
		哲学	哲学	1	
		心理学	心理学A	1	
	人文系	心建于	心理学B	1	
		論理学	論理学	1	
	系	教育学	教育学A	1	1
		教 月 子	教育学B	1	
		倫理学	倫理学	1	
		34-24 34-24	法学A	1	
		法学	法学B	1	
	社	76.77. NA	政治学A	1	
	会	政治学	政治学B	1	
	科	Very Side SVC	経済学A	1	
基	**	経済学	経済学B	1	
		社会学	社会学	1	
		地理学	地理学	1	
礎			医学A	1	
		医学	医学B	1	
教	h 4.		保健学A	1	
教	生命		保健学B	1	
	和科	保健学	健康科学A	1	
養	学		健康科学B	1	
1	系		使尿性子D		
		H- H/m 124	生物学A	1	
科		生物学	生物学B	1	
			生物学C	1	
		NW .NV.	数学A	1	
目		数学	数学B	1	
			数学C	1	
		物理学	物理学A	1	
	自	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	物理学B	1	
	然		化学A	1	
	科	化学	化学B	1	
	科 学	12 3	化学C	1	
	系		化学D	1	
			惑星学A	1	
		惑星学	惑星学B	1	
			惑星学C	1	
		情報科学	情報学A	1	i
			情報学B	1	1
		教育と人間形成	教育と人間形成	1	
44		文学	文学A	1	
総		大于	文学B	1	1
合	$\overline{}$	<b>三氢到兴</b>	言語科学A	1	
П	1	言語科学	言語科学B	1	
教	<u> </u>	世华人士儿	芸術と文化A	1	
	多立	芸術と文化	芸術と文化B	1	
養	文化		日本史A	1	
	理	日本史	日本史B	1	
科	解	+->>/-	東洋史A	1	
ы	/41	東洋史	東洋史B	1	
目			アジア史A	1	
		アジア史	アジア史B	1	
		•	1/ Y / AD	1 + 1	

	I	再送中D	1	
		西洋史B 考古学A	1	
	考古学	考古学B	1	
		芸術史A		
	芸術史	芸術史B	1	
			1	
	美術史	美術史A	1	
		美術史B	1	
	科学史	科学史A	1	
	九人田和中	科学史B	1	
	社会思想史	社会思想史	1	
	文化人類学	文化人類学	1	
	現代社会論	現代社会論A	1	
	地域・	現代社会論B	1	
	越境する文化	越境する文化	1	
	生活環境と技術	生活環境と技術 学校教育と社会	1	
	学校教育と社会		1	
	カタチの文化学	カタチの文化学A	1	
	41. 产什么/ (本中	カタチの文化学B	1	
	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	
<u> </u>	現代物理学が描く世界	現代物理学が描く世界	1	
2	身近な物理法則	身近な物理法則	1	
自	カタチの自然学	カタチの自然学	1	
然	ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術A	1	
界		ものづくりと科学技術B	1	
$\mathcal{O}$	生命科学	生命科学A	1	
成		生命科学B	1	
り		生物資源と農業A	1	
立ち	生物資源と農業	生物資源と農業B	1	
り		生物資源と農業C	1	
		生物資源と農業D	1	
	環境学入門	環境学入門A	1	
		環境学入門B	1	
	社会と人権	社会と人権A	1	
		社会と人権B	1	
_	男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	
3		男女共同参画とジェンダーB	1	
) グ	グローバルリーダーシップ育成基礎 演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
D D	EU基礎論	EU基礎論	1	
1	国際協力の現状と課題	国際協力の現状と課題A	1	
バ	国际協力の現仏と課題	国際協力の現状と課題B	1	
ル	政治と社会	政治と社会	1	
イ	社会生活と法	社会生活と法	1	
シュ	国家と法	国家と法	1	
1	用作の奴対	現代の経済A	1	
'	現代の経済	現代の経済B	1	
	経済社会の発展	経済社会の発展	1	
	企業と経営	企業と経営	1	
	地球史における生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	
	生物の環境適応	生物の環境適応	1	
	人間活動と地球生態系	人間活動と地球生態系	1	
		食と健康A	1	
	食と健康	食と健康B	1	
		資源・材料とエネルギーA	1	
	資源・材料とエネルギー			
		資源・材料とエネルギーB	1	

			DOD # 7# ( H- /-+ / / / / / / / /-	T . T	
	_	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)A	1	
	4		ESD基礎(持続可能な社会づくり1)B	1	
	Ů	ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1	
	Е		ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1	
	S	ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	
	D		ESD生涯学習論B	1	
		ESDボランティア論	ESDボランティア論	1	
		企業社会論	企業社会論A	1	
	5		企業社会論B	1	
	Ü	職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
	丰		職業と学びーキャリアデザインを考えるB	1	
	ヤリ	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2	
	ア	ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	
	科	W. J. J. J. J. C. C. Z. G. IMILES	ボランティアと社会貢献活動B	1	
	目	グローバルチャレンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又 は2	
		神戸大学史	神戸大学史A	1	
	_	TT/ 八十文 	神戸大学史B	1	
	6	神戸大学の研究最前線	神戸大学の研究最前線A	1	
	$\smile$	TT   八十四川九取川豚	神戸大学の研究最前線B	1	
	神	后油,冰收土毒(()	阪神·淡路大震災A	1	
	戸	阪神·淡路大震災	阪神·淡路大震災B	1	
	学	海への誘い	海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2	
			English Communication A1	0.5	
			English Communication A2	0.5	
			English Communication B1	0.5	
			English Communication B2	0.5	
			English Literacy A1	0.5	
			English Literacy A2	0.5	
			English Literacy B1	0.5	
			English Literacy B2	0.5	
			Productive English 1	0.5	
			Productive English 2	0.5	
			Autonomous English 1	0.5	
			Autonomous English 2	0.5	
外	外国語	连笠 I	Advanced English A1	0.5	
. 1		III N 1	Advanced English A2 Advanced English A2	0.5	
玉			Advanced English B	0.5	
			Advanced English C	1	
語			Advanced English C Advanced English GEC (Productive) 1	0.5	
col.				-	
科			Advanced English GEC (Productive) 2	0.5	
1			Advanced English GEC (海外研修)	1	
口			Advanced English GEC (プレゼンケーション) 1	0.5	
			Advanced English GEC (プレセンケーション) 2	0.5	
			Advanced English GEC (ライティング) 1	0.5	
			Advanced English GEC (ライティング) 2	0.5	
			Advanced English GEC (ディスカッション)1	0.5	
			Advanced English GEC (ディスカッション)2	0.5	
			ドイツ語初級A1	0.5	
			ドイツ語初級A2	0.5	
			ドイツ語初級B1	0.5	
			ドイツ語初級B2	0.5	
	外国	語第Ⅱ	ドイツ語初級A3	0.5	
		<sup>1⊓</sup> № π	ドイツ語初級A4	0.5	
			ドイツ語初級B3	0.5	

ドイツ語初級B4	0.5
ドイツ語初級SA3	0.5
ドイツ語初級SA4	0.5
ドイツ語初級SB3	0.5
ドイツ語初級SB4	0.5
ドイツ語中級C1	0.5
ドイツ語中級C2	0.5
フランス語初級A1	0.5
フランス語初級A2	0.5
フランス語初級B1	0.5
フランス語初級B2	0.5
フランス語初級A3	0.5
フランス語初級A4	0.5
フランス語初級A4 フランス語初級B3	0.5
フランス語初級B3	0.5
フランス語初級SA3	0.5
フランス語初級SA4	0.5
フランス語初級SB3	
	0.5
フランス語初級SB4	0.5
フランス語中級C1	0.5
フランス語中級C2	0.5
中国語初級A1	0.5
中国語初級A2	0.5
中国語初級B1	0.5
中国語初級B2	0.5
中国語初級A3	0.5
中国語初級A4	0.5
中国語初級B3	0.5
中国語初級B4	0.5
中国語初級SA3	0.5
中国語初級SA4	0.5
中国語初級SB3	0.5
中国語初級SB4	0.5
中国語中級C1	0.5
中国語中級C2	0.5
ロシア語初級A1	0.5
ロシア語初級A2	0.5
ロシア語初級B1	0.5
ロシア語初級B2	0.5
ロシア語初級A3	0.5
ロシア語初級A4	0.5
ロシア語初級B3	0.5
ロシア語初級B4	0.5
ロシア語中級C1	0.5
ロシア語中級C2	0.5
第三外国語(ドイツ語) T1	0.5
第三外国語(ドイツ語)T2	0.5
第三外国語(ドイツ語)T3	0.5
第三外国語(ドイツ語)T4	0.5
第三外国語(フランス語) T1	0.5
第三外国語(フランス語)II 第三外国語(フランス語)T2	0.5
第三外国語(フランス語) T3	0.5
第三外国語(プランス語) T4	0.5
第三外国語(韓国語)T1	0.5
第三外国語(韓国語)T2 第三外国語(韓国語)T3	0.5

1	第三外国語(韓国語)T4	0.5
	第三外国語(スペイン語) T1	0.5
	第三外国語(スペイン語)T2	0.5
	第三外国語(スペイン語)T3	0.5
	第三外国語(スペイン語)T4	0.5
	第三外国語(イタリア語) T1	0.5
	第三外国語(イタリア語) T2	0.5
	第三外国語(イタリア語) T3	0.5
	第三外国語(イタリア語) T4	0.5
	情報基礎	1
情報科目	情報科学1	1
	情報科学2	1
	健康・スポーツ科学講義A	1
	健康・スポーツ科学講義B	1
<b>放</b> 床 2.2 以70.24	健康・スポーツ科学講義C	1
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎1	0.5
	健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5
	健康・スポーツ科学実習1	0.5
	健康・スポーツ科学実習2	0.5
	論理学S1	1
	論理学S2	1
	心理学S1	1
	心理学S2	1
	心と行動	2
	文化人類学S1	1
	文化人類学S2	1
	社会学S1	1
	社会学S2	1
	社会思想史S1	1
	社会思想史S2	1
	地理学S1	1
	地理学S2	1
	日本国憲法1	1
	日本国憲法2	1
	線形代数入門1	1
	線形代数入門2	1
	線形代数1	1
	線形代数2	1
	線形代数3	1
	線形代数4	1
	微分積分入門1	1
	微分積分入門2	1
	微分積分1	1
共通専門基礎科目	微分積分2	1
**	微分積分3	1
	微分積分4	1
	数理統計1	1
	数理統計2	1
	物理学入門	1
	力学基礎1	1
	力学基礎1 力学基礎2	
	力学基礎1 力学基礎2 電磁気学基礎1	1
	力学基礎1 力学基礎2	1 1
	力学基礎1 力学基礎2 電磁気学基礎1	1 1 1
	力学基礎1 力学基礎2 電磁気学基礎1 電磁気学基礎2	1 1 1 1

相対論基礎 物理学実験基礎	1	
物理学実験	2	
基礎無機化学1	1	
基礎無機化学2	1	
素材化学A1	1	
素材化学A2	1	
素材化学B1	1	
素材化学B2	1	
基礎無機化学	1	
基礎有機化学	1	
基礎物理化学1	1	
基礎物理化学2	1	
物理化学1	1	
物理化学2	1	
物理化学3	1	
物理化学4	1	
基礎有機化学1	1	
基礎有機化学2	1	
有機化学1	1	
有機化学2	1	
有機化学3	1	
有機化学4	1	
化学実験1	1	
化学実験2	1	
生物学概論A1	1	
生物学概論A2	1	
生物学概論B1	1	
生物学概論B2	1	
生物学概論C1	1	
生物学概論C2	1	
生物学概論D1	1	
生物学概論D2	1	
生物学各論A1	1	
生物学各論A2	1	
生物学各論B1	1	
生物学各論B2	1	
生物学各論C1	1	
生物学各論C2	1	
生物字台論U2 生物学各論D1	1	
	1	
生物学各論D2		
生物学各論E1	1	
生物学各論E2	1	
生物学実験1	1	
生物学実験2	1	
基礎地学1	1	
基礎地学2	1	
地学実験A	1	
地学実験B	1	
図学1	1	
図学2	1	
図学演習1	0.5	
図学演習2	0.5	
日本国憲法	2	
総合科目I		その都度定
総合科目 II		その都度定

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

# 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年2月22日

- 第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第3項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。
- 第2条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の試験(医学部及び海事科学部の学生にあっては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。
- 第3条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。
  - (1) 受験をした科目の成績が、50点(5割)以上であること。
  - (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
  - (3) 再試験実施時に休学していないこと。
- 第4条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。
  - (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
  - (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。
  - (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
  - (4) 試験時間は、45分、60分又は90分とする。
  - (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
  - (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。
- 第5条 再試験で合格した場合の成績評価は(60点)とする。

## 附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

注:理学部では、この制度により再受験できる科目はありません。

# 全学共通授業科目の追試験に関する内規

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年1月22日

- 第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第4項の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。
- 第2条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、大学教育推進機構国際 教養教育委員会の議を経て行うことがある。
  - (1) 急性の病気
  - (2) 忌引(配偶者,二親等内の親族)
  - (3) 不慮の事故(自損,他損を問わない。)
  - (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
  - (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習,介護体験,学外での調査・見学等)
  - (6) その他やむを得ない事由
- 2 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 配偶者又は父母 7日以内
  - (2) 子 5日以内
  - (3) 配偶者の父母 3日以内
  - (4) 二親等の親族 3日以内
- 第3条 追試験受験の願い出は,事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して国際教養教育院長に提出するものとする。
- 第4条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後1週間以内とする。
- 第5条 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。
- 第6条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。
- 第7条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

#### 附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

# 全学共通授業科目の追試験に関する内規の申し合わせ

平成25年6月20日 教務専門委員会決定 最近改正 平成28年1月22日

追試験に関する内規第2条第1項第1号に規定する「急性の病気」については、医師の診断書 (治療期間の明記されたものに限る)又は診断書に準ずるものが提出された場合、あるいは提出 することを条件に、これを認めるものとする。

# 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

平成26年1月23日 制定 平成27年1月22日 改正

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を 確保するため、その手続きについて定める。

#### (申し立ての理由)

学生は受講した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に 照らして疑義がある場合は、国際教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員 に説明を求めることができるものとする。

#### (申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後1週間以内に行うこととし、申し立て を行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、教育推 進課共通教育グループに提出することとする。

#### (申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教育推進課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、国際教養教育院長に報告することとする。

#### 附則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学教育推進機構規則(抄)

平成17年4月1日 制定最近改正 平成28年3月22日

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第2条の2第3項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構(以下「機構」という。)の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目 的)

第2条 機構は、大学教育の推進を図ることを目的とする。

(組 織)

- 第3条 機構に、次の組織を置く。
  - (1) 大学教育推進本部
  - (2) 国際教養教育院
  - (3) 国際コミュニケーションセンター(以下「センター」という。)
  - (4) 大学教育研究推進室
- 2 大学教育推進本部,国際教養教育院,センター及び大学教育研究推進室の業務内容は,次の表に掲げるとおりです。(業務内容表 略)

(職員)

- 第4条 機構に、次の職員を置く。
  - (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 大学教育推進本部長
  - (4) 国際教養教育院長
  - (5) 国際コミュニケーションセンター長(以下「センター長」という。)
  - (6) 大学教育研究推進室長
  - (7) 大学教育推進本部副本部長
  - (8) 国際教養教育院副院長
  - (9) 国際コミュニケーションセンター副センター長(以下「センター副長」という。)
  - (10) 教授, 准教授, 講師, 助教及び助手
  - (11) その他の職員

以下 略

# 2. 学 部 規 則 等

# 神戸大学理学部規則

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年3月19日

(趣 旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

#### (本学部における教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然の理解を深め、社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的とする。

(学 科)

第2条 本学部に次の学科を置く。

数 学 科

物 理 学 科

化 学 科

生 物 学 科

惑 星 学 科

#### (各学科における教育研究上の目的)

- 第2条の2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
  - (1) 数学科

広い知識を授けるとともに、解析数理、構造数理、応用数理の教育研究を行い、教養並びに数 学及びその応用に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(2) 物理学科

広い知識を授けるとともに、物質の構造及び機能を根本原理から理解するための教育研究を行い、教養及び物理学に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(3) 化学科

広い知識を授けるとともに、新しい概念及び学際領域の創出を意図した化学の教育研究を行い、教養及び幅広い化学の専門的な知識を身に付け、未開拓の分野への意欲的取り組み並びに問題認識及び解決能力を身に付けた創造力のある人材を養成することを目的とする。

(4) 生物学科

広い知識を授けるとともに、分子・細胞レベルから種及び生態系レベルまでの基礎生物学的教育研究を行い、教養及び生物学に関する専門的な知識並びに科学的な考え方を身に付けた人材を養成することを目的とする。

(5) 惑星学科

広い知識を授けるとともに、地球及び太陽系・宇宙についての教育研究を行い、教養及び惑星学に関する専門的知識並びに自然の中から自ら問題を発見し解決する能力を身に付けた人材を養成することを目的とする。

#### (授業科目及び単位数)

- 第3条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。
- 3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。

#### (単位の基準)

- 第4条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。
  - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習,実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 数学講究については、論文等をもって8単位とする。
  - (4) 特別研究については、論文等をもって6単位、8単位、10単位、12単位又は14単位とする。

#### (履修要件)

- **第5条** 学生は、別表第2に定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。
- 2 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところにより、これらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

## (履修科目の登録の上限)

- 第6条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は,50単位とする。ただし、一学期間に登録できる履修科目は、原則として28単位までとする。
- 2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項 に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 3 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

#### (授業科目の履修)

- 第7条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする授業科目を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に届け出なければならない。
- 2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところにより、これらの単位数を別表第 2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

- 第8条 学生は、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、本学部と協定している他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。)の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定 に基づかずに外国の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として、本学部において修得したものとみなし、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

## (休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第8条の2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に本学部と協定を締結している外国の大学又は

短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学部において修得したものとみ すことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、本学部において修得したものとみすことができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により本学部に おいて修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位 数に算入することができる。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

- 第9条 教学規則第35条第1項に規定する単位の認定は教授会の議を経て行う。
- 2 前項の規定により認定された単位数は、第8条第3項並びに前条第1項及び第2項により本学 部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単 位数に算入することができる。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

- 第10条 教学規則第36条第1項及び第2項に規定する既修得単位等の認定は、教授会の議を経て行う。
- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに必要な書類を学部 長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第8条第3項、第8条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学部において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

#### (編入学者及び再入学者の修業年数等)

第11条 教学規則第37条の規定に基づく編入学者及び再入学者の修業すべき年数,履修すべき科目 及びその単位等については別に定める。

## (試 験)

第12条 試験は、科目試験及び論文試験とする。

#### (科目試験)

- 第13条 科目試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。
- 2 事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては、教授会の議を経て、別途に 試験を行うことがある。

#### (論文試験)

- 第14条 論文試験は、数学講究又は特別研究の結果の審査及び口頭試問とする。
- 2 論文試験を受ける者は、原則として各学科所定の講義、演習、実験・実習の単位を修得していなければならない。

#### (成績評価基準)

第15条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

## (卒 業)

第16条 教学規則第22条第1項に規定する期間在学し、第5条に規定する要件を満たした者につい

て,卒業を認定する。

2 教学規則第22条第2項に規定する早期卒業の認定の基準は、別に定める。

#### (転学部)

- 第17条 他学部の学生で、所属学部長の承認を得て本学部に転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。
- 2 前項の転学部は、学年の初めに行うものとする。

#### (転 学 科)

- 第18条 転学科を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。
- 2 前項の転学科は、学年の初めに行うものとする。

#### (特別聴講学生)

- 第19条 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を経由して学部長に願い出るものとする。
- 2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される期間とする。

#### (科目等履修生)

第20条 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

#### (聴講生)

第21条 聴講生に関する事項は、別に定める。

#### (研究生)

第22条 研究生に関する事項は、別に定める。

## (教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第23条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規制(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学部において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

## (学芸員の資格の取得)

- 第23条の2 学芸員の資格を取得しようとする惑星学科の学生は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定に基づく科目の履修については、別に定める。

#### (雑 則

**第24条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、 学部長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については、改正後の第4条,別表第1(基礎教養科目及び総合教養科目に係る部分を除く。)及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 別表 第1 授業科目及び単位数(第3条関係)

# イ 本学部共通

	授	業科目の区分等	授業科目	単位	備考
		哲学	哲学	1	•
			心理学A	1	
	人	心理学	心理学B	1	
	人文系	論理学	論理学	1	
基	系		教育学A	1	
		教育学	教育学B	1	
		倫理学	倫理学	1	
		ÿ+ ≥÷	法学A	1	
礎		法学	法学B	1	
促	社	エトン/ヘント	政治学A	1	
	会科学系	政治学	政治学B	1	
	科学	\$\text{\alpha} \alpha	経済学A	1	
	系	経済学	経済学B	1	
教		社会学	社会学	1	
		地理学	地理学	1	
		定兴	医学A	1	
		医学	医学B	1	
	生		保健学A	1	
養	命	保健学	保健学B	1	
	命科学		健康科学A	1	
	学		健康科学B	1	
	系	生物学	生物学A	1	
科			生物学B	1	
什			生物学C	1	
			数学A	1	
		数学 自然 科 学 系	数学B	1	
	自		数学C	1	
目			惑星学A	1	
	学		惑星学B	1	
	系		惑星学C	1	
		情報科学	情報学A	1	
			情報学B	1	
	(1)多文	教育と人間形成	教育と人間形成	1	
総		文学	文学A	1	
		~ 1	文学B	1	
合		言語科学	言語科学A	1	
			言語科学B	1	
教		〜 多 芸術と文化 文	芸術と文化A	1	
			芸術と文化B	1	
養	化理	  日本史	日本史A	1	
	理解	理	日本史B	1	
科		解東洋史	東洋史A	1	
		木什义	東洋史B	1	
目		アジア史	アジア史A	1	
		• • • •	アジア史B	1	

		西洋史A	1	
	西洋史	西洋史B	1	
	In 1 W	考古学A	1	
	考古学	考古学B	1	
	tt the f	芸術史A	1	
	芸術史	芸術史B	1	
		美術史A	1	
	美術史	美術史B	1	
	科学史	科学史A	1	
		科学史B	1	=
	社会思想史	社会思想史	1	
	文化人類学	文化人類学	1	
		現代社会論A	1	
	現代社会論	現代社会論B	1	
	越境する文化	越境する文化	1	
	生活環境と技術	生活環境と技術	1	
	学校教育と社会	学校教育と社会	1	
		カタチの文化学A	1	化学科除外
	カタチの文化学	カタチの文化学B	1	化学科除外
	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	10.4 111/4%
	現代物理学が描く世			44
$\widehat{}$	界	現代物理学が描く世界	1	物理学科, 化学科除外
2	身近な物理法則	身近な物理法則	1	物理学科, 化学科除外
自	カタチの自然学	カタチの自然学	1	化学科除外
然		ものづくりと科学技術A	1	化学科除外
界	ものづくりと科学技術	ものづくりと科学技術B	1	化学科除外
$\mathcal{O}$	4. 4. 4. 4.	生命科学A	1	化学科除外
成	生命科学	生命科学B	1	化学科除外
り 立		生物資源と農業A	1	化学科除外
<u>ッ</u> ち	<b>上</b> 場次派 1. 曲 光	生物資源と農業B	1	化学科除外
.)	生物資源と農業	生物資源と農業C	1	化学科除外
		生物資源と農業D	1	化学科除外
	環境学入門	環境学入門A	1	
3		環境学入門B	1	
$\smile$	社会と人権	社会と人権A	1	
グ		社会と人権B	1	
口 l	男女共同参画とジェンダー	男女共同参画とジェンダーA	1	
バ		男女共同参画とジェンダーB	1	
ハルイシ	グローバルリーダーシップ育 成基礎演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
	EU基礎論	EU基礎論	1	
ユ	国際協力の現状と課	国際協力の現状と課題A	1	
1	題	国際協力の現状と課題B	1	
	政治と社会	政治と社会	1	
	社会生活と法	社会生活と法	1	
	国家と法	国家と法	1	
		現代の経済A	1	
	現代の経済		+	
		現代の経済B	1	

		企業と経営	企業と経営	1	
		地球史における生物 の変遷	地球史における生物の変遷	1	化学科,生物学科除外
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	化学科,生物学科除外
		人間活動と地球生態 系	人間活動と地球生態系	1	化学科,生物学科除外
			食と健康A	1	化学科除外
		食と健康	食と健康B	1	化学科除外
		資源・材料とエネル	資源・材料とエネルギーA	1	化学科除外
		ギー	資源・材料とエネルギーB	1	化学科除外
		ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)A	1	
		ESD座使	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)B	1	
	4	ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1	
	E		ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1	
	S	ESD生涯学習論	ESD生涯学習論A	1	
	D		ESD生涯学習論B	1	
		ESDボランティア論	ESDボランティア論	1	
		企業社会論	企業社会論A	1	
		<u></u>	企業社会論B	1	
	5	職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
	$\smile$		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
	キャ	社会基礎学(グローバル人 材に不可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠 な教養)	2	
	リアが	ボランティアと社会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動A	1	
	科目		ボランティアと社会貢献活動B	1	
		グローバルチャレンジ 実習	グローバルチャレンジ実習	1又は 2	
		44 == 1 . 24 d	神戸大学史A	1	
		神戸大学史	神戸大学史B	1	
	6	神戸大学の研究最前	神戸大学の研究最前線A	1	
	$\overline{}$	線	神戸大学の研究最前線B	1	
	神		阪神·淡路大震災A	1	
	戸	声   阪仲・	阪神·淡路大震災B	1	
	学	海への誘い	海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2	
			English Communication A1	0.5	
*			English Communication A2	0.5	
, I.			English Communication B1	0.5	
_,			English Communication B2	0.5	
玉			English Literacy A1	0.5	
			English Literacy A2	0.5	
吾			English Literacy B1	0.5	
	ᆈᆔ	新 <b>等</b> I	English Literacy B2	0.5	
計	クト国	語第 I	Productive English 1	0.5	
'			Productive English 2	0.5	
_			Autonomous English 1	0.5	
1			Autonomous English 2	0.5	
			Advanced English A1	0.5	

		Advanced English A2	0.5
		Advanced English B	0.5
		Advanced English C	1
		ドイツ語初級A1	0.5
		ドイツ語初級A2	0.5
		ドイツ語初級B1	0.5
		ドイツ語初級B2	0.5
		ドイツ語初級A3	0.5
		ドイツ語初級A4	0.5
		ドイツ語初級B3	0.5
		ドイツ語初級B4	0.5
		ドイツ語中級C1	0.5
		ドイツ語中級C2	0.5
		フランス語初級A1	0.5
		フランス語初級A2	0.5
		フランス語初級B1	0.5
		フランス語初級B2	0.5
		フランス語初級A3	0.5
		フランス語初級A4	0.5
		フランス語初級B3	0.5
		フランス語初級B4	0.5
		フランス語中級C1	0.5
		フランス語中級C2	0.5
	外国語第Ⅱ	中国語初級A1	0.5
		中国語初級A2	0.5
		中国語初級B1	0.5
		中国語初級B2	0.5
		中国語初級A3	0.5
		中国語初級A4	0.5
		中国語初級B3	0.5
		中国語初級B4	0.5
		中国語中級C1	0.5
		中国語中級C2	0.5
		ロシア語初級A1	0.5
		ロシア語初級A2	0.5
		ロシア語初級B1	0.5
		ロシア語初級B2	0.5
		ロシア語初級A3	0.5
		ロシア語初級A4	0.5
		ロシア語初級B3	0.5
		ロシア語初級B4	0.5
		ロシア語中級C1	0.5
		ロシア語中級C2	0.5
		情報基礎	1
<b>情</b>	報科目	情報科学1	1
113	12-11	情報科学2	1
		健康・スポーツ科学講義A	1
		健康・スポーツ科学講義B	1
		MCM 7 7 1 1 mt-数D	1 * 1

	健康・スポーツ科学講義C	1	
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎1	0.5	
	健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5	
	健康・スポーツ科学実習1	0.5	
	健康・スポーツ科学実習2	0.5	
	神戸大学理学部高度教養科目に関す		
同及软食作品	る内規で定める。		
	日本国憲法	2	
	数学教育論A	2	
	数学教育論B	2	
	数学教育論C	2	
	数学教育論D	2	
	理科教育論A	2	
	理科教育論B	2	
	理科教育論C	2	
	理科教育論D	2	
	物理学実験	2	
	化学実験1	1	
資格免許のための科目	化学実験2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
	地学実験A	1	
	地学実験B	1	
	教職実践演習(中•高)	2	
	教育実習事前事後指導	1	
	中学校教育実習I	2	
	中学校教育実習Ⅱ	4	
	高等学校教育実習	2	
	博物館資料保存論	2	
	博物館実習	3	
その他必要と認める科目	総合科目I		その都度定める。
てい他必安と認める科目	総合科目 II		その都度定める。

### ロ 数学科(◎印は必修科目を,○印は選択必修科目を示す。)

授業 目の 分		必修・ 選択必 修の別		単 位	授業科 目の区 分	必修・ 選択必 修の別	授業科目	単位	
		0	微分積分1	1		0	解析学IV	2	
		0	微分積分2	1		0	解析学V	2	
		0	微分積分3	1		0	解析学VI·同演習	3	
		0	微分積分4	1		○ 解析学VII			
		0	線形代数1	1		$\circ$	解析学Ⅷ	2	
		0	線形代数 2	1	専ー	$\circ$	関数論・同演習	3	
		0	線形代数3	1		$\circ$	複素解析	2	
		0	線形代数 4	1		$\circ$	関数方程式論 I	2	
	共	0	力学基礎 1	1		0	関数方程式論Ⅱ	2	
	通専	0	力学基礎 2	1		0	関数解析学 I	2	
	門	0	連続体力学基礎	1		0	関数解析学Ⅱ	2	
	基	0	熱力学基礎	1		0	代数学 I·同演習	3	
	礎科	0	電磁気学基礎 1	1	門	0	代数学Ⅱ	2	
	目	$\circ$	電磁気学基礎 2	1		$\circ$	代数学Ⅲ·同演習	3	
		0	量子力学基礎	1	]	0	代数学IV	2	
		0	相対論基礎	1	]	0	代数学V	2	
		$\circ$	基礎無機化学1	1		$\circ$	幾何学 I·同演習	3	
		$\circ$	基礎無機化学2	1		$\circ$	幾何学Ⅱ·同演習	3	
		$\circ$	生物学概論 С 1	1	科	$\circ$	幾何学Ⅲ	2	
		$\circ$	生物学概論 С 2	1		$\circ$	幾何学IV	2	
		0	基礎地学1	1		0	幾何学V	2	
		$\circ$	基礎地学2	1		$\circ$	確率論I	2	
		0	初年次セミナー	1		$\circ$	確率論Ⅱ	2	
_	<u>.</u>	0	解析学序論 I a	1		$\circ$	計算数学 I ・同演習	3	
草	1	0	解析学序論 I b	1	· 目	$\circ$	計算数学Ⅱ	2	
		0	解析学序論Ⅱa	1		$\circ$	計算数学Ⅲ	2	
門	1	0	解析学序論Ⅱb	1	]	0	表現論I	2	
		0	数学入門	1		$\circ$	表現論Ⅱ	2	
		$\circ$	数学演義	2		0	特別講義	その都 度定め	
和	}	0	数学要論 I a	1			コカ いれ 中子式	及足のる	
		0	数学要論 I b	1		0	◎ 数学講究		
		0	数学要論Ⅱ·同演習	3	経済・数理プログ		数学要論Ⅱ	2	
		0	線形代数V	2	埋ソ ロクラム教育コースの	·	解析学VI	2	
		0	解析学Ⅲ	2	科目		/5年77 <del>子 V</del> I	∠	

備考 特別講義については、テーマが異なる場合には、それぞれ2科目以上履修することができる。

ハ 物理学科(◎印は必修科目を、○印は選択必修科目を、●印は選択必修科目 I 類を、 △印は選択必修科目 II 類を、◇印は特別研究A(実験系)又は特別研究B (理論系)のうち、いずれかが必修科目であることを示す。)

授業 目の 分	区	必修・ 選択必 修の別	授業科目	単位	授業科 目の区 分	必修・ 選択必 修の別	授業科目	単位
		0	微分積分1	1		•	熱統計物理学	2
		0	微分積分2	1	1	•	惑星流体力学1	1
		0	微分積分3	1		•	惑星流体力学2	1
		0	微分積分 4	1	1	•	統計物理学I	2
		0	線形代数 1	1		•	統計物理学Ⅱ	2
		0	線形代数 2	1	1	•	統計物理学Ⅲ	2
	共	0	線形代数3	1	専	•	統計物理学IV	2
	通	0	線形代数 4	1	<del>守</del>	$\triangle$	解析学Ⅲ	2
	専	0	基礎無機化学1	1	1	•	物理数学 I	2
	門基	0	基礎無機化学2	1		•	物理数学Ⅱ	2
	礎	0	基礎有機化学1	1		•	物理数学Ⅲ	2
	科目	0	基礎有機化学2	1		•	物理数学IV	2
	Ħ	0	基礎物理化学1	1	1	•	量子力学 I	2
		0	基礎物理化学2	1		•	量子力学Ⅱ	2
		0	物理学実験	2	門	•	量子力学Ⅲ	2
		0	生物学概論C1	1	1	•	量子力学IV	2
		0	生物学概論 С 2	1	1	$\triangle$	物理学情報処理演習	2
		0	基礎地学1	1		$\triangle$	特殊相対性理論	2
		0	基礎地学2	1		$\triangle$	電磁力学	1
_		0	初年次セミナー	1		$\triangle$	宇宙物理学	2
		•	古典力学 I	1		$\triangle$	一般相対性理論	2
		•	古典力学Ⅱ	1	科	$\triangle$	物性物理学 I	2
専	1	•	剛体の力学	2		$\triangle$	物性物理学Ⅱ	2
		•	解析力学 I	2	1	$\triangle$	素粒子物理学	2
		•	解析力学Ⅱ	2	1	•	物理実験学	2
門	1	•	惑星学基礎 I −1	1		0	物理学実験 I	1.5
		•	惑星学基礎 I −2	1		0	物理学実験Ⅱ	1.5
		•	惑星学基礎Ⅱ-1	1		•	物理学実験Ⅲ	1.5
	,	•	惑星学基礎Ⅱ-2	1	] -	•	物理学実験Ⅳ	1.5
和	+	0	現代物理学 I	1	] 📙	•	物理学実験V	1.5
		0	現代物理学Ⅱ	1		•	物理学実験VI	1.5
		•	古典電磁気学 I	1		Δ	先端物理学	その都度定める
		•	古典電磁気学Ⅱ	1		Δ	特別講義	その都度定める
		•	電磁気学I	2		$\Diamond$	特別研究A(実験系)	10
		•	電磁気学Ⅱ	2	]	$\Diamond$	特別研究B(理論系)	6
		•	電磁気学Ⅲ	2	<u>l                                    </u>			

備考1 特別講義については、テーマが異なる場合には、2科目以上履修することができる。

2 先端物理学については、2単位を上限とする。

### 二 化学科(◎印は必修科目を,○印は選択必修科目を示す。)

授業科	・必修・		W.	授業科	必修・		N/
目の区		授業科目	単	目の区	選択必	授業科目	単
分	修の別		位	分	修の別		位
	0	微分積分1	1	7.	0	分子分光学 2	1
		微分積分2	1	1	0	無機化学基礎 1	1
		微分積分3	1	1	0	無機化学基礎 2	1
	0	微分積分4	1	1	0	無機化学 I -1	1
	0	線形代数1	1	1	0	無機化学 I -2	1
	0	線形代数 2	1	†	0	無機化学Ⅱ-1	1
	0	線形代数3	1	1	<u></u>	無機化学Ⅱ-2	1
	0	線形代数 4	1	1	0	無機化学Ⅲ-1	1
	$\bigcirc$	力学基礎 1	1	専	0	無機化学Ⅲ-2	1
	. 0	力学基礎 2	1	寸	0	分析化学 I -1	1
出   選	<u> </u>	電磁気学基礎1	1	1	0	分析化学 I -2	1
世	1	電磁気学基礎 2	1	†	0	分析化学Ⅱ-1	1
		連続体力学基礎	1	1	0	分析化学Ⅱ-2	1
基		熱力学基礎	1	1	0	固体化学1	1
磁	<u> </u>	量子力学基礎	1	1	0	固体化学2	1
科	1	相対論基礎	1	1	0	溶液化学1	1
		生物学概論 С 1	1	†	0	溶液化学 2	1
	0	生物学概論 С 2	1		0	有機化学基礎 1	1
	0	基礎地学1	1	門		有機化学基礎 2	1
		基礎地学2	1	1	0	有機化学 I -1	1
	0	物理学実験基礎	1	1	0	有機化学 I -2	1
	0	物理学実験	2	1	0	有機化学Ⅱ-1	1
	0	化学実験 1	1	1	0	有機化学Ⅱ-2	1
	0	化学実験 2	1	1	0	有機化学Ⅲ-1	1
	0	生物学実験1	1	1	0	有機化学Ⅲ-2	1
	0	生物学実験 2	1	1	0	生物化学 I -1	1
	0	初年次セミナー	1		0	生物化学 I -2	1
	0	物理化学基礎	1	科	0	生物化学Ⅱ-1	1
	0	化学熱力学 I -1	1	1	0	生物化学Ⅱ-2	1
専	0	化学熱力学 I -2	1	1	0	生物化学Ⅲ-1	1
,,	0	化学熱力学Ⅱ-1	1	1	0	生物化学Ⅲ-2	1
	0	化学熱力学Ⅱ-2	1	1	0	有機構造化学1	1
	0	化学熱力学Ⅲ-1	1	1	Ö	有機構造化学2	1
門	0	化学熱力学Ⅲ-2	1	1	Ö	有機合成化学1	1
	0	量子化学 I −1	1	1	0	有機合成化学2	1
	0	量子化学 I −2	1	1	0	化学熱力学演習	1
	0	量子化学Ⅱ-1	1	目	0	量子化学演習	1
科	0	量子化学Ⅱ-2	1	1	0	無機分析化学演習	1
	0	量子化学Ⅲ-1	1	1	Ö	有機化学演習	1
	0	量子化学Ⅲ-2	1	1	0	化学実験 I	8
	0	化学反応論 1	1	1	0	化学実験Ⅱ	6
目	0	化学反応論 2	1	1	0	計算機化学実験	1
	0	表面化学1	1	1			その都
	0	表面化学2	1	1		特別講義	度定め ろ
	Ö	分子分光学1	1	1	(i)	特別研究	14
備考1	#±.□[[ <del>:</del> ±	義については、テーマが異		人には			

備考1 特別講義については、テーマが異なる場合には、2科目以上履修することができる。

上記別表の共通専門基礎科目のうち、次の両科目を重複して卒業必要単位とすること はできない。
「物理学実験基礎」と「物理学実験」

**ホ 生物学科**(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目 I 類を, △印は選択必修科目 II 類を, ☆印は選択必修科目 II 類を示す。)

授業科	必修·		))/	授業科	必修·		227
目の区	選択必	授業科目	単 位	目の区	選択必	授業科目	単
	修の別	又 未 们 口	位		修の別		位
分	修り別	タウェス / 12 米4 ユーロロー	-1	分		4 Hm 2 (7) 二 3 3 1	1
		線形代数入門1	1	4	$\Rightarrow$	生物システム論1	1
	0	線形代数入門 2	1		☆	生物システム論2	1
		線形代数 1	1	]	$\Rightarrow$	神経細胞生物学1	1
	$\circ$	線形代数 2	1		$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	神経細胞生物学2	1
	0	微分積分入門 1	1		$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	分子生物学1	1
	$\bigcirc$	微分積分入門 2	1		$\Rightarrow$	分子生物学2	1
		微分積分1	1	1	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	環境解析学1	1
	$\overline{}$	微分積分2	1	1	$\Rightarrow$	環境解析学2	1
		物理学入門	1		$\Rightarrow$	細胞構築論 1	1
		力学基礎 1	1	1	$\Rightarrow$	細胞構築論 2	1
		刀子	1	専		神心神楽神 <u>/</u>	1
共		力学基礎 2	1		$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	植物環境生理学1	1
通	0	電磁気学基礎 1	1		$\Rightarrow$	植物環境生理学2	1
事	0	電磁気学基礎 2	1	_	$\Rightarrow$	分子遺伝学1	1
門門		連続体力学基礎	1		$\Rightarrow$	分子遺伝学2	1
基		熱力学基礎	1	]	$\Rightarrow$	行動分子生理学1	1
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		基礎無機化学1	1	]	$\Rightarrow$	行動分子生理学2	1
	0	基礎無機化学2	1	1	$\Rightarrow$	植物分子発生学1	1
科	Ô	基礎有機化学1	1	1	$\Rightarrow$	植物分子発生学2	1
	$\overline{}$	基礎有機化学 2	1	1	☆	遺伝情報機能論 1	1
	$\overline{}$	基礎地学1	1	1	☆	遺伝情報機能論2	1
		基礎地学2	1	HH	$\Rightarrow$	神経生理学1	1
		基礎物理化学1	1	門	$\Rightarrow$	神経生理学2	1
		基礎物理化学2		-	☆		
			1	-		神経行動学1	1
		地学実験A	1	4	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	神経行動学2	1
		地学実験B	1	4	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	植物ゲノム学1	1
	0	物理学実験基礎	1		$\Rightarrow$	植物ゲノム学2	1
	0	物理学実験	2		☆	動物生態学1	1
	$\bigcirc$	化学実験 1	1	1	$\Rightarrow$	動物生態学2	1
	0	化学実験 2	1	]	$\Rightarrow$	分子細胞情報学1	1
	0	初年次セミナー	1		$\Rightarrow$	分子細胞情報学2	1
	0	細胞生物学基礎 1	1		☆	生物学演習A	1
	0	細胞生物学基礎 2	1	科	☆	生物学演習B	1
	0	生化学基礎 1	1	1	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	生物学演習C	1
専	(6)	生化学基礎 2	1	1	☆	生物学演習D	1
	0	分子生物学基礎 1	1	†	(i)	生物学実験IA	2
	0	分子生物学基礎 2	1	1	0	生物学実験IB	2
	0	発生遺伝学基礎 1	1	†	0	生物学実験ⅡA	2
	0	発生遺伝学基礎 2		1	0	生物子美級ⅡA 生物学実験ⅡB	2
門			1	1		工物于天駅 II D	
	0	動物生理学基礎1	1	4	0	生物学実験Ⅱ℃	2
	0	動物生理学基礎2	1	4	0	生物学実験ⅢA	2
	0	植物生理学基礎 1	1	4	<u> </u>	生物学実験ⅢB	2
	0	植物生理学基礎 2	1	目	0	生物学実験ⅢC	2
科	0	進化系統学基礎1	1	1	$\triangle$	野外実習 I	1
1 1	0	進化系統学基礎2	1	]	$\triangle$	野外実習Ⅱ	1
	0	生態学基礎 1	1		$\triangle$	臨海実習 I	1
	0	生態学基礎 2	1		$\triangle$	臨海実習Ⅱ	1
	☆	海洋生物学 1	1	1	<u>−</u>	公開臨海実習	1
目	☆	海洋生物学 2	1	1		特別研究A	8
	$\Rightarrow$	形態形成論 1	1	1		特別研究B	8
	$\Rightarrow$	形態形成論 2	1	1			その都度
	☆	植物構造生理学1	1	†	$\Rightarrow$	特別講義	定める
	\times_\	植物構造生理学2	1	1			<del>                                     </del>
/ 上土 1		他物博垣生理子2	1		L		

備考1 特別講義については、テーマが異なる場合には、2科目以上履修することができる。

<sup>2</sup> 公開臨海実習については、テーマが異なる2科目まで履修することができる。

<sup>3</sup> 上記別表の共通専門基礎科目のうち、次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。 「線形代数入門1」と「線形代数1」、「線形代数入門2」と「線形代数2」、「微分積分入門1」と 「微分積分1」、「微分積分入門2」と「微分積分2」、「物理学実験基礎」と「物理学実験」

# へ **惑星学科**(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目 I 類を, △印は選択必修科目 II 類を示す。)

授業科 目の区 分		授業科目	単位	授業科 目の区 分	必修・ 選択必 修の別	授業科目	単位
77	()	微分積分入門1	1	73		惑星学基礎Ⅲ演習	1
		微分積分入門 2	1	1		惑星学基礎Ⅳ-1	1
		微分積分1	1	1		惑星学基礎IV-2	1
	$\overline{\bigcirc}$	微分積分2	1	1		惑星学基礎IV演習	1
	$\overline{\bigcirc}$	微分積分3	1	1		惑星学基礎V-1	1
	Ö	微分積分4	1	1		惑星学基礎V-2	1
	Ō	線形代数入門 1	1	1		惑星学基礎V演習	1
	Ō	線形代数入門 2	1	1		惑星物理学基礎 I -1	1
	Ō	線形代数 1	1	1		惑星物理学基礎 I -2	1
	Ö	線形代数 2	1	専		惑星物理学基礎Ⅱ-1	1
	0	線形代数3	1	1		惑星物理学基礎Ⅱ-2	1
	0	線形代数 4	1	1		惑星物理学基礎Ⅲ-1	1
J.	ţ O	力学基礎 1	1	1		惑星物理学基礎Ⅲ-2	1
追		力学基礎 2	1	1		地球物質科学1	1
車	<b>夕</b>	電磁気学基礎1	1	1		地球物質科学2	1
月	月 〇	電磁気学基礎 2	1	1		固体地球科学1	1
基		連続体力学基礎	1	1		固体地球科学2	1
母		熱力学基礎	1	1		地球惑星進化学1	1
禾	¥ 0	量子力学基礎	1	1		地球惑星進化学2	1
		相対論基礎	1	門		惑星学実験実習の基礎 I	1
	0	基礎物理化学1	1	1	0	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2
	0	基礎物理化学2	1	1		惑星学実習 A	2
	$\circ$	基礎無機化学1	1	1		惑星学実習 B	2
	$\circ$	基礎無機化学2	1	1		惑星学実習B 惑星学実習C	2
		基礎有機化学1	1			惑星学実習D	2
		基礎有機化学2	1	1	$\triangle$	惑星学実習 E 1	1
		物理学実験基礎	1	1	$\triangle$	惑星学実習E2	1
		物理学実験	2		$\triangle$	地質学 I -1	1
		化学実験 1	1		$\triangle$	地質学 I -2	1
		化学実験 2	1	科	$\triangle$	地質学Ⅱ-1	1
		生物学概論 С 1	1	]	$\triangle$	地質学Ⅱ-2	1
	$\circ$	生物学概論 С 2	1	]	$\triangle$	固体地球物理学 I -1	1
	0	初年次セミナー	1	_	$\triangle$	固体地球物理学 I -2	1
	0	惑星学概論 I -1	1	_	$\triangle$	固体地球物理学Ⅱ-1	1
専	0	惑星学概論 I −2	1	1	$\triangle$	固体地球物理学Ⅱ-2	1
<del>寸</del>	0	惑星学概論Ⅱ-1	1		$\triangle$	惑星流体力学1	1
	0	惑星学概論Ⅱ-2	1	1	$\triangle$	惑星流体力学2	1
		古典力学 I	1	4	$\triangle$	惑星物質科学1	1
門		古典力学Ⅱ	1		$\triangle$	惑星物質科学2	1
		古典電磁気学I	1		$\triangle$	大気科学1	1
		古典電磁気学Ⅱ	1	4	$\triangle$	大気科学2	1
科		惑星学基礎 I −1	1	4	$\triangle$	惑星物理学1	1
什		惑星学基礎 I −2	1	4	$\triangle$	惑星物理学2	1
		惑星学基礎 I 演習	1	4	$\triangle$	宇宙惑星科学1	1
		惑星学基礎Ⅱ-1	1	4	$\triangle$	宇宙惑星科学2	1
目		惑星学基礎Ⅱ-2	1	4	$\triangle$	野外調査実習	その都度定める
		惑星学基礎Ⅱ演習	1	4	$\triangle$	海上観測実習	その都度定める
		惑星学基礎Ⅲ-1	1	4	$\triangle$	特別研究	12
		惑星学基礎Ⅲ-2	1		$\triangle$	特別講義	その都度定める

- 備考1 特別講義については、テーマが異なる場合には、2科目以上履修することができる。
  - 2 上記別表の共通専門基礎科目のうち、次の両科目を重複して卒業必要単位とすることはできない。 「物理学実験基礎」と「物理学実験」
  - 3 「力学基礎1」と「力学基礎2」, または「古典力学I」と「古典力学II」は, それぞれ必ずセットで履修すること。両方のセットを重複して卒業必要単位とすることはできない。
  - 4 「電磁気学基礎1」と「電磁気学基礎2」,または「古典電磁気学I」と「古典電磁気学II」は、それぞれ必ずセットで履修すること。両方のセットを重複して卒業必要単位とすることはできない。

# 別表 第2

# 履修要件(第5条関係)

# イ 数 学 科

基 億 教 養 科 目 別表第1イに掲げる授業科目のうち区分「数学」及び [惑星学]を除く授業科目	授	業科目の区分等	授	業科	目 :	等	必要修行	导単位数	備考
Finglish Communication A1, English Communication A2, English Communication B1, English Communication B2, English Communication B1, English Literacy A2, English Literacy B1, English Literacy B2, Productive English 1, Productive English 2, Autonomous English 1, Productive English 2, Productive English 1, Productive English 2, Productive English 1, Productive English 2, Productive English 2, Productive English 1, Productive English 2, Productive English 1, Productive English 2, Productive English 2, Productive English 1, Productive English 2,	基	礎教養科目			∃のうち⊠	区分「数学」及び		6	
中国語第 I	総	合教養科目	別表第1イに掲げ	げる授業科	1			6	
田語		外国語第 I	English Communic English Literacy English Literacy Productive Englisl	cation B1, Er A1, English B1, English n 1, Producti	nglish Com Literacy Literacy ive English	nmunication B2, A2, B2, n 2,		6	
語科目  外国語第 II  中国語過級4、792×3時初級4、中国語過級4、中国活動級4 0.5 ドイツ語初級81、792×3時初級1、中国部制級81、0.5 ドイツ語初級81、792×3時初級1、中国部制級81、0.5 ドイツ語初級81、792×3時初級1、中国部制級81、0.5 ドイツ語初級83、792×3時初級1、中国部制級81、0.5 ドイツ語初級83、792×3時初級1、中国部制級81、0.5 ドイツ語初級83、792×3時初級1、中国部制級81、0.5 ドイツ語が成81、792×3時初級1、0.5 ドイツ語が成81、792×3時和級2、102が前級81 0.5 ドイツ語が成81、792×3時和級2、102が前級81 0.5 ドイツ語中級2、792×3時和級2、102が第中級21 0.5 健康・スポーツ科学実習基礎1 0.5 健康・スポーツ科学実習基礎1 0.5 健康・スポーツ科学実習基礎2 0.5 健康・スポーツ科学実習基礎2 0.5 健康・スポーツ科学業養2 0.5 健康・スポーツ科学業養3 健康・スポーツ科学業養6 理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セシナー理学部」 理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目に関する内規別表に掲げる授業科目に関する内規別表に掲げる授業科目に関する所規別表に掲げる授業科目に関する所規別表に掲げる授業科目 2  基別必修科目 と修科目 と修科目 選択必修科目 8  本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を係く。)・位学 2  本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目 54~68  本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目 0~7 門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目 0~7 門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目 0~7			ドイツ語初級A1, フラン	ンス語初級A1,	中国語初級	A1, ロシア語初級A1	0.5		
科目			ドイツ語初級A2, フラン	ンス語初級A2,	中国語初級	A2, ロシア語初級A2	0.5		
中国語第日									
外国語弟	目								
下イツ語初級B3、フランス語初級B3、中国語初級B4、ロシア語初級B4		外国語第Ⅱ						4~5	
ドイツ語初級64、アランス語初級84、中国語初級84、ロシア語初級84									
ドイツ語中級C1、プランス語中級C1、中国語中級C1、ロンア語中級C2   0~1   1~3   情報基礎   情報科学1   0~2   1~3   情報科学2   0~2   1~3   (									· ·
情報基礎						·	0.0		
情報科目   情報科学1							0~1		
情報科学2   0~2			情報基礎				1		
情報科学2   健康・スポーツ科学実習基礎1		情報科目	情報科学1				0 0	1~3	
健康・スポーツ科学実習基礎2			情報科学2				0~2		
健康・スポーツ科学実習1   0~1   1~3   健康・スポーツ科学実習2   健康・スポーツ科学講義A   健康・スポーツ科学講義B   0又は1   健康・スポーツ科学講義B   0又は1   健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」 2   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目   8   6~8   14   2   2   3   3   4   4   4   4   4   4   5   4   4   5   4   5   6   6   6   6   6   6   6   6   6			健康・スポーツ科	4学実習基礎	选1		0.5		
健康・スポーツ科学   健康・スポーツ科学書義名   0~1   1~3   健康・スポーツ科学講義名   健康・スポーツ科学講義B   0又は1   健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目   2   4   2   2   4   2   2   4   2   3   4   4   3   4   4   4   4   4   4			健康・スポーツ科	4学実習基礎	茂2		0.5		
(健康・スポーツ科学   健康・スポーツ科学講義A   健康・スポーツ科学講義B   他康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」 2   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学 第及び国際教養教育院が開講する高度教養科目   と修科目   選択必修科目   と修科目   2   6~8   14   54~6			健康・スポーツ和						
健康・スポーツ科学講義B   (健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」	健原	<b>東・</b> スポーツ科学	健康・スポーツ科	斗学実習2			0.01	1~3	
健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」 2   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学 2   2   3   3   4   2   4   4   2   3   4   2   4   4   4   4   4   4   4   4			健康・スポーツ科	斗学講義A					
高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」     2       理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目     4       共通専門基礎科目     必修科目選択必修科目     8       連択必修科目     別表第1の口に掲げる授業科目     6~8       退択必修科目     14       選択必修科目     54~68       本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び教職科目を除く。)の授業科目     0~7       門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目     0~7			健康・スポーツ科	料学講義B			0又は1		
高度教養科目       業科目のうち「高度教養セミナー理学部」       2         理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目       2         共通専門基礎科目       必修科目 選択必修科目 選択必修科目									
業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目       2         共通専門基礎科目       必修科目         選択必修科目       別表第1の口に掲げる授業科目         連択必修科目       14         選択必修科目       54~68         本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目       0~7         門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目       0~7							2		
共通専門基礎科目   選択必修科目   必修科目   必修科目   必修科目   選択必修科目   34~68   14   54~68   54~68   14   54~68	高	度教養科目	業科目(「高度教	後セミナー	理学部」	を除く。),他学	2	4	
選択必修科目			必修科目				8		
専門科目     14       事門科目     54~68       本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目     0~7		共通専門基礎科目	選択必修科目	四士炊 1 の	(二) z 4日). Y	マ松坐ひ口	6~8		
専門科目     選択必修科目     54~68     91~96       本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目     0~7	'		必修科目	別衣男1の	口に掲げ	の反美科日	14		
本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び他学部専門科目(共通専 0~7 門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目						54~68	91~96		
合 計 124	車	<b>月                                    </b>	を除く。)の授業を	科目及び他	学部専門	]科目(共通専	0~7		
			合		計			124	

### 口 物理学科

授業科目			1		
	目の区分等	授業科目等	必要修行	导単位数	備考
基礎教	養科目	別表第1イに掲げる授業科目のうち区分「数学」,「惑星学」及び「情報科学」を除く授業科目		6	
総合教	養科目	別表第1イに掲げる授業科目のうち物理学科除外科 目を除く授業科目		6	
	国語第 I	English Communication A1, English Communication A2, English Communication B1, English Communication B2, English Literacy A1, English Literacy A2, English Literacy B1, English Literacy B2, Productive English 1, Productive English 2, Autonomous English 1, Autonomous English 2		6	
外 国 語 科 目	国語第Ⅱ	ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1 ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2 ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3 ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4 ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	4∼5	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語
751	<u></u>	ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2 ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3 ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4 ドイツ語中級C1, フランス語中級C1, 中国語中級C1, ロシア語中級C1 ドイツ語中級C2, フランス語中級C2, 中国語中級C2, ロシア語中級C2	0.5 $0.5$ $0.5$ $0.5$	4 0	のうちから1つ選択すること。
情報	<b>股科</b> 目	情報基礎 情報科学1 情報科学2	1 0~2	1~3	
健康・ス		健康・スポーツ科学実習基礎1 健康・スポーツ科学実習基礎2 健康・スポーツ科学実習1 健康・スポーツ科学実習2 健康・スポーツ科学講義A 健康・スポーツ科学講義B	0.5 0.5 0~1 0又は1	1~3	
		健康・スポーツ科学講義C 理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授	2		
高度教	養科目	業科目のうち「高度教養セミナー理学部」 理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授 業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学 部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目	2	4	
共通目	専門基礎科	必修科目 選択必修科目	10 2~4		特別研究A(実験系)及
		特別研究を除く 必修科目 四末第1のかに掲げる授業科目	6		び特別研究B(理論系) から、いずれかを選択。 早期卒業する者につ
		特別研究 選択必修科目 I 類	6又は10 43~56	91~96	いては,特別研究A(実験系)10単位又は特別研究B(理論系)6単位を 別表第1のハに掲げる
専 門	科 目	選択必修科目 II 類	4~24		授業科目の選択必修科 目 I 類及びⅡ類(10又 は6単位)により修得した
		本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び物理学科が認める他学部			ものとみなすことができる。
		専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除 く。)の授業科目			

### ハ化学科

授業科目6	n区分等	授	業	科	目 等		必要修行	导単位数	備考	
基礎教	養科目	別表第1イに掲げ 「数学」,「惑星等						6		
総合教	養科目	別表第1イに掲げ を除く授業科目	げる授業	終料目の	うち化学	2科除外科目		6		
外国	l語第 I	English Communic English Communic English Literacy English Literacy Productive English Autonomous Engl	eation Baration Barat	1, Englis glish Lite glish Lite ductive I	sh Commu eracy A2 eracy B2 English 2	unication B2, 2, 2,		6		
外		ドイツ語初級A1, フラ					0.5			
国		ドイツ語初級A2, フラン	ンス語初級	及A2,中国	語初級A2	ロシア語初級A2	0.5			
語		ドイツ語初級A3, フラン	ンス語初級	βΑ3, 中国	語初級A3	ロシア語初級A3	0.5			
<b>│</b> 科		ドイツ語初級A4, フラ	ンス語初級	及A4,中国	]語初級A4	ロシア語初級A4	0.5		ドイツ語,フランス語,	
	語第Ⅱ	ドイツ語初級B1, フラン	ノス語初紀	у̀В1, 中国	語初級B1,	ロシア語初級B1	0.5	4~5	中国語及びロシア語	
	1111/1/11	ドイツ語初級B2, フラン	ノス語初紀	₹B2, 中国	語初級B2,	ロシア語初級B2	0.5	1 0	のうちから1つ選択すること。	
		ドイツ語初級B3, フラン					0.5		\(\alpha \subset \C_0\)	
		ドイツ語初級B4, フラン		•			0.5			
		ドイツ語中級C1, フラ					0~1			
		ドイツ語中級C2, フラ	ンス語中総	及C2, 中国	l語中級C2	,ロシア語中級C2				
(±; +n 1	OI III	情報基礎					1	1 0		
情報和	<b>計日</b>	情報科学1					0~2	1~3		
		情報科学2 健康・スポーツ科	一学生邓	习甘花林1			0.5			
							0.5			
		健康・スポーツ科学実習基礎2 健康・スポーツ科学実習1		0.0						
┃ 健康・スポ	スポーツ科学 健康・スポーツ科学実習2		0~1	1~3						
	. > 411	健康・スポーツ科学講義A						1 0		
		健康・スポーツ和					0又は1			
		健康・スポーツ科学講義C		1						
		理学部高度教養業科目のうち「高	科目に	関する			2			
高度教	養 科 目	理学部高度教養 業科目(「高度教 部及び国際教養	検セミ	ナー理	学部」を	除く。), 他学	2	4		
共通車	門基礎科	必修科目					2			
目	1 3 CE WE'T	選択必修科目		:1 A :- ):	ァ 4日 ). ビマ	位条50口	14~16		早期卒業する者につ	
		必修科目	別表第	,1のニ(	こ掲げる	授業科目	55		いては,特別研究14 単位を別表第1のニ	
		選択必修科目	·				11~25	91~96	に掲げる授業科目(共 通専門基礎科目を除	
専門	科目	本学部専門科 目を除く。)の授 認める他学部専 職科目を除く。)の	業科目 門科目	及び自2 (共通専	然科学系	系で化学科が	0~7		く。)選択必修科目(14 単位)により修得したも のとみなすことができ る。	
		1447   L C   21   15   15   15   15   15   15   15	·/  X 木/	H F			<u></u>			

### 二 生物学科

授	業科目の区分等	授業科目等	必要修行	导単位数	備考	
基	礎教養科目	別表第1イに掲げる授業科目のうち区分「医学」,「保健学」及び「生物学」を除く授業科目		6		
総	合教養科目	別表第1イに掲げる授業科目のうち生物学科除外科 目を除く授業科目		6		
	外国語第 I	English Communication A1, English Communication A2, English Communication B1, English Communication B2, English Literacy A1, English Literacy A2, English Literacy B1, English Literacy B2, Productive English 1, Productive English 2, Autonomous English 1, Autonomous English 2		6		
外国		ドイツ語初級A1, フランス語初級A1, 中国語初級A1, ロシア語初級A1 ドイツ語初級A2, フランス語初級A2, 中国語初級A2, ロシア語初級A2	0.5			
語科目		ドイツ語初級A3, フランス語初級A3, 中国語初級A3, ロシア語初級A3 ドイツ語初級A4, フランス語初級A4, 中国語初級A4, ロシア語初級A4	0.5		ドイツ語,フランス語,	
	外国語第Ⅱ	ドイツ語初級B1, フランス語初級B1, 中国語初級B1, ロシア語初級B1 ドイツ語初級B2, フランス語初級B2, 中国語初級B2, ロシア語初級B2 ドイツ語初級B3, フランス語初級B3, 中国語初級B3, ロシア語初級B3	0.5 0.5 0.5		中国語及びロシア語 のうちから1つ選択す ること。	
		ドイツ語初級B4, フランス語初級B4, 中国語初級B4, ロシア語初級B4 ドイツ語中級C1, フランス語中級C1, 中国語中級C1, ロシア語中級C1	0.5 0~1			
		ドイツ語中級C2, フランス語中級C2, 中国語中級C2, ロシア語中級C2 情報基礎	1			
	情報科目	情報科学1 情報科学2	0~2	1~3		
		健康・スポーツ科学実習基礎1 健康・スポーツ科学実習基礎2 健康・スポーツ科学実習1 ポーツ科学 健康・スポーツ科学実習2				
健原	捷・スポーツ科学			1~3		
		健康・スポーツ科学講義A 健康・スポーツ科学講義B 健康・スポーツ科学講義C	0又は1			
		理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授 業科目のうち「高度教養セミナー理学部」	2			
高	度教養科目	理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目	2	4		
	共通専門基礎科目	選択必修科目	14~16			
		必修科目	33		早期卒業する者につ	
		選択必修科目 I類 別表第1のホに掲げる授業科目	16又は8		いては、選択必修科目 I類8単位を別表第1	
車	平 門 科 目	選択必修科目 II 類			のホに掲げる授業科目 (共通専門基礎科目を	
,		選択必修科目Ⅲ類	24~31		除く。)の選択必修科目 Ⅱ類及びⅢ類(8単位) により修得したものとみ	
		本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び生物学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目	0~8		なすことができる。	
	合	計		124		

### 木 惑星学科

専門科目 選択必修科目 II類 本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び惑星学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び教職科目を除く。)の授業科目	授	業科目の区分等	授	業科	目 等	<u>.</u>	必要修行	导単位数	備考	
Boglish Communication A1, English Communication A2, English Communication B2, English Communication B2, English Literacy A1, English Literacy B2, Productive English 1, Autonomous English 2, Autonomous English 1, Autonomous English 1, Autonomous English 2, Autonomous English 1, Autonomous English 2, Autonomous English 1, Autonomous English 2, Autonomous 2, Aut	基	礎教養科目	別表第1イに掲げ 「数学」,「惑星学	げる授業科目 と」及び「情報	目のうち区2 報科学」を「	分「生物学」, 除〈授業科目		6		
中国語第 I	総	合教養科目	別表第1イに掲げ	げる授業科目	1			6		
下		外国語第 I	English Communic English Literacy English Literacy Productive Englisl	cation B1, Er A1, English B1, English n 1, Producti	nglish Comm Literacy A Literacy B ive English 2	nunication B2, 32, 32, 32,		6		
国語	外		ドイツ語初級A1, フラン	/ス語初級A1,	中国語初級AI	l,ロシア語初級A1	0.5			
科目     外国語第Ⅱ     外国語第Ⅱ     外国語第Ⅱ     外国語第Ⅱ     外国語第Ⅱ     外国語が職品、フランス語初級組、中国語初級品、ロンア語初級品     ドイツ語初級品、フランス語初級品、中国語初級品、ロンア語初級品     ドイツ語初級品、フランス語初級品、中国語初級品、ロンア語の級品     ドイツ語初級品、フランス語初級品、中国語初級品、ロンア語の級品     ドイツ語初級品、フランス語初級品、中国語初級品、ロンア語の級品     「住場話成     ドイツ語の機制、フランス語初級品、中国語的級品。ロンア語の表品     ドイツ語の機制、フランス語の機品、中国語的級品。ロンア語の表品     「住場基礎     「信報科学1     「信報科学2     「信報科学2     「信報科学2     「信報科学2     」     「信報科学2     「信報科学2     」     「信報科学2     「信報科学2     」     「企業・スポーツ科学実習基礎2     健康・スポーツ科学実習1     健康・スポーツ科学実習2     健康・スポーツ科学講義A     健康・スポーツ科学講義A     健康・スポーツ科学講義B     健康・スポーツ科学講義B     健康・スポーツ科学講義C     理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目の方ち「高度教養社をナー理学部。」     理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目の方は「高度教養社をナー理学部。」     理学部。」     理学部高度教養社に関する内規別表に掲げる授業科目     国理学部の方ち「高度教養社をナー理学部)     理学部高度教養科目に関する高度教養科目     国理学部の方ち「高度教養社を、一理学部)     コータ     コータ・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール・コール	玉		ドイツ語初級A2, フラン	ノス語初級A2,	中国語初級A	2, ロシア語初級A2	0.5			
日			ドイツ語初級A3, フラン	ノス語初級A3,	中国語初級AS	3,ロシア語初級A3	0.5			
外国語第日			ドイツ語初級A4, フラン	ノス語初級A4,	中国語初級A	1, ロシア語初級A4	0.5		ドイツ語 フランス語	
下イツ番が縁起2、プランス部が縁起3、中国語が縁起3、ロシア部が縁起3 0.5   ドイツ番が縁起3、フランス部が縁起3 0.5   ドイツ番が縁起4、フランス部が縁起4、中国語が縁起4 0.5   ドイツ番が縁と4、フランス部が最24、中国語中級C1、レンア語中級C2   0~1		从国鈺笠Π	ドイツ語初級B1, フラン	ノス語初級B1,	中国語初級B1	,ロシア語初級B1	0.5	10.5	中国語及びロシア語	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		ア国品労工	ドイツ語初級B2, フラン	ノス語初級B2,	中国語初級B2	2,ロシア語初級B2	0.5	4.50		
ドイツ語中級C1、 7ランス語中級C1、中国語中級C1、ロシア語中級C2   0~1   ドイツ語中級C2、 7ランス語中級C2、 中国語中級C2、ロシア語中級C2   0~1   情報 基礎   1   1   1   1   1   1   1   1   1			ドイツ語初級B3, フラン	ノス語初級B3,	中国語初級B3	3,ロシア語初級B3	0.5		ること。	
「大々の語中級C2、フランス語中級C2、中国語中級C2、ロンア語中級C2   0~1   情報基礎			ドイツ語初級B4, フラン	ノス語初級B4,	中国語初級B4	1,ロシア語初級B4	0.5			
情報基礎			ドイツ語中級C1, フラ	ノス語中級C1,	中国語中級C	1, ロシア語中級C1	0 - 1			
情報科目   情報科学1			ドイツ語中級C2, フラン	ノス語中級C2,	中国語中級C	2, ロシア語中級C2	0~1			
情報科学2			情報基礎				1			
健康・スポーツ科学実習基礎1		情報科目	斗目 情報科学1		1	3				
健康・スポーツ科学実習基礎2			情報科学2				1			
健康・スポーツ科学実習1   健康・スポーツ科学実習2   健康・スポーツ科学講義A   1~2   健康・スポーツ科学講義B   健康・スポーツ科学講義B   健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」			健康・スポーツ科	学実習基础	<b>港</b> 1		0.5			
健康・スポーツ科学   健康・スポーツ科学実習2   健康・スポーツ科学講義A   健康・スポーツ科学講義B   健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」							0.5	1		
健康・スポーツ科学講義A   1~2   健康・スポーツ科学講義B   健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」 0又は2   第科目(「高度教養セミナー理学部」 4   2又は4   2又は4   2又は4   2又は4   2又は4   2又は4   2又は4   2又は4   2又は4   2 で			健康・スポーツ科							
健康・スポーツ科学講義B   健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」	健原	康・スポーツ科学	健康・スポーツ科	学実習2				2~3		
健康・スポーツ科学講義C   理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養社をデナー理学部」			健康・スポーツ科							
理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目のうち「高度教養セミナー理学部」 理学部高度教養科目に関する内規別表に掲げる授業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目  共通専門基礎科目 選択必修科目			健康・スポーツ科	学講義B						
業科目のうち「高度教養セミナー理学部」			健康・スポーツ科	学講義C						
業科目(「高度教養セミナー理学部」を除く。),他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目       2又は4         専門科目       選択必修科目 I類       16~20         選択必修科目 I類       28~40       28~40         1類       東門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び整職科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び教職科目を除く。)の授業科目       0~8							0又は2			
専門科目     型状必修科目 I 類		高度教養科目	業科目(「高度教	後セミナー	理学部」を	·除く。), 他学	2又は4	4		
専門科目       別表第1のへに掲げる授業科目 1類         選択必修科目 I類       28~40         選択必修科目 I類       20~32         本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び惑星学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目       0~8		共通専門基礎科目	選択必修科目				16~20			
専門科目     選択必修科目 II 類     28~40       選択必修科目 II 類     20~32       本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び惑星学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目     0~8			必修科目				7			
専門科目 選択必修科目 II類 本学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び惑星学科が認める他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目及び教職科目を除く。)の授業科目			+ 12 11 11 1	別表第1の	へに掲げる	6授業科目	28~40		選択必修科目 I 類に	
を除く。)の授業科目及び惑星学科が認める他学部 専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除 く。)の授業科目	車	厚 門 科 目	選択必修科目			20~32		は、惑星学実習A~Dのうち6単位以上を含		
合 計 124			を除く。)の授業程 専門科目(共通車	科目及び惑	星学科が認	忍める他学部	0~8			
			合		計			124		

別表 第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科(第23条関係)

学科	教員免許状の種類	教 科 名
数 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数 学 数 学
物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科 惑 星 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科

# 履修に関する内規

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年1月22日

理学部における授業科目の履修については,理学部規則に定めるもののほか,この内規の定める ところによる。

#### (数 学 科)

- 1. 学部学科の如何にかかわらず専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は卒業必要単位として認める。
- 2. 数学講究を履修しようとする者は、教養科目14単位以上、情報科目1単位以上、外国語科目10単位以上、健康・スポーツ科学1単位以上、数学科が指定する共通専門基礎科目14単位及び初年次セミナー、数学入門、解析学序論 I a・ I b・ II a・ II bを含む数学科が指定する専門科目32単位以上をそれぞれ修得していなければならない。

#### (物理学科)

- 1. 理学部専門科目 (共通専門基礎科目及び教職科目を除く。) の授業科目は卒業必要単位として 認める。
- 2. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は物理学科が認めるものに限り卒業必要単位として認める。
- 3. 特別研究A(実験系)または特別研究B(理論系)を履修するには原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。
  - イ. 外国語科目,健康・スポーツ科学,情報科目,基礎教養科目,総合教養科目,共通専門基礎科目にかかわる必修科目全ての単位,及び高度教養科目2単位。
  - ロ. 物理学科の専門科目(共通専門基礎科目を除く。)のうち、必修科目6単位及び選択必修科目 I 類から39単位を含む56単位以上。
  - ハ. 物理学実験Ⅲ, IVまたは物理学実験V, VIの単位。
- 4. 選択必修科目 I 類は基礎となる授業科目で、全て修得することが望ましい。選択必修科目 II 類は専門性の高い授業科目である。

#### (化 学 科)

- 1. 理学部専門科目 (共通専門基礎科目及び教職科目を除く。) の授業科目は卒業必要単位として 認める。
- 2. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目中自然科学系で化学科の認める授業科目も前項の単位と同様に取扱う。
- 3. 特別研究を履修するには原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。 イ. 履修要件に定められた単位の内,基礎教養科目,総合教養科目,外国語科目,情報科目,健

康・スポーツ科学、共通専門基礎科目にかかわる必要修得単位及び高度教養科目2単位。

ロ. 専門科目(共通専門基礎科目を除く。)のうち,必修34単位を含む53単位以上。

#### (生物学科)

- 1. 理学部規則別表第2の二の共通専門基礎科目16単位には、原則として物理学実験、化学実験及び地学実験から2単位以上を含めなければならない。
- 2. 特別研究を履修しようとする者は原則として以下の単位をあらかじめ修得していなければならない。ただし、第3年次編入学者は生物学科が定める取扱いによる。なお、特別研究は原則として16単位を修得すること。
  - イ. 基礎教養科目6単位,総合教養科目6単位,高度教養科目2単位,外国語科目10単位,情報科目1単位,健康・スポーツ科学1単位,共通専門基礎科目14単位。
  - ロ. 生物学科の専門科目(共通専門基礎科目を除く。)のうち、必修科目32単位、選択必修科目 II 類から2単位、選択必修科目II 類から24単位。
- 3. 理学部専門科目 (共通専門基礎科目及び教職科目を除く。) の授業科目は卒業必要単位として 認める。
- 4. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は生物学科が認める科目に限り卒業必要単位として認める。
- 5. 選択必修科目 I 類は4年生対象の特別研究A・B,選択必修科目 II 類は1~3年生対象の野外実習・臨海実習,選択必修科目 III 類は専門性の高い授業科目である。なお,選択必修科目 II 類は,野外実習 I,II から1単位以上(ただし,野外実習 II の履修には,野外実習 I の単位を修得済みであることが必要である。),臨海実習 I,II から1単位以上を修得しなければならない。

### (惑星学科)

- 1. 理学部専門科目 (共通専門基礎科目及び教職科目を除く。) の授業科目は卒業必要単位として 認める。
- 2. 他学部専門科目(共通専門基礎科目及び教職科目を除く。)の授業科目は惑星学科が認めるものに限り卒業必要単位と認める。

#### 途中の附則(略)

#### 附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成25年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については,なお従前の例による。

# 履修科目の登録の上限を超えて登録できる者の基準

平成17年4月1日 制定最近改正 平成23年1月21日

各学科とも次の要件を満たした場合は履修科目の登録の上限を超えて登録を認める。ここで履修 登録とは卒業要件科目の履修登録のこととする。

- (1) 前年度に卒業要件科目を38単位以上取得していること(各学年次配当の必修科目はすべて含むこと)。
- (2) 前年度の履修登録科目の総単位数の80%以上が秀又は優であること。
- (3) 本人が申請し、学科の審査により了承を得ていること。 前年度の取得単位で評価し、毎年度審査を行う。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

### 履修方法等について

#### 1 教育課程・教育方法について

大学における教育課程は、その大学の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これ を組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

#### 2 授業について

#### (1) 学期(授業期間)

本学では、年度を前期(4月1日~9月30日)、後期(10月1日~翌年3月31日)の2期に分け、各学期に2つの期間(クォーターと呼びます)を置く2学期クォーター制をとっています。年度により日程が変更になりますが、28年度は

前期 : 第1クォーター 4/1~6/9 第2クォーター 6/10~8/9

後期 : 第3クォーター 10/1~12/4 第4クォーター 12/5~2/10

となっています。また、授業時間割表などで第〇Qと表記することがあります。

授業は、原則として8週間にわたるクォーターを単位として行いますが、授業によっては前期、後期として行われることもあります。

### (2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

#### (3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的に沿って、多様な履修が可能となるように単位制がとられて おり、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本学部における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習・実験・実習による授業科目については、30時間の授業をもって1単位としています。

#### (4) 授業時間

授業は、月曜日から金曜日まで、各6時限を設定しています。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8:50~10:20
2	10:40~12:10
3	13:20~14:50
4	15:10~16:40
5	17:00~18:30
6	18:50~20:20

#### 3. 履修方法等

「神戸大学全学共通授業科目履修規則」,「神戸大学理学部規則」及び「履修に関する内規」を 十分熟読の上で,履修登録をしてください。

- (1) **全学共通授業科目について** 全学共通授業科目は、基礎教養科目、総合教養科目、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学、共通専門基礎科目、資格免許のための科目及びその他必要と認める科目に分かれており、履修要件は理学部規則に定めています。
  - 1 基礎教養科目,総合教養科目は,1年次第2Q以後,教務情報システムによる抽選登録を行い、決定した科目を履修します。
- 2 外国語科目は、外国語第 I (英語)、外国語第 II (ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語)からなり、外国語第 II は一つの外国語を選択し履修します。
- 3 履修登録前に事前に登録される科目(事前登録科目)がありますが、必ず教務情報システム により登録された科目を確認してください。
- 4 その他,履修についての注意,再履修の方法等は,共通教育関係の掲示・ホームページにより確認してください。
- (2) 授業科目の履修 履修しようとする授業科目について、毎学期初めにパソコンから教務情報 システムにより履修登録を行い、履修登録一覧(提出用)を理学部教務学生係に提出してください。第1Q、第2Qの授業科目は前期初めに、第3Q、第4Qの授業科目は後期初めに登録 行います。期間終了後の変更は認めません。履修登録に際しては次の点に注意してください。
  - 1 履修登録の期日は毎学期初めに掲示・ホームページにより通知します。 期日を過ぎてからの登録は出来ません。
  - 2 履修登録を行っていない授業科目は履修及び試験を受けることはできません。
- 3 同一時限内にある2つの授業科目を履修申請することはできません。
- 4 履修登録上のエラーに関しては、理学部教務学生係まで問い合わせてください。
- 5 臨海実習は本学の内海域環境教育研究センター(淡路島・岩屋)で行います。日程及び実習 内容についてはその都度通知します。(別に他大学の臨海実験所で行われることもあります。)
- (3) 他学部授業科目の履修 他学部の授業科目を履修することができます。他学部の授業科目を 履修しようとする場合は、他学部学生の履修を制限している科目や、登録期間前に事前登録を 行う(受講許可カードを提出するなど)場合があるので、各自で当該学部に確認してください。
- (4) 集中講義の履修 本学部で開講する特別講義又は集中講義についても、履修登録期間内に登録しておいてください。開講日程については、その都度掲示等により通知します。

#### ◎履修登録場所

情報基盤センターパソコン室,各研究室・自宅のパソコン等で登録できます。 (ただし, I D・パスワードが必要です。)

#### 4. 授業科目試験の留意事項

- (1) 授業科目試験は、その科目の授業の終了した学期末又はクォーター末に行います。ただし、科目によっては随時に行われることがあります。また、レポートをもって試験に代えることもあります。
- (2) 履修登録を行い、履修した授業科目でなければ、試験を受けることはできません。
- (3) すでに、単位を修得した科目については、再試験を受けることはできません。
- (4) 不合格科目の単位を修得しようとするときは、次の学期以降にあらためて履修登録を行わなければ、試験を受けることができません。
- (5) 全学共通授業科目を再履修する場合は、担当教員の許可を得たうえで、受講許可カードの提出が必要な場合があります。共通教育関係の掲示に注意してください。
- (6) 理学部の授業科目について、事故等のため科目試験を受けることができなかった者に対しては、別途に試験を行うことがあります。「追試験に関する内規」を参照してください。 全学共通授業科目については、「全学共通授業科目の追試験に関する内規」を参照してください。 さい。
- (7) 鶴甲第一キャンパスで開講している授業科目(専門科目を含む。)の試験はすべて鶴甲第一キャンパスで行いますので注意してください。
- (8) 試験の時間表,試験室の指定及び注意事項は、その都度掲示します。
- (9) 試験の成績は、クォーター毎に発表します。確認は、各自教務情報システムにより行ってください。

### 5. 既修得単位の認定に関する取扱い

本学部規則第10条の規定により、既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、学部長に願い出なければなりません。

#### 6. 修業年限

学部の修業年限は4年。学生は修業年限の2倍を超えて在学することはできません。ただし、休 学期間は除きます。

#### 7. 卒業の要件

理学部を卒業するためには、理学部規則別表第2の履修要件に定める各学科所定の単位数を修得 しなければなりません。

### 授業科目配当表

### 学部共通

								毎週	の授	業時	間数	χ		
挖	受業和	科目の区分等	授業科目	単位	対象外の 学科	1 =	学年	2 =	学年	3 =	学年	4 =	学年	備考
					<del>- 1</del> 717	前	後	前	後	前	後	前	後	
		哲学	哲学	1										
		2. 理学	心理学A	1										基礎教養科目,
	人	心理学	心理学B	1										総合教養科目の
	文	論理学	論理学	1										開講学期につい
基	系	***	教育学A	1										ては, 毎学期配 布する時間割表
		教育学	教育学B	1										により発表しま
		倫理学	倫理学	1										す。
		法学	法学A	1										
礎		<b>公子</b>	法学B	1										
떋	社	政治学	政治学A	1										
	会科	以 伯子	政治学B	1										
	学	<b>奴汝</b> 쓷	経済学A	1										
	系	経済学	経済学B	1										
教		社会学	社会学	1										
		地理学	地理学	1										
		医学	医学A	1	生物学科									
			医学B	1	生物子科									
	tl.		保健学A	1										
養	生命	保健学	保健学B	1	生物学科									
	科		健康科学A	1	生物子科									
	学系		健康科学B	1										
	713		生物学A	1	化学科,									
科		生物学	生物学B	1	生物学科,									
1-1			生物学C	1	惑星学科									
			数学A	1	数学科,									
		数学	数学B	1	物理学科, 化学科,									
	自		数学C	1	惑星学科									
目	然科		惑星学A	1	数学科,									
	学	惑星学	惑星学B	1	物理学科, 化学科,									
	系		惑星学C	1	惑星学科									
		情報科学	情報学A	1	物理学科, 化学科,									
			情報学B	1	惑星学科									
		教育と人間形成	教育と人間形成	1										
総	(	文学	文学A	1										
	1	入于	文学B	1										
合		言語科学	言語科学A	1										
	)		言語科学B	1										
教	多	芸術と文化	芸術と文化A	1										
		AMCAIL	芸術と文化B	1										
養	文	日本史	日本史A	1										
	化	ログス	日本史B	1										
科		東洋史	東洋史A	1										
	理	水什火	東洋史B	1										
目	解	アジア史	アジア史A	1										
	/ - 1		アジア史B	1										

#### 学部共通

				対象外の					_	間数				
受業	科目の区分等	授業科目	単位	対象外の学科		学年		学年	_	学年	_	学年	備	考
		<b>三米 中 A</b>	4		前	後	前	後	前	後	前	後		
	西洋史	西洋史A	1											
		西洋史B	1											
	考古学	考古学A	1											
		考古学B	1									Н		
	芸術史	芸術史A	1											
		芸術史B	1									Н		
	美術史	美術史A 美術史B	1											
		夫術史B     科学史A	1											
	科学史	科学史B	1											
	社会思想史	社会思想史	1									Н		
	文化人類学	文化人類学	1											
	文化八級子	現代社会論A	1											
	現代社会論	現代社会論B	1											
	越境する文化	越境する文化	1									Н		
		生活環境と技術	1											
		学校教育と社会	1											
	于仅数自己任云	カタチの文化学A	1	化学科										
	カタチの文化学	カタチの文化学B	1	化学科										
	科学技術と倫理	科学技術と倫理	1	16-5-4-1	Г						Г			
	現代物理学が 描く世界	現代物理学が描く世界	1	物理学科, 化学科										
2	身近な物理法則	身近な物理法則	1	物理学科, 化学科										
自	カタチの自然学	カタチの自然学	1	化学科										
然界	ものづくりと科学	ものづくりと科学技術A	1	化学科										
の	技術	ものづくりと科学技術B	1	化学科										
成り	生命科学	生命科学A	1	化学科										
<u>\frac{1}{1}</u>	工的化工	生命科学B	1	化学科										
ち		生物資源と農業A	1	化学科										
	生物資源と農業	生物資源と農業B	1	化学科										
	工 // 天 // 八 // 大	生物資源と農業C	1	化学科										
<u> </u>		生物資源と農業D	1	化学科				Ш				Ш		
	環境学入門	環境学入門A	1											
_		環境学入門B	1					Щ				Ш		
3	社会と人権	社会と人権A	1											
グ		社会と人権B	1									Ш		
口门	男女共同参画と	男女共同参画とジェンダーA	1											
バ	ジェンダー	男女共同参画とジェンダーB	1											
イ	グローハ・ルリーダー シップ。育成基礎 演習	グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2											
~	EU基礎論	EU基礎論	1									П		
	国際協力の現	国際協力の現状と課題A	1									П		
	状と課題	国際協力の現状と課題B	1											
	政治と社会	 政治と社会	1									П		

### 学部共诵

					44年日 1				の授	業時	間数	Ź				
授業	<b>美</b> 乖	科目の区分等	授業科目	単位	対象外の 学科	1 =	学年	2 =	学年	3 =	学年	4 =	学年	備		考
					7 11	前	後	前	後	前	後	前	後			
		国家と法	国家と法	1												
		現代の経済	現代の経済A	1												
		シに 「ヘッル主行	現代の経済B	1												
		経済社会の発展	経済社会の発展	1												
		企業と経営	企業と経営	1												
		地球史における 生物の変遷	地球史における生物の変遷	1	化学科, 生物学科											
		生物の環境適応	生物の環境適応	1	化学科, 生物学科											
		人間活動と地球 生態系	人間活動と地球生態系	1	化学科, 生物学科											
	Ī	<b>金</b> ) /	食と健康A	1	化学科											
		食と健康	食と健康B	1	化学科											
		2 NV 1111C	資源・材料とエネルギーA	1	化学科											
		ネルギー	資源・材料とエネルギーB	1	化学科											
	7	ESD基礎	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)A	1												
_		E3D 圣诞	ESD基礎(持続可能な社会づくり1)B	1												
4	1	ESD論	ESD論(持続可能な社会づくり2)A	1												
E		ESD <sub>IIII</sub>	ESD論(持続可能な社会づくり2)B	1												
S	3	ESD生涯学習諸	ESD生涯学習論A	1												
D	)	E3D主任于自由	ESD生涯学習論B	1												
		ESDボランティア論	ESDボランティア論	1												
		企業社会論	企業社会論A	1												
		正未仁云冊	企業社会論B	1												
	_ [	職業と学び	職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1												
5		4成未と子し	職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1												
キャリア	r J	社会基礎学(グロ -バル人材に不 可欠な教養)	社会基礎学(グローバル人材に不可欠な教養)	2												
一和	4	ボランティアと社	ボランティアと社会貢献活動A	1												
E		会貢献活動	ボランティアと社会貢献活動B	1												
		グローバルチャ レンジ実習	グローバルチャレンジ実習	1又は 2												
Г	7	神戸大学史	神戸大学史A	1												
		TT/厂八	神戸大学史B	1												
6	$\frac{1}{3}$	神戸大学の研	神戸大学の研究最前線A	1												
_	-	究最前線	神戸大学の研究最前線B	1												
神戸	<b></b>	DALL DALL	阪神·淡路大震災A	1												
学	ź	災	阪神·淡路大震災B	1												
		海への誘い	海への誘い	2												
$\perp$		瀬戸内海学入門	瀬戸内海学入門	2												_
			English Communication A1	0.5		2								1Q		
			English Communication A2	0.5		2								20	Q	
			English Communication B1	0.5			2								30	Q
i l			English Communication B2	0.5			2									4
			English Literacy A1	0.5		2								1Q		
			English Literacy A2	0.5		2								20	Q	
			English Literacy B1	0.5			2								30	Q

#### 学部共通

			対象外の				の授							
受業科目の区分等	授業科目	単位	学科	_	学年	_	学年	_	学年	_	学年	,	備	考
				前	後	前	後	前	後	前	後			
外国語第 I	English Literacy B2	0.5			2									4
	Productive English 1	0.5			2									3Q
	Productive English 2	0.5			2									
	Autonomous English 1	0.5		2								1Q		
	Autonomous English 2	0.5		2									2Q	
	Advanced English A1	0.5				2	2					1Q		3Q
	Advanced English A2	0.5				2	2						2Q	
	Advanced English B	0.5				2	2					1Q	2Q	3Q
	Advanced English C	1												
	ドイツ語初級A1	0.5		2								1Q		
	ドイツ語初級A2	0.5		2									2Q	
	ドイツ語初級B1	0.5		2								1Q		
	ドイツ語初級B2	0.5		2									2Q	
	ドイツ語初級A3	0.5			2									3Q
	ドイツ語初級A4	0.5			2									
	ドイツ語初級B3	0.5			2									3Q
	ドイツ語初級B4	0.5			2									
	ドイツ語中級C1	0.5				2						1Q		
	ドイツ語中級C2	0.5				2							2Q	
	フランス語初級A1	0.5		2								1Q		
	フランス語初級A2	0.5		2									2Q	
	フランス語初級B1	0.5		2								1Q		
	フランス語初級B2	0.5		2									2Q	
	フランス語初級A3	0.5			2									3Q
	フランス語初級A4	0.5			2									
	フランス語初級B3	0.5			2									3Q
	フランス語初級B4	0.5			2									
	フランス語中級C1	0.5				2						1Q		
外国語第Ⅱ	フランス語中級C2	0.5				2							2Q	
/F四时为 II	中国語初級A1	0.5		2								1Q		
	中国語初級A2	0.5		2									2Q	
	中国語初級B1	0.5		2								1Q		
	中国語初級B2	0.5		2									2Q	
	中国語初級A3	0.5			2									3Q
	中国語初級A4	0.5			2									
	中国語初級B3	0.5			2									3Q
	中国語初級B4	0.5			2									
	中国語中級C1	0.5				2						1Q		
	中国語中級C2	0.5				2							2Q	
	ロシア語初級A1	0.5		2								1Q		
	ロシア語初級A2	0.5		2									2Q	
	ロシア語初級B1	0.5		2								1Q		
	ロシア語初級B2	0.5		2									2Q	
	ロシア語初級A3	0.5			2									3Q
	ロシア語初級A4	0.5			2									
	ロシア語初級B3	0.5			2									3Q

### 学部共通

字部共通						毎週	の授	業時	計間数	ζ				
授業科目の区分等	授業科目	単位	対象外の 学科	1 =	学年	2 =	学年	3 5	学年	4 =	学年	1	崩	考
			子杆	前	後	前	後	前	後	前	後			
	ロシア語初級B4	0.5			2									4Q
	ロシア語中級C1	0.5				2						1Q		
	ロシア語中級C2	0.5				2							2Q	
	情報基礎	1		2								1Q		
情報科目	情報科学1	1			2									3Q
	情報科学2	1			2									4Q
	健康・スポーツ科学講義A	1			2									3Q
	健康・スポーツ科学講義B	1			2									3Q
	健康・スポーツ科学講義C	1			2									3Q
健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学実習基礎1	0.5		2								1Q		
	健康・スポーツ科学実習基礎2	0.5		2									2Q	
	健康・スポーツ科学実習1	0.5			2									3Q
	健康・スポーツ科学実習2	0.5			2									4Q
高度教養科目	神戸大学理学部高度教養科 目に関する内規で定める。													
	日本国憲法	2				2						1Q	2Q	
	数学教育論A	2												
	数学教育論B	2												
	数学教育論C	2												
	数学教育論D	2												
	理科教育論A	2												
	理科教育論B	2												
	理科教育論C	2												
	理科教育論D	2												
	物理学実験	2				4						1Q	2Q	
Virginia de la companya de la compan	化学実験1	1					4							3Q
資格免許のための科 目	化学実験2	1					4							4Q
	生物学実験1	1					4							3Q
	生物学実験2	1					4							4Q
	地学実験A	1			4	4						1Q		3Q
	地学実験B	1			4	4							2Q	4Q
	教職実践演習(中・高)	2									(60)	集中		
	教育実習事前事後指導	1								(3	30)	集中		
	中学校教育実習I	2								(6	(0)	集中		
	中学校教育実習Ⅱ	4								(1:	20)	集中		
	高等学校教育実習	2								(6	60)	集中		
	博物館資料保存論	2								(3	30)	集中		
	博物館実習	3								(90)		集中		
その他必要と認める科	総合科目I											その	都度	定める。
目	総合科目Ⅱ											その	都度	定める。

数学科 (◎印は必修科目を, 〇印は選択必修科目を示す。)

	枓	V. 160	(◎印は必修科目を, 〇)	単	<u> </u>		毎週									
受業	科目	必修・ 選択必	授業科目	位	1 巻	学年		*/ <u>/</u> 学年		学年		学年		備	考	
の区2	分	修の別		数	前	後	前	後	前	後	前	後		N111	,	
		0	微分積分1	1	2	IX.	1313	iX.	1111	iX.	1313	12	1Q			
		0	微分積分2	1	2								14	2Q		
		0	微分積分3	1		2								∠ Q	3Q	
		0	微分積分4	1		2	_								UQ	4Q
		0	線形代数 1	1	2								1Q			yr
			線形代数 2	1	2		_				_		T W	2Q		
		0	線形代数3	1		2								∠\ <b>Q</b>	3Q	
		0	線形代数 4	1		2	-				-				JW	4Q
	共通	0	力学基礎 1	1	2		_				_		1Q			ΉW
	通	0	力学基礎 2	1	2								16/	2Q		
	専	0	連続体力学基礎			2	_							2W	3Q	
	門土	0		1	-	2	-				-				<i>ગ</i> ્ય	40
	磁磁		熱力学基礎	1			_								0.0	4Q
	基礎科	0	電磁気学基礎1	1		2	_		-	_		_	-		3Q	40
	目	0	電磁気学基礎2	1		2			-	_		_	10			4Q
		0	量子力学基礎	1			2				_		1Q	00		
		0	相対論基礎	1			2		-	_	_	$\vdash$	10	2Q		
		0	基礎無機化学1	1	2						_		1Q	0.0		
		0	基礎無機化学2	1	2						_			2Q		
		0	生物学概論C1	1	2								1Q			
		0	生物学概論 С 2	1	2									2Q		
		0	基礎地学1	1	2		(2)						1Q			
		0	基礎地学2	1	2		(2)							2Q		
		0	初年次セミナー	1	2								1Q			
		0	解析学序論 I a	1	2								1Q			
車	草	0	解析学序論 I b	1	2									2Q		
•	,	0	解析学序論Ⅱa	1		2									3Q	
			解析学序論Ⅱb	1		2										4Q
		0	数学入門	1	2									2Q		
		0	数学演義	2		2									3Q	4Q
FI	日	$\circ$	数学要論 I a	1		2									3Q	
1	1	$\circ$	数学要論 I b	1		2										4Q
		$\circ$	数学要論Ⅱ・同演習	3			4						1Q	2Q		
		$\circ$	線形代数V	2			4						1Q			
		$\circ$	解析学Ⅲ	2			4							2Q		
稻	গ	$\circ$	解析学Ⅳ	2			4						1Q			
1	7	$\circ$	解析学V	2				4								4Q
		$\circ$	解析学VI・同演習	3					4				1Q	2Q		
		0	解析学/II	2			_			4	_				3Q	4.0
		0	解析学VIII	2			_	4		4	_				20	4Q
-	,	0	関数論・同演習 複素解析	3 2			_	4	4	_	_	_	1Q		3Q	46
E	1	0	関数方程式論 I	2					4	-	4	-	1Q 1Q			
		0	関数方程式論Ⅱ	2							r	4	T d		3Q	
		Ö	関数解析学 I	2							4			2Q	- 4	
		Ō	関数解析学Ⅱ	2								4				4Q
		0	代数学 I ・同演習	3			4						1Q	2Q		
		0	代数学Ⅱ	2				4	<u> </u>					0.7	3Q	
		0	代数学Ⅲ·同演習	3					4	4			1Q	2Q		4.0
		0	代数学IV 代数学V	2			<u> </u>			4		_				4Q

数学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を示す。)

与来公口	必修・		単			毎週	の授	業時	間数				
授業科目 の区分	選択必	授 業 科 目	位	1 🛱	学年	2 =	学年	3 =	学年	4 =	学年	備	考
<b>ジ</b> 区力	修の別		数	前	後	前	後	前	後	前	後		
	$\circ$	幾何学 I ・同演習	3				4						3Q 4Q
	$\circ$	幾何学Ⅱ・同演習	3					4				1Q 2Q	
		幾何学Ⅲ	2						4				3Q
		幾何学IV	2						4				4Q
	$\circ$	幾何学V	2										
		確率論 I	2						4				3Q
	$\circ$	確率論Ⅱ	2								4		4Q
	$\circ$	計算数学 I ・同演習	3						4				3Q 4Q
	$\circ$	計算数学Ⅱ	2							4		2Q	
	$\circ$	計算数学Ⅲ	2										
	$\circ$	表現論 I	2						4				3Q
	$\circ$	表現論Ⅱ	2								4		3Q
		特別講義										その都原	度定める
	0	数学講究	8							4	4		

物理学科

(◎印は必修科目を、○印は選択必修科目を、●印は選択必修科目 I 類を、 △印は選択必修科目 II 類を、◇印は特別研究A(実験系)又は特別研究B (理論系)のうちいずれかが必修科目であることを示す。)

		(理論系)のつらいすれか		71911	ты			業時						
授業科目	必修・ 選択必	授業科目	単位	1 년	学年		学年		学年		学年		備	考
の区分	修の別		数	前	後	前	後		後	前	後		νm	~7
	0	<b>池公</b> ≉△ 1	1	ні 2	仅	Hil	仅	Hil	仅	Hil	仅	1Q		
		微分積分1		2				-				IA	0.0	
	0	微分積分2	1					_					2Q	0.0
	0	微分積分3	1		2			_						3Q
	0	微分積分4	1		2									4Q
	0	線形代数 1	1	2								1Q		
.,	0	線形代数 2	1	2									2Q	
其	0	線形代数3	1		2									3Q
世	0	線形代数 4	1		2									4Q
日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	$\circ$	基礎無機化学1	1	2								1Q		
其	$\circ$	基礎無機化学2	1	2									2Q	
共通専門基礎科		基礎有機化学1	1	2								1Q		
科	0	基礎有機化学2	1	2									2Q	
目目	0	基礎物理化学1	1		2									3Q
	0	基礎物理化学2	1		2									4Q
	0	物理学実験	2			4						1Q	2Q	
	0	生物学概論 С 1	1	2								1Q		
	0	生物学概論 С 2	1	2									2Q	
	0	基礎地学1	1	2		(2)						1Q		
	0	基礎地学2	1	2		(2)						14	2Q	
	0	初年次セミナー	1	2		(2)						1Q	∠ <b>Q</b>	
		古典力学 I	1	2								1Q		
		古典力学Ⅱ		2								16	2Q	
		剛体の力学	2		4		-		-		-		∠\ <u>Q</u>	20
					4			_						3Q
専		解析力学I	2		4	4		_				1.0		4Q
		解析力学Ⅱ	2	-		4	_	├	_		_	1Q		
		惑星学基礎Ⅰ-1	1	2				_				1Q		
		惑星学基礎 I −2	1	2									2Q	
		惑星学基礎Ⅱ-1	1		2									3Q
門		惑星学基礎Ⅱ-2	1		2									4Q
	0	現代物理学I	1	2								1Q		
	0	現代物理学Ⅱ	1	2									2Q	
		古典電磁気学 I	1		2							1Q		
		古典電磁気学Ⅱ	1		2								2Q	
科		電磁気学I	2			4						1Q		
		電磁気学Ⅱ	2				4							3Q
		電磁気学Ⅲ	2				4							4Q
		熱統計物理学	2				4	_						4Q
		惑星流体力学1	1	_			2	_						3Q
目		惑星流体力学2 統計物理学 I	2	-			2	4				10		4Q
Н		統計物理学Ⅱ 統計物理学Ⅱ	2					4				1Q	2Q	
		統計物理学Ⅲ	2					T	4				∠ \ <b>Q</b>	3Q
		統計物理学IV	2					T	4					4Q
	$\triangle$	<u>解析学Ⅲ</u>	2			4			Ĺ				2Q	
		物理数学 I	2				4							3Q
		物理数学Ⅱ	2				4							4Q
	•	物理数学Ⅲ	2					4				1Q		
		物理数学IV	2					4					2Q	

物理学科

(◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目 I 類を, △印は選択必修科目 I 類を, ◇印は特別研究A(実験系)又は特別研究B (理論系)のうちいずれかが必修科目であることを示す。)

		(生端末)のプラグ・ダイル	13 192	11岁11								
授業科目	必修·		単				の授					
授業科目 の区分	選択必		位	1 =	学年	2 =	学年	3 =	学年	4 =	学年	備考
の区別	修の別		数	前	後	前	後	前	後	前	後	
		量子力学 I	2					4				1Q
		量子力学Ⅱ	2					4				2Q
		量子力学Ⅲ	2						4			3Q
		量子力学IV	2						4			4Q
	$\triangle$	物理学情報処理演習	2			4						1Q 2Q
	$\triangle$	特殊相対性理論	2				4					3Q
	$\triangle$	電磁力学	1					2				1Q
	$\triangle$	宇宙物理学	2					4				隔年開講
	$\triangle$	一般相対性理論	2					4				隔年開講,1Q
	$\triangle$	物性物理学 I	2						4			3Q
	$\triangle$	物性物理学Ⅱ	2						4			4Q
	$\triangle$	素粒子物理学	2						4			4Q
		物理実験学	2			4						2Q
	0	物理学実験 I	1.5				6					3Q
	0	物理学実験Ⅱ	1.5				6					4Q
		物理学実験Ⅲ	1.5					6				1Q
		物理学実験Ⅳ	1.5					6				2Q
		物理学実験V	1.5						6			3Q
		物理学実験VI	1.5						6			4Q
	$\triangle$	先端物理学								*	*	その都度定める
	$\triangle$	特別講義										その都度定める
	$\Diamond$	特別研究A(実験系)	10								$0 \rightarrow$	
	$\Diamond$	特別研究 B (理論系)	6							← (	$3 \rightarrow$	

化学科 (◎印は必修科目を,○印は選択必修科目を示す。)

化字		St life	(◎印は必修科目を, ○) 	単	23/(		毎週									
授業	科目	必修・ 選択必	授業科目	位	1 =	学年		学年		学年		学年		備	考	
の区	方	修の別		数	前	後	前		前	後	前	後			·	
		0	微分積分1	1	2								1Q			
		0	微分積分2	1	2									2Q		
		0	微分積分3	1		2								- 4	3Q	
		0	微分積分4	1	_	2	_				_					4Q
		0	線形代数1	1	2								1Q			100
			線形代数 2	1	2		_						10	2Q		
			線形代数3	1		2	-				-		-	∠ \Q	3Q	
			線形代数4	1	-	2	-				-					4Q
			力学基礎 1	1	2		_						1Q			4W
			力学基礎 2		2			-		-		-	16/	2Q		
	共	0	刀子基礎 2 電磁気学基礎 1	1		0								∠ <b>Q</b>	20	
	通	0		1		2									3Q	10
	専	0	電磁気学基礎 2	1		2										4Q
	門世	0	連続体力学基礎	1		2									3Q	4.0
	基礎	0	熱力学基礎	1		2	<u> </u>		-							4Q
	(税)	0	量子力学基礎	1			2						1Q			
	目	0	相対論基礎	1			2							2Q		
		0	生物学概論 С 1	1	2								1Q			
			生物学概論 С 2	1	2									2Q		
		$\circ$	基礎地学1	1	2		(2)						1Q			
		$\circ$	基礎地学2	1	2		(2)							2Q		
		$\bigcirc$	物理学実験基礎	1			4						1Q			
		$\bigcirc$	物理学実験	2			4						1Q	2Q		
		0	化学実験 1	1				4							3Q	
		0	化学実験 2	1				4								4Q
		$\circ$	生物学実験 1	1				4							3Q	
		$\circ$	生物学実験 2	1				4								4Q
l '		0	初年次セミナー	1	2								1Q			
		0	物理化学基礎	1	2								1Q			
_	-	0	化学熱力学 I -1	1		2									3Q	
Ę	專	0	化学熱力学 I -2	1		2										4Q
		0	化学熱力学Ⅱ-1	1		_	2						1Q			-4
		$\bigcirc$	化学熱力学Ⅱ-2	1	_		2				_		14	2Q		
		Ö	化学熱力学 <b>Ⅲ</b> -1	1					2				1Q	«		
			化学熱力学Ⅲ-2	1					2					2Q		
F	門	0	量子化学 I -1	1			2						1Q			
		0	量子化学 I -2	1			2							2Q		
		0	量子化学Ⅱ-1	1				2							3Q	10
		0	量子化学Ⅱ-2 量子化学Ⅲ-1	1				2	2				10			4Q
		0	重于化字Ⅲ-1 量子化学Ⅲ-2	1					2				1Q	2Q		
頛	斗	0	化学反応論1	1					2				1Q	∠\ <b>\</b>		
			化学反応論2	1					2				1 dy	2Q		
		0	表面化学1	1					Ť	2					3Q	
		Ö	表面化学2	1						2						4Q
		0	分子分光学1	1						2					3Q	
F	1	0	分子分光学2	1						2						4Q
	•	$\bigcirc$	無機化学基礎1	1	2								1Q	0.0		
			無機化学基礎2	1	2	0								2Q	0.0	
		0	無機化学 I -1	1		2									3Q	40
I		0	無機化学 I -2	1		2										4Q

化学科 (◎印は必修科目を,○印は選択必修科目を示す。)

11子件		(回印は必修符日で, 〇月		<u> </u>				業時		-				
授業科目	必修・	位 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	単位	-1 -22							\ <u>\</u>		/ <del>.!!:</del>	<del>-12</del> .
の区分	選択必 修の別	授 業 科 目	位数	_	学年	_	学年		学年	_	学年	,	備	考
	IB v > 2/1/1		数	前	後	前	後	前	後	前	後			
	0	無機化学Ⅱ-1	1			2						1Q		
	0	無機化学Ⅱ-2	1			2							2Q	
	0	無機化学Ⅲ-1	1				2							3Q
	$\circ$	無機化学Ⅲ-2	1				2							4Q
	0	分析化学 I -1	1				2							3Q
	0	分析化学 I −2	1				2							4Q
	$\circ$	分析化学Ⅱ-1	1					2				1Q		
		分析化学Ⅱ-2	1					2					2Q	
	$\circ$	固体化学1	1					2				1Q		
	$\circ$	固体化学2	1					2					2Q	
	$\circ$	溶液化学1	1						2					3Q
	0	溶液化学2	1						2					4Q
	0	有機化学基礎1	1	2								1Q		
	$\circ$	有機化学基礎2	1	2									2Q	
	0	有機化学 I −1	1		2									3Q
	0	有機化学 I −2	1		2									4Q
	0	有機化学Ⅱ-1	1			2						1Q		
	0	有機化学Ⅱ-2	1			2							2Q	
	0	有機化学Ⅲ-1	1				2							3Q
	0	有機化学Ⅲ-2	1				2							4Q
	0	生物化学 I -1	1				2							3Q
	0	生物化学 I -2	1				2							4Q
	$\circ$	生物化学Ⅱ-1	1					2				1Q		
	0	生物化学Ⅱ-2	1					2					2Q	
	0	生物化学Ⅲ-1	1						2					3Q
	0	生物化学Ⅲ-2	1						2					4Q
	0	有機構造化学1	1					2				1Q		
	0	有機構造化学2	1					2					2Q	
	0	有機合成化学1	1						2					3Q
	0	有機合成化学2	1						2					4Q
	0	化学熱力学演習	1				2							3Q 4Q
	0	量子化学演習	1				2							3Q 4Q
	Ö	無機分析化学演習	1						2					3Q 4Q
	Ô	有機化学演習	1					2				1Q	2Q	· - ·
	0	化学実験 I	8					16				1Q	2Q	
	0	化学実験Ⅱ	6						12			- 4	_ = =	3Q 4Q
	0	計算機化学実験	1						2					3Q 4Q
	0	特別講義	Î									その	都周	定める
	0	特別研究	14							←1	4→		нг	-,
		14 W 1 M 1 N 1	TI								. 1			

生物学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目 I 類を, △印は選択必修科目 II 類を, △印は選択必修科目 II 類を, →印は選択必修科目 II 類を示す。)

		△印は選択必修科目Ⅱ		☆⊧							下す。	)		
授業科目	必修・		単				の授							
び来付けの区分	選択必修の別		位		学年		学年		学年		学年		備	考
- ,—,,	修り別		数	前	後	前	後	前	後	前	後			
	$\circ$	線形代数入門1	1	1								1Q		
	$\circ$	線形代数入門 2	1	1									2Q	
		線形代数 1	1	1								1Q		
	$\circ$	線形代数 2	1	1									2Q	
	$\circ$	微分積分入門1	1	1								1Q		
	$\circ$	微分積分入門 2	1	1									2Q	
	$\circ$	微分積分1	1	1								1Q		
	$\circ$	微分積分2	1	1									2Q	
	$\circ$	物理学入門	1	1								1Q		
	$\circ$	力学基礎 1	1	1								1Q		
	$\circ$	力学基礎 2	1	1									2Q	
		電磁気学基礎 1	1		2									3Q
通	! 0	電磁気学基礎 2	1		2									4Q
専門		連続体力学基礎	1			2						1Q		
門		熱力学基礎	1			2							2Q	
基礎	0	基礎無機化学1	1	2								1Q		
科		基礎無機化学2	1	2								Ť	2Q	
		基礎有機化学1	1	2								1Q		
	0	基礎有機化学2	1	2									2Q	
	0	基礎地学1	1	2		(2)						1Q	- 4	
	0	基礎地学2	1	2		(2)							2Q	
	0	基礎物理化学1	1		2	(2)								3Q
	0	基礎物理化学2	1		2									4Q
	0	地学実験A	1		4	(4)								3Q
	0	地学実験B	1		4	(4)								4Q
	0	物理学実験基礎	1			4						1Q		TQ
	0	物理学実験	2			4						1Q	2Q	
	0	化学実験 1	1			Ĥ	4					14	24	3Q
	0	化学実験 2	1				4							4Q
-	0	初年次セミナー	1	2			1					1Q		14
専	0	細胞生物学基礎1	1	2								1Q		
	0	細胞生物学基礎2	1	2								100	2Q	
	0	生化学基礎1	1		2								له ت	3Q
	0	生化学基礎2	1	$\vdash$	2	$\vdash$		$\vdash$						4Q
門	0	分子生物学基礎1	1		٦		2							3Q
',	0	分子生物学基礎2	1				2							4Q
	0	発生遺伝学基礎1	1				2							3Q
	0	発生遺伝学基礎2	1				2							4Q
<b>1</b> √1	0	動物生理学基礎1	1	2								1Q		
科	<u> </u>	動物生理学基礎2	1	2	0	_		_					2Q	20
	<u> </u>	植物生理学基礎1 植物生理学基礎2	1	_	2	_		_				_		3Q 40
	0	他物生理子基礎2 進化系統学基礎1	1	<del></del>	2									4Q 3Q
	0	進化系統学基礎2	1		2									4Q
目	0	生態学基礎1	1	2								1Q		14
	0	生態学基礎2	1	2									2Q	
	$\Rightarrow$	海洋生物学1	1				2							3Q
	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	海洋生物学2	1	_		_	2	_				1.0		4Q
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	形態形成論1	1					2				1Q		

生物学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目 I 類を, △印は選択必修科目 II 類を, ☆印は選択必修科目 II 類を示す。)

		△印は選択必修科日Ⅱ3		АН							\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	) /	
授業科目	当   必修・   毎週の授業時間数												
の区分	選択必	授業科目	位	1 🖺	学年	2 =	学年	3 =	学年	4 =	学年	備	考
V [2.7]	修の別		数	前	後	前	後	前	後	前	後		
	$\Rightarrow$	形態形成論2	1					2				2Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	植物構造生理学1	1				2					24	3Q
	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	植物構造生理学2	1				2						4Q
	☆	生物システム論1	1				2						3Q
						_					_		
	<b>☆</b>	生物システム論2	1			_	2	0				1.0	4Q
	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	神経細胞生物学1	1			_		2	_		_	1Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	神経細胞生物学2	1					2				2Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	分子生物学1	1					2	_		_	1Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Sigma}$	分子生物学2	1					2				2Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	環境解析学1	1						2				3Q
	$\Rightarrow$	環境解析学2	1						2				4Q
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	細胞構築論1	1						2				3Q
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	細胞構築論2	1						2				4Q
	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	植物環境生理学1	1					2				1Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	植物環境生理学2	1					2				2Q	
	$\Rightarrow$	分子遺伝学1	1						2				3Q
	☆	分子遺伝学2	1						2				4Q
	$\stackrel{\sim}{\Rightarrow}$	行動分子生理学1	1						2				3Q
	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	行動分子生理学2	1						2				4Q
	$\Rightarrow$	植物分子発生学1	1					2				1Q	14
	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	植物分子発生学2	1					2				2Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	遺伝情報機能論1	1						2			2 Q	3Q
	$\stackrel{\wedge}{\Rightarrow}$	遺伝情報機能論2	1			$\vdash$			2				4Q
	☆	神経生理学1							2			*	40
	<i>₩</i>	神経生理学2	1			_			2		_	<u>*</u>	
			1									<b>%</b>	
	<u></u>	神経行動学1	1						2			<u>*</u>	
	<u></u>	神経行動学2	1			_		0	2			*	
	<b>☆</b>	植物ゲノム学1	1					2	_		_	1Q	
	<b>☆</b>	植物ゲノム学2	1				_	2	_		_	2Q	0.0
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	動物生態学1	1			_	2						3Q
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	動物生態学2	1				2	_				1.0	4Q
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	分子細胞情報学1	1					2				1Q	
	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	分子細胞情報学2	1					2				2Q	
	$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$	生物学演習A	1					4				1Q	
	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	生物学演習B	1					4				2Q	
	$\Rightarrow$	生物学演習C	1						4				3Q
	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	生物学演習D	1						4				4Q
	0	生物学実験IA	2				4						3Q 4Q
	0	生物学実験 I B	2				4						3Q 4Q
	0	生物学実験ⅡA	2					4				1Q 2Q	
	0	生物学実験ⅡB	2					4				1Q 2Q	
	0	生物学実験ⅡC	2					4				1Q 2Q	
	0	生物学実験ⅢA	2						4				3Q 4Q
	0	生物学実験ⅢB	2						4				3Q 4Q
	0	生物学実験ⅢC	2						4				3Q 4Q
	$\triangle$	野外実習 I	1		(30)				Ť			集中	,
	$\triangle$	野外実習Ⅱ	1					(30)				集中	
	$\triangle$	臨海実習I	1		(30)			Ĺ	İ			集中	4Q
	$\triangle$	臨海実習Ⅱ	1		/	(30)						集中 2Q	14
	$\stackrel{\triangle}{\Rightarrow}$	公開臨海実習	1			(33)			$\vdash$			212 1 21 W	
	~	特別研究A	8							16		1Q 2Q	
		特別研究B	8	$\vdash$					$\vdash$	10	16	בע שע	3Q 4Q
			0	$\vdash$			<del></del>		$\vdash$		10	その都度	
	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	特別講義 備考の※印は,今年度	3日 ⇒#	1 2.	) 、 <b>소</b> 시			<u> </u>				ていから	火化のつ

備考の※印は、今年度開講しない科目を示す。

惑星学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目 I 類を, △印は選択必修科目 I 類を示す。)

- 111 - 11 -	必修・ 選択必	授業科目	単 毎週の授業時間数												-
受業科目			位	1 =	学年	2 =	学年	3 =	学年	4 -	学年		備	考	
の区分	修の別		数	前	後	前	後	前	後	前	後				
	$\bigcirc$	微分積分入門 1	1	2		13.3		13.3		13.3		1Q			
	0	微分積分入門2	1	2				-				14	2Q		
	0	微分積分入1	1	2				-				1Q	2 0		
	0	微分積分2	1	2								14	2Q		
	0	微分積分3	1		2									3Q	
	0	微分積分4	1		2										4Q
	0	線形代数入門 1	1	2								1Q			
	0	線形代数入門 2	1	2									2Q		
	$\circ$	線形代数 1	1	2								1Q			
	0	線形代数 2	1	2									2Q		
	0	線形代数 3	1		2									3Q	
	$\circ$	線形代数 4	1		2										4Q
共	$\circ$	力学基礎 1	1	2								1Q			
通	$\circ$	力学基礎 2	1	2									2Q		
専	$\circ$	電磁気学基礎 1	1		2									3Q	
門	$\circ$	電磁気学基礎 2	1		2										4Q
基	$\bigcirc$	連続体力学基礎	1		2									3Q	
礎	$\bigcirc$	熱力学基礎	1		2										4Q
科	$\bigcirc$	量子力学基礎	1			2						1Q			
目	$\circ$	相対論基礎	1			2							2Q		
	$\bigcirc$	基礎物理化学1	1		2									3Q	
	$\circ$	基礎物理化学2	1		2										4Q
		基礎無機化学1	1	2								1Q			
		基礎無機化学2	1	2									2Q		
	$\circ$	基礎有機化学1	1	2								1Q			
	$\bigcirc$	基礎有機化学2	1	2									2Q		
	$\bigcirc$	物理学実験基礎	1			4						1Q			
	$\circ$	物理学実験	2			4						1Q	2Q		
		化学実験 1	1				4							3Q	
		化学実験 2	1				4								4Q
	0	生物学概論C1	1	2								1Q			
		生物学概論 С 2	1	2									2Q		
専	0	初年次セミナー	1	2				_				1Q			
守	0	惑星学概論 I -1	1	2								1Q			
	0	惑星学概論 I −2	1	2									2Q		
	0	惑星学概論Ⅱ-1	1		2									3Q	10
門	0	惑星学概論Ⅱ-2	1		2							10			4Q
		古典力学 I	1	2			_				-	1Q	00		
		古典力学Ⅱ	1	2	0		_				-	-	2Q	0.0	
科		古典電磁気学Ⅰ	1		2		_							3Q	40
-1-1		古典電磁気学Ⅱ 或見学其殊 I -1	1	0	2		_	_		$\vdash$		10			4Q
		惑星学基礎 I −1 惑星学基礎 I −2	1	2						-		1Q	2Q		
<u></u>		惑星字基礎 I ⁻Z 惑星学基礎 I 演習		2			_					1Q	2Q 2Q		
目		惑星字基礎Ⅱ伸音 惑星学基礎Ⅲ-1	1		2		_					ΤĄ	4 <b>V</b>	3Q	
		惑星学基礎Ⅱ-1 惑星学基礎Ⅱ-2	1		2									งผ	4Q
		惑星学基礎Ⅱ 演習	1		2		$\vdash$	<del>                                     </del>						3Q	
		惑星学基礎Ⅲ月 惑星学基礎Ⅲ-1	1		4	2		_				1Q		าศ	76
		惑星学基礎Ⅲ-2	1			2	$\vdash$	<del>                                     </del>				ΤĄ	2Q		
		惑星学基礎Ⅲ演習	1			2	_					1Q	2Q		
		惑星学基礎IV-1	1			2						1Q	202		
		心生了巫姬W-1	1			4						ΤĄ			

惑星学科 (◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, ●印は選択必修科目 I 類を, △印は選択必修科目 I 類を示す。)

	St like	△印は選択必修科日Ⅱ3		単 毎週の授業時間数												
授業科目	必修・ 選択必 修の別	授業科目	位	1 巻	学年	2 学年						備		老	考	
の区分			数	前	後	前	後	前	後	前	後	1	MIII	,		
			1	11/1	12	2	150	11/1	150	13.3	12	-	2Q			
		惑星学基礎Ⅳ演習	1			2						1Q				
		惑星学基礎V-1	1			Ë	2			┢		1 Q	2 Q	3Q		
		惑星学基礎V-2	1				2							OQ	4Q	
		惑星学基礎V演習	1				2							30	4Q	
		惑星物理学基礎 I -1	1			2						1Q		OQ	уr	
		惑星物理学基礎 I -2	1			2						1 Q	2Q			
		惑星物理学基礎Ⅱ-1	1				2						2 0	3Q		
		惑星物理学基礎Ⅱ-2	1				2			-				OQ	4Q	
		惑星物理学基礎Ⅲ-1	1					2				1Q			14	
		惑星物理学基礎Ⅲ-2	1					2				14	2Q			
		地球物質科学1	1				2						_ ·v	3Q		
		地球物質科学2	1				2		$\vdash$					Jak	4Q	
		固体地球科学1	1				2							3Q	14	
		固体地球科学2	1				2							ુ પ્	4Q	
		地球惑星進化学1	1				2							3Q	14	
		地球惑星進化学2	1				2		$\vdash$					Jak	4Q	
		惑星学実験実習の基礎I	1				2			-		集中			IQ	
	0	惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2				4					>1C 1		30	4Q	
		惑星学実習A	2				_	4		-		1Q	2Q	OQ	14	
		惑星学実習 B	2					_	4			14		30	4Q	
		惑星学実習C	2					4	_	-		1Q	2Q	OQ	100	
		惑星学実習 D	2				4					14	<u> </u>	3Q	4Q	
	$\triangle$	惑星学実習 E 1	1						4					3Q		
	$\triangle$	惑星学実習 E 2	1						4						4Q	
	$\triangle$	地質学 I -1	1					2				1Q				
	$\triangle$	地質学 I -2	1					2					2Q			
	$\triangle$	地質学Ⅱ-1	1						2					3Q		
	$\triangle$	地質学Ⅱ-2	1						2						4Q	
	$\triangle$	固体地球物理学 I -1	1					2				1Q				
	$\triangle$	固体地球物理学 I-2	1					2					2Q			
	$\triangle$	固体地球物理学Ⅱ-1	1						2					3Q		
	Δ	固体地球物理学Ⅱ-2	1						2						4Q	
	$\triangle$	惑星流体力学1	1						2					3Q		
	$\triangle$	惑星流体力学2	1						2						4Q	
	$\triangle$	惑星物質科学1	1					2				1Q				
	Δ	惑星物質科学2	1					2					2Q			
	Δ	大気科学1	1						2					3Q		
	$\triangle$	大気科学2	1						2						4Q	
	Δ	惑星物理学1	1						2					3Q		
	Δ	惑星物理学2	1						2						4Q	
	Δ	宇宙惑星科学1	1						2					3Q		
	$\triangle$	宇宙惑星科学2	1						2						4Q	
	Δ	野外調査実習											邻度定			
	Δ	海上観測実習										その者	邻度定	める,	集中	
	Δ	特別研究	12							←]	2→					
	$\triangle$	特別講義										その都	邻度定	める,	集中	

### 成績評価基準

平成16年4月1日 制定 最近改正 平成26年2月21日

理学部の各授業科目の成績評価は以下のように行う。

- 1. 各担当教員は,
  - ・期末試験の成績
  - ・小テスト評価
  - ・中間テスト評価
  - ・平常点(宿題・レポート・質疑応答内容・提案・発言等)
  - ・授業の出席点

等を用いて総合的に評価する。

2. 評価基準は下表のとおりとする。

評 語	評 点	評 価 基 準	合 否
秀	90~100	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている	
優	80~ 89	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている	合 格
良	70~ 79	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている	пп
可	60~ 69	学修の目標を達成している	
不可	0∼ 59	学修の目標を達成していない	不合格

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成23年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

# 授業科目の試験における不正行為に関する申合せ

平成19年5月25日 制定 平成28年3月19日 一部改正

授業科目の試験において不正行為若しくはその誤解を招く行為は厳に慎むこと。不正行為が判明 した場合は、当該学期の履修科目(継続科目を含む。)の全ての成績を無効とする。

# 神戸大学理学部高度教養科目に関する内規

平成28年1月22日 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)における高度教養科目 の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目及び単位数)

- 第2条 高度教養科目は、国際教養教育院、本学部及び他学部が開設するもののうちから、 理学部規則別表第2 (履修要件) に定めるところにより履修するものとする。
- 2 本学部が開設する高度教養科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 3 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。 (高度教養科目の年次配当)
- 第3条 本学部が開設する高度教養科目の各年次の配当は、別表のとおりとする。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条, 第3条関係)理学部高度教養科目

授 業 科 目	単位数	配当年次	備考
Introduction to Mathematics	1	2年次前期	英語による授業
Introduction to Physics	1	2年次前期	英語による授業
Introduction to Chemistry	1	2年次前期	英語による授業
Introduction to Biology	1	2年次前期	英語による授業
Introduction to Planetology	1	2年次前期	英語による授業
表面と触媒の科学	1	3年次	理学部生履修不可
脳科学	1	3年次	理学部生履修不可
地球および惑星大気科学	1	3年次	理学部生履修不可
高度教養セミナー理学部	2	4年次	数学科,物理学科,化学科,生物学科必修
高度教養セミナー理学部数学入門	1	3年次後期	
高度教養セミナー理学部物理学入門	1	3年次後期	
高度教養セミナー理学部化学入門	1	3年次後期	1単位を上限とする
高度教養セミナー理学部生物学入門	1	3年次後期	
高度教養セミナー理学部惑星学入門	1	3年次後期	

# 神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院高度教養科目履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第28条第1項の規定に基づき、神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院(以下「国際教養教育院」という。)が開講する高度教養科目の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(高度教養科目,単位数及び配当年次)

- 第2条 高度教養科目の授業科目名,単位数及び配当年次は,別表のとおりとする。
- 2 前項に規定するもののほか、臨時に高度教養科目を開設することがある。
- 3 前項の場合における授業科目名,単位数及び配当年次は,開設の都度定める。 (履修要件)
- 第3条 高度教養科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

- 第4条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする高度教養科目を所属学部長に届け出なければならない。 (試験)
- 第5条 試験の実施等については、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)第7条の規定を準用する。

(成績評価基準)

第6条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、履修規則第8条の規定により別に定める成績評価基準を 準用する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、国際教養教育院長が定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 別表(第2条関係)

授業科目	単位数	配当年次	備考
大学教育論	1	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングA	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングB	2	3年次以上	
国際協力アクティブ・ラーニングC	2	3年次以上	
高等外国語教育論	1	2年次以上	
カタチの科学	1	2年次以上	
外国語セミナーA (英語)	1	3年次以上	
外国語セミナーB (英語)	1	3年次以上	
外国語セミナーC (英語)	1	3年次以上	
外国語セミナーD (英語)	1	3年次以上	
外国語セミナーA (ドイツ語)	1	2年次以上	
外国語セミナーA (フランス語)	1	2年次以上	
外国語セミナーA (中国語)	1	2年次以上	
外国語セミナーA (ロシア語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB (ドイツ語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB (フランス語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB (中国語)	1	2年次以上	
外国語セミナーB (ロシア語)	1	2年次以上	
外国語セミナーC (ドイツ語)	1	3年次以上	

外国語セミナーC(フランス語)	1	3年次以上
外国語セミナーC (中国語)	1	3年次以上
外国語セミナーC (ロシア語)	1	3年次以上
外国語セミナーD (ドイツ語)	1	3年次以上
外国語セミナーD (フランス語)	1	3年次以上
外国語セミナーD (中国語)	1	3年次以上
外国語セミナーD (ロシア語)	1	3年次以上
外国語セミナーE (ドイツ語)	1	3年次以上
外国語セミナーE (フランス語)	1	3年次以上
外国語セミナーE (中国語)	1	3年次以上
外国語セミナーE (ロシア語)	1	3年次以上
外国語セミナーF (ドイツ語)	1	3年次以上
外国語セミナーF(フランス語)	1	3年次以上
外国語セミナーF (中国語)	1	3年次以上
外国語セミナーF(ロシア語)	1	3 年次以上

# 追試験に関する内規

平成27年9月11日 制定 平成28年1月22日 一部改正

- 第1条 神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第13条第2項の規定に基づき、別途に行う 試験(以下、「追試験」という。)に関する事項について定める。
- 第2条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、神戸大学理学部教授会 の議を経て行うことがある。
  - (1) 急性の病気
  - (2) 忌引(配偶者,二親等内の親族)
  - (3) 不慮の事故(自損,他損を問わない。)
  - (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
  - (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習,介護等体験,学外での調査・見学等)
  - (6) その他やむを得ない事由
- 2 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 配偶者又は父母 7日以内
  - (2) 子 5 目以内
  - (3) 配偶者の父母 3日以内
  - (4) 二親等の親族 3日以内
- 第3条 追試験受験の願い出は,理由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して理学部長に提出するものとする。
- 第4条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後1週間以内とする。
- 第5条 追試験の実施時期は原則として、許可後1週間以内とする。
- 第6条 定期試験期間以外に実施される試験についても取扱いを同じとする。
- 第7条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

# 理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」 についての内規

平成25年11月15日 制定

「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ(平成25年10月23日全学教務委員会決定)に基づき、理学部・理学研究科において開講している授業科目の成績評価について次のとおり申し立てができるものとする。

#### (申し立ての理由)

学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、理学部長・理学研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

#### (申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを 行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、理学 研究科教務学生係に提出することとする。

#### (申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに理学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により理学部長・理学研究科長に報告することとする。

#### 附則

この内規は、平成25年10月1日から施行する

# 早期卒業の認定基準

平成16年4月1日 制定最近改正 平成27年2月20日

本学に3年以上在学し,各学科において次の要件を満たした者については早期に卒業を認定する。

#### (数 学 科)

以下の条件を満たす場合は3年後期において早期卒業生向けに開講される数学講究(8単位) を履修することができる。

- (1) 2年次および3年次において履修登録制限をされていないこと。
- (2) 3年前期までの修得単位が数学講究の履修基準を満たしていること。
- (3) 3年後期の履修により卒業要件を充足する可能性があること。
- (4) 本人が早期卒業を望んでいること。

当該学期末に卒業要件を充足し、各学年における修得単位数の80%以上がそれぞれ秀又は優で ある場合は修業年限に満たない場合であっても卒業することができる。

また、2年次において履修登録制限を受けない者は3年次向けの授業科目も履修できる。3年次において履修登録制限を受けない者は4年次向けの授業科目(数学講究を除く)も履修できる。

#### (物理学科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し、受理されていること)していること。

#### (化 学 科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し、受理されていること)していること。

#### (生物学科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し,受理されていること)していること。

#### (惑星学科)

- (1) 卒業要件科目の80%以上の科目が秀又は優の成績であること。
- (2) 本人が早期卒業を希望(入学1年後又は2年後に早期卒業希望調書を提出し、受理されていること)していること。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この基準施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成27年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

# 既修得単位の認定に関する内規

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年3月7日

この内規は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第36条第1項並びに神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第10条の規定に基づき、既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。ただし、第3年次編入学者については除く。

- 1 既修得単位の認定の申請資格は、次のとおりとする。
- (1) 大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を得るのに必要な所定の単位のうち32単位を修得し、大学を退学した者
- 2 認定できる授業科目区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

(1)	基礎教養	計目	6 単位
(2)	総合教養	科目	6 単位
(3)	外国語	外国語第 I	6 単位
		外国語第Ⅱ	4 単位
(4)	情報科目		1 単位
(5)	健康・ス	ポーツ科学	1 単位

(6) 専門科目(共通専門基礎科目を含む) 36単位(本学において修得した単位についてはこの限りではない。)

ただし、惑星学科は次のとおりとする。

(1)	基礎教養	科目	6 単位
(2)	総合教養	科目	6 単位
(2)	外国語	外国語第 I	6 単位
		外国語第Ⅱ	4 単位
(3)	情報科目		3 単位
(4)	健康・ス	ポーツ科学	2 単位

(5) 専門科目(共通専門基礎科目を含む) 33単位(本学において修得した単位についてはこの限りではない。)

- 3 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部 長に提出しなければならない。
- (1) 申請書(本学部所定の様式)

申請授業科目は、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

- (2) 卒業証明書又は在籍期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの(講義要項等)
- 4 認定試験は、申請をした授業科目ごとに試験(筆記又は口頭)を行う。
- 5 認定された授業科目の単位数については、規則第10条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は、「認定」とする。

#### 附 則

この内規は平成28年4月1日から施行する。

# 外国人留学生のための日本語等授業科目の 単位の取扱いに関する申合せ

平成17年5月20日理学部教授会決定 最近改正 平成28年1月22日

1. 神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)別表に掲げる次の授業科目の単位を修得したときは、これらの単位数を6単位を限度として、外国語科目の必要修得単位数に算入することができる。

```
日本語 I A (0.5単位) , 日本語 I B (0.5単位) , 日本語 II A (0.5単位) , 日本語 II B (0.5単位) , 日本語 II B (0.5単位) , 日本語 II B (0.5単位) , 日本語 II B (0.5単位) , 日本語 IV A (0.5単位) , 日本語 IV A (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本語 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位) , 日本事情 IV B (0.5単位)
```

2. 当人の既修の言語,所属学科等を考慮して上記1. の単位数を制約することもある。

#### 附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この申合せ施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学,転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

# 転学部・転学科について

本学部生並びに他学部生で、転学部・転学科を希望する者は、下記により取扱うので事前に理学研究科教務学生係へ申し出ること。

記

平成16年4月1日 決定

本学部生並びに他学部生で、転学部・転学科(以下、「転学部等」という。)を願い出てきた場合、次の基準により選考の上、本学部教授会の議を経て許可することがある。

ただし, 第3年次編入学試験合格者はこの対象としない。

- 1. 転学部等を志望する者の所属学部・学科と受入れ学科の意見が一致したとき。
- 2. 当該学科が受入れ可能人数に余裕があると判断したとき。
- 3. 当該学科が志望者について受入後の履修に十分な学力があると判断したとき。

なお、学力の判定については、入学試験の成績、入学後の成績、面接又は筆記による試験の成績 等を総合的に勘案して行うものとする。

申請時期 12月1日~12月15日

適用時期 平成16年4月1日から適用する。

備考 申請時期は上記のとおりであるが、希望者は早めに在学学科の教務委員、あるいは教務学生 係に相談すること

# 神戸大学理学部科目等履修生規程

平成16年4月1日 制定最近改正平成28年1月22日

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第20条の規定に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。 (入学資格)

- **第2条** 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
  - (3) 本学部において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

#### (出願手続)

- 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の 各号に掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。
- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

#### (選考方法)

- 第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

#### (入学手続)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

#### (授業料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

#### (履修の時期)

- 第7条 履修の許可は、学期の初めに行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーター が開始する月の初めに行うことができる。

#### (履修期間)

- 第8条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期末までとし、1年以内とする。
- 2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

#### (履修科目)

- 第9条 履修することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。
- 2 実験,実習及び集中講義については,原則として履修を許可しない。

#### (試 験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

#### (単位修得証明書の交付)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

#### (退 学)

**第12条** 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

#### (除 籍)

- **第13条** 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。
  - (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
  - (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

#### (雑 則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

#### 途中の附則(略)

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 神戸大学理学部聴講生規程

平成16年4月1日 制定最近改正平成28年1月22日

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第21条の規定に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (入学資格)

- 第2条 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
  - (3) 本学部において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

#### (出願手続)

- 第3条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に 掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。
- (1) 聴講生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)及び写真
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、在職 のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

#### (選考方法)

- 第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

# (入学手続)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

#### (授業料)

第6条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

#### (聴講の時期)

- 第7条 聴講の許可は、学期の初めに行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーター が開始する月の初めに行うことができる。

#### (聴講期間)

- 第8条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期末までとし、1年以内とする。
- 2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

#### (聴講科目)

- 第9条 聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。
- 2 実験,実習及び集中講義については,原則として聴講を許可しない。

(試 験)

第10条 聴講生は、聴講した授業科目について試験を受けることができる。

#### (聴講証明書の交付)

第11条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退 学

第12条 聴講生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

- **第13条** 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。
  - (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
  - (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

途中の附則(略)

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 神戸大学理学部研究生規程

平成16年4月1日制定最近改正 平成27年2月20日

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学理学部規則(平成16年4月1日制定)第22条の規定に基づき、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (入学資格)

- 第2条 研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学に2年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) 本学部において、前2号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

#### (出願手続)

- 第3条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に 掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)学部長に提出しなければならない。
- (1) 研究生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書 (所定の用紙) 及び写真
- (3) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他本学部において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、在職 のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

#### (選考方法)

- 第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学理学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

# (入学手続)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに入学料を納付しなければならない。

#### (授業料)

第6条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

#### (入学時期)

第7条 入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(研究期間)

**第8条** 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(研究)

第9条 研究生は、教授会の議を経て定める指導教員の下で研究を行うものとする。

(授業科目の聴講)

第10条 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。

#### (研究証明書の交付)

第11条 研究事項について、証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

(退 学)

第12条 研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

- **第13条** 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。
  - (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
  - (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
  - (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、 学部長が定める。

途中の附則(略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学理学部外国人特別学生入学選考規程

平成16年4月1日 制定最近改正 平成27年2月20日

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学理学部(以下「本学部」という。)に入学を志願する者の選考について定めるものとする。

#### (入学資格)

- **第2条** 外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
  - (2) 本学部において、前号と同等以上の学力があると認めた者

#### (出願手続)

- 第3条 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学理学部長(以下「学部長」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 入学願書(所定の用紙)
  - (2) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書及び卒業証明書
  - (3) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
  - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (5) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。) 又はこれに代わる書類

#### (選考方法)

- 第4条 入学志願者に対する選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。
- (1) 学力試験及び面接
- (2) 日本語修得の程度
- (3) 在学若しくは出身学校長が作成した調査書又は学業成績証明書
- 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者 については、学力試験を免除することがある。

#### (入学時期)

第5条 入学の時期は、学年の初めとする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか,この規程の実施に関し必要な事項については、神戸大学理学部教授会の議を経て、学部長が定める。

途中の附則(略)

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による 他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する内規

平成25年12月20日 制定 平成27年 3月19日 改正

大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定に関する申合せ(平成25年11月7日大学教育推進委員会承認)に基づき、理学部における大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による他大学が提供する授業科目の履修及び単位認定については、以下のとおりとする。

#### (授業科目の履修)

1. 大学コンソーシアムひょうご神戸加盟大学間単位互換事業による授業科目の履修を希望するものは、指定期日までに学部長を経て当該授業科目を開講している大学の許可を受けなければならない。

#### (履修授業科目の上限)

2. 理学部で一学期に履修できる授業科目の単位数の上限は、2単位とする。 なお、この単位は履修科目の登録の上限(CAP制)の単位数には含まない。

#### (単位の認定)

3. 修得した単位は、教授会の議を経て認定するものとする。ただし、認定した単位は卒業 要件に含めない。

#### (認定単位数の上限)

4. 理学部で認定する単位の上限は、2単位とする。

#### (その他)

5. その他必要な事項は別に定める。

#### 途中の附則(略)

#### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

# 理学部担当教員一覧

2016. 4現在

学	1 ()	#/ <del>                                     </del>	\ <del></del>			教			E		+児仁
学科	大分野	教育研究分野	主要内容	教	授		教授	講	師	助	教
		関数方程式	微分方程式・差分方程式で定義される線形系・非線形系の研究	野海	正俊	小池	達也				
	解析数理	関数解析	フーリエ解析,数理物理に現れる 偏微分方程式のスペクトルと散乱 理論	福山	克司	伊藤	健一				
7147		複素解析	複素関数論,特殊関数論及び関連 する微分方程式	山田	泰彦						
数	構造数理	代数学	整数論,代数幾何	齋藤 吉岡	政彦 康太	谷口	隆	森本	和輝	三井儉 木村 佐野	建太郎 嘉之 太郎
学		幾何学	微分幾何,結び目及び絡み目	中西 <sup>ラスマン</sup> 佐藤	康剛 ・ウェイン 進	佐治的	建太郎	·			
		確率数理	確率論			梶野	直孝				
	応用数理	組み合わせ数理	組み合わせの数理、整数論	太田	泰広						
		計算数理	数理科学に現れる計算方法,その 計算機上での効率的実装と計算代 数システムの開発	高山 青木	信毅					後藤	良彰
		素粒子理論	素粒子の理論的研究,場の量子論			坂本 園田	眞人 英徳				
	理論	宇宙論	宇宙における時空と物質の起源と 進化の研究	早田	次郎						
	사사 그때 가스	物性理論	物性(特に磁性体、固体構造、高 温超伝導)の理論的研究				木 一浩 友年				
物		量子物性論	強相関電子系を中心とした固体の 電子状態に関する理論的研究	播磨	尚朝						
理	粒子 物理学	粒子物理学	高エネルギー物理学の実験的研究,加速器及び宇宙線を用いた素 粒子の実験的研究	藏重 竹崎	久弥 康雄 祐司	身内5	賢太朗 敦彦			鈴木 矢野	州孝臣
		極限物性物理学	極低温,強磁場における固体の磁 気的,電気的,光学的性質に関す る実験的研究	太田	仁	大道 大久(	英二 呆 晋				
学	物性	低温物性物理学	核磁気共鳴を主な手段とした超伝 導、磁性などに関する実験的研究	藤	秀樹	小手儿	川 恒				
	物理学	量子ダイナミク ス	レーザー光やイオン線などを用いた 物質における電子,分子,原子のダ イナミクスに関する実験的研究	河本	敏郎	櫻井	誠				
		電子物性物理学	強相関電子系物質の純良単結晶育 成と物性測定による実験的研究	菅原	仁	松岡	英一				
		分子動力学	分子構造及び動的挙動,レーザー 分光,レーザーによる反応制御	和田	昭英	笠原	俊二				
	物理化学	物性物理化学	表面と界面の化学 超分子化合物結晶の構造と物性	大西	洋	木村 枝	建次郎 和男				
化		反応物理化学	機能性材料およびタンパク質にお ける光エネルギー変換	小堀	康博	立川	貴士				
		固体化学	結晶・非晶質固体など凝縮系物質 の合成および構造・物性の評価	持田 内野	智行 隆司	高橋	一志				
学	無機化学	溶液化学	溶液界面 (油水界面または電極表面) を用いる電気分析化学			大堺	利行				
		状態解析化学	凝縮相における分子構造と分子相 互作用	富永	圭介	秋本	誠志				

学	十八冊	<b>基本年本八里</b>	· 田 中 宏			教			<u> </u>	1	
学科	大分野	教育研究分野	主要内容	教	授	准教	效授	講	師	助	教
化		有機反応化学	有機化合物の合成,反応機構及び 構造。新規な触媒的変更反応,生 理活性物質を指向した不斉合成反 応の開発	林	昌彦	松原	亮介				
	有機化学	有機分子機能	超分子有機化合物及び有機金属錯体の合成,構造,機能			津田	明彦				
学		生命分子科学	タンパク質の高次構造と機能,N MR分光学	鍔木	基成	田村 茶谷	厚夫 絵理	木村	哲就	山本	直樹
	<b>生</b> な八フ	分子生理	動物の感覚機構,運動機構の分子 レベルでの解析及び,蛋白質の分 子挙動	尾崎ま	ミみこ	洲崎 佐倉	敏伸 緑				
生	生体分子 機構	細胞機能	植物の無機イオン代謝,成長生 理,光形態形成,発生と分化	三村 深城	徹郎 英弘	石﨑	公庸			大西	美輪
		情報機構	生体内における情報伝達機構の解 析	前川	昌平	宮本森田	昌明 光洋				
		形質発現	生物における遺伝情報発現過程の 分子レベルでの解析	坂本 井上	博邦夫					北川 髙崎	円 輝恒
物	生命情報 伝達	遺伝情報	遺伝情報の維持・多様化を担う分 子機構及びゲノム損傷応答を制御 する細胞内情報伝達の解析	菅澤	薫					酒井	恒
		遺伝子機能	細胞のがん化や細胞死,胚の初期 発生等における遺伝子機能の解析	鎌田	真司	影山	裕二			岩﨑	哲史
学	生物多様	生態・種分化	生物多様性とその保全,環境への 適応的種分化に関する教育研究を 行う	角野	康郎	小菅 佐藤	桂子 拓哉	末次	健司		
	性	進化・系統	藻類の多様性と進化,系統分類, 代謝生理,細胞構造,生態などに 関する研究	川井	浩史	村上坂山	明男 英俊			羽生日鈴木	H岳昭 雅大
		地質学	古地磁気・古気候・古海洋学的研究および火山噴出物から噴火現象を復元する研究	兵頭	政幸	鈴木	桂子			廣瀬孝	<b>孝太郎</b>
		岩石学·鉱物学	隕石・宇宙塵・地球内部物質の鉱 物科学的研究, 地球物質科学の理 論的・実験的研究	留岡	和重			瀬戸 山﨑	雄介 和仁		
惑	基礎惑星 学	固体地球物理学	地震現象や沈み込み帯で起こる諸 現象の解明に関する解析的・数値 的研究	吉岡	祥一					筧	楽麿
		流体地球物理学	地球および惑星の流体圏(主に大気)の構造と進化を,理論と数値シミュレーションを用いて考察する	林	祥介	岩山 高橋	隆寛 芳幸				
星		惑星宇宙物理学	惑星形成,衛星-リング系,太陽系 小天体の起源に関する研究。生命 現象に関する数理的研究	大槻	圭史					春名	太一
学		実験惑星科学	地球を始めとする惑星の起源や進 化を室内実験や惑星探査により研 究する	荒川	政彦					保井み	シなみ
	新領域惑 星学	観測海洋底科学	地球物理学的な観測事実にもとづいて,海洋底から固体地球のダイナミクスを明らかにする	島	伸和	廣瀬 杉岡	仁 裕子				
		水惑星進化学	水惑星の誕生と進化についての多 様な視点と手法による研究	巽 牧野淳	好幸 淳一郎	中村	昭子				

# 3. 研究科規則等

# 神戸大学大学院理学研究科規則

平成19年3月20日 制定 最近改正 平成28年3月19日

#### (趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)及び神戸大学教学規則 (平成16年4月1日制定)に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)に 関し必要な事項を定めるものとする。

#### (研究科における教育研究上の目的)

**第2条** 研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献するための教育研究を行う。

#### (課程)

- 第3条 研究科の課程は、博士課程とする。
- 2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

#### (専攻及び講座等)

第4条 研究科に置く専攻、講座及び教育研究分野は、別表第1のとおりとする。

#### (各専攻における教育研究上の目的)

- 第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
  - (1) 数学専攻

自然界及び社会現象における数理を探求し、広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、数学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、数学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

#### (2) 物理学専攻

宇宙から分子、原子及び素粒子に至る広い範囲にわたって、物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、物理学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、物理学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

#### (3) 化学専攻

新しい物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、化学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、化学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の

専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

#### (4) 生物学専攻

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、生物学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、生物学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

#### (5) 惑星学専攻

地球・太陽系・宇宙に係る構造・起源・進化及びそこで生起する諸現象の解明を目指した教育研究を行うとともに、前期課程においては、惑星学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成することを目的とし、後期課程においては、惑星学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成することを目的とする。

#### (研究科長)

- 第6条 研究科に、研究科長を置く。
- 2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

#### (副研究科長)

- 第7条 研究科に、副研究科長2人を置く。
- 2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。
- 3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

#### (専攻長)

- 第8条 研究科の各専攻に、専攻長を置く。
- 2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。
- 3 専攻長は、専攻ごとに研究科に勤務する教授の中から選出する。
- 4 専攻長の任期は、1年とする。
- 5 専攻長の選考に関し必要な事項は、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て定める。

#### (副専攻長)

- 第9条 研究科の各専攻に、副専攻長を置く。
- 2 副専攻長は、専攻長の職務を補佐する。
- 3 副専攻長は、専攻ごとに研究科に勤務する教授の中から選出する。
- 4 副専攻長の任期は、1年とする。
- 5 副専攻長の選考に関し必要な事項は、教授会の議を経て定める。

#### (前期課程の入学資格)

- **第10条** 研究科の前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により学士

- の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国 の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において,外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院にお ける教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると 認めた者で、22歳に達したもの

#### (前期課程への早期入学)

- 第10条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める 単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。
- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程 を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置 付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

## (進 学)

第11条 神戸大学(以下「本学」という。)大学院の修士課程,前期課程又は専門職学位課程を修了し,引き続き後期課程に進学を希望する者については,選考の上,進学させる。

#### (後期課程の入学資格)

- **第12条** 研究科の後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において 位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修 士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立され

た国際連合大学(74条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校,第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し,大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し,修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### (入学者選抜)

第13条 入学志願者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

#### (転 専 攻)

- **第14条** 学生は、所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り、 転専攻を願い出ることができる。
- 2 前項の規定により転専攻の願い出があった場合には、教授会の議を経て許可することがある。
- 3 転専攻の時期等については、別に定める。

#### (転入学)

- 第15条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、教授会の議を 経て、入学を許可することがある。
- 2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

#### (再入学)

- **第16条** 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- 2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

## (教育方法)

第17条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究 指導」という。)によって行う。

#### (授業科目等)

- 第18条 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

#### (単位の基準)

- 第19条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。
  - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

## (指導教員)

- 第20条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に勤務する教授及び連携講座の教授とする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に勤務する准教授、講師及び助教又は連携講座の准教授をもって充てることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、特命教員の研究指導担当については、別に定めるところによる。

#### (授業科目の履修)

- 第21条 学生は、授業科目の履修に当たり、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。
- 2 学生は、他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科 長を経て、当該研究科長の許可を受けなければならない。
- 3 前期課程に在籍する学生は、学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、第32条に規定する単位として認めることができる。

#### (他大学大学院の授業科目の履修)

- **第22条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定 に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、前期課程 にあっては10単位を限度とし、後期課程にあっては4単位を限度として、研究科において修得し たものとみなし、第32条に規定する単位として認めることができる。
- 4 前3項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修させる場合について準用する。

## (休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

- 第22条の2 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに、外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を限度として、第32条に規定する単位として認めることができる。

#### (入学前の既修得単位の認定)

- 第23条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。
- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得 した単位以外のものについては、前期課程にあっては10単位を限度とし、後期課程にあっては4 単位を限度として、第32条に規定する単位として認めることができる。

#### (他大学大学院等の研究指導)

- 第24条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあっては1年、後期課程の学生にあっては2年を超えないものとする。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、後期課程の学生にあっては、特別の事情があると認められる場合に限り、2年を超えて前項の研究指導を受けることができるものとする。

#### (自然科学系プログラム教育コース)

- 第25条 自然科学系の分野に関する幅広い知識及び学際的視点を有する人材を養成するため、前期 課程に自然科学系プログラム教育コースを置く。
- 2 自然科学系プログラム教育コースに関し必要な事項は、別に定める。

#### (数理・経済プログラム教育コース)

- 第25条の2 高度専門職に必要な総合的知識を有する人材を養成するため, 前期課程に数理・経済 プログラム教育コースを置く。
- 2 数理・経済プログラム教育コースに関し必要な事項は、別に定める。

#### (留 学)

- **第26条** 学生は,第22条及び第24条の規定に基づき,外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは,許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

#### (休 学)

- 第27条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 2 休学期間は,通算して,前期課程にあっては2年,後期課程にあっては3年を超えることはできない。

#### (単位の授与)

- 第28条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

#### (前期課程の研究経過発表会)

- 第29条 各専攻は、別に定める単位を修得した前期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を 開催するものとする。
- 2 前期課程の学生は、研究経過発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ、学位論文を提出することができない。

#### (後期課程の研究経過発表会及び研究成果発表会)

- 第30条 各専攻は、後期課程の学生を発表者として、研究経過発表会を開催するものとする。
- 2 各専攻は、別に定める単位を修得した後期課程の学生を発表者として、研究成果発表会を開催 するものとする。
- 3 後期課程の学生は、研究成果発表会で発表を行ったことの認定を受けなければ、学位論文を提 出することができない。

## (学位論文の審査及び最終試験)

第31条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)の

定めるところによる。

#### (成績評価基準)

第31条の2 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

#### (課程の修了)

- 第32条 前期課程の修了要件は,前期課程に2年以上在学し,別表第2に定める授業科目のうちから30単位以上を修得し,かつ,必要な研究指導を受けた上,修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし,在学期間に関しては,優れた業績を上げた者については,前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、別表第3に定める授業科目のうちから10 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格する こととする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期課程に 1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっ ては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前2項の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

#### (学位の授与)

- 第33条 前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
- 2 博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
- 3 前2項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。 前期課程 理学

博士課程 理学又は学術

#### (特別聴講学生)

- 第34条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。
- 2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

#### (特別研究学生)

- 第35条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。
- 2 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認めるときは、教授会の議 を経て、期間を更新することができる。

#### (科目等履修生)

- 第36条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議 を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

# (聴講生)

- **第37条** 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議 を経て、聴講生として入学を許可することがある。
- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (研究生)

- **第38条** 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授 会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生は、研究科に勤務する教員の指導の下に研究を行うものとする。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

- 第39条 前期課程において、教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める 所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前期課程において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第4のとおりとする。

#### (雑 則)

第40条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成28年4月1日以後において 在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2及び別表第3の規定 (先端融合科学特論に係る部分を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 専攻、講座及び教育研究分野(第4条関係)

専 攻	講座	教育研究分野
, , , , ,		関数方程式
	解析数理	関数解析
	77, 77, 77	複素解析
		代数学
数学専攻	構造数理	幾何学
		確率数理
	応用数理	組み合わせ数理
	76.717 38.7-1	計算数理
		素粒子理論
		宇宙論
	理論物理学	物性理論
		量子物性論
物理学専攻	—————————————————————————————————————	粒子物理学
100年于45人	1四110年1	極限物性物理学
		低温物性物理学
	物性物理学	電子物性物理学
		量子ダイナミクス
		分子動力学
	物理化学	物性物理化学
	100年10子	反応物理化学
		固体化学
	無機化学	溶液化学
化学専攻	無物效化子	状態解析化学
111子导权		
	左操ル学	有機反応化学
	有機化学	生命分子化学 有機分子機能
	+井、小・春刀・七、ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ・ハ	
	構造解析化学* 理論生物化学*	構造解析化学 理論生物化学
	<b>连</b>	
	4-4-1\ 7-166-1#	分子生理
	生体分子機構	細胞機能
		情報機構
	<b>化</b>	形質発現
生物学専攻	生命情報伝達	遺伝情報
		遺伝子機能
	生物多様性	生態・種分化
	是生物学*	進化・系統
		発生生物学 
	生物制御科学*	生物制御科学
		地質学
	# ## ■ ## ■ ## ■ ## ## ■ ## ■ ## ■ ##	岩石学·鉱物学
	基礎惑星学	固体地球物理学 法体地球物理学
		流体地球物理学
惑星学専攻		惑星宇宙物理学
	br 1/2   44 → 12 × 14	実験惑星科学
	新領域惑星学	観測海洋底科学
		水惑星進化学
	応用惑星学*	応用惑星学
	惑星地球変動史*	惑星地球変動史

(注) \*印は,連携講座を示す。

# 別表第2 前期課程の授業科目及び単位数等(第18条,第32条関係)

# (1) 数学専攻

科目名	単位数	選択・選択必修 の別	備  考
先端融合科学特論 I -1a ~ 先端融合科学特論 I -23a	各1	選択必修	1 単位選択必修
先端融合科学特論 I -1b ~ 先端融合科学特論 I -23b	各 1	II	1 単位選択必修
解析学I	2	JJ	
解析学Ⅱ	2	JJ	
代数学	2	JJ	
幾何学	2	"	6 単位以上
表現論	2	11	
計算情報数学	2	II	
確率論	2	11	
解析数理特論 I	2	選択	
解析数理特論Ⅱ	2	"	
構造数理特論 I	2	"	
構造数理特論Ⅱ	2	11	
応用数理特論 I	2	"	
応用数理特論Ⅱ	2	11	
総合演義I	2	"	
総合演義Ⅱ	2	11	
科学英語	2	11	
特別講義	その都度定める	"	
数学講究 I	4	選択必修	
数学講究Ⅱ	4	11	0.3741-01-1
数学講究Ⅲ	4	"	8 単位以上
数学講究IV	4	11	

# 履修要件

選択必修科目:16~30単位

選択科目:0~14単位

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

# (2)物理学専攻

科 目 名	単位数	選択・選択必修の 別	備考
先端融合科学特論 I -1a ~ 先端融合科学特論 I -23a	各1	選択必修	1 単位選択必修
先端融合科学特論 I -1b ~ 先端融合科学特論 I -23b	各1	n	1 単位選択必修
物性論 I	4	IJ	
高エネルギー物理学 I	4	IJ	4~8単位
理論物理学 I	4	IJ	
量子ダイナミクス I	2	選択	
量子ダイナミクスⅡ	2	IJ	
低温物性学	2	II	
極限物性学	2	IJ	
電子物性学	2	II.	
素粒子実験学I	1	II	
素粒子実験学Ⅱ	1	II.	
素粒子実験学Ⅲ	1	II.	
素粒子実験学IV	1	II.	
素粒子理論 I	2	II.	
素粒子理論Ⅱ	1	II.	
宇宙論I	2	II.	
宇宙論Ⅱ	2	II.	
量子物性 I	2	II.	
量子物性Ⅱ	2	II.	
科学英語	2	"	
特別講義	その都度定める	"	
論文講究 I	4	選択必修	4 単位以上
論文講究Ⅱ	4	"	4 毕业丛上
特定研究 I	4	"	4 単位四 5
特定研究Ⅱ	4	11	4 単位以上

# 履修要件

選択必修科目:14~26単位

選択科目: 4 単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

# (3) 化学専攻

科 目 名	単 位 数	選択・選択必修の 別	備  考
先端融合科学特論 I -1a ~ 先端融合科学特論 I -23a	各1	選択必修	1 単位選択必修
先端融合科学特論 I -1b ~ 先端融合科学特論 I -23b	各1	n	1 単位選択必修
物理化学 I	2	"	
物理化学Ⅱ	2	"	
無機化学 I	2	"	4~8単位
無機化学Ⅱ	2	"	4~8 単位
有機化学 I	2	"	
有機化学Ⅱ	2	"	
反応化学特論	2	選択	
物性物理化学特論	2	"	
無機・分析化学特論	2	"	
溶液化学・生物無機化学特論	2	"	
有機化学特論	2	"	
生物化学特論	2	"	
構造解析学	2	"	
理論生物化学	2	"	
科学英語	2	"	
特別講義	その都度定める	"	
論文講究 I	4	選択必修	4 光 <b>片</b> D L
論文講究Ⅱ	4	"	4 単位以上
特定研究 I	4	"	4 光 <b>是 D</b> L
特定研究Ⅱ	4	JJ	4 単位以上

# 履修要件

選択必修科目:14~26単位

選択科目: 4 単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

# (4) 生物学専攻

科 目 名	単 位 数	選択・選択必修 の別	備考
先端融合科学特論 I-1a ~ 先端融合科学特論 I-23a	各1	選択必修	1 単位選択必修
先端融合科学特論 I-1b ~ 先端融合科学特論 I-23b	各 1	n	1 単位選択必修
生体分子機構概論 I	2	"	
生体分子機構概論Ⅱ	2	"	
生命情報伝達概論 I	2	"	6 単位
生命情報伝達概論Ⅱ	2	"	選択必修
生物多様性概論 I	2	"	
生物多様性概論Ⅱ	2	"	
生理学特論 I	2	選択	
生理学特論Ⅱ	2	"	
生化学特論 I	2	"	
生化学特論Ⅱ	2	"	
細胞生物学特論	2	"	
分子遺伝学特論	2	"	
神経生物学特論	2	"	
情報伝達機構特論	2	"	
発生生物学特論 I	2	"	
生物制御科学特論 I	2	"	
系統分類学特論	2	"	
生態学特論	2	"	
科学英語	2	"	
特別講義	その都度定める	"	
論文講究 I	4	選択必修	4 光径171 上
論文講究Ⅱ	4	"	4 単位以上
特定研究 I	4	"	4 光径171 上
特定研究Ⅱ	4	II.	4 単位以上

# 履修要件

選択必修科目:16~24単位

選択科目:6単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

# (5) 惑星学専攻

科 目 名	単位数	選択・選択必修 の別	備考
先端融合科学特論 I -1a ~ 先端融合科学特論 I -23a	各1	選択必修	1 単位選択必修
先端融合科学特論 I -1b ~ 先端融合科学特論 I -23b	各1	II	1 単位選択必修
惑星学要論	4	"	
惑星学通論 1	1	IJ.	
惑星学通論 2	1	IJ.	4~8単位
惑星学通論 3	1	IJ.	
惑星学通論 4	1	IJ.	
惑星学詳論 I - 1	1	選択	
惑星学詳論 I - 2	1	IJ.	
惑星学詳論 I - 3	1	IJ.	
惑星学詳論Ⅱ-1	1	"	
惑星学詳論 Ⅱ - 2	1	"	
惑星学詳論Ⅲ-1	1	"	
惑星学詳論Ⅲ-2	1	"	
惑星学詳論Ⅲ-3	1	"	
惑星学詳論Ⅲ-4	1	"	
科学英語 1	1	"	
科学英語 2	1	"	
特別講義	その都度定める	"	
論文講究 I	4	選択必修	4 単位以上
論文講究Ⅱ	4	JJ	4 毕业丛工
特定研究 I	4	"	4 単位以上
特定研究Ⅱ	4	"	4 毕业丛上

# 履修要件

選択必修科目:14~24単位

選択科目:6単位以上

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができる。

## 別表第3 後期課程の授業科目及び単位数等(第18条, 第32条関係)

## (1) 数学専攻

科 目 名	単 位 数	必修・選択の別	備考
先端融合科学特論 II-1a ~ 先端融合科学特論 II-23a	各1	選択	# 출회 ㅁ
先端融合科学特論Ⅱ-1b ~ 先端融合科学特論Ⅱ-23b	各1	II	共通科目
解析数理特論Ⅲ	2	IJ	
解析数理特論IV	2	IJ	
構造数理特論Ⅲ	2	<i>II</i>	
構造数理特論IV	2	IJ	
応用数理特論Ⅲ	2	IJ	
応用数理特論IV	2	"	
総合演義Ⅲ	2	JJ	
総合演義IV	2	"	
特別講義	その都度定める	"	
特定研究	4	必修	

#### 履修要件

必修科目:特定研究4単位

選択必修科目:他専攻授業科目又は共通科目から2単位

選択科目:4単位(共通科目を除く。)

他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位

## (2) 物理学専攻

科 目 名	単 位 数	必修・選択の別	備考
先端融合科学特論Ⅱ-1a ~ 先端融合科学特論Ⅱ-23a	各1	選択	共通科目
先端融合科学特論Ⅱ-1b ~ 先端融合科学特論Ⅱ-23b	各1	II	共理符日
物性論Ⅱ	2	IJ	
物性論Ⅲ	2	"	
高エネルギー物理学Ⅱ	2	11	
高エネルギー物理学Ⅲ	2	"	
理論物理学Ⅱ	2	"	
理論物理学Ⅲ	2	"	
特別講義	その都度定める	11	
特定研究	4	必修	

# 履修要件

必修科目:特定研究4単位

選択必修科目:他専攻授業科目又は共通科目から2単位

選択科目: 4単位(共通科目を除く。) 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位

## (3) 化学専攻

科 目 名	単 位 数	必修・選択の別	備考
先端融合科学特論Ⅱ-1a ~ 先端融合科学特論Ⅱ-23a	各1	選択	共通科目
先端融合科学特論Ⅱ-1b ~ 先端融合科学特論Ⅱ-23b	各1	II	共通行口
物理化学特論 I	2	II	
物理化学特論Ⅱ	2	"	
無機化学特論 I	2	11	
無機化学特論Ⅱ	2	IJ	
有機化学特論 I	2	JJ	
有機化学特論Ⅱ	2	IJ	
構造解析学特論	2	JJ	
理論生物化学特論	2	JJ	
特別講義	その都度定める	JJ	
特定研究	4	必修	

# 履修要件

必修科目:特定研究4単位

選択必修科目:他専攻授業科目又は共通科目から2単位 選択科目:4単位(共通科目を除く。) 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。 合計10単位

# (4) 生物学専攻

科 目 名	単 位 数	必修・選択の別	備考
先端融合科学特論 II -1a ~ 先端融合科学特論 II -23a	各1	選択	共通科目
先端融合科学特論 II-1b ~ 先端融合科学特論 II-23b	各1	<i>II</i>	共進行日
生体分子機構特論 I	2	IJ	
生体分子機構特論Ⅱ	2	IJ	
生命情報伝達特論 I	2	IJ	
生命情報伝達特論Ⅱ	2	IJ	
生物多様性特論 I	2	"	
生物多様性特論Ⅱ	2	"	
発生生物学特論Ⅱ	2	"	
生物制御科学特論Ⅱ	2	"	
特別講義	その都度定める	"	
特定研究	4	必修	

## 履修要件

必修科目:特定研究4単位

選択必修科目:他専攻授業科目又は共通科目から2単位

選択科目: 4単位(共通科目を除く。) 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位

# (5) 惑星学専攻

科 目 名	単 位 数	必修・選択の別	備考
先端融合科学特論Ⅱ-1a ~ 先端融合科学特論Ⅱ-23a	各1	選択	共通科目
先端融合科学特論 II-1b ~ 先端融合科学特論 II-23b	各1	II	共通符目
惑星学特論 1	1	"	
惑星学特論 2	1	"	
惑星学特論 3	1	IJ	
惑星学特論 4	1	IJ	
特別講義	その都度定める	IJ	-
特定研究	4	必修	

# 履修要件

必修科目:特定研究4単位

選択必修科目:他専攻授業科目又は共通科目から2単位 選0択科目:4単位(共通科目を除く。) 他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができる。

合計10単位

# 別表第4 取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科(第39条関係)

専 攻	免許状の種類	免許教科
数学専攻	中学校教諭専修免許状	数  学
数子导攻	高等学校教諭専修免許状	数 子
物理学専攻		
化学専攻	中学校教諭専修免許状	畑 幻
生物学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科
惑星学専攻		

# 履修方法等について

#### 1 教育課程・教育方法について

大学院における教育課程は、その大学院の教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、 これを組織的・体系的に編成し、実施するものとされています。

また、授業科目の授業のほか、学位論文の作成等に対する指導(研究指導)を行うものとされています。

#### 2 授業について

#### (1) 学期(授業期間)

本学では、年度を前期(4月1日~9月30日)、後期(10月1日~翌年3月31日)の2期に分け、各学期に2つの期間(クォーターと呼びます)を置く2学期クォーター制をとっています。年度により日程が変更になりますが、28年度は

前期 : 第1クォーター  $4/1\sim6/9$  第2クォーター  $6/10\sim8/9$ 

後期 : 第3クォーター  $10/1\sim12/4$  第4クォーター  $12/5\sim2/10$ 

となっています。また、授業時間割表などで第〇Qと表記することがあります。

授業は、原則として8週間にわたるクォーターを単位として行いますが、授業によっては前期、後期として15週間の単位で行われることもあります。

#### (2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習又は実験・実習により行います。

#### (3) 授業科目の単位

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履修が可能となるように単位制がとられて おり、授業科目ごとに単位数を定めて開設します。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算するものとされており、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、実験及び実習については、30時間から45時間の範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることとされています。

これにより、本研究科における講義による授業科目については、15時間の授業をもって1単位、演習による授業科目については、授業科目により15時間又は30時間の授業をもって1単位及び実験・実習による授業科目については30時間又は45時間の授業をもって1単位としています。

#### (4) 授業時間

授業は、月曜日から金曜日まで、各6時限を設定しています。

各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりです。

時限	授業開始・終了時刻
1	8:50~10:20
2	10:40~12:10
3	13:20~14:50
4	15:10~16:40

5	17:00~18:30
6	$18:50\sim20:20$

# 3 単位の授与及び成績評価について

(1) 単位の授与

一の授業科目を履修し,試験に合格した者に対して,所定の単位を与えます。

(2) 成績評価基準

成績は、授業担当教員が授業科目の授業が終了した学期末又はクォーター末に行う試験の結果 及び学修状況等を勘案して総合評価をします。

なお, 評語及び基準は次のとおりです。

評 語	評 点	評 価 基 準	合 否
秀	90~100	学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている	
優	80~ 89	学修の目標を達成し、優れた成果を収めている	<u></u>
良	70~ 79	学修の目標を達成し、良好な成果を収めている	合格
可	60~ 69	学修の目標を達成している	
不可	0∼ 59	学修の目標を達成していない	不合格

# 4 授業科目及び履修要件について

- (1) 授業科目
- ① 本研究科の授業科目は、研究科規則に定められており、各授業科目の開講予定は毎年作成する授業時間割表に掲載します。
- ② 各授業科目は専攻ごとに開設されます。この他に神戸大学大学院自然科学系 5 研究科(理学研究科,工学研究科,システム情報学研究科,農学研究科,海事科学研究科)に共通の授業科目として,前期課程には先端融合科学特論  $I-1a\sim I-23a$ 及び  $I-1b\sim I-23b$ を,後期課程には先端融合科学特論  $II-1a\sim II-23a$ 及び  $II-1b\sim II-23b$ を開設します。
- (2) 前期課程履修要件

修了に必要な修得単位は30単位以上,各専攻の履修要件は,次表のとおりです。

専 攻		履修要件	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	必修	選択必修	選択
数学専攻		16~30単位。 先端融合科学特論:2単位,数学講究:8単位以上, それ以外の選択必修科目:6単位以上	0~14単位
物理学専攻		14~26単位。 先端融合科学特論:2単位,論文講究:4単位以上, 特定研究:4単位以上,それ以外の選択必修科目:4~8単位	4単位以上
化学専攻		14~26単位。 先端融合科学特論:2単位,論文講究:4単位以上, 特定研究:4単位以上,それ以外の選択必修科目:4~8単位	4単位以上
生物学専攻		16~24単位。 先端融合科学特論:2単位,論文講究:4単位以上,	6単位以上

	特定研究:4単位以上,それ以外の選択必修科目:6単位	
	14~24単位。	
惑星学専攻	先端融合科学特論:2単位,論文講究:4単位以上,	6単位以上
	特定研究:4単位以上,それ以外の選択必修科目:4~8単位	

選択科目には、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて4単位まで算入することができます。

※他専攻・・・・理学研究科博士課程前期課程のうち、所属専攻を除く4専攻。

※他研究科・・・神戸大学大学院で理学研究科以外の研究科(博士課程前期課程,修士課程)。

#### (3) 後期課程履修要件

修了に必要な修得単位は10単位以上,履修要件は,次表のとおりです。(全専攻共通)

必 修	選択必修	選 択
	2単位,	4単位,
特定研究 4単位	他専攻授業科目又は「先端融合科学特	ただし「先端融合科学特論」
	論」から修得	は除く

選択科目には、他専攻及び他研究科の授業科目を合わせて2単位まで算入することができます。

※他専攻・・・・理学研究科博士課程後期課程のうち、所属専攻を除く4専攻。

※他研究科・・・神戸大学大学院で理学研究科以外の研究科(博士課程後期課程)。

# 5 研究指導について

大学院の教育方法については、大学院設置基準第12条に、「大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 (研究指導は、同第11条に「学位論文の作成等に対する指導」と規定。)」と規定されています。この場合において、授業科目の授業は単位制度によるものであり、研究指導は単位制度によらないものであって、単位制度によらず多様なかたちで行われる研究指導が、大学院の教育上重要な意義を有するものとされています。

本研究科前期課程の修了要件についても、研究科規則第32条第1項において、研究科前期課程に 2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最 終試験に合格することの主旨が規定されており、研究指導は、課程修了のための重要な要件の一つ となっています。

また、後期課程の修了要件についても、研究科規則第32条第2項において、研究科後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することの主旨が規定されています。

本研究科における研究指導は、入学した学生ごとに、指導教員が研究指導題目を定め、指導教員 と関連分野の教員により、幅広く効果的に指導を行うほか、総合研究プロジェクトに参加させる 等、研究能力の向上や共同研究の手法にも習熟できるよう配慮しています。

※ 社会人学生のための教育方法の特例について

理学研究科博士課程後期課程化学専攻及び生物学専攻では、大学院設置基準第14条に定める 教育方法の特例を実施しています。概要は次のとおりです。

- 1. 指導教員の合意を得て、授業及び研究指導の一部を夜間及び特定の時期に受講することができます。
- 2. 学位論文の作成が進展しており、企業等に研究に関する優れた施設や設備があり、それを用いた方が成果が上がると、指導教員が認める場合は、勤務する企業等においても研究する

ことができます。

#### 6 履修手続について

授業科目の履修に当たっては、この後に掲載している「授業科目配当表」及び毎学期に配布する「授業時間割表」に定めるところに従い、在学期間にわたる履修授業科目を綿密に検討したうえ、 履修するようにしてください。

履修登録は、学期の初めにパソコンから教務情報システムにより登録を行い、履修登録一覧(提出用)を理学研究科教務学生係に提出してください。また、他研究科の授業科目を履修しようとするときは、他研究科学生の履修を制限している科目や、登録期間前に事前登録を行う(受講許可カードを提出するなど)場合があるので、各自で当該研究科に確認してください。

#### 〔注意事項〕

#### ① 登録方法·登録期間等

入学時に配付する手引きを熟読の上、Web画面で登録を行ってください。登録期間等については、掲示・ホームページ等でお知らせします。

時間割コードについては、必ず所属専攻の授業時間割表の時間割コードで登録してください。 (同一授業名でも専攻により時間割コードが異なる場合があります。)また、大学側のデータ作成ミス等により履修登録エラーが発生した場合については、その都度、掲示・ホームページ等でお知らせします。未確認から生じる不利益は、本人がその責を負うことになるので注意してください。

# ② 提出方法

教務情報システムから履修登録を行った後,登録期間内に履修登録一覧(提出用)を提出してください。履修登録一覧(提出用)の提出がない場合は、システム障害等による履修登録エラーの救済対象にはなりませんので、注意してください。

#### ③ その他

履修登録されていない授業科目は、たとえ履修・受験しても無効です。

#### 7 定期試験について

定期試験は、授業が終了した後に実施しますが、担当教員によっては授業の終了する前に行うこともあります。

また, 定期試験をせずに, 平常の成績, レポート等をもって定期試験の代わりとする場合もあります。

レポートをもって試験に代えるときは、提出期限を厳守してください。試験はあらかじめ正規の届をした授業科目のみ受験することができます。試験時間割表及び試験室の指定は、その都度掲示等をするので注意してください。

#### 〔注意事項〕

- ① 授業科目の試験において不正行為若しくはその誤解を招く行為は厳に慎むこと。不正行為が 判明した場合は、その期の履修科目(継続科目を含む。)の全ての成績を無効とします。
- ② 試験場での喫煙を禁止します。
- ③ 試験開始20分間は、受験者の退室を認めません。

- ④ 試験開始20分を経過した後は、受験者の入室を認めません。
- ⑤ 答案用紙は、答案の成否に拘らず各枚毎に必ず学籍番号・氏名を記入して提出してください。
- ⑥ 答案用紙に他事記載を禁止します。もし、これを記載したときは不利益を受けることがあります。
- ⑦ 試験に不必要なものは、一切鞄類の中へしまうか、又は所定の場所へ置いてください。
- ⑧ 一旦退室した者は、いかなる理由があっても、受験者全員の答案回収が済むまで再入室を認めません。

# 授業科目配当表 (前期課程)

# 数学専攻

		選択・選		授業時	寺間数		
授業科目	単位数	択必修の	1年	F次	2年	F次	備考
		別	前期	後期	前期	後期	
解析学 I	2	選択必修		30			3 Q
解析学Ⅱ	2	11	30				2 Q
代数学	2	11		30			3 Q
幾何学	2	11		30			4 Q
表現論	2	11		30			3 Q
計算情報数学	2	11	30				2 Q
確率論	2	11	30				1 Q
解析数理特論 I	2	選択		30			4 Q
解析数理特論Ⅱ	2	11	30				1 Q
構造数理特論 I	2	11	30				2 Q
構造数理特論Ⅱ	2	11		30			3 Q
応用数理特論I	2	11	30				2 Q
応用数理特論Ⅱ	2	11		30			4 Q
総合演義I	2	11					重複可
総合演義Ⅱ	2	11					重複可
科学英語	2	11	30				1 Q
# <b>大</b> □□□=== <del>*</del> <del>*</del> <del>*</del>	その都度	,,	7.	<i>→</i> ±77 =	生中は	フ	
特別講義	定める	11	~	の都界	えたの	<b>ි</b>	
				1, 2	2年次		
			前	期	後	期	
数学講究 I	4	選択必修	6	0			Ⅰ, ⅡとⅢ, Ⅳを隔年
数学講究Ⅱ	4	11			6	0	で開講。
数学講究Ⅲ	4	11	6	0			Ⅰ, Ⅱ:奇数年開講
数学講究IV	4	11			6	0	Ⅲ,Ⅳ:偶数年開講

# 物理学専攻

192147		選択・選	授業時間数				
授業科目	単位数			F次	2 年	<b>F</b> 次	備考
		別	前期	後期	前期	後期	
物性論 I	4	選択必修	60				
高エネルギー物理学I	4	11	60				
理論物理学 I	4	11	60				
量子ダイナミクスI	2	選択		30		30	隔年
量子ダイナミクスⅡ	2	11		30		30	隔年
低温物性学	2	11	30				
極限物性学	2	11		30			
電子物性学	2	11		30			
素粒子実験学I	1	11		15		15	集中,隔年
素粒子実験学Ⅱ	1	11		15		15	集中,隔年
素粒子実験学Ⅲ	1	11		15		15	集中,隔年
素粒子実験学IV	1	11		15		15	集中,隔年
素粒子理論 I	2	11	30				
素粒子理論Ⅱ	1	11		15			集中
宇宙論I	2	11		30		30	隔年
宇宙論Ⅱ	2	11		30		30	隔年
量子物性 I	2	11	30				
量子物性Ⅱ	2	11		30			
科学英語	2	11	30				
# <b>.</b> □□=# <b>.</b>	その都度	,,	7	. 1217 13	生会は	7	
特別講義	定める	"	~	の都具	度正め	<b>る</b>	
			1 年次		2年	<b>F</b> 次	
			前期	後期	前期	後期	
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	11			60	60	
特定研究I	4	11	60	60			
特定研究Ⅱ	4	11			60	60	

# 化学専攻

10丁寸久		選択・選		授業時	寺間数		
授業科目	単位数	択必修の	1 年	F次	2年	F次	
		別	前期	後期	前期	後期	
物理化学 I	2	選択必修	30				
物理化学Ⅱ	2	11		30			
無機化学 I	2	11	30				
無機化学Ⅱ	2	11		30			
有機化学 I	2	11	30				
有機化学Ⅱ	2	11		30			
反応化学特論	2	選択		30			隔年
物性物理化学特論	2	11	30				隔年
無機・分析化学特論	2	"	30				隔年
溶液化学・生物無機化学特論	2	11	30				隔年
有機化学特論	2	11		30			隔年
生物化学特論	2	11	30				隔年
構造解析学	2	11	30				集中,連携講座
理論生物化学	2	11		30			集中,連携講座
科学英語	2	11		30			
特別講義	その都度 定める	"	そ	の都具	度定め	る	
			1 年	F次	2年次		
		_	前期	後期	前期	後期	
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	11			60	60	
特定研究 I	4	11	60	60			
特定研究Ⅱ	4	"			60	60	

# 生物学専攻

工100 1 4-20		選択・選		授業時	 寺間数		
授業科目	単位数	択必修の		1年次 2年次		<b>三次</b>	備考
		別		後期			
生体分子機構概論 I	2	選択必修	30				
生体分子機構概論Ⅱ	2	11			30		
生命情報伝達概論 I	2	"		30			
生命情報伝達概論Ⅱ	2	"	30				
生物多様性概論 I	2	11				30	
生物多様性概論Ⅱ	2	11	30				
生理学特論 I	2	選択			30		隔年
生理学特論Ⅱ	2	11		30			<i>II</i>
生化学特論 I	2	11			30		<i>II</i>
生化学特論Ⅱ	2	"		30			II .
細胞生物学特論	2	"	30				II .
分子遺伝学特論	2	11	30				11
神経生物学特論	2	11				30	<i>II</i>
情報伝達機構特論	2	11				30	<i>II</i>
発生生物学特論 I	2	"	30				″ , 集中, 連携講座
生物制御科学特論I	2	11				30	″,集中,連携講座
系統分類学特論	2	"		30			II .
生態学特論	2	"			30		II .
科学英語	2	"		30			
₩ DI = # \ \ \	その都度		7	<i>₽</i> <del>1</del> /7 □	とかな	7	
特別講義	定める	11	~	の都度	度定め.	<b>a</b>	
			1 年次		2年	F次	
			前期	後期	前期	後期	
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	11			60	60	
特定研究 I	4	"	60	60			
特定研究Ⅱ	4	11			60	60	

# 惑星学専攻

		選択・選	授業時間数				
授業科目	単位数	択必修の		F次	2年次		備考
		別	l <del></del>	1	前期		VII 3
惑星学要論	4	選択必修	60	54774	14 47 / 4	04//4	1 Q
惑星学詳論 I - 1	1	11	15				その都度定める,集中
惑星学詳論 I - 2	1	11	15				その都度定める,集中
惑星学詳論 I - 3	1	11	15				その都度定める,集中
惑星学詳論Ⅱ-1	1	11	15				その都度定める,集中
惑星学詳論Ⅱ-2	1	11	15				その都度定める,集中
惑星学詳論Ⅲ-1	1	11		15			3 Q
惑星学詳論Ⅲ-2	1	11		15			4 Q
惑星学詳論Ⅲ-3	1	11		15			その都度定める,集中
惑星学詳論Ⅲ-4	1	11			15		その都度定める,集中
科学英語1	1	11		15			3 Q
科学英語 2	1	11		15			4 Q
特別講義	その都度	"	こ こ	の邦田	度定め	7	
付別 再 我	定める	"	-(	ひろもり	文化的	(a)	
				1 - 2	2 年次		
			前	期	後	期	
惑星学通論 1	1	選択必修	1	5			1 Q
惑星学通論 2	1	11	1	5			2 Q
惑星学通論3	1	11			1	5	3 Q
惑星学通論 4	1	11			1	5	4 Q
			1 年次		2年	F次	
			前期	後期	前期	後期	
論文講究 I	4	選択必修	60	60			
論文講究Ⅱ	4	11			60	60	
特定研究 I	4	11	60	60			
特定研究Ⅱ	4	11			60	60	

# 授業科目配当表(後期課程)

# 数学専攻

		必修・選択	授業時間数			
授 業 科 目	単位数	の別	1-3	年次	備	考
			前期	後期		
解析数理特論Ⅲ	2	選択	30			
解析数理特論IV	2	<i>II</i>		30		
構造数理特論Ⅲ	2	<i>II</i>	30			
構造数理特論IV	2	<i>II</i>		30		
応用数理特論Ⅲ	2	<i>II</i>	30			
応用数理特論IV	2	"		30		
総合演義Ⅲ	2	<i>II</i>			重複可	
総合演義IV	2	<i>II</i>			重複可	
           	その都度定	,,,	マの物 ほ	度定める		
特別講義	める	,,,	ての個別	支化のつ		
特定研究	4	必修	12	20		

# 物理学専攻

		必修・選択	授業明	寺間数		
授 業 科 目	単位数	必修・選択 の別	1-3	年次	備	考
		(ノ方)	前期	後期		
物性論Ⅱ	2	選択		30		
物性論Ⅲ	2	<i>II</i>		30		
高エネルギー物理学Ⅱ	2	<i>II</i>	30			
高エネルギー物理学Ⅲ	2	<i>II</i>	30			
理論物理学Ⅱ	2	<i>II</i>		30		
理論物理学Ⅲ	2	<i>II</i>		30		
特別講義	その都度定	11				
イザカリ 正再手後	める	める "		その都度定める		
特定研究	4	必修	12	20		

# 化学専攻

		以 修 、 2011年	授業時	<b></b>	
授 業 科 目	単位数	必修・選択 の別	1-3	年次	備考
		V	前期	後期	
物理化学特論 I	2	選択	30		
物理化学特論Ⅱ	2	"		30	
無機化学特論 I	2	"	30		
無機化学特論Ⅱ	2	"		30	
有機化学特論 I	2	"	30		
有機化学特論Ⅱ	2	"		30	
構造解析学特論	2	"	30		連携講座
理論生物化学特論	2	"		30	連携講座
特別講義	その都度定	11	その都度定める		
イザカリ市再手党	める	める		を比める	
特定研究	4	必修	12	20	

# 生物学専攻

		以依、温和	授業時	持間数	
授 業 科 目	単位数	必修・選択	1-3	年次	備考
		の別	前期	後期	
生体分子機構特論 I	2	選択	30		
生体分子機構特論Ⅱ	2	"		30	
生命情報伝達特論 I	2	"	30		
生命情報伝達特論Ⅱ	2	"		30	
生物多様性特論 I	2	"	30		
生物多様性特論Ⅱ	2	11		30	
発生生物学特論Ⅱ	2	11	30		隔年,集中,連携講座
生物制御科学特論Ⅱ	2	11		30	隔年,集中,連携講座
MCUI ≠ ±	その都度定	11	その都度定める		
特別講義	める	"	てい都は	え此める	
特定研究	4	必修	12	20	

# 惑星学専攻

	必修・		必修・選択	授業時間数						
授	業	科	目		単位数		1-3	1-3 年次		考
						の別	前期	後期		
惑星学特論 1					1	選択	15		1 Q	
惑星学特論 2					1	"	15	15		
惑星学特論3					1	IJ.		15		
惑星学特論 4					1	"		15		
₩ D1 = # 光		その都度定	,,,							
特別講義					める	"	その都度定める			
特定研究					4	必修	120			

# 先端融合科学特論Iの履修について

前期課程共通の「先端融合科学特論 I-1a~23a, I-1b~23b」は、次のとおり当分の間 I-1a~ I-19a, I-1b~ I-即期味怪共通の「元畑間」 Ia 200, I 10 200] Ia, Ia 19bとして開講します。 概ね第IQ又は第Ia 2Ia 2

# I-aの履修方法

1科目を選択して履修登録をしてください。

I-bの履修方法

抽選登録により履修者を決定します。

授業科目名	平成28年度	平成29年度	担当研究科
I-la 数学の幾何的様相	0	0	理学研究科
I -2a 素粒子実験で探る時空の物理研究	0	0	理学研究科
I-3a 非共有結合系分子科学研究	0	0	理学研究科
I-4a 多細胞生物の構築原理と保障機構	0	0	理学研究科
I-5a 水環境と水圏関連光合成生物が作る統合システムの解析と応用	0	0	理学研究科
I-6a 水の起源と惑星進化における役割の解析	0	0	理学研究科
I-7a スマート物質・材料工学	0	0	工学研究科
I-8a バイオマテリアル・メディカルエンジニアリング研究	0	0	工学研究科
I-9a 次世代インフラ融合研究	0	0	工学研究科
I-10a 次世代エコプロダクションシステム創生研究	0	0	工学研究科
I-11a 地震・豪雨等自然災害に対する防災・減災戦略	0	0	工学研究科
I-12a システム構築戦略研究	0	0	システム情報学研究科
I-13a Smarter World を実現するIT・RT 技術の創成	0	0	システム情報学研究科
I-14a 低負荷・減災型のルーラルデザイン研究	0	0	農学研究科
I-15a プラントヘルスサイエンスの統合と新展開	0	0	農学研究科
I-16a ヘルスバイオサイエンス研究	0	0	農学研究科
I-17a 資源動物のシグナル伝達制御に関する研究	0	0	農学研究科
I-18a 津波災害の解析と安全システム構築に関する研究	0	0	海事科学研究科
I-19a 海洋再生可能エネルギーと水素エンジニアリングへの展開	0	0	海事科学研究科
I-1b 数学の幾何的様相	0	0	理学研究科
I-2b 素粒子実験で探る時空の物理研究	0	0	理学研究科
I-3b 非共有結合系分子科学研究		0	理学研究科
I-4b 多細胞生物の構築原理と保障機構		0	理学研究科
I-5b 水環境と水圏関連光合成生物が作る統合システムの解析と応用	0		理学研究科
I-6b 水の起源と惑星進化における役割の解析	0		理学研究科
I-7b スマート物質・材料工学	0	0	工学研究科
I-8b バイオマテリアル・メディカルエンジニアリング研究	0	0	工学研究科
I-9b 次世代インフラ融合研究			工学研究科
I-10b 次世代エコプロダクションシステム創生研究	0		工学研究科
I-11b 地震・豪雨等自然災害に対する防災・減災戦略		0	工学研究科
I-12b システム構築戦略研究	0		システム情報学研究科
I-13b Smarter World を実現するIT・RT 技術の創成		0	システム情報学研究科
I-14b 低負荷・減災型のルーラルデザイン研究	0	0	農学研究科
I-15b プラントヘルスサイエンスの統合と新展開		0	農学研究科
I-16b ヘルスバイオサイエンス研究		0	農学研究科
I-17b 資源動物のシグナル伝達制御に関する研究	0		農学研究科
I-18b 津波災害の解析と安全システム構築に関する研究	0		海事科学研究科
I-19b 海洋再生可能エネルギーと水素エンジニアリングへの展開	0	0	海事科学研究科

# 先端融合科学特論Ⅱの履修について

後期課程共通の「先端融合科学特論 II-1a~23a, II-1b~23b」は、次のとおり当分の間 II-1a~ II-19a, II-1b~ II-19bとして開講します。 概ね第10又は第2Qに開講, $\Pi$ - $\bigcirc$ bは集中開講となります。  $\Pi$ -a, $\Pi$ -bの組み合わせにおいて制限がある場合は各科目のシラバスで指示します。

# Ⅱ-a, Ⅱ-bの履修方法

科目を選択して履修登録をしてください。

授業科目名	平成28年度	平成29年度	担当研究科		
II-1a 数学の幾何的様相			理学研究科		
Ⅱ-2a 素粒子実験で探る時空の物理研究			理学研究科		
Ⅱ-3a 非共有結合系分子科学研究	毎学期	の揺	理学研究科		
II-4a 多細胞生物の構築原理と保障機構	業時間		理学研究科		
II-5a 水環境と水圏関連光合成生物が作る統合システムの解析と応用	で発表		理学研究科		
Ⅱ-6a 水の起源と惑星進化における役割の解析	す		理学研究科		
Ⅱ-7a スマート物質・材料工学	П		工学研究科		
II-8a バイオマテリアル・メディカルエンジニアリング研究	П		工学研究科		
Ⅱ-9a 次世代インフラ融合研究	П		工学研究科		
Ⅱ-10a 次世代エコプロダクションシステム創生研究	П		工学研究科		
Ⅱ-11a 地震・豪雨等自然災害に対する防災・減災戦略	П		工学研究科		
II-12a システム構築戦略研究	П		システム情報学研究科		
Ⅱ-13a Smarter World を実現するIT・RT 技術の創成	П		システム情報学研究科		
II-14a 低負荷・減災型のルーラルデザイン研究	П		農学研究科		
II-15a プラントヘルスサイエンスの統合と新展開	П		農学研究科		
II-16a ヘルスバイオサイエンス研究	П		農学研究科		
Ⅱ-17a 資源動物のシグナル伝達制御に関する研究			農学研究科		
II-18a 津波災害の解析と安全システム構築に関する研究			海事科学研究科		
II-19a 海洋再生可能エネルギーと水素エンジニアリングへの展開			海事科学研究科		
II-1b 数学の幾何的様相	0	0	理学研究科		
II-2b 素粒子実験で探る時空の物理研究	0	0	理学研究科		
Ⅲ-3b 非共有結合系分子科学研究		0	理学研究科		
II-4b 多細胞生物の構築原理と保障機構		0	理学研究科		
II-5b 水環境と水圏関連光合成生物が作る統合システムの解析と応用	0		理学研究科		
II-6b 水の起源と惑星進化における役割の解析	0		理学研究科		
Ⅲ-7b スマート物質・材料工学	0	0	工学研究科		
II-8b バイオマテリアル・メディカルエンジニアリング研究	0	0	工学研究科		
II-9b 次世代インフラ融合研究			工学研究科		
II-10b 次世代エコプロダクションシステム創生研究	0		工学研究科		
II-11b 地震・豪雨等自然災害に対する防災・減災戦略		0	工学研究科		
II-12b システム構築戦略研究	0		システム情報学研究科		
II-13b Smarter World を実現するIT・RT 技術の創成		0	システム情報学研究科		
II-14b 低負荷・減災型のルーラルデザイン研究	0	0	農学研究科		
II-15b プラントヘルスサイエンスの統合と新展開		0	農学研究科		
II-16b ヘルスバイオサイエンス研究		0	農学研究科		
II-17b 資源動物のシグナル伝達制御に関する研究	0		農学研究科		
II-18b 津波災害の解析と安全システム構築に関する研究	0		海事科学研究科		
II-19b 海洋再生可能エネルギーと水素エンジニアリングへの展開	0	0	海事科学研究科		

# 理学部・理学研究科「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」 についての内規

平成25年11月15日 制定

「学生からの成績評価に対する申し立て手続き」についての申合せ(平成25年10月23日全学教務委員会決定)に基づき、理学部・理学研究科において開講している授業科目の成績評価について次のとおり申し立てができるものとする。

#### (申し立ての理由)

学生は受講した授業科目の成績評価について、当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は、理学部長・理学研究科長に申し立てを行い、授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

# (申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、成績発表後原則として1週間以内に行うこととし、申し立てを 行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により記入し、理学 研究科教務学生係に提出することとする。

### (申し立てへの対応)

申し立てを受けた授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに理学研究科教務学生係を通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等が書面により理学部長・理学研究科長に報告することとする。

#### 附則

この内規は、平成25年10月1日から施行する

# 自然科学系プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項

平成18年12月7日 制定 平成26年11月13日 改正

### (趣 旨)

第1 この要項は、神戸大学大学院理学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科及び海事科学研究科(以下「自然科学系研究科」という。)の各研究科規則に規定する自然科学系プログラム教育コース(以下「プログラムコース」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

# (プログラムコースの開設とその調整)

- **第2** プログラムコースは、自然科学系研究科の共同によって魅力的なテーマを選定し、これらを 教育プログラム化するものとし、その開設と調整は、自然科学系教育研究推進会議が行う。
- 2 開設するプログラムコースは、年度ごとに別に定める。

## (履修要件等)

第3 プログラムコースは学生の希望により履修するもので、それぞれのコースに応じて指定する 自研究科と他研究科の科目群からなり、自研究科の前期課程修了要件に加えて、他研究科の科目 4単位(又は他研究科2単位及び他専攻2単位)を含めて6単位を修得しなければならない。 なお、プログラムコースの修得単位数が6単位に満たない者が当該プログラムコースで修得し た他研究科の単位は、自研究科規則に基づいて修了要件の単位に算入することができる。

#### (履修申請等)

- 第4 履修申請等は、次のとおりとする。
  - ① 履修対象学生

プログラムコースが開設されている専攻のうち、いずれかの専攻に所属する学生とする。

- ② 履修可能なプログラムコース 原則として,一人1プログラムコースとする。
- ③ プログラムコースの定員 定員は設けない。ただし、希望者が多人数の時は調整する場合がある。
- ④ 履修申請方法

「プログラムコース履修申請書」を所属研究科の教務学生係に, 所定の期間までに提出し, 所定の履修登録を行うものとする。

# (修了認定証の授与)

- **第5** プログラムコース修了の判定は、学生の所属する研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。
- 2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。
- 3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

## (雑 則)

第6 この要項に定めるもののほか、プログラムコースの実施に関し必要な事項は、自然科学系教育研究推進会議が定める。この事務は、自然科学系先端融合研究環事務部において行う。

#### 途中の附則(略)

#### 附則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

# 自然科学系プログラム教育コース一覧

コース名	担当研究科	専攻	授業科目	内容
	-m NA THE ARM TH	W. M. de el.	解析学Ⅱ	
計算数理	理学研究科	数学専攻	計算情報数学*	計算に関わる基礎数理と知
(理・シ連携)	システム情報	<b>注</b> 扣70 公主74	数理論理学特論	能科学・数理統計への展開を 繋ぐ教育プログラム
	学研究科	情報科学専攻	数理統計学特論	
			生理学特論 I	
	理学研究科	生物学専攻	分子遺伝学特論*	生物ゲノムが内包する遺伝
ゲノム機能科学 (理・農連携)			情報伝達機構特論	子の機能について基礎と応用 を繋ぐ教育プログラム
	農学研究科	資源生命科学専攻	動物ゲノム学	で蒸く教育プログプム
	展子 侧 九 件	生命機能科学専攻	微生物ゲノム学	
		生物学専攻	系統分類学特論	
	理学研究科	惑星学専攻	惑星学詳論Ⅱ-1	
海洋環境科学		心生于导攻	惑星学詳論Ⅱ-2	海洋環境に関わる生物・化 学・物理学の基礎と応用を繋
(理・海事連携)			海洋環境生化学	ぐ教育プログラム
	海事科学研究科	海事科学専攻	海洋環境管理論	
			沿岸気象海象論	
	工学研究科	機械工学専攻	ロボティクス I ロボティクス Ⅱ	計算科学におけるモデリン グ・シミュレーション手法と実
計算ロボティクス (工・シ連携)	1上子研允件	<b>                                      </b>	多変数制御論 I 多変数制御論 II	世界におけるロボットの運動制 御を対比させ,生体運動系のよ うな複雑力学系の解析と次世代 ロボットの設計・制御,身体運
	システム情報	引体が必由で	計算ロボティクス論	動のリハビリテーション・運動トレーニングへの展開を繋ぐ教
	学研究科	計算科学専攻	計算生体力学	育プログラム
	工学研究科	建築学専攻	避難計画特論A 避難計画特論B	
減災戦略		市民工学専攻	地震工学特論Ⅱ	自然大災害のアセスメン ト、減災、災害情報コミュニ
(工・海事連携)			海事安全管理論	ケーションに対応する教育プログラム
	海事科学研究科	海事科学専攻	海事技術評価論	
			災害危機管理論	
	曲 24717772471	♪/// ↓ ↓ ↓ · · · · · · · · · · · · · · ·	食料産業システム論1 食料産業システム論2	
国際食料流通	農学研究科	食料共生システム学専攻	環境情報論1 環境情報論2	食料生産計画及び貿易・流 通による国際食料流通の発展
(農・海事連携)			国際交通経済論	通による国際食料流通の発展 に繋がる教育プログラム
	海事科学研究科	海事科学専攻	ロジスティクス特論	
			機能性包装論	

<sup>(</sup>注) 授業科目に付した\*印は、当該コースにおいて当該研究科当該専攻の学生に履修を指定する科目を示す。

# 数理・経済プログラム教育コース(プログラムコース)実施要項

平成20年4月1日 制定平成27年3月19日 改正

(趣 旨)

第1 この要項は、神戸大学大学院理学研究科規則第25条の2に規定する数理・経済プログラム教育コース(以下「プログラムコース」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

### (プログラムコースの開設とその調整)

第2 プログラムコースは、理学研究科及び経済学研究科(以下「当該研究科」という。)の協議によって精選した魅力的な授業科目を選定し、これをプログラム化するものとする。なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

## (履修要件等)

**第3** プログラムコースは学生の希望により履修するもので、履修要件及び開設授業科目等は別に 定める。

なお、プログラムコースの修得単位数がコースの修了に必要な単位に満たない者の、当該プログラムコースで修得した経済学研究科の単位は、理学研究科規則に定めるところにより修了要件の単位に算入することができる。

#### (履修申請等)

- 第4 履修申請等は、次のとおりとする。
  - (1) 履修対象学生 博士課程前期課程数学専攻の学生
  - (2) 履修定員

履修者の定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整することがある。

(3) 履修申請方法

プログラムコースを履修しようとする者は,「数理・経済プログラム教育コース履修申請書」を理学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し,所定の履修登録を行うものとする。

## (修了認定証の授与)

- **第5** プログラムコース修了の判定は、理学研究科において行い、修了を認定した者については、 修了認定証を授与する。
- 2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。
- 3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

#### (雑 則)

- 第6 この要項に定めるもののほか、プログラムコースの実施に関し必要な事項は、当該研究科の 教務担当委員会の調整に基づき、理学研究科教授会の議を経て定める。
- 2 この要項に必要な事務は、理学研究科教務学生係が行う。

途中の附則(略)

#### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

# 数理・経済プログラム教育コース履修要件等について

(平成28年度)

ፓጠ ላታዊ ፊኒህ			開講時	開講時期等				
研究科 専攻	プログラムコース 履修要件	授業科目(単位)	クォーター (Q)	曜日・時限	担当教員			
	理学研究科数学専攻の	中級ミクロ経済学 I (2)	3 Q	月・1 金・2	鈴木			
理学研究科 数学専攻	学生は,自専攻の修了要件に加えて,自専攻で開	中級ミクロ経済学Ⅱ (2)	4 Q	月・1 金・2	鈴木			
	設する「確率論(2)」,経 済学部で開設する「中級	企業金融論(2)	1 Q	火・3 金・3	加藤 (政)			
	ミクロ経済学 I(2)」及び 「中級ミクロ経済学 Ⅱ	計量経済学(2)	3 Q	火・4 金・4	羽森			
	(2)」のほか、経済学部で 開設する授業科目から2 単位以上修得しなければ	ファイナンス (2)	3 Q	月・1 木・2	岩壷			
	ならない。	中級マクロ経済学 I (2)	1 Q	月・2 木・1	安井			
		中級マクロ経済学Ⅱ (2)	2 Q	月・2 木・1	安井			

<sup>※</sup>授業科目・開講時期等は平成28年度のもので、変更することがある。

# 他大学大学院の授業科目を履修する学生

# 及び特別聴講学生取扱要領

平成19年4月1日 制定 平成21年9月11日 改正

他大学の大学院(以下「他大学大学院」という。)の授業科目を履修する本研究科の学生(以下「聴講派遣学生」という。)及び本研究科の授業科目を履修する他大学大学院の学生(以下「特別聴講学生」という。)の取扱いについては、次のとおりである。

## (1) 聴講派遣学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院の授業科目を履修させることが教育上有益であると認めたと きは、聴講派遣許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から聴講派遣許可願の提出があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が聴講派遣学生として他大学大学院の授業科目を履修することを許可する。

- ③ 授業料等
- ア 聴講派遣学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。
- イ 聴講派遣学生として他大学大学院に派遣された者は ,他大学大学院との協定により定められた授業料等を当該大学院等に納付しなければならない。
- ウ 授業料等のほか,授業科目を履修するために必要な特別の費用は,聴講派遣学生の負担とする。
- ④ 規則の遵守

聴講派遣学生は、当該大学の諸規則を遵守しなければならない。

⑤ 単位の認定

聴講派遣学生が他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位は、当該大学院の報告に基づき、研究科規則第22条に規定する単位数(前期課程にあっては10単位、後期課程にあっては4単位)の範囲内において、研究科規則第32条に規定する単位として認定する。

## (2)特別聴講学生

① 許 可

他大学大学院から特別聴講学生の受入れの依頼があったときは、他大学大学院との協定に基づき、当該学生が本研究科の授業科目を履修することを許可する。

- ② 授業料等
- ア 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- イ 特別聴講学生に係る授業料は、他大学(外国の大学を含む)との協定により不徴収とすることができる。(教学規則第84条の2)
- ウ 授業料のほか,授業科目を履修するために必要な特別の費用は,特別聴講学生の負担とする。

- ③ 規則の遵守
  - 特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。
- ④ 施設等の使用
  - 特別聴講学生は、管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。
- ⑤ 許可の取消し
  - 特別聴講学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。
  - ア 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
  - イ 特別聴講学生として不都合な行為があったとき。
  - ウ 授業料納付の義務を怠ったとき。

## 途中の附則(略)

# 附 則

- この要領は、平成21年10月1日から施行する。
- (注) 他大学大学院との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早目に指導教 員及び事務室に相談すること。

# 他大学大学院等において研究指導を受ける学生 及び特別研究学生取扱要領

平成19年4月1日 制定 平成21年9月11日 改正

他大学の大学院又は研究所等(以下「他大学大学院等」という。)において研究指導を受ける本研究科の学生(以下「研究指導委託学生」という。)及び本研究科において研究指導を受ける他大学の大学院(以下「他大学大学院」という。)の学生(以下「特別研究学生」という。)の取扱いについては、次のとおりである。

## (1)研究指導委託学生

① 手 続

指導教員は、学生に他大学大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると 認めたときは、研究指導委託許可願を研究科長に提出すること。

② 許 可

指導教員から研究指導委託許可願の提出があったときは、他大学大学院等との協定に基づき、 当該学生が研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受けることを許可する。

③ 他大学大学院等における研究指導の期間

研究指導委託学生として他大学大学院等において研究指導を受ける期間は、2年以内とする。 ただし、前期課程の学生については1年以内とし、後期課程の学生については、特別の理由があり、かつ、教育上有益であると認めるときは、通算して3年を限度としてこれを許可することがある。

## ④ 授業料等

ア 研究指導委託学生は、本研究科の学生としての授業料を納付しなければならない。

- イ 研究指導委託学生として他大学大学院等に派遣された者は、他大学大学院等との協定により 定められた授業料等を当該大学院等に納付しなければならない。
- ウ 授業料等のほか,研究指導を受けるために必要な特別の費用は,研究指導委託学生の負担と する。
- ⑤ 規則の遵守

研究指導委託学生は、当該大学又は研究所等の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 研究指導の認定

研究指導委託学生が他大学大学院等において受けた研究指導は、当該大学院等の報告に基づき、研究科規則第24条に規定する研究指導として認定する。

#### (2)特別研究学生

① 許 可

他大学大学院から特別研究学生の受入れの依頼があったときは,他大学大学院との協定に基づき,当該学生が本研究科において研究指導を受けることを許可する。

② 受入れの時期

特別研究学生の受入れの時期は、4月及び10月とする。ただし、特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

③ 授業料等

ア 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

イ 特別研究学生に係る授業料は、他大学(外国の大学を含む)との協定により不徴収とすることができる。(教学規則第84条の2)

ウ 授業料のほか、研究指導を受けるために必要な特別の費用は、特別研究学生の負担とする。

④ 授業科目の聴講

特別研究学生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

⑤ 規則の遵守

特別研究学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

⑥ 施設等の使用

特別研究学生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

⑦ 許可の取消し

特別研究学生が次のいずれかに該当するときは、受入れの許可を取り消すことがある。

ア 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められたとき。

イ 特別研究学生として不都合な行為があったとき。

ウ 授業料納付の義務を怠ったとき。

# 途中の附則(略)

## 附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(注) 他大学大学院等との協定を成立させるためには、かなりの日数を要するので、早目に指導教員及び事務室に相談すること。

# 神戸大学大学院理学研究科転入学に関する内規

平成19年4月1日 制定 平成27年3月19日 改正

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第15条の規定に基づき、転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

# (転入学資格)

- 第2条 博士課程前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。
- 2 博士課程後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院博士課程後期課程に在学している 者で転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

## (出願手続)

- 第3条 転入学を志願する者は、入学の時期の2か月前の所定の期日(特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。)までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を理学研究科長に提出しなければならない。
- (1) 転入学願書(本研究科所定の用紙)
- (2) 履歴書(本研究科所定の用紙)
- (3) 志望理由書(A4判の用紙に1,000字程度で記入し,本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。
- (4) 研究計画書(A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究をしようとしているのか分かるように、2,000字程度に記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

### (選考方法)

第4条 前期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程 入試と同程度の試験を、また、後期課程への転入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理 学研究科博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得な い場合は、別の月に実施することがある。

# (入学の時期)

- 第5条 転入学の時期は,前期課程にあっては学年の始め,後期課程にあっては学期の初めとする。 (修業年限及び在学年限)
- 第6条 転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。 (既修得単位の認定)
- 第7条 転入学をする前に在籍していた大学の大学院で修得した単位について、修士課程又は博士課程前期課程において修得した単位は、20単位を限度として、博士課程後期課程において修得した単位は、6単位を限度として理学研究科において修得した単位として認める。

(雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

# 途中の附則(略)

# 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科再入学に関する内規

平成19年4月1日 制定平成27年3月19日 改正

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第16条に定める再入学に関し、必要な事項を 定めるものとする。

#### (再入学資格)

第2条 本研究科博士課程前期課程又は博士課程後期課程に在学していた者で中途で退学した者又 は除籍された者

# (出願手続)

- 第3条 再入学を志願する者は、入学の時期の2か月前(特別の事情が有ると認められた者は、この限りでない。)までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を添えて、理科学研究科長に提出しなければならない。
- (1) 再入学願書(本研究科所定の用紙)
- (2) 履歴書(本研究科所定の用紙)
- (3) 志望理由書(A4判の用紙に1,000字程度で記入し,本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (4) 研究計画書(A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究をしようとしているのか分かるように, 2,000字程度に記入し, 本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

## (選考方法)

第4条 前期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程 入試と同程度の試験を、後期課程への再入学志願者に対する選考は、神戸大学大学院理学研究科 博士課程後期課程入試と同程度の試験を、原則として、2月に実施する。やむを得ない場合は、 別の月に実施することがある。

#### (入学の時期)

**第5条** 再入学の時期は、前期課程にあっては学年の始め、後期課程にあっては学期の始めとする。

#### (修業年限及び在学年限)

- 第6条 再入学を認められた者の修業年限・在学年限は、教授会の議を経てその都度定める。 (既修得単位の認定)
- 第7条 退学又は除籍前に修得した単位は、前期課程にあっては20単位、後期課程にあっては6単位を限度として認める。

# (雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て定める。

途中の附則(略)

#### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科転専攻に関する内規

平成19年4月1日 制定 平成27年3月19日 改正

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第14条の転専攻に関し、必要な事項を定める ものとする。

# (転専攻の許可)

- 第2条 所属する専攻及び転専攻を志望する専攻(以下「当該専攻」という。)の同意が得られた場合であって、転専攻を志望する者(以下「申請者」という。)が、次の各号のすべてに該当し、又は申請者に対する教育上の配慮により、特に転専攻が必要であると認められる場合は、研究科教授会の議を経て転専攻を許可することがある。
  - (1) 転専攻の事由が明白であること。
  - (2) 当該専攻の教育研究に支障がないとき。

# (転専攻の手続き)

- 第3条 申請者は、次の書類を添えて、転専攻しようとする学期の2か月前までに所属の専攻長を 経て、研究科長に申請しなければならない。
  - (1) 転専攻願(本研究科所定の用紙)
  - (2) 志望理由書 (A4判の用紙に1,000字程度で記入し,本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)
  - (3) 研究計画書(A4判の用紙にどのような分野でどのような内容の研究しようとしているのか分かるように、2,000字程度記入し、本研究科所定の用紙を表紙として提出すること。)

### (転専攻の選考方法)

第4条 当該専攻は、申請者がある場合、書類審査及び面接により選考するものとする。

### (転専攻の時期)

第5条 転専攻の時期は、2年次の初めとする。

### (既修得単位の取扱い)

第6条 申請者の転専攻前に修得した単位は、前期課程にあっては20単位を限度として、後期課程 にあっては6単位を限度として認める。

# (雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科教授会の議を経て定める。

途中の附則(略)

#### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科科目等履修生規程

平成19年3月30日 制定最近改正 平成28年1月22日

### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院理学研究科規則(平成19年3月20日制定)第36条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (入学資格)

- **第2条** 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 (出願手続)
- 第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各 号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければ ならない。
  - (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (5) その他研究科において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

#### (選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

#### (入学手続)

第5条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

#### (授 業 料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

### (履修の時期)

- 第7条 履修の許可は、学期の初めに行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、履修の許可を各クォーター が開始する月の初めに行うことができる。

#### (履修期間)

- 第8条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期末までとし、1年以内とする。
- 2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

### (履修科目)

- 第9条 履修することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。
- 2 実験及び実習については、原則として履修を許可しない。

#### (試 験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

#### (単位修得証明書)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

#### (退 学

**第12条** 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

# (除 籍)

- 第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。
  - (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
  - (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

#### (雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

#### 途中の附則(略)

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科聴講生規程

平成19年3月30日 制定最近改正 平成28年1月22日

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院理学研究科規則(平成19年3月20日制定)第37条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

- **第2条** 研究科の前期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国 の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において,修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 (出願手続)
- 第3条 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 聴講生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (4) 振替払込受付証明書 (所定の用紙)
- (5) その他研究科において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

**第5条** 聴講生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 聴講生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(聴講の時期)

- 第7条 聴講の許可は、学期の初めに行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、聴講の許可を各クォーター が開始する月の初めに行うことができる。

(聴講期間)

- 第8条 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期末までとし、1年以内とする。
- 2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

- 第9条 聴講することのできる授業科目は、1学期10単位以内とする。
- 2 実験及び実習については、原則として聴講を許可しない。

(試験)

第10条 聴講生は、聴講した授業科目について、試験を受けることができる。

(聴講証明書の交付)

第11条 聴講した授業科目について証明を願い出た者には、聴講証明書を交付する。

(退 学)

**第12条** 聴講生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除 籍)

- 第13条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除 籍する。
- (1) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

途中の附則(略)

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科研究生規程

平成19年3月30日 制定最近改正 平成27年2月20日

#### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院理学研究科規則(平成19年3月20日制定)第38条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (入学資格)

- **第2条** 研究科の前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
  - (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 研究科の後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する 者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者 (**入学の時期**)
- **第3条** 入学の時期は、学年及び学期の初めとする。ただし、特別の理由があると認めたときは、 この限りでない。

#### (出願手続)

- 第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 研究生入学願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 研究計画書 (所定の用紙)
  - (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (6) その他研究科において必要と認める書類
- 2 会社等(官公庁を含む。)に在職している者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

3 日本に居住している外国人にあっては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

#### (選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

# (入学手続)

第6条 選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入 学料を納付しなければならない。

#### (授業料等)

- 第7条 研究生は、所定の期日までに、授業料を納付しなければならない。
- 2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

#### (研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、神戸大学大学院理学研究科教授会(以下「教授会」という)の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

#### (授業科目の聴講)

第9条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

#### (施設等の使用)

第10条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

#### (退 学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

### (除籍)

- **第12条** 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。
  - (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
  - (2) 研究生として不都合な行為があったとき。
  - (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

# (国外に居住する外国人等に対する特例)

第13条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項 (昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者についての入学の時期,出願手続及び選考方法は,教授会の議を経て別に定める。

#### (証明書の交付)

第14条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

#### (雑 則

**第15条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

# 途中の附則(略)

# 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科外国人特別学生 入学選考規程

平成19年3月30日 制定最近改正 平成27年2月20日

### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入学資格)

- 第2条 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれ かに該当する者とする。
  - (1) 大学を卒業した者
  - (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると 認めた者で、22歳に達したもの
- 2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに 該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において,個別の入学資格審査により,修士の学位又は専門職学位を有する者と同等 以上の学力があると認めた者で,24歳に達したもの

### (出願手続)

- 第3条 研究科の前期課程に外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院理学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。
  - (1) 入学願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
  - (4) 出身大学の指導教授の推薦状
  - (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
  - (6) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。) 又はこれに代わる書類
  - (7) 振替払込受付証明書 (所定の用紙)

- 2 研究科の後期課程に外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を 納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。
- (1) 入学願書
- (2) 履歷書
- (3) 出身大学が発行した修了証明書及び成績証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 日本に居住している者は、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。) 又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書 (所定の用紙)

# (選考方法)

- 第4条 入学志願者に対する選考は、筆答試験、口頭試問及び提出された書類により行う。
- 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者 及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

## (入学の時期)

**第5条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

### (雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか,この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院理学研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

途中の附則(略)

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# 理学研究科担当教員一覧

2016.4現在

-	1					41.		_		化土
専攻	講座	教育研究分野	主 要 内 容	教	授	教 准教授	講	師	助	教
		関数方程式	微分方程式・差分方程式で定義される線形系・非線形系の数 理的構造の解析的解明及び特殊関数の基礎理論と現象への応用 に関する教育研究を行う。	野海	正俊	小池 達也				
	解析数理	関数解析	量子物理に現れる偏微分方程式のスペクトル・散乱理論, フーリエ解析, 多様体上の解析学に関する教育研究を行う。	福山	克司	伊藤 健一				
数		複素解析	複素関数論, 特殊関数論及び関連する微分方程式及び楕円関数, リーマン面等について, 解析的・幾何的・代数的方法による教育研究を行う。	山田	泰彦					
	構造数理	代数学	代数多様体とその構造理論、周期積分、モジュライ理論、保型形式と保型表現、整数論、可積分系の幾何学やミラー対称性 及びそれらの応用に関する教育研究を行う。	齋藤 吉岡	政彦 康太	谷口 隆	森本	和輝	三井候 木村 佐野	性太郎 嘉之 太郎
274	府坦奴垤	幾何学	微分幾何と位相幾何に関して、部分多様体、極小曲面、平均 曲率一定曲面、リーマン多様体の特異点、双曲空間、結び目及 び絡み目に関する教育研究を行う。	中西 ラスマン 佐藤	康剛 ウェイン 進	佐治健太郎				
学		確率数理	ランダムな運動やゆらぎ、数学的対象にひそむランダムさに 関わる数理的構造について確率論的手法による教育研究を行 う。			梶野 直孝				
	応用数理	組み合わせ数理	組み合わせや数え上げの数理とその離散系や数理物理への応 用及び可積分系やセルオートマトン等の理論と応用に関する教 育研究を行う。	太田	泰広					
		計算数理	数理科学に現れる計算方法、その計算機上での効率的実装と 数学ソフトウエアシステムの開発及びそれらの代数、代数解 析、数理物理、統計等への応用に関する教育研究を行う。	高山 青木	信毅				後藤	良彰
		素粒子理論	素粒子とそれらの間に働く力に関する理論的な研究と素粒子標準模型を越えた物理の研究、特に余剰次元の理論,汎関数くりこみ群,超対称性理論の研究。			坂本 眞人 園田 英徳				
	理論	宇宙論	宇宙における時空と物質の起源を物理学を基礎として解明する研究、及び、初期宇宙のインフレーションから現在の宇宙背景放射温度分布や宇宙大規模構造の形成に至るまでの進化に関する研究。	早田	次郎					
	物理学	物性理論	物質中の電子間相互作用により発現する超伝導や磁性などの 現象を,「対称性の破れ」や「量子情報」の観点から,解析的 および計算物理学的手法を用いて解明する研究。			久保木一浩 西野 友年				
物		量子物性論	重い電子系などの強相関電子系と呼ばれる巨視的な結晶に発現する多様な磁気的・電気的性質を量子力学に基づいて数値計算的手法を用いて理論的に解明する研究。	播磨	尚朝					
理	粒子 物理学	粒子物理学	最先端の実験施設を用いた素粒子実験物理学。特に,陽子・ 陽子衝突実験(LHC),ニュートリノ振動実験(T2K,Super- Kamiokande),暗黒物質探索(XMASS, NEWAGE)など。	藏重 竹﨑	久弥 康雄 祐司				鈴木 矢野	州 孝臣
学		極限物性物理学	電子スピン共鳴や磁気光学測定を用いた多重極限環境下(強 磁場,高圧,低温)における固体(磁性体,有機導体等)の磁 気的,電気的,光学的物性に関する実験的研究。	太田	仁	大道 英二大久保 晋				
	物性	低温物性物理学	微視的測定手法である核磁気共鳴を主な手段とし、マクロ測定法を相補的に活用した固体電子物性に関する実験的研究。特に、強相関電子超伝導・多極子秩序など異常量子物性についての複合極限環境下(極低温・強磁場・高圧)での研究。	藤	秀樹	小手川 恒				
	物理学	量子ダイナミクス	超短パルスレーザーや多価イオンビームなどを用いた分光学 的手法による、物質中の電子、原子、分子のミクロなダイナミ クス (動的な応答) に関する実験的研究	河本	敏郎	櫻井 誠				
		電子物性物理学量	新奇な超伝導や磁性を示す物質の純良単結晶を育成し、電気抵抗、磁化、比熱等の基本物性測定や、ドハース・ファンアルフェン効果等の特色ある先端的な測定手段を用いて研究を行う。	菅原	仁	松岡 英一				

専攻	講座	教育研究分野	主要内容	₩t	極	教	<b>4</b> -極	⇒韭		員品	教
以			分子構造や電子状態とその動的挙動及びレーザー誘起化学反	教	授	准著		講	師	助	叙
		分子動力学	応について,高分解能レーザー分光法や時間分解レーザー分光 法などを用いた観測と制御に関する研究を行う。	和田	昭英	笠原	俊二				
	物理化学	物性物理化学	異なる物質が接する界面でおきる化学変化のメカニズムとダイナミクスを理解するために、原子分子をひとつひとつ解像できるプローブ顕微鏡とレーザー分光技術を駆使した研究を展開する。媒質に埋没した界面の構造と物性を計測するために、まったく新しい動作原理に基づいたナノ計測技術を開発する。新規固体化合物の物性を研究する。	大西	洋	木村建枝	建次郎 和男				
		反応物理化学	光合成タンパク質や太陽電池など、特異な光機能性を有する 分子集合体の初期過程で生成する単寿命活性種を時間分解磁気 共鳴法や単一分子分光法により追跡する。不安定分子の立体配 置、電子伝達機能や動的過程を特徴付け、分子がエネルギー変 換を行う根源的な仕組みを明らかにする。	小堀	康博	立川	貴士				
化		固体化学	光機能・電子機能を持つ凝縮系物質(無機固体、金属錯体、有機無機ハイブリッド系、イオン液体)の開発を行う。それらの構造及び電気、電子、光学、磁気物性などを実験的、理論的手段を用いて明らかにする。	持田 内野	智行隆司		一志				
	無機化学	溶液化学	油水界面や電極表面での電荷(電子またはイオン)移動反応 をサイクリックボルタンメトリーなどの電気化学測定法を用い て研究し、生体関連物質などの新しい分離・検出法の開発を行 う。			大堺	利行				
学		状態解析化学	主に超短パルスレーザー分光を用いて、凝縮相(溶液、液体等)における分子間相互作用と動的構造及び反応ダイナミクス、光合成系における電子移動、エネルギー移動等を研究する。	富永	圭介	秋本	誠志				
	有機化学	有機反応化学	有機合成において、新しい触媒、反応、方法論の開拓を通して高活性かつ高選択的反応を開発し、生理活性物質や機能性有機材料などの有用な有機化合物の高効率的合成を行う。	林	昌彦	松原	亮介				
		有機分子機能	ナノサイズの巨大なπ共役環状分子や球状分子をして多数の分子が自発的に集まって形成する超分子集合体をデザイン・合成し、分子機能の創出と構造機能相関について構造有機化学、マテリアル科学の観点から研究する。			津田	明彦				
		生命分子化学	タンパク質の高次構造とその構造形式過程・新規デザイン及び生体容液あるいは生体膜中での動的生理機能とその機能改変に関する研究を行う。	鍔木	基成	田村茶谷	厚夫 絵理	木村	哲就	山本	直樹
	構造解析 化学	構造解析化学	シンクロトロン放射光利用による結晶, ランダム系物質, 生体高分子の構造解析や放射光の産業利用に関する教育研究を行う。	岩本	裕之	杉本	邦久				
	理論生物 化学	理論生物化学	タンパク質、核酸、生体膜、糖鎖などの生体分子に関する計算機シミュレーションを行い、分子科学的な立場から生命現象を理解することを目指した研究を行う。	中嶋	隆人						
	生体分子 機構	分子生理	感覚器や脳の神経細胞および単細胞生物における刺激 受容や細胞運動の分子機構及びそれら分子機構の細胞間 や個体間での働きに関する教育研究を行う。 光合成を行うことで固着する生き方を選択した植物	尾崎ま	<b></b> まみこ	洲崎 佐倉	敏伸 緑			北條	賢
		細胞機能	は、周囲の環境に応じて細胞の働きや成長・発生パターンを変えることができる。この植物の生理、発生、形態形成、環境応答の機構とそれらの進化に関する教育研究を行う。	三村深城	徹郎 英弘	石﨑	公庸			大西郷	美輪 達明
		情報機構	生命現象における情報処理の理解を目標に,「脳機能」や「モデル生物における膜輸送と形態形成」に関わる細胞内情報伝達を中心とした教育研究を行う。	前川	昌平	宮本 森田	昌明 光洋				
生		形質発現	線虫や小型魚類を用いた生殖細胞の形成分化機構, 脊椎動物や線虫における選択的 RNA スプライシングの制御機構や小分子 RNA 機能, リボソームやバイオフィルム形成から見た微生物遺伝子の機能や進化などに関する教育研究を行う。	坂本 井上	博 邦夫					北川 髙崎	円 輝恒
物	生命情報 伝達	遺伝情報	遺伝情報の安定維持と多様化を担う分子機構、及び種々の内的・外的要因によるゲノム損傷ストレスに対する生物応答を制御する分子機構、特にタンパク質の翻訳後修飾反応を中心とした細胞内情報伝達機構に関する教育研究を行う。	菅澤	薫					酒井	恒
		遺伝子機能	哺乳類培養細胞を用いた細胞の増殖、がん化、死、および老 化を制御する遺伝子と、ショウジョウバエの形態形成を制御す る遺伝子の機能に関する教育研究を行う。	鎌田	真司	影山	裕二			岩﨑	哲史
يد	生物多様性	生態・種分化	生物多様性とその保全、多様性を生み出す機構としての種間相互作用、種分化と進化に関して、個体から生態系までのさまざまなレベルで生理学、生態学などの手法を用いて教育研究を行う。	角野	康郎	小菅 佐藤	桂子 拓哉	末次	健司		
学	多様性	進化・系統	藻類の多様性と進化,系統分類,代謝生理,細胞構造,生態などに関する基礎的な研究と,その成果を活用した陸水・沿岸域の環境保全に資する教育研究を行う。	川井	浩史	村上坂山	明男 英俊			羽生日鈴木	H岳昭 雅大
	発生 生物学	発生生物学	ショウジョウバエの上皮形成, 脊椎動物の形態進化、マウス大脳皮質の領野形成機構、呼吸器をモデルとした 臓器の形態形成と修復機能などのテーマについて進化生物学, 遺伝学, 細胞生物学などの多様なアプローチから 教育研究を行う。	林倉谷		花嶋が森本	いりな 充				
	生物制御 科学	生物制御科学	昆虫、菌類、植物などに対して生理活性を示す化合物 の活性発現機構や、生体内での代謝や移行など、生物と 生理活性物質との相互作用に関する教育研究を行う。	河村 大和	伸一誠司						

専	講座	教育研究分野	主要内容			教				員	
攻	神座	秋月45九万野	土 安 吖 谷	教	授	准孝	<b>対授</b>	講	師	助	教
		地質学	地球表層の物質とそこに刻まれた歴史から地球環境・生命の 進化、火山の噴火現象、テクトニクスなどを調べ、地球固有の 現象から太陽系に共通する現象まで様々な現象の解明を目指 す。	兵頭	政幸	鈴木	桂子			廣瀬書	全太郎
		岩石学・鉱物学	隕石・宇宙塵・地球内部物質の鉱物科学的研究。太陽系始原物質の起源と進化の解明。地球・惑星内部構造の解明。太陽系生成期の天体形成諸現象の再現実験。岩石鉱物の変形・破壊・流動現象解析。地球物質科学に基づく進化古生物学。	留岡	和重			瀬戸山﨑	雄介和仁		
	基礎惑星 学	固体地球物理学	巨大地震やゆっくり地震の震源過程,地震波の伝搬, 津波の生成・伝搬過程,海洋プレートの沈み込みに伴う ダイナミクス(変形,温度,流れ場など)について,研 究し,教育する。	吉岡	祥一					筧 消	<b>※</b> 麿
		流体地球物理学	なぜこの星は地球なのか?流体地球物理学分野は、太陽系内・系外の惑星の流体圏(主に大気)の構造と進化を、理論と数値シミュレーションを用いて考察し、地球流体圏をそのなかの一特殊として位置づけることを試みている。	林祥	单介	岩山高橋	隆寛 芳幸				
惑		惑星宇宙物理学	太陽系及び太陽系外惑星系の形成過程,衛星-リング系,太陽系小天体の起源進化に関する研究。生命現象に関する数理的研究。	大槻	圭史					春名	太一
星学		実験惑星科学	地球を始めとする惑星の起源や進化を室内実験や惑星 探査により研究する。特に太陽系天体の多様性に対する 天体衝突の影響や氷衛星, 彗星等氷天体のダイナミクス を調べる。	荒川 上野						保井み	ょなみ
	新領域惑 星学	観測海洋底科学	惑星地球の特徴である海洋リソスフェアの活動(形成、変遷、沈み込み)を研究対象の中心をすえ、地球物理学的な観測事実にもとづいて、海洋底から固体地球のダイナミクスを明らかにする。	島作	申和	廣瀬 杉岡	仁 裕子				
		水惑星進化学	水惑星はどのように誕生し、どのように進化してきたのか?この惑星学最大の問題の1つを、様々な視点から、いろいろな手法を用いて考えていく。	巽 好 牧野酒		中村	昭子				
	惑星地球 変動史	惑星地球変動史	太陽系及び系外惑星系の起源進化に関する観測的研究 と地球のグローバルな進化と関連した日本列島変動史に 関する研究。	大橋 末次	永芳 大輔	野崎	達夫				
	応用惑星 学	応用惑星学	天気予報・気候予測に資する気象・気候の諸問題なら びにそれらの問題の解決に必要とされる技術に関する研 究。	毛利	英明	川畑	拓矢				

# 4. 学 位

## 神戸大学学位規程

平成16年4月1日 制定最近改正 平成28年3月22日

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

#### (学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

#### (修士の学位の授与の要件)

- 第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。
- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

#### (博士の学位の授与の要件)

- 第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。
- 2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。
- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。 (この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

#### (専門職学位の授与の要件)

- 第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。
  - (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

#### (研究科の在学者の論文等提出手続)

- 第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究 の成果は、当該研究科長に提出するものとする。
- 2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。
- 3 学位論文は、修士の場合は1編、1通を、博士の場合は1編、3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。
- 4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等 の資料その他を提出させることがある。
- 5 第1項に定める研究の成果(以下「研究の成果」という。)の提出に関することは,各研究科において別に定める。

## (研究科の在学者の論文等審査)

- 第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究 科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。
- 2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。
- 3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあっては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文 又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者) にも調査を委嘱することができる。

#### (研究科の在学者の最終試験)

- 第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。
- 2 最終試験の期日は、その都度公示する。

### (博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

- 第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申 請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

#### (博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

- 第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論 文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試 験を行わせるものとする。
- 2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

#### (博士課程を経ない者の学力の確認)

- 第12条 研究科長は、前条第1項の規程により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において、学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。
- 2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることが ある。
- 4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

### (退学者の学位論文の提出手続,論文審査,試験及び学力の確認)

- 第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論 文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとすると きは、前3条の規定による。
- 2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1 項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

#### (論文及び審査料の不返環)

- 第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。
- 2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

#### (修士及び博士の学位授与の審議)

- 第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。
- 2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

#### (学位授与の申請)

第16条 研究科長は、教授会において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。
- (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項
- 3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授 会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

#### (学位の授与)

- 第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。
- 2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。 (審査要旨の公表)
- 第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

#### (学位論文の公表)

- 第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規程による公表は,原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

#### (専攻分野等の名称)

- **第20条** 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 別表第4に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては,第2項 に規定する専攻分野の名称とともに,当該学位プログラムの名称を付記するものとする。
- 5 教学規則第65条第2項の規定に基づき,共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては,博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

#### (学位の名称)

**第21条** 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付 記するものとする。

#### (修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の 授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その 学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。
- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様 式)

第23条 学位記,学位簿その他の様式は,別記様式のとおりとする。

(補 則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

途中の附則(略)

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第20条第1項関係)

## 学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際文化学部	国際文化学
発達科学部	発達科学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
保健学科	看護学、保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

## 別表第2 (第20条第2項関係)

## 修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野	野の名称		
柳九秤石	修士	博士		
人文学研究科	文学	文学又は学術		
国際文化学研究科	学術	学術		
人間発達環境学研究科	学術,教育学又は理学	学術,教育学又は理学		
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学		
経済学研究科	経済学	経済学		
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学		
理学研究科	理学	理学又は学術		
医学研究科	バイオメディカルサイエ ンス	医学		
保健学研究科	保健学	保健学		
工学研究科	工学	工学又は学術		
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学, 工学, 学術又は計算科学		
農学研究科	農学	農学又は学術		
海事科学研究科	海事科学	海事科学,工学又は学術		
国際協力研究科	国際学,経済学,法学又は政治学	学術,法学,政治学又は 経済学		
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	_		

## 別表第3(第20条第3項関係)

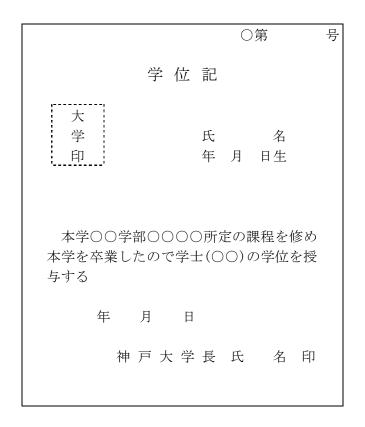
## 専門職学位の名称

14% 1 12 42 11 11	
研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士 (専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

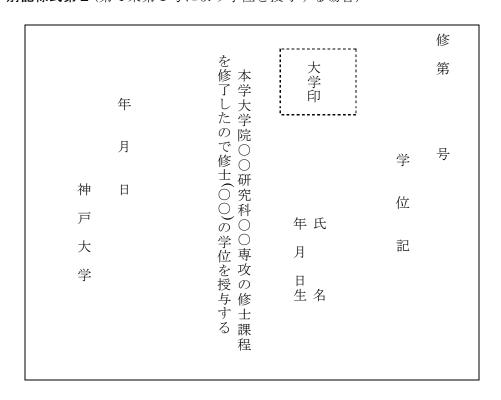
## 別表第4(第20条第4項関係)

EUエキスパート人材養成プログラム

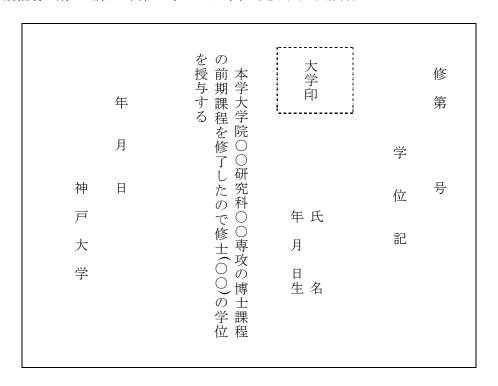
## 別記様式第1(第3条により学位を授与する場合)



## 別記様式第2(第4条第1号により学位を授与する場合)



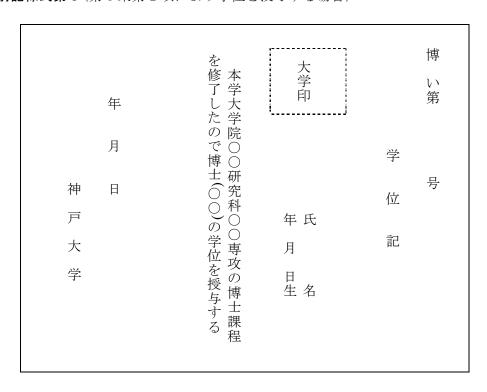
別記様式第3(第4条第2号により学位を授与する場合)



別記様式第 4 (第 4 条第 2 号により学位を授与する場合で、別表第 4 に掲げるプログラム名称を付記するもの)

本学〇〇プロ	を授与するの前期課程を修了し、本学大学院○○研究	大 学 印	修第
月 日プログラムを修了したことを証する	修了したので修士(○○)の学位  ○○研究科○○専攻の博士課程	年 氏 月 日生名	学 位 記

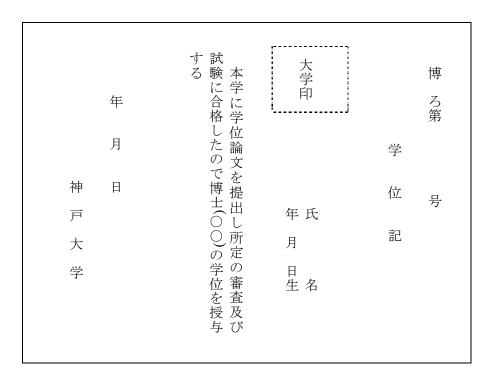
別記様式第5(第5条第1項により学位を授与する場合)



別記様式第6(第5条第1項により学位を授与する場合で,外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの)

ものである に	ので博士(〇〇) 本学大学印 などない。	博 い 第
月 日 戸 大 学 一	大学印 (大学印) (大学印) (大学印) (大学印) (大学市) (	号 位 記

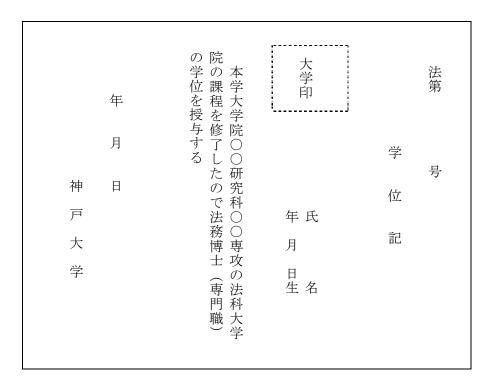
## 別記様式第7(第5条第2項により学位を授与する場合)



## 別記様式第8(第6条第1号により学位を授与する場合)

年月日子子学	学位を授与する学院の課程を修了したので修士(専門職)の学院の課程を修了したので修士(専門職大本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の専門職大	大学印 氏 月 日生	専第 学 位 記
--------	---	------------	----------

## 別記様式第9(第6条第2号により学位を授与する場合)



別記様式第10(第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))

<u></u>							
学 章							
KOBE UNIVERSITY							
HEREBY CONFERS THE DEGREE OF							
000000 of 0000000							
UPON							
0000 0000							
FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE OOOO PROGRAM							
IN THE FIELD OF OCCOOC							
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF							
000000							
ON THIS OOOO DAY OF OOOO IN THE YEAR OOOO							
0000 0000 0000							
President of 大学印 Dean of Graduate School of							
Kobe University   OOOOOO							

別記様式第11(第4条第2号により学位を授与する場合で,別表第4に掲げるプログラム名称を付記するもの(英文学位記))

KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF 000000 of 0000000 UPON 0000 0000 FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE OOOO PROGRAM IN THE FIELD OF OCCOOC ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF 0000000 And ☆ ON THIS OOOO DAY OF OOOO IN THE YEAR OOOO 0000 0000 0000 0000 President of 大学印 Dean of Graduate School of Kobe University | OOOOOOO

備考 ☆には、別表第4に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第12(第5条第1項により学位を授与する場合で,外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの(英文学位記))

| 学章
| KOBE UNIVERSITY |
| HEREBY CONFERS THE DEGREE OF |
| OOOOOO | OF OOOOOO |
| UPON |
| OOOOOO |
| FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE OOOO | PROGRAM |
| IN THE FIELD OF OOOOOO |
| ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF OOOOOO |
| THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH OOOO |
| ON THIS OOO DAY OF OOO | IN THE YEAR OOOO |
| President of Kobe University | Dean of Graduate School of OOOOOOO

#### 別記様式第13

年 月 日

○○研究科長 殿

> 学籍番号 氏 名 印

学位論文審査願

神戸大学学位規程第7条の規定により 下記の書類を提出いたしますから審査を お願いします。

記

学位論文 通

論文目録 通

### 別記様式第14

年 月 日

神戸大学長 殿

氏 名 印

学位申請書

神戸大学学位規程第10条の規定によ り学位論文に論文目録及び履歴書を添え 博士(○○)の学位の授与を申請いたしま す。

備考 退学者が再入学しないで学位を 申請する場合には「第10条」を 「第13条」に読み替えるものと する。

#### 別記様式第15

年 月 日

論 文 目 録

氏 名印

文 論

- 1 題 目
- 2 公表の方法及び時期

方 法 時 期

冊 3 册数

参考論文

1 題 目

2 册 数 #

#### 別記様式第16

備考 訶 分学 野 位 の簿 名の 年月日 称 表 の紙 順に には 氏 登 録 学 名 す位 うる。 لح 論文題 標 記 目 L 博 者 取印 扱 士 0 車 攻

学 位 簿

士

 $(\bigcirc\bigcirc)$ 

- 184 -

## 神戸大学大学院理学研究科の修士学位に関する内規

平成19年4月1日 制定最近改正 平成27年3月19日

(趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)において博士課程前期課程の修了者に授与する修士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、修士(理学)とする。

#### (学位論文等の提出)

- 第3条 学位論文の審査を願い出るときは、履修要件科目を修得し(見込みも含む),かつ研究経 過発表会における発表についての認定を受けた後に、次に掲げる書類等を指導教員を経て研究科 長に提出するものとする。
  - (1) 修士学位論文審査申請書(別紙様式1) 1部
  - (2) 修士学位論文

2 部

- 2 学位論文審査申請書の提出時期は、3月修了予定者にあっては12月、9月修了予定者にあって は6月とし、各時期における提出期間は、研究科教授会の議を経て別に定める。
- 3 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあっては2月、9月修了予定者にあっては8月とし、 各時期における提出期間は、研究科教授会の議を経て別に定める。
- 4 前2項の規定にかかわらず、研究科教授会の議を経て特に必要と認めたときは、提出の時期及びその期間を別に定めることができる。
- 5 学位論文には、表紙(別紙様式2)をつけるものとする。

#### (学位論文審査委員会)

- 第4条 学位論文等の提出があったときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ごとに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
- 2 審査委員会は、教授または准教授2人以上を含む研究科の教員をもって組織し、主査1人及び 副査をおくこととする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならないものとする。
- 3 研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学 位論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程前期課程担当相当の者を審査委 員に加えることができる。
- 4 研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、 調査委員を委嘱することができる。
- 5 審査委員の選定及び調査委員の委嘱は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあった審査 委員及び調査委員候補者について、研究科教授会が行う。

#### (最終試験)

- 第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、最終試験を行う。
- 2 審査委員会は、最終試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、修士論文発表会を開催するものとする。

#### (審査結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査結果報告書(別紙様式3)及び修士最終試験報告書(別紙様式4)を研究科長に提出するものとする。

### 途中の附則(略)

附 則 この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程 研究経過発表会実施要領

平成19年4月1日 制定 平成21年9月11日 改正

#### (趣 旨)

第1条 この要領は、理学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会(以下「発表会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (発表者の要件)

第2条 発表会における発表者は、修了所要単位30単位のうち、8単位以上を修得している者(修得見込みの者を含む。)でなければならない。

#### (開催の時期等)

第3条 発表会は、1年次後期又は2年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

#### (研究経過報告書)

第4条 専攻長は、発表を行った学生について、研究経過報告書(別紙様式1)を研究科長に提出 するものとする。

#### (研究経過認定通知)

第5条 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について、研究経過認定通知書 (別紙様式2) を交付するものとする。

#### (特例研究経過発表会)

- 第6条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表 については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告(質疑応答を含む。)することにより発表に替えることができるものとする。
- 2 前項の規定により発表する場合,当該学生の指導教員は,事前に専攻長を経て,特例研究経過 発表会発表届(別紙様式3)を研究科長に提出しなければならない。

#### (学位論文の提出)

**第7条** 学生は、発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

#### (特例措置)

- 第8条 転入学者及び再入学者の発表会については、別に指示する。
- 2 早期修了申請者については、発表会を免除することがある。

#### 途中の附則(略)

#### 附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程における 早期修了に関する内規

平成19年4月1日 制定

### (趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第32条第1ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了(以下「早期修了」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (推薦)

- **第2条** 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者があるときは、次の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。
  - (1) 推薦書(別紙様式1)
  - (2) 学位論文草稿又は要旨(様式は自由)
  - (3) 研究業績書[学会発表を含む。] (別紙様式2)
  - (4) 上記のほか、各専攻が必要と認める書類
- 2 専攻長は、前項の推薦があったときは、早期修了審査委員会(当該専攻の教授を少なくとも3 人含む。)を設置する。早期修了審査委員会は、早期修了適用資格の有無について審査する。
- 3 専攻長は、早期修了審査委員会において、早期修了適用資格が有るとの判断がなされたときは、 専攻会議の議を経て、理学研究科長に早期修了適用資格審査報告書(別紙様式3)を提出するも のとする。
- 4 前項の専攻会議においては、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を 得なければならない。

#### (適用資格判定)

第3条 早期修了の適用資格の有無の判定は、理学研究科専攻長会議が行う。

#### (学位審査論文の提出)

第4条 早期修了の適用資格が有りと判定された者は、理学研究科長に学位論文を提出することができる。

#### (雑 則)

第5条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科の課程博士学位に関する内規

平成19年4月1日 制定 最近改正 平成27年3月19日

#### (趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)において博士課程後 期課程の修了者に授与する博士の学位の論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 研究科において授与する学位は、博士(理学)又は博士(学術)とする。

#### (学位論文等の提出)

- 第3条 研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、履修要件科目を修得し(見込み も含む),かつ研究経過発表会及び研究成果発表会における発表についての認定を受けた後に, 次に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。
- (1) 学位論文審査願(別紙様式1) 1部
- (2) 論文目録(別紙様式2) 2 部
- (3) 電子媒体(CD-R) 1枚
- (4) 学位論文 4部
- (5) 論文内容の要旨(別紙様式3) 10部
- 2 部
- (6) 履歷書(別紙様式4)
- (7) その他参考論文
- 2 学位論文の提出時期は、3月修了予定者にあっては1月、9月修了予定者にあっては7月とし、 各時期における提出期間は、研究科教授会の議を経て別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会の議を経て特に必要と認めたときは、提出の時期及び その期間を別に定めることができる。

#### (学位論文審査委員会)

- 第4条 学位論文等の提出があったときは、論文審査及び最終試験を行うため、学位論文提出者ご とに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
- 2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織し、主査1人及び副査 をおくこととする。
- 3 研究科教授会において審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、学位 論文提出者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者を審査委員 に加えることができる。
- 4 審査委員の選定は、学位論文提出者の所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、 研究科教授会が行う。
- 5 審査委員会は、論文審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するものと する。

#### (最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連する専門科目について、筆答又は口頭 により最終試験を行う。

- 2 審査委員会は、最終試験の試験科目、試験の方法等を定めて、学位論文提出者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

## (論文審査及び最終試験の結果の報告)

第6条 審査委員会は、論文審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書(別紙様式5) を研究科長に提出するものとする。

途中の附則(略)

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ

平成19年4月1日 制定 平成20年2月15日 一部改正

- 1. この申合せは、理学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について、必要な事項を 定めるものとする。
- 2. 修士学位論文審査委員会について(修士学位に関する内規第4条第2項関係) 学位論文審査委員会における主査となる教員は、神戸大学大学院理学研究科教員資格審査委員 会(以下「教員資格審査委員会」という。)において、前期課程学生の研究指導及び講義担当適 格者として認められた者に限る。
- 3. 課程博士学位論文審査委員会について (課程博士学位に関する内規第4条第2項関係)
- (1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
- (2) 学位論文審査委員会には、学生の指導教員が所属する講座又は専攻以外の教員を含めるものとする。
- 4. 博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について(博士課程を経ない者の学位論文審査 等に関する内規第8条第2項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ 第4条第1項関係)
- (1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
- (2) 学位論文審査委員会には、学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域(主査となる教員と同一の専攻)の教員及びその他の学術領域(主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻)の教員を含めるものとする。

### 途中の附則(略)

附則

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、平成20年4月1日以後、自然科学研究科博士課程前期課程に在籍する学生に 係る学位論文審査委員会についても準用する。

論 文 1. <u>知</u> 目		<b>文</b> 氏		目	録		Ĥ	
		氏	名				ŔΙ	
2. 印刷公表の方法及び時期								
3. 冊 数	₩							
参考論文								

(別紙様式3) 論 文 内 容 の 要 旨

氏 名
専 攻
論文題目(外国語の場合は,その和訳を併記すること。)

指導教員

作成上の注意
1. 本様式を A4 判の表紙とし、要旨は、別紙に横書きすること。
2. 2.000 字〜4,000 字でまとめること。(姿語の場合、1200 語〜2400 語でまとめること。)
3. 本文の右上に氏名及びページ数(氏名: NO.) を記入すること。
4. 要旨を作成するとき、作成上の注意は削除すること。

		(別紙相	(武4				履	歴	2	1				
									平	成 4	F 月	日作	戏	
ふり 7	がな													都・道
氏	名						EΠ		本	籍				府・県
生年	月日	昭和	年	月	日	生(満	歳)		性	別		男		女
ふり7	がな													
現 住	所													
(又は連		Ŧ				話(								
年	月	Ħ		学	歷(学	校名・	学部名	・学	科名等			_		・修了・退学の
										高	等学校		卒	業
												_		
												_		
	-													
	-													
年	月	В			職	歴・矿	F 究	歴	(勤	務与	ヒ・職	種(	亭)	
年	月	В				,	学会及び	K24-	<u></u> الم	3ける	活動館			
	- "	-					TAX	<i>)</i>  1.	24,100	017.0	11.1 380 vP			
年	月	Ħ				ji	ì				22	ij		
	<u> </u>													

## 神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程 研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領

平成19年4月1日 制定 平成21年9月11日 改正

#### (趣 旨)

第1条 この要領は、理学研究科博士課程後期課程修了者に係る課程博士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会及び研究成果発表会に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (研究経過発表会)

第2条 1年次及び2年次に研究経過発表会を実施し,博士論文の作成に関し適切な指導を行うものとする。

#### (開催の時期等)

第3条 研究経過発表会は、学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催 の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

#### (研究経過報告書)

第4条 専攻長は、研究経過発表を行った学生について、研究経過報告書(別紙様式1)を研究科 長に提出するものとする。

#### (研究経過認定通知)

第5条 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定した者について、研究経過認定通知書 (別紙様式2)を交付するものとする。

#### (研究成果発表会)

第6条 3年次に学位論文審査の願い出に先立ち研究成果発表会を開催し、学位論文の作成に関し 適切な指導を行うものとする。

### (発表者の要件)

第7条 研究成果発表会における発表者は、本研究科後期課程に2年以上在学し、かつ、修了所要 単位(10単位)の全てを修得している者(修得見込みの者を含む。)でなければならない。

#### (開催の時期等)

- 第8条 研究成果発表会は、原則として学位論文提出の3か月前までに学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び論文題目を当該専攻の教員及び学生に通知するもとする。
- 2 専攻長は、研究成果発表会の開催に当たっては、学位論文の草稿について、その必要部数を提 出するよう当該学生の指導教員に通知するものとする。

#### (研究成果報告書等)

- 第9条 専攻長は、研究成果発表を行った学生について、研究成果報告書(別紙様式3)を研究科 長に提出するものとする。
- 2 専攻長は、専攻会議の議を経て前項の報告において研究成果を認定した者に係る学位論文提出 予定者・審査委員候補者名簿(博士課程)(別紙様式4)を研究科長に併せて提出するものとす る。

#### (研究成果認定通知)

第10条 研究科長は,前条の報告に基づき研究成果を認定した者について,研究成果認定通知書(別紙様式5)を交付するものとする。

### (学位論文の提出)

**第11条** 学生は、研究経過発表会及び研究成果発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

#### (特例発表会)

- 第12条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書又は研究成果報告書に基づき、指導教員等が研究経過又は研究成果を報告(質疑応答を含む。)することにより発表に替えることができるものとする。
- 2 前項の規定により発表する場合,当該派遣学生の指導教員は,事前に専攻長を経て,特例発表届(別紙様式6)を研究科長に提出しなければならない。

#### (特例措置)

- 第13条 転入学者及び再入学者の研究経過発表会及び研究成果発表会については、別に指示する。
- 2 早期修了申請者については、研究経過発表会及び研究成果発表会を免除することがある。

#### 途中の附則(略)

#### 附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科博士課程後期課程 における早期修了に関する内規

平成19年4月1日 制定 平成20年12月19日 改正

#### (趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科規則第32条第2項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了(以下「早期修了」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (出願手続)

- 第2条 研究経過発表会及び研究成果発表会における発表を経て(ただし、研究経過及び研究成果の内容によって、発表会における発表を免除された者を除く。)早期修了を願い出る者は、次の書類を指導教員に提出するものとする。
  - (1) 早期修了適用資格申請書(別紙様式1)及び自薦書(A4判用紙を使用,書式及び字数は自由)
  - (2) 履歴書(別紙様式2)
  - (3) 研究業績書(学会発表経歴を含む。) (別紙様式3)
  - (4) 学位論文草稿及びその要旨(別紙様式4)
  - (5) 公表論文及び公表準備中の論文等 ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。

#### (早期修了検討委員会)

- 第3条 早期修了の願い出があったときは、出願者ごとに、早期修了検討委員会を置き、早期修了 に該当するか否かを判定する。
- 2 早期修了検討委員会は,指導教員及び指導教員から委嘱された2人以上の教員をもって組織し, 教授2人以上を含むものとする。
- 3 指導教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか学位論文提出予定者の専門分野に関係の深い学術領域の研究科博士課程後期課程担当相当の者1人以上を早期修了検討委員会に加えることができる。

#### (推薦)

- 第4条 指導教員は、早期修了検討委員会において、早期修了に該当すると認められた者があると きは、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。
  - (1) 推薦書 (別紙様式5)
  - (2) 早期修了検討結果報告書(別紙様式6)
  - (3) 学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(別紙様式7)
  - (4) 第2条に定める書類
- 2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。
- 3 前項の推薦に当たっては、構成員の3分2以上が出席し、出席者の3分2以上の賛成を得た場合とする。

#### (早期修了審査委員会)

第5条 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会(以下「委員会」 という。)を置く。

- 2 委員会は、理学研究科教務委員会委員長、各専攻の教務委員及び各専攻から選出された教授各 1人の委員により組織する。
- 3 各専攻から選出された委員の任期は、2年とする。
- 4 委員長は、理学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、 意見を聴くことができる。
- 6 早期修了の適用資格があることの判定については、構成員の3分2以上が出席し、その出席者の3分2以上の賛成を得なければならない。

#### (最終判定)

- 第6条 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。
- 2 委員会は、早期修了適用資格審査報告書(別紙様式8)を作成し、判定の結果を研究科長に報告する。
- 3 研究科長は、専攻長に判定の結果を通知するものとする。

#### (学位審査論文の提出)

第7条 早期修了の適用資格が有りと判定された者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

#### (雑 則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

途中の附則(略)

#### 附則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

## 理学研究科博士課程後期課程の早期修了資格審査基準

大学院設置基準に定める「自立した研究者,または,高度に専門的な業務従事者」として必要とされる能力(学力・判断力・企画力・持続力・表現力など)を備え,かつ,少なくとも学位を授与された者の平均以上の業績をあげると見込まれる者を,早期修了の資格を有する者として研究科長に推薦する。

必要とされる能力の有無と、研究業績が平均以上であるか否かの判断は、当該専攻から選出された委員の所見を参考にして、早期修了審査委員会が合議によって行う。研究業績の平均の対象範囲を当該専攻あるいは当該教育研究分野のいずれにするかは、当該専攻選出委員の所見を参考にして、早期修了審査委員会が決める。論文発表数や学会発表数に基づく機械的判断は行わないものとする。

なお,自然科学研究科博士課程後期課程在学者の早期修了資格の審査についても,理学研究科博士課程後期課程早期修了審査委員会が同様の基準で審査する。

#### 附 則

この審査基準は、平成25年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院理学研究科における博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ

平成19年4月1日 制定

### (趣 旨)

第1条 博士課程を経ない者で、神戸大学大学院理学研究科に学位の授与を申請しようとする者(以下「学位申請希望者」という。)があるときに、その申請に先立って実施する学位論文の草稿の内見に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (内見の申し出)

- 第2条 学位申請希望者は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授(以下「内見受理教員」という。)に学位論文の草稿の内見を申し出るものとする。
- 2 学位論文草稿の内見の申し出を受けた内見受理教員は、学位論文草稿の学術領域との関連性等 を確認した上で、内見受理教員となるときは、学位申請希望者に次の書類等を提出させるものと する。
- (1) 論文目録(別紙様式1) 1部
- (2) 学位論文の草稿 3部
- (3) 論文内容の要旨の草稿(別紙様式2) 3部
- (4) その他の参考論文

#### (内見委員会)

- 第3条 内見受理教員は、学位申請希望者ごとに、内見委員会を設けるものとする。
- 2 内見委員会は、内見受理教員及び内見受理教員が選定する教授1人以上を含む研究科博士課程 担当の教員2人以上をもって組織する。
- 3 内見受理教員は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿 の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を内見委員会に加えることができ る。

内見委員会の委員長は、学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授又は准教授をもって充てる。

内見委員会は、学位論文草稿等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定するものとする。

- 4 内見委員会は、学位申請希望者の学位申請資格の有無の審査を必要と認めたときは、学位申請 希望者に次の書類を提出させて、研究科長に学位申請資格審査委員会の開催を求めることができ る。
- (1) 履歴書(別紙様式3) 1部
- (2) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 1部
- (3) 在職・研究従事内容証明書(別紙様式4) 1部
- 5 内見委員会の委員長は、内見が終了したときは、学位論文草稿内見報告書(別紙様式5)を専 攻長を経て、専攻会議に提出するものとする。
- 6 内見の結果は、内見受理教員が学位申請希望者に通知するものとする。

#### (審査委員候補者の選出)

- 第4条 専攻会議は、学位論文草稿内見結果報告書に基づき、学位審査に値するか否か及び申請しようとする学位に付記する専攻分野の名称の適否を判定し、学位審査に値すると判定された学位申請希望者ごとに、学位論文審査委員候補者(主査及び副査の候補者)3人以上を選出するものとする。
- 2 学位論文審査委員候補者は、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の教授 2 人以上 を含む研究科博士課程担当の教員 3 人以上をもって充てる。
- 3 専攻会議は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の草稿の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を学位論文審査委員候補者に加えることができる。

## (研究科長への届出)

第5条 専攻長は、専攻会議終了後直ちに、学位論文草稿内見結果報告書及び学位論文提出予定者・審査委員候補者名簿(別紙様式6)を研究科長に提出するものとする。(履歴書を1部添付するものとする。)

#### 附 則

この申合せは、平成19年4月1日から施行する。

## 神戸大学大学院理学研究科における博士課程を 経ない者の学位論文審査等に関する内規

平成19年4月1日 制定最近改正 平成27年3月19日

#### (趣 旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院理学研究科(以下「研究科」という。)において博士課程を 経ない者に授与する博士の学位の学位論文審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (学 位)

第2条 研究科において授与する学位は、博士(理学)又は博士(学術)とする。

#### (学位申請資格)

- **第3条** 博士課程を経ない者で、学位の授与を申請することのできる者は、次の各号のいずれかに 該当する者とする。
- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、研究科教授会の議を経て資格があると認めた者
- 2 研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 研究所等において研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として研究活動を行った期間(修士課程は2年,博士課程は3年を上限とする。)
- (4) 修士課程修了又は博士課程退学の後、大学の研究生として研究活動を行った期間
- (5) その他学位申請資格審査委員会において認めた期間

### (学位論文の提出)

- 第4条 博士課程を経ない者が学位の授与を申請するときは、次に掲げる書類等を研究科長に提出 するものとする。
  - (1) 学位申請書(別紙様式1) 1部
  - (2) 論文目録(別紙様式2) 6部
  - (3) 電子媒体(CD-R) 1枚
  - (4) 学位論文 4部
  - (5) 論文内容の要旨(別紙様式3) 10部
  - (6) 履歴書(別紙様式4) 2部
  - (7) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
  - (8) その他参考論文等

#### (学位申請資格審査委員会)

- 第5条 学位申請資格の有無を審査するため、学位申請資格審査委員会を置く。
- 2 学位申請資格審査委員会は,理学研究科教務委員会委員長及び教務委員をもって組織し,委員 長は,教務委員会委員長を充てる。
- 3 学位申請資格審査委員会は、委員長が招集しその議長になる。

4 学位申請資格審査委員会が必要と認めたときは、同審査委員会に委員以外の者の出席を求めて 意見を聴くことができる。

#### (学位申請資格の判定)

第6条 学位申請資格審査委員会の審査結果に基づいて、第3条に規定する学位申請資格を有する か否かについては研究科教授会の議を経て判定を行う。ただし、第3条の第1項第1号から第3 号までの各号の規定により、学位申請資格審査委員会の審査を経た結果については、研究科教授 会の議を経て判定を受けたものとして取り扱う。

#### (学長への進達)

第7条 研究科長は、学位申請者から学位論文等の提出があったときは、研究科教授会の議を経て、 当該学位論文等を学長に進達するものとする。

#### (学位論文審査委員会)

- 第8条 学長から論文審査の付託があったときは、論文審査及び試験等を行うため、学位申請者ご とに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。
- 2 審査委員会は、教授2人以上を含む研究科の教員3人以上をもって組織し、主査1人及び副査 をおくこととする。
- 3 研究科教授会の議を経て審査のため必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、当該学位論文の内容に関係の深い学術領域の研究科博士課程担当相当の者を審査委員に加えることができる。
- 4 審査委員の選定は、内見受理教員が所属する専攻から推薦のあった審査委員候補者について、 研究科教授会が行う。
- 5 審査委員会は、論文の審査に併せて学位に付記する専攻分野の名称についても、審査するもの とする。

#### (論文審査及び試験)

- 第9条 審査委員会は、学位論文の審査及び学位論文を中心としてこれに関連する専門科目について、筆答又は口頭による試験(以下「試験」という。)を行うものとする。
- 2 審査委員会は、試験の科目、試験の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。
- 3 審査委員会は、博士論文発表会を開催するものとする。

#### (試問)

- **第10条** 審査委員会は、研究科の課程を修了したものと同等以上の学力があることを確認するための試問(以下「試問」)という。)を行うものとする。
- 2 試問は、学位申請者の学術領域の専門科目及び専門の学術研究を行うのに必要な外国語(日本人は英語、外国人は日本語及び英語)について、筆答又は口頭により行う。
- 3 審査委員会において試問のために必要があると認めるときは、審査委員以外の教員にも試問を 行わせることができる。
- 4 審査委員会は、試問の科目、試問の方法等を定めて、学位申請者に通知するものとする。

#### (論文審査等の結果報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問が終了したときは、学位審査報告書(別紙様式5)を研究科長に提出するものとする。

### 途中の附則(略)

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 学位審査に関する日程の概要

## 1. 課程博士学位論文審査に関する日程(3月修了予定者)

日	程	事	項
10月頃		研究成果発表会	<ol> <li>専攻長は、開催日時、場所、発表者の氏名、論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。</li> <li>専攻長は、学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。</li> <li>専攻長は、研究成果報告書を研究科長に提出する。</li> </ol>
12月上旬		専攻会議	専攻長は、学位論文提出予定者・審査 委員候補者名簿を研究科長に提出する。
1月中旬	(5日間)	学位論文提出	学生は,博士論文と関係書類を教務学生 係へ提出する。
1月下旬		教授会	学位論文審査委員会の設置
		学位論文審査委員会	学位論文審査の開始 最終試験(論文発表会)
2月中旬		研究科長に学位論文 審査報告書提出	審査終了 学位論文審査委員会は,学位審査報告 書を研究科長に提出する。
			1 週間前までに、論文審査の結果要旨 (写)を博士課程教授会構成員に配付
3月上旬		教授会	学位授与可否の決定
		審査結果報告	研究科長は、審査結果を学長に報告
3月下旬		学位記授与式	

## 2. 課程博士学位論文審査に関する日程(9月修了予定者)

日	程	事	項
4月上	的~中旬	研究成果発表会	<ol> <li>専攻長は、開催日時、場所、発表者の氏名、論文題目を当該専攻の教員・学生に通知する。</li> <li>専攻長は、学位論文草稿の必要部数を当該学生の指導教員に通知する。</li> <li>専攻長は、研究成果報告書を研究科長に提出する。</li> </ol>
6月下	旬	専攻会議	専攻長は、学位論文提出予定者・審査 委員候補者名簿を研究科長に提出する。
7月上 (3日[	·旬~中旬 間)	学位論文提出	学生は,博士論文と関係書類を教務学 生係へ提出する。
7月中	旬	教授会	学位論文審査委員会の設置
		学位論文審査委員会	学位論文審査の開始 最終試験(論文発表会)
8月下	旬	研究科長に学位論文 審査報告書提出	審査終了 学位論文審査委員会は,学位審査報告 書を研究科長に提出する。
			1週間前までに、論文審査の結果要旨 (写)を博士課程教授会構成員に配付
9月上	旬	教授会	学位授与可否の決定
		審查結果報告	研究科長は、審査結果を学長に報告
9月下	旬	学位記授与式	

## 学位授与に関する方針

#### 【理学部】

神戸大学理学部は、自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然の理解を深め、社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的としています。

また、理学部の数学、物理学、化学、生物学、惑星学の5つの学科においては、広い知識を習得し、教養及びそれぞれの分野に関する専門的な知識などを身に付けることを基本に、人材の養成や教育研究の目的をそれぞれ以下のように定めています。

#### (数学科)

解析数理,構造数理,応用数理の教育研究を行い,教養及び数学とその応用に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成する。

#### (物理学科)

物質の構造及び機能を根本原理から理解するための教育研究を行い、教養及び物理学に関する専門的な知識を身に付けた人材を養成する。

#### (化学科)

教養及び化学の幅広い専門的な知識を身に付け、未開拓の分野へ取り組む意欲並びに問題認識及 び解決能力を身に付けた創造力ある人材を養成する。

#### (生物学科)

広い知識を授けるとともに、分子・細胞レベルから種及び生態系レベルまでの基礎生物学的教育研究を行い、教養及び生物学に関する専門的な知識並びに科学的な考え方を身に付けた人材を養成する。

#### (惑星学科)

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、そして豊かな感性とグローバルな視点を備えて、社会の発展を牽引する人材を養成する。

これらの人材養成と教育研究上の目的並びに全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の卒業及び学位取得の要件を、下記のとおり定めています。

- ・本学部に4年以上在学し、各学科が履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。ただし、在学期間に関しては、各学科が定めた早期卒業の認定基準を満たした場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。
- ・上記の課程を修めて卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

なお、各学科における教育研究上の目的や適用される理学部規則は、入学年度に発行された学生 便覧に掲載されています。

### 【博士課程前期課程】

神戸大学大学院理学研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献することを教育研究上の目的としている。

また,理学研究科に置かれた,数学,物理学,化学,生物学,惑星学の5つの専攻においては, それぞれの専門分野において幅広い知識をもつとともに,問題解決能力と学際的視点をもった創造 性豊かな人材を養成するために,それぞれ以下のように博士課程前期課程の教育研究上の目的を定 めている。

### (数学専攻)

自然界及び社会現象における数理を探求し、広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに、数学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

#### (物理学専攻)

宇宙から分子,原子および素粒子に至る広い範囲にわたって,物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行い,物理学を深く研究するための基礎となる能力又これに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

#### (化学専攻)

新しい概念と学際領域の創出を目的として新規物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求に強い意欲を持ち、かつ、化学を深く探求するための基礎となる能力及び関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

#### (生物学専攻)

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに、生物学を深く探究するための基礎となる能力又はこれに加えて関連する専門的職業を担うための能力を持つ人材を養成する。

#### (惑星学専攻)

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、豊かな感性とグローバルな視点を備え、惑星現象に関する専門的知識に基づき、社会の発展を牽引する人材を養成する。

これらの教育研究上の目的及び全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の修了及び学位取得の要件を、以下のとおり定めている。

- ・博士課程前期課程に2年以上在学し、各専攻が定める授業科目のうちから所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究経過発表会での発表を経て、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ・博士課程前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

なお、各専攻における教育研究上の目的や適用される理学研究科規則は、入学年度に発行された 学生便覧に掲載されている。

#### 【博士課程後期課程】

神戸大学大学院理学研究科は、自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り、もって社会の知的基盤の形成に貢献することを教育研究上の目的としている。

また,理学研究科に置かれた,数学,物理学,化学,生物学,惑星学の5つの専攻においては, それぞれの専門分野において高度な専門性と幅広い視野をもち,創造性と独創性を兼ね備えた人材 を養成するために,それぞれ以下のように博士課程後期課程の教育研究上の目的を定めている。

#### (数学専攻)

自然界及び社会現象における数理を探求し、広範な数理現象の解明を目指した教育研究を行うとともに、数学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

#### (物理学専攻)

宇宙から分子、原子および素粒子に至る広い範囲にわたって、物質の構造及び機能を根本原理から理解することを目指した教育研究を行い、物理学の各分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又これに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

#### (化学専攻)

新しい概念と学際領域の創出を目的として新規物質の創製並びに新しい化学現象及び化学原理の探求に強い意欲を持ち、かつ、化学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち、高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ人材を育成する。

#### (生物学専攻)

すべての生物に共通する生命の仕組み及び生物界の多様性の成り立ちの解明を目指した教育研究を行うとともに、生物学の各専門分野で自立して研究を行う能力及びその基礎となる豊かな学識又はこれに加えて高度の専門性を要する職業を担うための能力を持つ優れた人材を養成する。

#### (惑星学専攻)

多様な惑星現象に対する広範囲な視野、多様な手法を用いた解析能力と論理的思考力、豊かな感性とグローバルな視点を備え、惑星現象に関する高度な専門的知識に基づき、社会の発展を牽引する人材や新たな研究領域を開拓する独創的な人材を養成する。

これらの教育研究上の目的及び全学で定めた学位授与に関する方針を踏まえて、学生の修了及び学位取得の要件を、以下のとおり定めている。

- ・後期課程に3年以上在学し、各専攻が定める授業科目のうちから所定の単位以上を修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた上、研究経過発表会並びに研究成果発表会での発表を経て、博士論文の 審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げ た者については、後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職 学位課程を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとす る。
- ・博士課程後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

## 神戸大学大学院理学研究科学位論文評価基準

平成25年10月18日 制定

神戸大学大学院理学研究科は、学位論文について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき以下の 基準により総合的に評価する。なお、この基準に定めるもののほか、当該専攻分野において必要な ものは専攻が定める。

### 修士論文の評価基準

- 1. 当該専攻分野において学術的価値を有する研究結果を含むこと。
- 2. 先行研究や関連研究をふまえ、適切な課題設定を行なっていること。
- 3. 課題に対して適切な研究方法を選択し、研究を実施していること。
- 4. 研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
- 5. 章立て、引用を含めて、論理的で明瞭な記述を行なっていること。

#### 博士論文の評価基準

- 1. 当該専攻分野に関する高度な学術的価値を有する研究結果を含むこと。
- 2. 先行研究や関連研究をふまえ、適切な課題設定を行なっていること。
- 3. 課題に対して適切な研究方法を選択し、研究を実施していること。
- 4. 研究結果を適切に考察し結論を得ていること。
- 5. 章立て、引用を含めて、論理的で明瞭な記述を行なっていること。

## 修士学位論文の審査及び修士最終試験の要項

平成25年10月18日 制定

神戸大学大学院理学研究科は,修士学位論文の審査及び修士最終試験について,次の基準を設ける。 なお,この基準に定めるもののほか,当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

- 1. 修士の学位を受ける者は、当該専攻分野の幅広い学識と、専門分野における研究能力を有すること。
- 2. 修士学位論文は、研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
- 3. 修士の学位を受けようとする者は、修士学位論文の内容について、各専攻の開催する論文発表会において、発表及び討論を行うこと。審査委員は発表会および修士学位論文の内容によって審査を行うものとする。なお、論文発表会は原則として公開とする。

## 博士学位論文の審査及び博士最終試験の要項

平成25年10月18日 制定

神戸大学大学院理学研究科は、博士学位論文の審査及び博士最終試験について、次の基準を設ける。 なお、この基準に定めるもののほか、当該専攻分野において必要なものは専攻が定める。

- 1. 博士の学位を受ける者は、当該専攻分野において深い学識を備え、自立した研究を行うための 高度な専門的研究能力を有すること。
- 2. 博士学位論文は、研究科の学位論文評価基準に則って評価される。
- 3. 博士の学位を受けようとする者は、審査委員会の開催する論文発表会において、博士学位論文の内容についての発表および討論を行うこと。審査委員会は発表会と博士論文の内容および最終試験の結果によって審査を行うものとする。なお、原則として論文発表会は公開とする。
- 4. 博士学位論文の審査を受けるには、博士学位論文の内容の主要部分が、査読付きの学術雑誌に 公表されているか、若しくは学位を授与された日から1年以内に公表される予定であることを 必要とする。

## 5. 学生生活の案内

### 留 意 事 項

### 1 授業料納付について

学生は、学期毎(前期、後期)に、あらかじめ届けていただいた預金口座から引き落し(口座振替)により納付することになります。振替日は、4月及び10月の各月27日(休日の場合は、翌営業日)です。

### 2 身上異動について

休学,復学,退学,長期欠席等をしようとする場合,住所変更,改姓等身上の異動が生じたときは速やかに願い出又は届け出をしてください。遅れると授業料の納付等において本人に不利になることがありますので,できるだけ早く教務学生係に申し出てください。(本学生便覧の『神戸大学共通細則』参照)

### 3 教務関係諸手続きについて

履修・受験、教育実習、教員免許等教務関係についての手続きはその都度掲示により通知しますので、締切、期限があるものは遅れないよう手続きをしてください。

### 4 授業料免除等の申請について

学業優秀で学資の支弁困難な学生に対しては、申請により授業料の全額若しくは半額が免除されることがあります。また、申請により授業料の徴収猶予及び月割分納を許可されることがあります。前期分は3月に(ただし、新入生は4月に)、後期分は9月に手続きを要しますが、詳細についてはその都度掲示します。(本学生便覧の『神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規定』及び学務部発行の「学生生活案内」の経済生活等の項参照。)

### 5 奨学金について

学業優秀であり経済的理由によって修学が困難である者に対して, (独) 日本学生支援機構の 奨学金を受ける道が開かれています。

この他,地方奨学金として,地方公共団体や,民間奨学団体等からも奨学生の募集があります。 その都度掲示により通知しますので希望者は注意してください。(学務部発行の「学生生活案内」 の経済生活等の項参照。)

### 6 アルバイト等の斡旋について

家庭教師等のアルバイトについては、神戸大学は神戸大学生活協同組合にアルバイト紹介業務を委託しております。希望者は神戸大学生活協同組合で確認してください。

連絡先:神戸大学生活協同組合学生会館書籍店(TEL078-881-8847)

(学務部及び各学部では取扱いしていません。学務部発行の「学生生活案内」の課外活動施設、 福利厚生施設等の項参照。)

#### 7 定期健康診断及び健康相談について

学生は年1回大学で実施する定期健康診断を,指定された期日に必ず受検しなければなりません。受検しないと卒業時,就職のための健康診断証明書が発行されませんので注意してください。 (本学生便覧の『神戸大学学生健康診断規程』参照)

また、保健管理センターでは保健管理医が常勤して学生の健康相談を行っていますので利用してください。

### 8 キャンパスライフ支援センターについて

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。 電話 078-803-5258

### 9 学生証の再交付について

学生証を紛失(盗難や学内外通学途上で忘失・紛失した時は必ず警察に届けてください。)又は破損した場合は,学生証再交付願を教務学生係まで提出してください。(紛失,盗難の場合は理由書も提出してください。)交付は申込み日の約1週間後です。

### 10 文・理・農学部キャンパスへの車両入構, 駐車規制について

文・理・農学部キャンパスでは危険防止,環境保全の観点から学生,教職員の自動車による通 学,通勤を規制しています。(本学生便覧の『構内駐車許可要領』参照)

バイク通学についても危険防止等の理由から自粛を要望します。やむを得ずバイク通学をする場合,常に安全運転を心がけてください。また,駐輪登録を実施していますので登録してください。 鶴甲第1キャンパスの車両等の規制については、学務部発行の「学生生活案内」の修学上の諸注意を参照してください

#### 11 公用掲示板について

本学部の公用掲示板はB棟2階教務学生係前及びZ棟1階教室前に設けています。学生への通知、連絡は、ホームページなども利用していますが、主として掲示によって行いますので、常に注意して掲示の事項を確認してください。掲示を見なかったことによる不利益は学生自身がその責任を負うことになります。

鶴甲第1キャンパスの公用掲示板については、学務部発行の「学生生活案内」の修学上の諸注 意を参照してください。

### 12 学内掲示等について

本学部の学生用掲示板はZ棟2階の廊下に設けています。この掲示板以外の場所に掲示することは禁じられています。

### 13 理学部・理学研究科の施設使用について

学生が教室等の理学部・理学研究科施設を使用するときは、所定の様式により責任者は教務学 生係を経て許可申請しなければなりません。

また、時間外に施設を使用するときは、時間外施設使用届を教務学生係に提出してください。

#### 14 学生教育研究災害傷害保険制度について

この制度は、教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これにより安心して学生生活が送れるようにするために発足されたものです。

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に、 学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は全員加入することとしています。 学生支援課(学生センター)が窓口となっており、入学時に加入の案内をしていますが、その時加入しなかった場合でも、随時加入の受付を行っていますので、必ず加入してください。加入しない場合、実験・実習等を履修できない場合があります。加入手続き及び保険金の請求手続き等は学生支援課(学生センター)に問い合わせてください。

なお、詳細は「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」・「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

### 神戸大学学生健康診断規程

平成16年4月1日 制定

### (趣 旨)

- 第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものである。 (実施機関)
- 第2条 健康診断は、保健管理センターが行う。

### (健康診断の種類)

- 第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。
- 2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。
- 3 臨時健康診断は、保健管理センター所長が必要と認めたときに行うものとする。

### (受診の義務)

- 第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。
- 2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理センター所長の定める期間内に、当該健康 診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない。
- 3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理センター所長に申し出て指示を受けなければならない。

### (健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理センター所長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

### (事後措置)

- 第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理センター所長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。
- 2 健康診断の結果,疾病のある者は,前項の指導に従わなければならない。

### (復学時の受診)

**第7条** 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理センター所長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

### (証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することがある。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 別 表

			判	定	区	分	
生の	Α	(要休業)	授業を休む必	要のあるも	か		
活	В	(要軽業)	授業に制限を	加える必要	のあるもの		
規	С	(要注意)	授業をほぼ平	常に行って	よいもの		
正面	D	(健康)	全く平常の生	活でよいも	か		
医	1	(要医療)	医師による直	接の医療行	為を必要とす	るもの	
療	2	(要観察)	医師による直	接の医療行	為を必要とし	ないが,	定期的に医師の観察指導
0	2	(安観祭)	を必要とする	もの			
面	3	(健康)	医師による直	接又は間接	の医療行為を含	全く必要	としないもの

### 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

平成16年4月1日 制定最近改正 平成23年3月31日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第51条第2項及び第52条第2項(教学規則第72条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納(以下「授業料の免除等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

### (対 象 者)

第2条 授業料の免除等の対象となる者は、本学の学部及び大学院の学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)並びに乗船実習科の学生とする。

### (申請及び許可)

- 第3条 授業料の免除等を受けようとする者(授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって, 学生が行方不明であるときは, 学生に代わる者)は, 各期(教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。)ごとに学長に申請しなければならない。ただし, 医学部(1年次生を除く。), 海事科学部(1年次生を除く。), 乗船実習科, 医学研究科, 保健学研究科又は海事科学研究科(以下「医学部等」という。)に所属する者は, 医学部等の長を経て学長に申請しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学学生委員協議会(以下「学生委員協議会」という。)の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

### (免除実施可能額及び選者基準)

第4条 授業料の免除等の免除実施可能額及び選考基準は、別に定める。

### (申請者に係る授業料)

第5条 授業料の免除等の申請者は,授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間, 当該授業料の納付を要しない。

### 第2章 授業料の免除

### (経済的理由による免除)

- 第6条 学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると 認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。
- 2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学生又は当該学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

### (特別な事情による免除)

- 第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。
  - (1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は, 入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合。
- (2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。
- 2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。)
- (4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書(災害を受けたことにより免除を受けるうとする者に限る。)
- (5) その他本学において必要と認める書類

#### 第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

### (徴収猶予)

- **第8条** 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。
  - (1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合
  - (2) 行方不明の場合
  - (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合
- 2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。
- (1) 授業料徵収猶予申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類
- 3 授業料の徴収猶予の期間は,前期分については8月末日まで,後期分については2月末日まで とする。

### (月割分納)

第9条 前条第1項第1号,第3号又は第4号に該当する場合であって,特別の事情のあるときは, 業料を月割分納させることができる。

- 2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類 をもって申請しなければならない。
- (1) 授業料月割分納申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類
- 3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。) とし、毎月5日までに納付するものとする。

### 第4章 許可の取消し

(許可の取消し)

- 第10条 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学 生委員協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。
  - (1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。
  - (2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。
  - (3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

### (許可を取り消された者に係る授業料)

- 第11条 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を 納付しなければならない。
- (1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料
- (3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

### 第5章 雑 則

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

途中の附則 (略)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 理学部・理学研究科の施設使用について

### I 一般的注意事項

- 1) 不測の事故を防止するため、学生の施設使用は原則として教員が付き添うものとする。
- 2) 事故が発生した場合には受付(A棟玄関北側)に連絡すること。
- 3) 日頃から、消火器の位置及び使用方法を確認しておくこと。
- 4) 退出時には、ガス、電気、水道、高圧ガスボンベ及び薬品等の十分な点検と戸締りを確認すること。

### Ⅱ-1 時間外における施設使用とその取扱い

- 1) 学生の施設使用は午後5時までとする。
- 2) 学生が午後5時を超えて施設を使用する場合は、所定の届出用紙に教員の承認を受けること。

ただし、教員が付き添う場合は、午後10時30分までは届出を要しない。

- 3) 学生が午後10時30分を超えて施設を使用する場合は、原則として教員の付き添いがない限り許可しない。
- 4) 学生及び教職員が午後10時30分を超えて施設を使用する場合は届出を要する。なお、学生は教員との連名とする。(土曜、日曜、休日及び年末年始は終日これに準ずる。)
- 5) 届出は所定の用紙に施設使用ごとに記入し、前日の午後3時(使用日が土曜、日曜、休日及び年末年始の場合は前々日の午後3時)までに学生は教務学生係、教職員は総務係に提出すること。

### Ⅱ-2 退出時の注意

・夜間(午後10時30分~午前7時30分)及び土曜・日曜・休日の出入口(番号錠設置)

A棟 1階玄関

B棟 1階北・南出入口

C棟 1階東出入口

・夜間・土曜・日曜・休日は出口専用

B棟 2階北出入口

X棟 2階北出入口

C棟 西出入口

・夜間・土曜・日曜・休日は閉めきり

C棟 玄関・北出入口

・終日出口専用(夜間及び土曜・日曜・休日は解放厳禁)

A棟 1・2・4階東非常出口

B棟 2~4階東非常出口

C棟 2~6階東非常出口

### Ⅱ-3 時間外における電話は受け付けることができない。

ただし、"非常"の場合は受付(A棟玄関北側:内線5777)に連絡すること。

- (注) 1. 施設使用の届出用紙は、教務学生係にあるので申し出ること。
  - 2. 時間外とは平日の午前8時30分~午後5時以外の時間をいう。

### 構内駐車許可要領

- 1 この要領は、文理農等キャンパスにおける車両(二輪車を除く。)の構内入構及び駐車について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 車両の構内入構及び駐車を許可される者は、次の各号の一に該当する者とする。
  - (1) 身体上の理由により車両の使用を必要とする者
  - (2) 常時実験実習及び勤務の都合上車両の使用を必要とする者 (学生については4年次生及び大学院生等)
  - (3) 車両を使用しなければ通勤通学に著しく支障のある者 (教職員については、自動車による通勤届を出している者に限る。)
  - (4) その他業務上入構を必要とする者
- 3 前項各号に該当する者は、申請により「入構許可証」及び「パスカード」を交付するので、「入 構許可証」を車内フロントに置くこと。
- 4 「入構許可証」及び「パスカード」の有効期間は1年間とし、更新の許可を得ようとするとき は、毎年申請しなければならない。
- 5 車両の臨時入構・駐車をしようとする者は、駐車券(可能駐車時間1時間以内)により一時入構・駐車し、駐車時間の延長については、止むを得ない理由により認める場合があることとし、 その都度所用先の学部又は研究科(以下「学部等」という。)の担当係に申し出ること。
- 6 駐車許可申請の受付,入構許可証及びパスカードの交付,有効期間は次のとおりとする。
  - ① 申請の受付期間
- 4月中旬
- ② 許可証の交付期間
- 4月下旬
- ③ 許可証の有効期間
- 5月 1日~翌年 4月30日
- (注) 申請の受付期間等の具体的な日程は、その都度掲示により通知する。
- 7 駐車許可申請の受付は、所属学部等の教務学生担当係とする。
- 8 学生, 教職員等の資格を失ったときは, 直ちに入構許可証及びパスカードを返還すること。
- 9 その他, 車両の構内入構及び駐車については, 学部等の担当者の指示によるものとする。
- 10 その他必要な事項については、文理農等車両対策委員会が定める。

### 車両(二輪車を除く。)入構許可者の遵守事項

- 1 構内では、歩行者の安全を第一とし、制限速度15km/h以下を遵守すること。 また、ロータリー内を逆方向に走行しないこと。
- 2 所定の駐車区域に駐車すること。 特に、ロータリーの周囲、建物の入口付近、狭い幅員の通路に駐車しないこと。
- 3 教育・研究に迷惑にならないよう、必要以上にエンジン音等の騒音を出さないこと。
- 4 対人・対物事故,盗難等については、自己の責任において処理し、大学に一切迷惑をかけないこと。
- 5 上記のほか、「構内駐車許可要領」に従うこと。 入構許可証を運転席の前面の見えやすい所に置くこと。
  - 【注意】遵守事項に従わなかった場合は、入構許可を取り消す。

# 6. 資格取得

### 教育職員免許状取得について

1. 学部学生の教育職員免許状の取得について 〈はじめに〉

近年、小・中・高等学校等教員の資質の向上が問われています。とりわけ、低学年・身体の不自由な者等の児童・生徒への対応が肝要とされ、このこともあって、小・中学校の教育職員免許状を取得するためには、単に教育実習のみならず、「介護等体験」の実習を受けることが義務づけられました。

小・中・高等学校等の教育職員となるには、教科に関する専門科目の修得はもとより、教育を 行うための基本となる教職に関する専門科目の修得が必要で、人間性豊かな資質を涵養すること が極めて重要と言われています。

これらのことを念頭において、教育職員免許状を取得しようとする者は、安易に教員の資格を 取得するためと言ったことでなく、将来、教育職員を目指す強い意志をもって、必要な科目を履 修する必要があります。

(1) 大学以外の教育職員として教育職に従事するためには、教育職員免許法及び同法施行規則に定めるところに従って、免許状の取得に必要な科目を修得しなければなりません。

本学部学生で取得可能な教育職員免許状の種類は別表1に掲げたとおりです。

なお、教育職員免許状の取得に必要な科目の一つとして「教育実習」がありますが、教育実習を履修しようとする者は、卒業後に中学校・高等学校の教師として就職を目指す意志の強い者でなければ、中学校・高等学校における教育実習生として受け入れされない場合がありますので注意してください。

- (2) これらの免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な専門教育等の授業科目を履修しながら、教育職員免許法及び同法施行規則に規定されている必要な科目の単位を修得しなければなりません。
- ①高等学校教諭一種免許状の取得に必要な「教科に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」は、大学の卒業に必要な授業科目(単位)の修得の範囲で可能な場合が大半です。
- ②中学校教諭一種免許状(理科)の取得に必要な「教科に関する科目」のうち実験に関する科目 については、所属する学科に係る実験のほか、全ての分野の実験について修得しなければなら ないので、相当の努力が必要です。
- ③「教職に関する科目」の大部分は、学務部で開講される授業科目を修得しなければなりません。
- (3)「教科」・「教職」・「教科又は教職」に関する科目は、教育職員免許法施行規則に定める 科目の各区分の科目・単位を修得しなければなりません。

なお、教育職員免許法施行規則により、教育職員免許状の取得に共通した科目として、別表 3に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」 を修得しなければなりません。

(4) 別表1の教育職員免許状の種類に応じて、別表2により当該免許状の取得に必要な「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の単位数を確認してください。

- (5) 別表 4 (中学校), 別表 5 (高等学校)に定める「教科に関する科目」の単位の修得方法により, 免許教科に関する科目ごとに定められた最低修得単位数 (合計 2 0 単位)を, 学科ごとに定められた科目から修得してください。
- (6) 別表6に定める「教職に関する科目の単位」(中学校33単位,高等学校29単位)は各欄の必要単位数に応じて修得してください。教職科目は2年次から履修できます。

### (7) 教育実習について

教育実習の単位数は、教育実習事前事後指導(1単位),実習校での実習(中学校の免許状を取得する場合は4単位,高等学校の免許状を取得する場合は2単位)からなっています。

- ①教育実習の申し込み手続きについては、3年次の4月初旬に開催される説明会にて参加し、 申込み、4年次で実習を行います。説明会の開催については、掲示により通知します。
- ②教育実習事前事後指導は、実習校での実習の前後に教育実習の一環として行われます。

### (8) 介護等体験について

平成10年4月入学者から、中学校の教育職員免許状を取得しようとする場合は、特別支援 学校及び社会福祉施設において、7日間以上の介護等体験を行うことが義務づけられています。 本学部の学生は3年次に行います。2年次の11月に必要な手続き等について掲示により通 知します。

(9) 教職科目「教職実践演習」と「履修カルテの作成」について

平成22年度4月入学者から、教職科目の「教職実践演習」が新たに必修科目となり、4年次後期に履修します。「教職実践演習」を履修するにあたり、教員免許取得に必要な科目の履修を始めてから「教職実践演習」の授業を受けるまでの間に、各自が教員になる上での自身の課題や教員免許取得に必要な科目の修得・理解状況などを把握するために「履修カルテ」を作成します。各自が作成した「履修カルテ」は4年次前期に理学研究科教務学生係へ提出します。

(7), (8), (9) については、<u>神戸大学教職課程専門委員会作成の「神戸大学【教職</u> 課程ハンドブック】」を事前によく読んでおいてください。

#### (10) 担当窓口について

学務部で開講する授業科目に関すること、教育実習・介護等体験については、学務部教員免 許担当が担当窓口となっています。

教育実習・介護等体験は学務部教員免許担当にて諸手続等を行います。

教育職員免許状の取得に必要な科目の修得・履修方法等に関することについては、理学研究 科教務学生係に問い合わせてください。

### (11) 教育職員免許状授与申請について

卒業時における教育職員免許状の授与申請は,教員免許取得希望者からの申請に基づいて, 大学から兵庫県教育委員会に一括して行います。

詳細については4年次の12月頃、掲示により通知しますので注意してください。

【別表1】 理学部で取得できる免許状の種類

学科	教育職員免許状の種類	免許教科	
数学科	中学校教諭一種免許状高等学校教諭一種免許状	数学	
物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科 惑 星 学 科	中学校教諭一種免許状高等学校教諭一種免許状	理科	

【別表2】 免許状取得のための基礎資格と最低修得単位数

	所要資格		大学における最低修得単位数				
免許状の種類		基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は 教職に関 する科目		
九学长类会	専修免許状	修士の学位を有すること	20	31	32		
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8		
古然兴长势势	専修免許状	修士の学位を有すること	20	23	40		
高等学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16		

上記の他,別表3に定める「日本国憲法」,「体育」,「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」を修得しなければなりません。

【別表3】 全学科に共通で取得が必要な科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目						
免許法施行規則に定める科目区分	<b>分</b> 等	左記に対応する開設授業科目				
科 目 区 分 単位数		授 業 科 目	単位数			
日本国憲法 2		○ 日本国憲法	2			
		○ 健康・スポーツ科学実習基礎 1	0.5			
   体	2	○ 健康・スポーツ科学実習基礎 2	0.5			
144	4	○ 健康・スポーツ科学実習 1	0.5			
		○ 健康・スポーツ科学実習 2	0.5			
		○ English LiteracyA1	0.5			
外国語コミュニケーション	2	○ English LiteracyA2	0.5			
外国語コミューク・ション	۷	○ English LiteracyB1	0.5			
		○ English LiteracyB2	0.5			
		○ 情報基礎	1			
情報機器の操作	2	○ 情報科学1	1			
		○ 情報科学 2	1			

注. ○印は免許法上の指定科目(必修)を示す。

【別表4】 中学校教諭の「教科に関する科目」の単位修得方法

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
	代 数 学	
	幾 何 学	
数学	解 析 学	計20単位
	「確率論,統計学」	
	コンピュータ	
	物 理 学	
	物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	
	化    学	
理科	化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	計20単位
	生 物 学	司20年1年
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	
	地    学	
	地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)	

【別表5】 高等学校教諭の「教科に関する科目」の単位修得方法

免許教科	教科に関する科目	最低修得単位数
	代 数 学	
	幾 何 学	
数学	解 析 学	計20単位
	「確率論,統計学」	
	コンピュータ	
	物 理 学	
	化    学	
	生 物 学	
理科	地    学	₹100份(孕
理科	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。),	計20単位
	化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。),	
	生物学実験 (コンピュータ活用を含む。),	
	地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)」	

【別表6】 教職に関する科目の単位

	【別表6】 教職に関する科目の単位						
	午法施行規則に定める科目区分等	XX ** ***	左記に対応する開設授業科目		備考		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授 業 科 目	単位数			
	・教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修,服務及び 身分保障等を含む。)						
教職の意義等 に関する科目			○ 教職論	2	2単位必修		
	<ul><li>・進路選択に資する各種の機会の提供等</li></ul>						
	<ul><li>教育の理念並びに教育に関する歴 史及び思想</li></ul>		○ 教育学概論	2	2単位必修		
教育の基礎理論に関する科目	幼児,児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程(障害のある幼児,児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程を含む。)	6	教育心理学 青年心理学	2 2	1科目(2単位) 選択必修		
			教育行政学	2			
	・教育に関する社会的,制度的又は 経営的事項		教育制度概説	2	1科目(2単位) 選択必修		
	ME 召 HV 尹 仅		教育政策	2	医1八4016		
	・ 教育課程の意義及び編成の方法		○ 中等カリキュラム論	2	2単位必修		
			数学教育論A	2			
			数学教育論B	2			
	・各教科の指導法		数学教育論C	2			
			数学教育論D		該当する教科教育法		
			理科教育論A		について2科目(4単 位)選択必修		
教育課程及び		中 12	理科教育論B	2	114.7 , 医扒火16		
指導法に関す			理科教育論C	2			
る科目		高 6	理科教育論 D	2			
	<ul><li>道徳の指導法</li></ul>	-	型件教育論D ○ 道徳教育の研究	2	中一種のみ必修		
	<ul><li>・ 担保の指導法</li><li>・ 特別活動の指導法</li></ul>		○ 垣間教育の研究 ○ 特別活動指導法	2	2単位必修		
	・村別位別の指导法		○ 特別活動指導法 ○ 教育方法学	2	2単位必修		
	   教育の方法及び技術(情報機器及			_	L		
	び教材の活用を含む。)		授業デザイン論	2	1科目(2単位) 選択必修		
	II (I) II(A)Me = arti 5A 77 - 12 I A		学習指導論	2			
	・生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導論 I	2	2単位必修		
生徒指導,教 育相談及び進	・進路指導の理論及び方法						
路指導等に関する科目	教育相談 (カウンセリングに関す・る基礎的な知識を含む。)の理論 及び方法	4	○ 生徒指導論 Ⅱ	2	2単位必修		
			○ 教育実習事前事後指導	1	1単位必修		
₩1. →		中 5	○ 中学校教育実習 II	4	中一種必修		
教育実習		高 3	中学校教育実習 I	2	【 】 高一種は1科目(2		
		11-1	高等学校教育実習	2	単位)選択必修		
教職実践演習	1	2	○ 教職実践演習(中・高)	2	2単位必修		
	合 計	中 31	合 計		中一種 33		
(免許法施行	「規則に定める最低修得単位数) 「	高 23	(本学での最低修得単位	(数)	高一種 29		
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1				

注1. 授業科目名の頭につく〇印は免許法上の指定科目(必修)を示す。

注2. 教職に関する科目は、履修科目の登録の上限には算入されない。

教科に関する科目表 (数学科)

教科に関する科目表(数字科)		T				
免許法施行規則に定める科目	区分等	左記に				
科 目 区 分	単位数	開設授業科目		立数	履修方法	
71 1 1 2 7	一一工外		必修	選択	及戶方口	
		代数学 I ・同演習	3			
		代数学Ⅱ		2		
		代数学Ⅲ・同演習		3		
		代数学IV		2		
代 数 学		線形代数 1		1		
		線形代数 2		1		
		線形代数 3		1		
		線形代数 4		1		
		線形代数V	2			
	1	幾何学 I ・同演習	3			
	学 中 20 高	幾何学Ⅱ・同演習		3		
		幾何学Ⅲ		2		
幾何学		幾何学IV		2		
		数学要論 I a	1			
		数学要論 I b	1			
		数学要論Ⅱ・同演習	3			
		解析学序論 I a		1		
		解析学序論 I b		1		
		解析学序論Ⅱ a		1		
		解析学序論Ⅱ b		1		
		微分積分1	1			
/m /m //		微分積分 2	1			
解析学		微分積分3	1			
		微分積分4	1			
		解析学Ⅲ		2		
		解析学IV		2		
		解析学V		2		
		関数論・同演習		3		
「確率論,統計学」	1	確率論 I	2			
コンピュータ	1	計算数学 I ・同演習	3			
. = /	1	51 71 200 4 ± 1,4150 E				

注. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。

### 教科又は教職に関する科目表 (数学科)

我们入场我概に例,3个目录(数于们)								
免許法施行規則に定める科	目区分等	左記に対応する開設授業科目						
科 目 区 分	単位数	開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数			
		解析学VI・同演習	3	関数解析学I	2			
		解析学Ⅷ	2	関数解析学Ⅱ	2			
教科又は教職に関する科目	中 8	解析学Ⅷ	2	代数学V	2			
教件文は教職に関する件目	高 16	複素解析	2	幾何学V	2			
		関数方程式論 I	2	確率論Ⅱ	2			
		関数方程式論Ⅱ	2					

注. 「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は, 「教科又は教職に関する科目」に加算する。

### 教科に関する科目表 (物理学科)

免許法施行規則に定める科目[	左記に対応する開設授業科目				
科 目 区 分	単位数	開設授業科目		立数	履修方法
H 日 区 刀	中世数	州队汉未行日	必修	選択	<b>後じ力仏</b>
		古典力学 I		1	
		古典力学Ⅱ		1	
		剛体の力学		2	
		現代物理学 I	1		
物 理 学		現代物理学Ⅱ	1		
		古典電磁気学 I		1	
		古典電磁気学Ⅱ		1	
		電磁気学I		2	
		熱統計物理学		2	
		統計物理学 I		2	
		統計物理学Ⅲ		2	
		物理数学 I		2	
		物理数学Ⅲ		2	
		量子力学 I		2	
		量子力学Ⅲ		2	
		物理実験学		2	
	中 20	物理学実験 I	1.5		
	高	物理学実験Ⅱ	1.5		
物理学実験	1.4	物理学実験Ⅲ		1.5	
(コンピュータ活用を含む。)		物理学実験IV		1.5	
		物理学実験V		1.5	
		物理学実験VI		1.5	
化 学		基礎物理化学1	1		
11. 7		基礎物理化学2	1		
化学実験		化学実験 1	1		
(コンピュータ活用を含む。)		化学実験 2	1		
生物学		生物学概論 C 1	1		
土 100 于		生物学概論 C 2	1		
生物学実験		生物学実験1	1		
(コンピュータ活用を含む。)	]	生物学実験 2	1		
地 学		基礎地学1	1		
地 于	]	基礎地学2	1		
地学実験		地学実験A	1		
(コンピュータ活用を含む。)		地学実験B	1		

- 注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。 注2. 高等学校免許状のみ取得する場合,実験科目は,「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から,いずれかを選択し,それぞれの履修方法に従って履修すること。

### 教科又は教職に関する科目表 (物理学科)

数件人は教献に関する行音数(物理手行)								
免許法施行規則に定める科	目区分等	左記に対応する開設授業科目						
科 目 区 分 単位数		開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数			
		解析力学Ⅱ	2	物性物理学 I	2			
		物理学情報処理演習	2	物性物理学Ⅱ	2			
数利 フは 教職 に関する 利日	中 8	特殊相対性理論	2	素粒子物理学	2			
教科又は教職に関する科目	高 16	電磁力学	1					
	lei 10	宇宙物理学	2					
		一般相対性理論	2					

注. 「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は、「教科又は教職に 関する科目」に加算する。

### 教科に関する科目表 (化学科)

教科に関する科目表(化学科) 免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開設授業科目				
	単位数			立数	
科目区分	<b>早</b> 仏   級	開設授業科目	必修	選択	履修方法
物 理 学		現代物理学 I 現代物理学 II	1 1		
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		物理学実験	2		
化 学	中 20 高	化化化化量量量無無無無無分分有有有有有有有性性化化化化化化化化化化化化化化化化化化化化化化化化		1 1 1	無機化学基礎 (2単位), 有機化学基礎 (2単位) からいずれか 2単位選択必修
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		化学実験 1 化学実験 2 化学実験 I 化学実験 II	1 8 6		
生物学		生物学概論 C 2	1		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		生物学実験 1 生物学実験 2	1 1		
地 学		基礎地学 1 基礎地学 2	1 1		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)		地学実験A 地学実験B	1 1		

- 注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
- 注2. 高等学校免許状のみ取得する場合,実験科目は,「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から,いずれかを選択し,それぞれの履修方法に従って履修すること。

### 教科又は教職に関する科目表 (化学科)

教育人は教職に関する行言教	(167/11)				
免許法施行規則に定める科目	目区分等				
科 目 区 分	単位数	開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数
		化学熱力学Ⅲ-1	1	分析化学Ⅱ-2	1
		化学熱力学Ⅲ-2	1	固体化学1	1
	中 8	量子化学Ⅲ-1	1	固体化学2	1
教科又は教職に関する科目		量子化学Ⅲ-2	1	生物化学Ⅱ-1	1
	高 16	無機化学Ⅲ-1	1	生物化学Ⅱ-2	1
		無機化学Ⅲ-2	1	有機合成化学1	1
		分析化学Ⅱ-1	1	有機合成化学2	1

注. 「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」に加算する。

### 教科に関する科目表 (生物学科)

教科に関する科目表(生物学科) 免許法施行規則に定める科目[	区分等	左記に対応する開設授業科目				
科目区分	単位数	期 型		履修方法		
村 日 区 ガ	<b>早</b> 仏剱		必修	選択	限 修 万 缶	
物 理 学		現代物理学 I 現代物理学 II	1 1			
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)		物理学実験	2			
化 学		基礎有機化学1 基礎有機化学2	1 1			
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		化学実験 1 化学実験 2	1 1			
生 物 学	中 20 高	細細紀 細細紀 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		1 1 1		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)		生物学実験 I A 生物学実験 I B 生物学実験 II A 生物学実験 II C 生物学実験 II C 生物学実験 II A 生物学実験 II B 生物学実験 II B 生物学実験 II B	2 2 2 2 2 2 2 2 2			
地 学		基礎地学 1 基礎地学 2	1 1			
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)		地学実験 A 地学実験 B	1 1			

- 注1.単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。
- 注2. 高等学校免許状のみ取得する場合,実験科目は,「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から,いずれかを選択し、それぞれの履修方法に従って履修すること。

#### 教科又は教職に関する科目表 (生物学科)

秋作人は秋城に関り	DILLEX	(							
免許法施行規則に定める	科目区分等			左記に対応する開設	没業科目				
科目区分	単位数	開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数		
		海洋生物学1	1	環境解析学1	1	遺伝情報機能論1	1		
		海洋生物学2	1	環境解析学2	1	遺伝情報機能論2	1		
		形態形成論 1	1	細胞構築論1	1	神経生理学1	1		
	形態形成論 2	1	細胞構築論2	1	神経生理学2	1			
	H 0	植物構造生理学1	1	植物環境生理学1	1	神経行動学1	1		
教科又は教職に関	中 8	植物構造生理学2	1	植物環境生理学2	1	神経行動学2	1		
する科目	高 16	生物システム論1	1	分子遺伝学1	1	野外実習 I	1		
	同 10	生物システム論2	1	分子遺伝学 2	1	野外実習Ⅱ	1		
				神経細胞生物学1	1	行動分子生理学1	1	臨海実習 I	1
		神経細胞生物学2	1	行動分子生理学2	1	臨海実習Ⅱ	1		
		分子生物学1	1	植物分子発生学1	1				
		分子生物学2	1	植物分子発生学2	1				

注. 「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」に加算する。

### 教科に関する科目表 (惑星学科)

教科に関する科目表 (怒星子科) 免許法施行規則に定める科目[	区分等	左記に対応する開設授業科目				
				立数		
科目区分	単位数	開設授業科目	必修	選択	履修方法	
物理学		現代物理学 I	1			
70 垤 于		現代物理学Ⅱ	1			
物理学実験		物理学実験	2			
(コンピュータ活用を含む。)						
化学		基礎無機化学1	1			
		基礎無機化学2	1			
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)		化学実験1	1			
(コンしュータ佰用を占む。)		化学実験2	1			
生物学		生物学概論 С 1	1			
		生物学概論 С 2	1			
生物学実験		生物学実験1	1			
(コンピュータ活用を含む。)		生物学実験 2	1			
		惑星学概論Ⅰ-1	1			
		惑星学概論 I - 2	1			
		惑星学概論Ⅱ-1	1			
		惑星学概論Ⅱ-2	1			
		地球物質科学1		1		
	中 20	地球物質科学2		1		
	高	固体地球科学1		1		
地 学	1. 4	固体地球科学2		1		
用E 子		地球惑星進化学1		1		
		地球惑星進化学2		1		
		宇宙惑星科学1		1		
		宇宙惑星科学2		1		
		惑星物質科学1		1		
		惑星物質科学2		1		
		惑星物理学1		1		
		惑星物理学2		1		
	]	惑星学実験実習の基礎 I	1			
		惑星学実験実習の基礎Ⅱ	2			
		惑星学実習A		2		
地学実験		惑星学実習B		2		
(コンピュータ活用を含む。)		惑星学実習C		2		
		惑星学実習D		2		
		惑星学実習 E 1		1		
		惑星学実習E2		1		
20. 4 20/11.3V/188 - 27/6 33/16 2 4/						

- 注1. 単位数欄の必修・選択は教員免許取得のための必修・選択を示す。 注2. 高等学校免許状のみ取得する場合,実験科目は,「免許法施行規則に定める科目区分」の物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験から,いずれかを選択し,それぞれの履修方法に従って履修すること。

### 教科又は教職に関する科目表 (惑星学科)

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目				
科 目 区 分	単位数	開設授業科目	単位数	開設授業科目	単位数	
	惑星学基礎 I - 1	1	惑星学基礎Ⅲ演習	1		
		惑星学基礎 I - 2	1	惑星学基礎Ⅳ-1	1	
		惑星学基礎 I 演習	1	惑星学基礎Ⅳ-2	1	
   教科又は教職に関する科目	中 8	惑星学基礎Ⅱ-1	1	惑星学基礎IV演習	1	
教件文は教職に関する符目	高 16	惑星学基礎Ⅱ-2	1	惑星学基礎V-1	1	
	1.7 20	惑星学基礎Ⅱ演習	1	惑星学基礎V-2	1	
		惑星学基礎Ⅲ-1	1	惑星学基礎V演習	1	
		惑星学基礎Ⅲ-2	1			

注. 「教職に関する科目表」及び「教科に関する科目表」の科目で所定の単位を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」に加算する。

### 2. 大学院生(前期課程)の教育職員免許状の取得について

### (1) 理学研究科博士課程前期課程で取得できる免許状の種類

学科	教育職員免許状の種類	免許教科
数学専攻	中学校教諭専修免許状高等学校教諭専修免許状	数学
物 理 学 専 攻 化 学 専 攻 生 物 学 専 攻 惑 星 学 専 攻	中学校教諭専修免許状高等学校教諭専修免許状	理科

### (2) 上記の免許状を取得するためには、次の基礎資格が必要です。

所要資格		大学にお	おける最低修行	その他	
免許状の 種類	基礎資格	教科に関 する科目	教職に関 する科目	教科又は 教職に関 する科目	左記のほか,教育免許 法施行規則第66条の6に
中学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8	定める科目を修得すること。 と。 また,中学校の免許状 を取得しようとする者
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16	は、介護等体験が義務づけられている。

### (3) 専修免許状の取得の要件

中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得するためには、上記(2)の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た後、大学院の課程において、教育職員免許法第5条別表第1に定める「教科又は教職に関する科目」について24単位以上を修得することとされています。

理学研究科博士課程前期課程では、「教科に関する科目」に係る授業科目を開講しており、上記(2)の基礎資格および大学における最低修得単位数等を得た者が、各専攻で定められた授業科目から24単位以上を修得することにより、当該専攻で取得可能な免許状を前期課程修了時に取得することができます。

### (4) 教育職員免許状授与申請について

修了時における教育職員免許状の授与申請手続きは、教員免許取得希望者からの申請に基づいて、大学から兵庫県教育委員会に一括して行います。詳細については2年次の12月頃、掲示により通知しますので注意してください。

### 【数学専攻】 (数学の教科に関する科目)

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
解析学 I	2	確率論	2	応用数理特論Ⅱ	2
解析学Ⅱ	2	解析数理特論 I	2	数学講究 I	4
代数学	2	解析数理特論Ⅱ	2	数学講究Ⅱ	4
幾何学	2	構造数理特論 I	2	数学講究Ⅲ	4
表現論	2	構造数理特論Ⅱ	2	数学講究Ⅳ	4
計算情報数学	2	応用数理特論 I	2		

### 【物理学専攻】 (理科の教科に関する科目)

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
物性論 I	4	素粒子実験学I	1	量子物性 I	2
高エネルギー物理学I	4	素粒子実験学Ⅱ	1	量子物性Ⅱ	2
理論物理学 I	4	素粒子実験学Ⅲ	1	論文講究 I	4
量子ダイナミクスI	2	素粒子実験学IV	1	論文講究Ⅱ	4
量子ダイナミクスⅡ	2	素粒子理論 I	2	特定研究 I	4
低温物性学	2	素粒子理論Ⅱ	1	特定研究Ⅱ	4
極限物性学	2	宇宙論 I	2		
電子物性学	2	宇宙論Ⅱ	2		

### 【化学専攻】 (理科の教科に関する科目)

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
物理化学 I	2	反応化学特論	2	構造解析学	2
物理化学Ⅱ	2	物性物理化学特論	2	理論生物化学	2
無機化学 I	2	無機・分析化学特論	2	論文講究 I	4
無機化学Ⅱ	2	溶液化学・生物無機化学特論	2	論文講究Ⅱ	4
有機化学 I	2	有機化学特論	2	特定研究 I	4
有機化学Ⅱ	2	生物化学特論	2	特定研究Ⅱ	4

### 【生物学専攻】 (理科の教科に関する科目)

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
生体分子機構概論 I	2	生化学特論 I	2	系統分類学特論	2
生体分子機構概論Ⅱ	2	生化学特論Ⅱ	2	生態学特論	2
生命情報伝達概論 I	2	細胞生物学特論	2	論文講究 I	4
生命情報伝達概論Ⅱ	2	分子遺伝学特論	2	論文講究Ⅱ	4
生物多様性概論 I	2	神経生物学特論	2	特定研究 I	4
生物多様性概論Ⅱ	2	情報伝達機構特論	2	特定研究Ⅱ	4
生理学特論 I	2	発生生物学特論 I	2		
生理学特論Ⅱ	2	生物制御科学特論 I	2		

### 【惑星学専攻】 (理科の教科に関する科目)

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
惑星学要論	4	惑星学詳論 I - 2	1	惑星学詳論Ⅲ-3	1
惑星学通論1	1	惑星学詳論 I - 3	1	惑星学詳論Ⅲ-4	1
惑星学通論 2	1	惑星学詳論Ⅱ-1	1	論文講究 I	4
惑星学通論3	1	惑星学詳論Ⅱ-2	1	論文講究Ⅱ	4
惑星学通論 4	1	惑星学詳論Ⅲ-1	1	特定研究 I	4
惑星学詳論 I - 1	1	惑星学詳論Ⅲ-2	1	特定研究Ⅱ	4

### 学芸員の資格取得について

惑星学科に所属する学生で学芸員の資格を取得しようとする者は、 下記に掲げる科目を履修しなければならない。

記

### 平成28年度入学者用

平成28年度八子有用				
博物館法施行規則に 定める科目	単位数	授業科目	単位数	開講学部等
生涯学習概論	2	生涯学習論	2	発達科学部開講
工 <u>作</u> 子自似	2	社会教育論	2	1科目選択
博物館概論	2	博物館概論(a) 1単位 博物館概論(b) 1単位	. 2	文学部
[국· 72] 요요 1986 am		博物館概論 2単位 (理学部学生は文学部開講分を受講)		国際文化学部
博物館経営論	2	博物館経営論(a) 1単位 博物館経営論(b) 1単位	2	文学部
141分品作品 656	2	博物館経営論 2単位 (理学部学生は文学部開講分を受講)	2	国際文化学部
博物館資料論	2	博物館資料論(a) 1単位 博物館資料論(b) 1単位 (理学部学生は発達科学部開講分を受講)	2	文学部
		博物館資料論 2単位		発達科学部
     博物館資料保存論	2	博物館資料保存論 2単位	2	理学部
	2	博物館資料保存論(a) 1単位 博物館資料保存論(b) 1単位		文学部
 	2	博物館展示論(a) 1単位 博物館展示論(b) 1単位	2	文学部
ma (t) Mi DAUNI FFI		博物館展示論 2単位		国際文化学部
 	2	博物館情報・メディア論(a) 1単位 博物館情報・メディア論(b) 1単位	2	文学部
1寺1の成日   日井区 ア・ア・オーブ 品間	2	博物館情報・メディア論 2単位	2	国際文化学部
博物館教育論	2	博物館教育論 2単位	2	発達科学部
计加强技术   品	2	博物館教育論(a) 1単位 博物館教育論(b) 1単位		文学部
博物館実習	3	博物館実習	3	理学部
計	19	計	19	

- 注1:博物館実習を履修できる者は、博物館実習以外の全ての単位を修得済又は履修中の者に限る。
- 注2:「生涯学習論」と「社会教育論」はいずれか1科目でよい。
- 注3:授業科目が上記以外の学部で開講されていれば特別な場合に限り履修できる。
- 注4:今後「博物館法施行規則に定める科目」等が改正された場合、それに対応する授業科目は、惑星学科の内規で定める。

# 7. GPA (Grade Point Average) •科目ナンバリング

### 「GPAI について

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(\*)から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。

(\* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

### I. GPAについて

「GPA」とは、下記「成績評価基準」(秀、優、良、可、不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP(Grade Point)を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値(Average)です。

### 「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	(英文) 最小点		GP		
秀	S	90	100	4. 3		
優	А	80	89	4		
良	В	70	79	3		
可	С	60	69	2		
不可	F	0	59	0		

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

### II. GPA計算について

[履修登録した科目の単位数×当該科目のGP] の合計 GPA= 履修登録した科目の単位数合計(不可を含む)

- 1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。
  - ① 成績を「合格」で評価する科目
  - ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
  - ③ 履修取り消しをした科目(以下「Ⅲ. 履修取消制度について」参照)
  - ④ 資格免許のための科目(教職科目、学芸員関連科目)(\*)

(\* 一部の学部・研究科では計算式に入る科目があります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)

- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目(所属学部・研究科毎にお知らせします。)
- 2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。
  - ・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可~秀」 (GP=O~4.3)の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=O) の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA (学期)の値は変更されません。
  - ※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

(所属学部・研究科毎にお知らせします。)

### Ⅲ. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる**履修** 取消期間中に、履修を取り消すことができます。

### 〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

#### 〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目								
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目								
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目								
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目								
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目								

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)」(\*)の単位数に入ります。

履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、 履修登録と履修取消を行ってください。

- (\*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)
- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。
- ※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

### IV. GPAの通知について

- ・成績評価はクォーター毎、「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA (学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学習成果の指標とすることができます。

### ☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2016年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2016年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

### 成績照会画面(例):「うりぼーネット」(Web)単位修得状

#### ■GPA

GPA	科目GP合計	計算単位数	計算日
3.11	118	38	2017年3月15日

※GPAは小数点第3位を四捨五入して表示されます。

### ■GPA(学期)

		育	前期		後期					
年度	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日	GPA(学期)	科目GP合計	計算単位数	計算日		
2016年度	3.00	60	20	2016年9月15日	3.22	58	18	2017年3月15日		

No	区 分	大区分	中区分	科目名	単位数	修得年	修得学	評語	科目GP	合否
						度	期			
1	全学共通授業科目	基礎教養科目		00000	2	2015	前期	秀	8.6	合

### (理学部・理学研究科における取扱い)

### 集中講義の履修取消期間について(学部・大学院共通)

平成 23 年 12 月 9 日教務委員会決定 平成 23 年 12 月 16 日教授会決定

正規の履修取消期間以前に行われる集中講義(集中講義の期間が履修取消期間に重なる場合も含む)については、講義が始まる前日までに教務学生係に紙媒体で申し出ることにより取り消すことができることとする。履修取消期間後に行われる集中講義については、通常の講義と同様に、履修取消期間内に教務情報システムから行うこととする。

### GPA計算から除外する科目について(学部)

平成 23 年 12 月 9 日教務委員会決定 平成 23 年 12 月 16 日教授会決定

- 1 「合格」及び「認定」と評価された授業科目は除外科目とする。
- 2 卒業要件に含まれない授業科目(教職科目や学芸員関連科目などの資格免許のための科目)は 除外科目とする。
- 3 卒業要件に含まれるが、他学部で開講される授業科目は除外科目とする。

### 全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて (平成24年度入学者から適用)

(平成24年5月31日 運営協議会決定)

最終改正 平成28年1月28日

適用年月日 平成28年4月1日

#### 1. GPA対象科目について

全学共通授業科目は、「情報基礎」、「Autonomous English 1, 2」、「総合科目 I、II」及び資格免許取得のために履修する「日本国憲法」を除き、全てGPA対象科目です。(別紙、略)

### 2. GPA計算方法について

全学共通授業科目は、全学の「GPAの取扱い」に準じて計算を行いますが、以下の授業科目については取扱いが異なります。

### (1) 基礎教養科目・総合教養科目

基礎教養科目・総合教養科目は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がGPA計算式に算入されます。

また、過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同授業科目区分の同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がGPA計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は、同一でなくても構いません。

なお、過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が2単位以上の場合は、新たに同授業科目区分の同単位数分の科目を履修することにより、過去の「不可」の成績がGPA計算式から除外されます。

(2) 外国語科目 (Advanced English A1, A2, B, C)

Advanced Englishは、\*重複履修が可能な授業科目です。

合格,不合格に関わらず,すべての成績(「不可」を含む)がGPA計算式に算入されます。 \*重複履修とは既に単位を修得した授業科目を繰り返し履修することです。

#### 3. 履修取消について

- ・やむを得ない事情により、履修取消期間外に手続きが必要な場合は、所属する学部の教務担当 係に申し出てください。所属学部から当該学生の履修取消依頼があれば、履修の取り消しがで きます。
- ・集中講義については、講義最終日の前日までとします。(別途、掲示等により指示します。)

#### 4. その他

2(1)について、平成27年度以前入学者は以下のとおり取り扱います。

基礎教養科目・総合教養科目は、当該学期に履修したすべての授業科目の成績がGPA計算式に算入されます。

また、基礎教養科目・総合教養科目・教養原論において過去に「不可」の成績がある場合は、新たに科目を履修することにより、当該成績の合格・不合格にかかわらず、1科目につき、同単位数の1科目の過去の「不可」の成績がGPA計算式から除外されます。過去の「不可」の授業科目と新たに履修した授業科目は、同一でなくても構いません。

なお、過去に「不可」の成績となった一つの授業科目の単位数が2単位以上の場合は、新たに同単位数分の科目を履修することにより、過去の「不可」の成績がGPA計算式から除外されます。

上記以外の事項については、全学の「GPA」の取扱いに準じて行います。

### 科目ナンバリングの導入について

神戸大学では、各学部および研究科における教育課程の系統性、順次性及び科目の水準を明らかにし、学生の履修計画、学修活動の手助けとなるように、平成28年度の入学者対象のカリキュラムから、科目ナンバリングを導入します。

### 1. 基本方針

各授業科目のナンバリングコードは、以下のとおり7桁の英数字で構成されます。



第1桁	第2桁	第3~第4桁	第5桁	第6~第7桁
アルファベッ	数字	アルファベッ	数字	数字
٢		۲		
科目提供母体	課程	学科、専攻等	科目のカテゴリー	科目のナンバー
の部局				
別表1参照	1:学士課程	別表1参照(開	別表2のとおり	開講部局毎に設
	2:博士課程前期課程	講部局で設定)		定
	3:博士課程後期課程			
(例) L	1	НМ	1	0 0
文学部	学士課程	人文学科	初級レベルの科目	初年次セミナー

### 第5桁 科目のカテゴリー

### 別表2

1	学		初級レベルの科目						
2		全学共通授業科目•専門授業科	中級レベルの科目						
3	士	王子共通技条件日 等门技条件	上級レベルの科目						
4	課	П	最上級レベルの科目(卒業論文関連科目を含						
4			む)						
5	程	高度教養科目							
6	大	博士課程前期課程、専門職学位	博士課程前期課程、専門職学位課程の基礎科目						
7	学院		博士課程前期課程、専門職学位課程の発展科目						
'	課		(修士論文関連科目)						
8	程	博士課程後期課程の専門授業科	目						
0		卒業要件外の科目(教職科目等	資格関連科目)						

### 第6桁~第7桁 開講部局で設定

### 理学部・理学研究科のナンバリングコードについて

3, 4桁目 (学科・専攻等)

理学部共通: SC, 数学科・数学専攻: MA, 物理学科・物理学専攻: PH

化学科・化学専攻: CH, 生物学科・生物学専攻: BI, 惑星学科・惑星学専攻: WA

### ●高度教養科目(理学部共通)

6桁目 0:英語サマースクール科目、1:外部向け科目、2:入門セミナー科目、

3:基礎セミナー科目である。

7桁目 連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ◎数学科·数学専攻

### ●学部

5 桁目は履修すべき学年を表す。

6 桁目は分野を表し、1代数学、2幾何学、3解析学、4応用数学、0その他である。

7 桁目は科目の順次性を表す。 5 桁目及び 6 桁目が等しく 7 桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ●修士(博士課程前期課程)

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、6~7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

#### ●博士(博士課程後期課程)

科目に履修の順がなく、6~7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ◎物理学科·物理学専攻

#### ●学部

5 桁目は履修すべき学年を表す。

6 桁目は分野を表し、0 力学、1 物理数学、2 電磁気学、3 統計物理学、4 量子力学、

5実験物理学、6物性関係専門科目、7その他専門科目、8初年次セミナー、9その他である。

7 桁目は科目の順次性を表す。 5 桁目及び 6 桁目が等しく 7 桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

#### ●修士(博士課程前期課程)

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、6~7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

#### ●博士(博士課程後期課程)

科目に履修の順がなく、6~7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ◎化学科・化学専攻

いずれのナンバーも6桁目は分野を表し、1物理化学、2量子化学、3無機化学、4分析化学、5有機化学、6生物化学、7実験科目、8その他である。

#### ●学部

5桁目は履修すべき学年を表す。7桁目は科目の順次性を表す。

5 桁目及び 6 桁目が等しく 7 桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●修士(博士課程前期課程)

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小は特に意味を持たない。

●博士(博士課程後期課程)

科目に履修の順がなく、7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小は特に意味を持たない。

### ◎生物学科・生物学専攻

### ●学部

5 桁目は履修すべき学年を表す。

6-7桁目は科目の順次性を表す。5桁目が等しく、6-7桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●修士(博士課程前期課程)

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

修士の科目には履修の順がなく、6~7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●博士(博士課程後期課程)

科目に履修の順がなく、6~7桁目の数字は連続しない。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ◎惑星学科·惑星学専攻

#### ●学部

5 桁目は履修すべき学年を表す。

6桁目は特に意味はない。

7桁目は科目の順次性を表す。5桁目及び6桁目が等しく7桁目の数字が連続している科目は、数字の順に履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

●修士(博士課程前期課程)

5桁目は基本となる科目が6、より高度な科目が7である。

5桁目及び6桁目が等しく7桁目の数字が連続している科目は、数字の順に

履修しないと理解が不能である。

連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### ●博士(博士課程後期課程)

科目に履修の順がなく、 $6\sim7$  桁目の数字は連続しない。 連続していない数字間の大小、数字間の間隔の長さは特に意味を持たない。

### 2. 科目ナンバリングの確認方法及び活用方法

- ・各授業科目のナンバリングコードは、学生便覧で確認してください。
- ・平成29年度からは、シラバス及び成績確認表でナンバリングコードを確認できる予定です。

### ナンバリングコード一覧

### 高度教養科目

₩ エハ ロ ク	科目ナンバー							
授業科目名	1桁目	2桁目	3, 4 桁目	5桁目	6, 7 桁目			
Introduction to Mathematics	S	1	SC	5	01			
Introduction to Physics	S	1	SC	5	03			
Introduction to Chemistry	S	1	SC	5	05			
Introduction to Biology	S	1	SC	5	07			
Introduction to Planetology	S	1	SC	5	09			
表面と触媒の科学	S	1	SC	5	11			
脳科学	S	1	SC	5	13			
地球および惑星大気科学	S	1	SC	5	15			
高度教養セミナー理学部	S	1	SC	5	31			
高度教養セミナー理学部数学入門	S	1	SC	5	21			
高度教養セミナー理学部物理学入門	S	1	SC	5	23			
高度教養セミナー理学部化学入門	S	1	SC	5	25			
高度教養セミナー理学部生物学入門	S	1	SC	5	27			
高度教養セミナー理学部惑星学入門	S	1	sc	5	29			

数学科 数学専攻

	Т					1	1					
恒業利口夕		科目	ナン	バー		位 <b>学</b> 到 口 夕	科目ナンバー					
授業科目名	1桁	2桁	3, 4	5桁	6, 7	授業科目名	1桁	2桁	3, 4	5桁	6, 7	
	目	目	桁目	目	桁目		目	目	桁目	目	桁目	
解析学序論 I a	S	1	MA	1	31	前期課程					,	
解析学序論 I b	S	1	MA	1	32	解析学I	S	2	MA	6	01	
解析学序論Ⅱa	S	1	MA	1	33	解析学Ⅱ	S	2	MA	6	03	
解析学序論Ⅱb	S	1	MA	1	34	代数学	S	2	MA	6	05	
初年次セミナー	S	1	MA	1	00	幾何学	S	2	MA	6	07	
数学入門	S	1	MA	1	02	表現論	S	2	MA	6	09	
数学演義	S	1	MA	1	04	計算情報数学	S	2	MA	6	11	
数学要論Ia	S	1	MA	1	06	確率論	S	2	MA	6	13	
数学要論 I b	S	1	MA	1	07	解析数理特論 I	S	2	MA	7	01	
数学要論Ⅱ・同演習	S	1	MA	2	01	解析数理特論Ⅱ	S	2	MA	7	03	
線形代数V	S	1	MA	2	15	構造数理特論 I	S	2	MA	7	05	
解析学Ⅲ	S	1	MA	2	31	構造数理特論Ⅱ	S	2	MA	7	07	
解析学Ⅳ	S	1	MA	2	35	応用数理特論 I	S	2	MA	7	09	
解析学Ⅴ	S	1	MA	2	32	応用数理特論Ⅱ	S	2	MA	7	11	
解析学Ⅵ・同演習	S	1	MA	3	32	総合演義 I	S	2	MA	7	13	
解析学Ⅷ	S	1	MA	3	33	総合演義 Ⅱ	S	2	MA	7	15	
解析学Ⅷ	S	1	MA	3	39	科学英語	S	2	MA	7	17	
関数論•同演習	S	1	MA	2	37	数学講究 I	S	2	MA	7	19	
複素解析	S	1	MA	3	37	数学講究Ⅱ	S	2	MA	7	21	
関数方程式論 I	S	1	MA	4	37	数学講究Ⅲ	S	2	MA	7	23	
関数方程式論Ⅱ	S	1	MA	4	38	数学講究Ⅳ	S	2	MA	7	25	
関数解析学 I	S	1	MA	4	31							
関数解析学Ⅱ	S	1	MA	4	32	後期課程						
代数学 I·同演習	S	1	MA	2	11	解析数理特論Ⅲ	S	3	MA	8	07	
代数学Ⅱ	S	1	MA	2	12	解析数理特論Ⅳ	S	3	MA	8	09	
代数学Ⅲ・同演習	S	1	MA	3	11	構造数理特論Ⅲ	S	3	MA	8	11	
代数学Ⅳ	S	1	MA	3	12	構造数理特論Ⅳ	S	3	MA	8	13	
代数学V	S	1	MA	4	11	応用数理特論Ⅲ	S	3	MA	8	15	
幾何学 I · 同演習	S	1	MA	2	21	応用数理特論Ⅳ	S	3	MA	8	17	
幾何学Ⅱ・同演習	S	1	MA	3	21	総合演義Ⅲ	S	3	MA	8	03	
幾何学Ⅲ	S	1	MA	3	27	総合演義Ⅳ	S	3	MA	8	05	
幾何学Ⅳ	S	1	MA	3	22	特定研究	S	3	MA	8	01	
幾何学V	S	1	MA	4	21							
確率論I	S	1	MA	3	41	1						
確率論Ⅱ	S	1	MA	4	41	1						
計算数学 I · 同演習	S	1	MA	3	47	1						
計算数学Ⅱ	S	1	MA	4	47	1						
計算数学皿	S	1	MA	4	49	1						
表現論Ⅰ	S	1	MA	3	17	1						
表現論Ⅱ	S	1	MA	4	17	1						
数学講究	S	1	MA	4	00	1						
סלבוא ניאי	1	Ι.	,	<u>.                                    </u>	100	J						

### 物理学科

155 AM 7.1 C. 50		科目	ナン	バー		15 W 7 J D D		科目	ナン	バー	
授業科目名	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目	授業科目名	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目
古典力学 I	S	1	PH	1	01	特別研究A(実験系)	S	1	PH	4	94
古典力学Ⅱ	S	1	PH	1	02	特別研究B(理論系)	S	1	PH	4	96
初年次セミナー	S	1	PH	1	80						•
剛体の力学	S	1	PH	1	03	4 <i>L</i> +m +++ +- <i>L</i>					
解析力学 I	S	1	PH	1	04	物理学専攻					
解析力学Ⅱ	S	1	PH	2	05	前期課程					
惑星学基礎 Ⅰ -1	S	1	PH	1	11	物性論 I	S	2	PH	6	00
惑星学基礎 I −2	S	1	PH	1	12	高エネルギー物理学 I	S	2	PH	6	20
惑星学基礎 Ⅱ -1	S	1	PH	1	13	理論物理学 I	S	2	PH	6	60
惑星学基礎Ⅱ-2	S	1	PH	1	14	量子ダイナミクス [	S	2	PH	6	30
現代物理学 I	S	1	PH	1	91	量子ダイナミクスⅡ	S	2	PH	6	32
現代物理学Ⅱ	S	1	PH	1	92	低温物性学	S	2	PH	6	02
古典電磁気学 I	S	1	PH	1	21	極限物性学	S	2	PH	6	04
古典電磁気学Ⅱ	S	1	PH	1	22	電子物性学	S	2	PH	6	06
電磁気学 I	S	1	PH	2	23	素粒子実験学 I	S	2	PH	6	22
電磁気学Ⅱ	S	1	PH	2	24	素粒子実験学Ⅱ	S	2	PH	6	24
電磁気学Ⅲ	S	1	PH	2	25	素粒子実験学皿	S	2	PH	6	26
熱統計物理学	S	1	PH	2	31	素粒子実験学Ⅳ	S	2	PH	6	28
惑星流体力学1	S	1	PH	2	07	素粒子理論 I	S	2	PH	6	40
惑星流体力学2	S	1	PH	2	08	素粒子理論Ⅱ	S	2	PH	6	42
統計物理学 I	S	1	PH	3	32	宇宙論Ⅰ	S	2	PH	6	44
統計物理学Ⅱ	S	1	PH	3	33	宇宙論Ⅱ	S	2	PH	6	46
統計物理学皿	S	1	PH	3	34	量子物性 I	S	2	PH	6	70
統計物理学Ⅳ	S	1	PH	3	35	量子物性Ⅱ	S	2	PH	6	72
解析学皿	S	1	PH	2	99	科学英語	S	2	PH	6	90
物理数学 I	S	1	PH	2	15	論文講究 I	S	2	PH	7	01
物理数学Ⅱ	S	1	PH	2	16	論文講究 II	S	2	PH	7	02
物理数学Ⅲ	S	1	PH	3	17	特定研究 I	S	2	PH	7	11
物理数学Ⅳ	S	1	PH	3	18	特定研究!!	S	2	PH	7	12
量子力学 I	S	1	PH	3	41	可是明元Ⅱ	Jo		ļi 11	1	112
量子力学Ⅱ	S	1	PH	3	42	  後期課程					
<u>単・カテェ</u> 量子力学Ⅲ	S	1	PH	3	43	物性論Ⅱ	S	3	PH	8	02
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	S	1	PH	3	44	物性論皿	S	3	PH	8	04
物理学情報処理演習	S	1	PH	2	50	高エネルギー物理学 II	S	3	PH	8	50
特殊相対性理論	S	1	PH	2	70	高エネルギー物理学皿	S	3	PH	8	52
電磁力学	S	1	PH	3	27	理論物理学Ⅱ	S	3	PH	8	62
宇宙物理学	S	1	PH	3	72	理論物理学Ⅲ	S	3	PH	8	64
一般相対性理論	S	1	PH	3	74	性調物性子血 特定研究	S	3	PH	8	14
物性物理学Ⅰ	S	1	PH	3	61	ניון אב או על	10	10	<u> </u>	l o	117
物性物理学Ⅱ	S	1	PH	3	62						
素粒子物理学	S	1	PH	3	76						
物理実験学	S	1	PH	2	52						
物理学実験 I	S	1	PH	2	53						
物理学実験Ⅱ	S	1	PH	2	54						
物理学実験Ⅲ	S	1	PH	3	55						
物理学実験Ⅳ	S	1	PH	3	56						
物理学実験 V	S	1	PH	3	57						
物理学実験 Ⅵ 物理学実験 Ⅵ	S	1	PH	3	58						
物理学美級 VI	S	1	PH	4	78						
ル細物生士	J	Ι'	l L U	+	10	J					

### 化学科

153 W T 1 5 5		科目	ナン	バー		155 ME 7.1 17 15		——— 科目	ナン	バー	
授業科目名	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目	授業科目名 	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目
初年次セミナー	S	1_	CH	1	00	有機合成化学1	S	1	CH	3	58
物理化学基礎	S	1	СН	1	10	有機合成化学2	S	1	СН	3	59
化学熱力学 I -1	S	1	CH	1	12	生物化学 Ⅰ -1	S	1	CH	2	60
化学熱力学 I -2	S	1	CH	1	13	生物化学 I -2	S	1	CH	2	61
化学熱力学Ⅱ-1	S	1	CH	2	10	生物化学Ⅱ-1	S	1	CH	3	60
化学熱力学Ⅱ-2	S	1	CH	2	11	生物化学Ⅱ-2	S	1	CH	3	61
化学熱力学演習	S	1	CH	2	12	生物化学Ⅲ-1	S	1	CH	3	62
化学熱力学Ⅲ-1	S	1	CH	3	10	生物化学Ⅲ-2	S	1	CH	3	63
化学熱力学Ⅲ-2	S	1	CH	3	11	化学実験 I	S	1	CH	3	70
化学反応論1	S	1	CH	3	12	化学実験 Ⅱ	S	1	CH	3	71
化学反応論2	S	1	CH	3	13	計算機化学実験	S	1	CH	3	72
表面化学1	S	1	CH	3	15	特別研究	S	1	CH	4	80
表面化学2	S	1	CH	3	16						
量子化学 [ −1	S	1	CH	2	20	化学専攻					
量子化学 I -2	S	1	CH	2	21						
量子化学Ⅱ-1	S	1	CH	2	22	前期課程					
量子化学Ⅱ-2	S	1	CH	2	23	物理化学 I	S	2	CH	6	10
量子化学演習	S	1	CH	2	22	物理化学Ⅱ	S	2	CH	6	11
量子化学Ⅲ-1	S	1	CH	3	20	無機化学 I	S	2	CH	6	30
量子化学Ⅲ-2	S	1	CH	3	21	無機化学Ⅱ	S	2	CH	6	31
分子分光学1	S	1	CH	3	22	有機化学 I	S	2	CH	6	50
分子分光学2	S	1	CH	3	23	有機化学Ⅱ	S	2	CH	6	51
無機化学基礎1	S	1	CH	1	30	反応化学特論	S	2	CH	6	13
無機化学基礎2	S	1	CH	1	40	物性物理化学特論	S	2	CH	6	15
無機化学 Ⅰ -1	S	1	CH	1	31	無機・分析化学特論	S	2	CH	6	33
無機化学 I -2	S	1	CH	1	32	溶液化学・生物無機化学特論	S	2	CH	6	35
無機化学Ⅱ-1	S	1	CH	2	30	有機化学特論	S	2	CH	6	53
無機化学Ⅱ-2	S	1	CH	2	31	生物化学特論	S	2	CH	6	55
無機化学Ⅲ-1	S	1	CH	2	32	構造解析学	S	2	CH	6	17
無機化学Ⅲ-2	S	1	CH	2	33	理論生物化学	S	2	CH	6	57
固体化学1	S	1	CH	3	30	科学英語	S	2	CH	6	60
固体化学2	S	1	CH	3		論文講究 I	S	2	CH	6	70
無機分析化学演習	S	1	CH	3	34	論文講究Ⅱ	S	2	CH	7	71
	S	1	CH	3	38	特定研究 [	S	2	CH	6	80
特別講義 無機機能化学2		1	CH	3	39	特定研究Ⅱ	S	2	CH	7	81
分析化学 I -1	S	1	CH	2	40	纵 #□=== ≠□					
分析化学 I -2	S	1	CH	2	41	後期課程	<u></u>	12	011	0	10
分析化学Ⅱ-1	S	1	CH	3	40	物理化学特論 Ⅰ	S S	3	CH	8	10
分析化学Ⅱ-2	S	1	CH	3	41	物理化学特論Ⅱ			CH		11
溶液化学1	S	1	CH	3	44	無機化学特論Ⅰ	S	3	CH	8	30
溶液化学2	S	1	CH	3	45	無機化学特論Ⅱ	S	3	CH	8	31
有機化学基礎1	S S	1	CH	1	50	有機化学特論Ⅰ	S S	3	CH	8	50 51
有機化学基礎2		1	CH	1	51	有機化学特論 Ⅱ # 浩 報 托 党 性 論		3	CH	8	
有機化学 I -1	S	1	CH	1	52	構造解析学特論 理論と物と学校	S	3	CH	8	17
有機化学Ⅱ-2	S S	1	CH	2	53 50	理論生物化学特論 特字研究	S S	3	CH	8	57 80
有機化学Ⅱ-1   有機化学Ⅱ-2	S	1	CH	2	51	特定研究	٥	J	CH	0	οU
		1	CH		52						
有機化学皿-1	S S	1	CH	2	53						
有機化学Ⅲ-2 有機構造化学1	S	1	CH	3	54						
		1	CH								
有機構造化学2	S	1	CH	3	55						
有機化学演習	S	1	CH	3	50						

### 生物学科

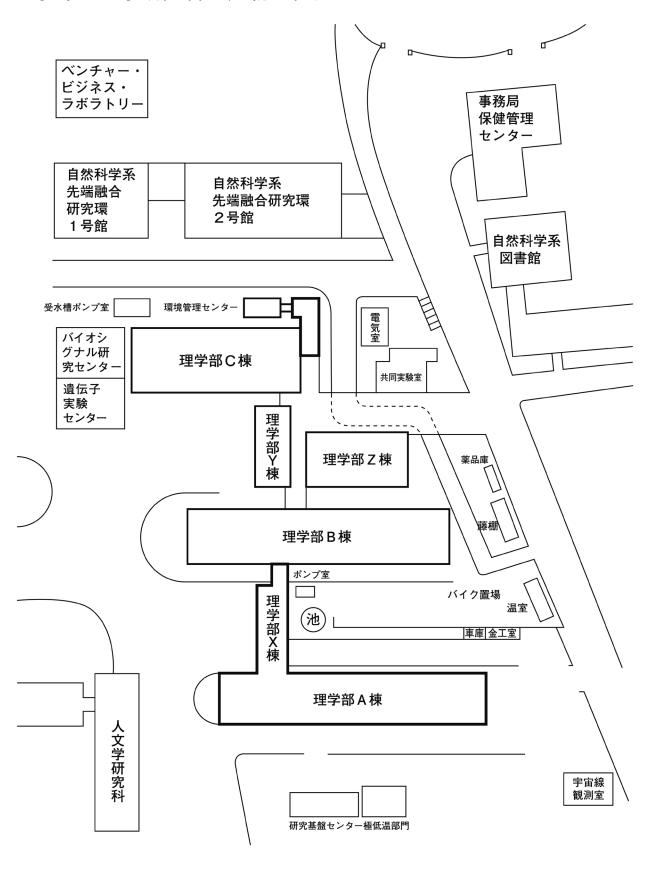
<u> </u>		科日ナンバー									
   授業科目名	. 1/=		ナン			授業科目名	科目ナンバー				
IXXIII LI LI	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目	XXHIII	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目
初年次セミナー	S	1	BI	1	01	生物学演習C	S	1	BI	3	73
細胞生物学基礎1	S	1	BI	1	55	生物学演習D	S	1	BI	3	74
細胞生物学基礎2	S	1	BI	1	56	生物学実験IA	S	1	BI	2	81
生化学基礎1	S	1	BI	1	58	生物学実験 [ B	S	1	BI	2	82
生化学基礎2	S	1	BI	1	59	生物学実験ⅡA	S	1	BI	3	81
進化系統学基礎1	S	1	BI	1	61	生物学実験 Ⅱ B	S	1	BI	3	82
進化系統学基礎2	S	1	BI	1	62	生物学実験 II C	S	1	BI	3	83
生態学基礎1	S	1	BI	1	64	生物学実験ⅢA	S	1	BI	3	84
生態学基礎2	S	1	BI	1	65	生物学実験ⅢB	S	1	BI	3	85
動物生理学基礎1	S	1	BI	1	67	生物学実験ⅢC	S	1	BI	3	86
動物生理学基礎2	S	1	BI	1	68	野外実習I	S	1	BI	1	91
植物生理学基礎1	S	1	BI	1	70	野外実習Ⅱ	S	1	BI	3	92
植物生理学基礎2	S	1	BI	1	71	臨海実習 I	S	1	BI	1	94
発生遺伝学基礎1	S	1	BI	2	11	臨海実習 Ⅱ	S	1	BI	2	95
発生遺伝学基礎2	S	1	BI	2	12	公開臨海実習	S	1	BI	1	97
分子生物学基礎1	S	1	BI	2	14	特別研究A	S	1	BI	4	11
分子生物学基礎2	S	1	BI	2	15	特別研究B	S	1	BI	4	12
動物生態学1	S	1	BI	2	21						
動物生態学2	S	1	BI	2	22	生物学専攻					
生物システム論1	S	1	BI	2	24						
生物システム論2	S	1	BI	2	25	前期課程					
植物構造生理学1	S	1	BI	2	27	生体分子機構概論I	S	2	BI	6	11
植物構造生理学2	S	1	BI	2	28	生体分子機構概論Ⅱ	S	2	BI	6	13
海洋生物学1	S	1	BI	2	30	生命情報伝達概論 I	S	2	BI	6	21
海洋生物学2	S	1	BI	2	31	生命情報伝達概論Ⅱ	S	2	BI	6	23
分子生物学1	S	1	BI	3	11	生物多様性概論I	S	2	BI	6	31
分子生物学2	S	1	BI	3	12	生物多様性概論Ⅱ	S	2	BI	6	33
細胞構築論1	S	1	BI	3	14	生理学特論 [	S	2	BI	7	11
細胞構築論2	S	1	BI	3	15	生理学特論Ⅱ	S	2	BI	7	13
神経生理学1	S	1	BI	3	17	細胞生物学特論	S	2	BI	7	15
神経生理学2	S	1	BI	3	18	神経生物学特論	S	2	BI	7	17
神経細胞生物学1	S	1	BI	3	20	生化学特論Ⅰ	S	2	BI	7	21
神経細胞生物学2	S	1	BI	3	21	生化学特論Ⅱ	S	2	BI	7	23
神経行動学1	S	1	BI	3	23	分子遺伝学特論	S	2	BI	7	25
神経行動学2	S	1	BI	3	24	情報伝達機構特論	S	2	BI	7	27
行動分子生理学1	S	1	BI	3	26	系統分類学特論	S	2	BI	7	31
行動分子生理学2	S	1	BI	3	27	生態学特論	S	2	BI	7	33
植物環境生理学1	S	1	BI	3	29	発生生物学特論 I	S	2	BI	7	41
植物環境生理学2	S	1	BI	3	30	生物制御科学特論 I	S	2	BI	7	51
植物分子発生学1	S	1	BI	3	32	科学英語	S	2	BI	7	01
植物分子発生学2	S	1	BI	3	33	論文講究 [	S	2	BI	7	71
植物ゲノム学1	S	1	BI	3	35	論文講究 II	S	2	BI	7	73
植物ゲノム学2	S	1	BI	3	36	特定研究Ⅰ	S	2	BI	7	81
分子細胞情報学1	S	1	BI	3	38	特定研究Ⅱ	S	2	BI	7	83
分子細胞情報学2	S	1	BI	3	39	<b>丝</b> 押					
形態形成論1	S	1	BI	3	41	後期課程	c	12	Dī	lo.	1.1
形態形成論2	S	1	BI	3	42	生体分子機構特論Ⅰ	S	3	BI	8	11
分子遺伝学1	S	1	BI	3	44	生体分子機構特論Ⅱ	S	3	BI	8	13
分子遺伝学2	S	1	BI	3	45	生命情報伝達特論Ⅰ	S	3	BI	8	21
遺伝情報機能論1	S	1	BI	3	47	生命情報伝達特論Ⅱ	S	3	BI	8	23
遺伝情報機能論2	S	1	BI	3	48	生物多様性特論Ⅰ	S	3	BI	8	31
環境解析学1	S	1	BI	3	50	生物多様性特論Ⅱ	S	3	BI	8	33
環境解析学2	S	1	BI	3	51	発生生物学特論 Ⅱ 生物制御制学性論 Ⅱ	S	3	BI	8	41
生物学演習A	S	1	BI	3	71	生物制御科学特論Ⅱ	S	3	BI	8	51
生物学演習B	S	1	BI	3	72	特定研究	S	3	BI	8	61

### 惡星字科

恐生子科 「											
	科目ナンバー					位类打口力	科目ナンバー				
授業科目名	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目	授業科目名	1桁 目	2桁 目	3, 4 桁目	5桁 目	6, 7 桁目
初年次セミナー	S	1	WA	1	01	固体地球物理学 Ⅰ -1	S	1	WA	3	26
惑星学概論 Ⅰ-1	S	1	WA	1	03	固体地球物理学 I -2	S	1	WA	3	27
惑星学概論 Ⅰ-2	S	1	WA	1	04	固体地球物理学Ⅱ-1	S	1	WA	3	31
惑星学概論 Ⅱ -1	S	1	WA	1	05	固体地球物理学Ⅱ-2	S	1	WA	3	32
惑星学概論Ⅱ-2	S	1	WA	1	06	惑星流体力学1	S	1	WA	3	36
古典力学 I	S	1	PH	1	01	惑星流体力学2	S	1	WA	3	37
古典力学Ⅱ	S	1	PH	1	02	惑星物質科学1	S	1	WA	3	41
古典電磁気学 I	S	1	PH	1	21	惑星物質科学2	S	1	WA	3	42
古典電磁気学Ⅱ	S	1	PH	1	22	大気科学1	S	1	WA	3	46
惑星学基礎 I −1	S	1	WA	1	11	大気科学2	S	1	WA	3	47
惑星学基礎 I −2	S	1	WA	1	12	惑星物理学1	S	1	WA	3	56
惑星学基礎 I 演習	S	1	WA	1	15	惑星物理学2	S	1	WA	3	57
惑星学基礎Ⅱ-1	S	1	WA	1	31	野外調査実習	S	1	WA	3	80
惑星学基礎Ⅱ-2	S	1	WA	1	32	野外調査実習		1	WA	3	80
惑星学基礎 Ⅱ 演習	S	1	WA	1	35	海上観測実習	S	1	WA	3	90
惑星学基礎Ⅲ-1	S	1	WA	2	31	海上観測実習		1	WA	3	90
惑星学基礎Ⅲ-2	S	1	WA	2	32	特別研究	S	1	WA	4	20
惑星学基礎Ⅲ演習	S	1	WA	2	35	特別講義	S	1	WA	4	30
惑星学基礎Ⅳ-1	S	1	WA	2	41						
惑星学基礎Ⅳ-2	S	1	WA	2	42						
惑星学基礎Ⅳ演習	S	1	WA	2	45	惑星学専攻					
惑星学基礎 Ⅴ-1	S	1	WA	2	51						
惑星学基礎 V −2	S	1	WA	2	52	前期課程					
惑星学基礎Ⅴ演習	S	1	WA	2	55	惑星学要論	S	2	WA	6	01
惑星物理学基礎 Ⅰ -1	S	1	WA	1	21	惑星学詳論 Ⅰ-1	S	2	WA	6	11
惑星物理学基礎 Ⅰ -2	S	1	WA	1	22	惑星学詳論 Ⅰ-2	S	2	WA	6	12
惑星物理学基礎Ⅱ-1	S	1	WA	1	41	惑星学詳論 I -3	S	2	WA	6	16
惑星物理学基礎Ⅱ-2	S	1	WA	1	42	惑星学詳論Ⅱ-1	S	2	WA	6	21
惑星物理学基礎Ⅲ-1	S	1	WA	3	11	惑星学詳論Ⅱ-2	S	2	WA	6	26
惑星物理学基礎Ⅲ-2	S	1	WA	3	12	惑星学詳論Ⅲ-1	S	2	WA	6	31
地球物質科学1	S	1	WA	2	61	惑星学詳論Ⅲ-2	S	2	WA	6	36
地球物質科学2	S	1	WA	2	62	惑星学詳論Ⅲ-3	S	2	WA	6	41
固体地球科学1	S	1	WA	2	66	惑星学詳論Ⅲ-4	S	2	WA	6	46
固体地球科学2	S	1	WA	2	67	科学英語1	S	2	WA	6	11
地球惑星進化学1	S	1	WA	2	71	科学英語2	S	2	WA	6	12
地球惑星進化学2	S	1	WA	2	72	惑星学通論1	S	2	WA	6	01
宇宙惑星科学1	S	1	WA	3	51	惑星学通論2	S	2	WA	6	03
宇宙惑星科学2	S	1	WA	3	52	惑星学通論3	S	2	WA	6	05
惑星学実験実習の基礎I	S	1	WA	2	01	惑星学通論4	S	2	WA	6	07
惑星学実験実習の基礎Ⅱ 或見学実習 Δ	S	1	WA	3	02	論文講究 I	S S	2	WA	7	10
惑星学実習A 或見学実習B	S S	1	WA	3	01	論文講究Ⅱ 特字研究Ⅰ	S	2	WA	7	11 15
惑星学実習B 惑星学実習C	S	1	WA WA	3	03 05	特定研究 I 特定研究 Ⅱ	S	2	WA WA	7	16
惑星学美智U 惑星学実習D	S	1	WA	2	05	1寸化训九业	اد ا		WW	<u>'</u>	10
	S	1	WA	3	09	後期課程 後期課程					
	S	1	WA	3	11	逐期珠性 惑星学特論1	S	3	WA	8	01
地質学 [ −1	S	1	WA	3	16	惑星子符論 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	S	3	WA	8	03
地質学 I -2	S	1	WA	3	17	惑星子符論2 惑星学特論3	S	3	WA	8	05
地質学Ⅱ-1	S	1	WA	3	21	惑星学特論4 惑星学特論4	S	3	WA	8	07
地質学Ⅱ-2	S	1	WA	3	22	总生子行論4 特定研究	S	3	WA	8	30
心貝ナⅡ-2	J	μ.	WW	J	<b>44</b>	1寸化训九	J	٥	WW	0	JU

# 9. 建物配置図等

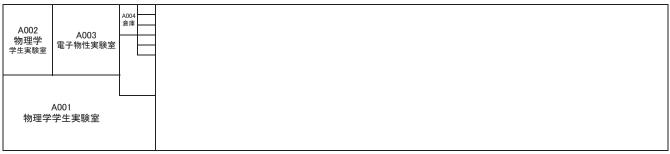
理学部 • 理学研究科 建物配置図

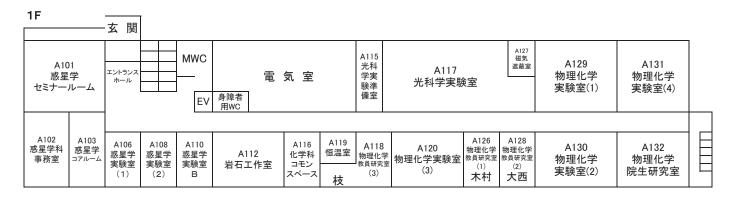


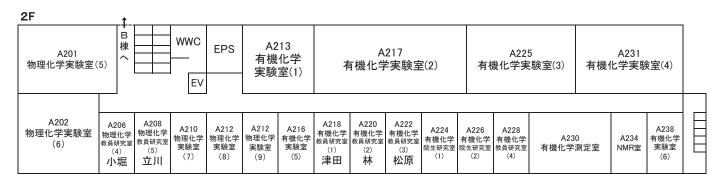
### 理学部•理学研究科建物平面図

### <理学部A棟>

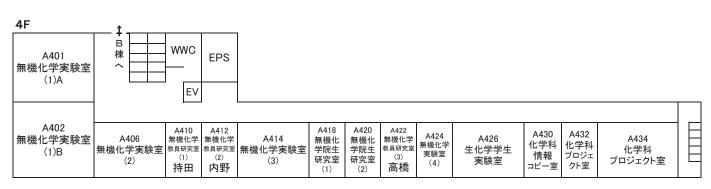








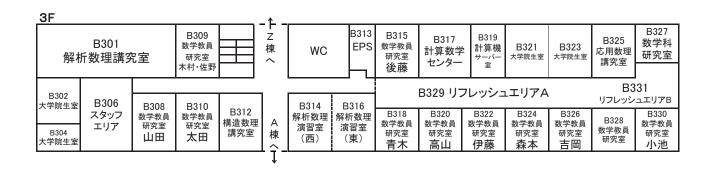


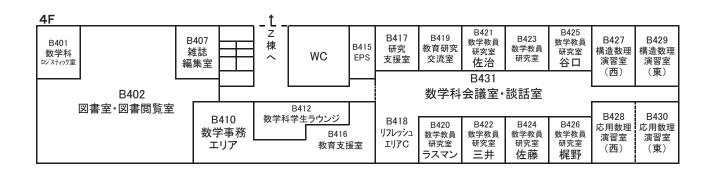


### <理学部B棟>

<u>1F</u>								
B101 極限物性実験室	B107 極限物性 実験準備室	WC	B115 電気室	B119 B121 共同 低温物性 セミナー室 高圧実験室		B123 低温物性 NMR実験室	B125 低温物性 実験準備室	
	^			I			B126	
B102 電子物性実験室	B108 B110 ホーム を	B112 理学部学 コモンルー		B120 電子物性 教員室 菅原	B122 電子物性 教員室 松岡	B124 低温物性 教員室 藤	低温物性院生室 B128 低温物性 教員室 小手川	

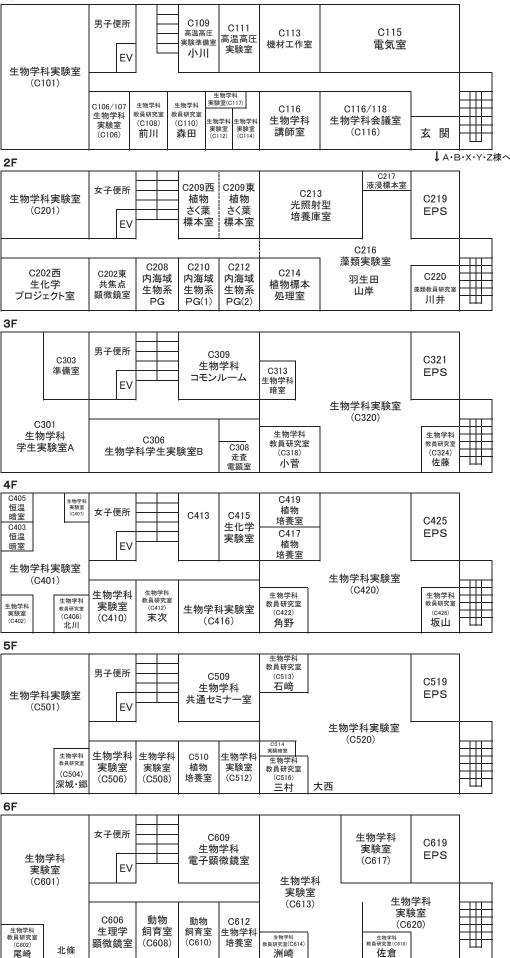
B201     休憩室     B211     す。       研究科長室     B205 男子 更衣室     B207 内容室     B207 内容室     B207 内容室     B207 内容室     B207 中面 内容室     B211 内容室     B221 内容室     B222 理論物理 セミナー室     B225 理論物理 セミナー室     B227 理論物理 対象員室     内容室     B231 理論物理 対象員室     内容室     内容室     内容室     D225 内容室     内容室     内容室     D225 内容室     内容室     D225 内容室     内容室     D225 内容室     内容室     D225 内容室     D225 内容室     D225 内容室     D225 内容室     D225 内容室     D225 内容室     D225 内容室     D225 内容室     D225 内容室     D226 内容室     D	2F													
B203 印刷室		休憩室 B205 B207 男子 女子	事務		Y · Z 樟	WC		数学	理論物理	理論物理	理論物理	理論物理 教員室	理論物理 教員室	理論物理 教員室
B202     A     数学教員 数学教員 数学教員 研究室 研究室 联系布 亦茲     B216 数学教員 数学教員 研究室 研究室 研究室 研究室 开流 新華     B218 B220 B222 B222 B224 B226 B228 T2論物理 T2論 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論物理 T2論 T2論 T2》 T2》 T2》 T2》 T2》 T2》 T2》 T2》 T2》 T2》	B203 印刷室	更衣室  更衣室	<i>7</i> 17									TM = 0.44		
B202						R212	B21/	B216	D010			埋論物	7埋コモン	レーム
					Α	数学教員	数学教員	数学教員	物理	理論物理	理論物理	理論物理	理論物理	理論物理





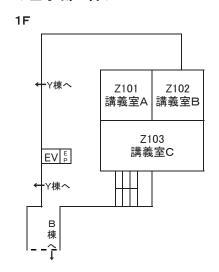
### 〈理学部C棟〉

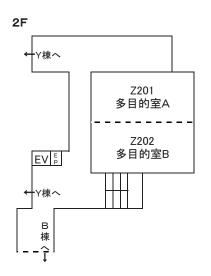
1F

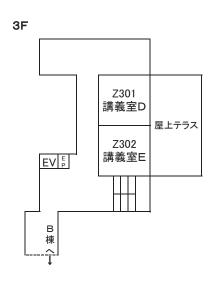


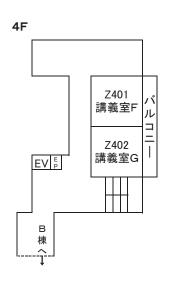
#### く理学部X棟> く理学部Y棟> В Z棟人 棟 Y103 Y203 講義室(3) 講義室(1) 2F 1F 2F 3F X206 数学科 研究室 X205 B 棟 Y102 準備室•倉庫 X103 Y202 X306 小会議室 講義室(4) X102 作業員控室 数学学術 専門誌書庫 ピロティ Z棟人→ X101 X204 警務員室 X304 数学科 院生室 惑星学 院生研究室 Y101 Y201 講義室(5) 講義室(2) Z棟へ<del>→</del> X202 数学科 研究室 惑星学 院生研究室 ピロティ 研究 <u>X201</u> X201 数学科 教員研究室 福山 X301 惑星学 教員研究室 A棟へ→ A 棟 A 棟 廣瀬(孝)

### 〈理学部Z棟〉





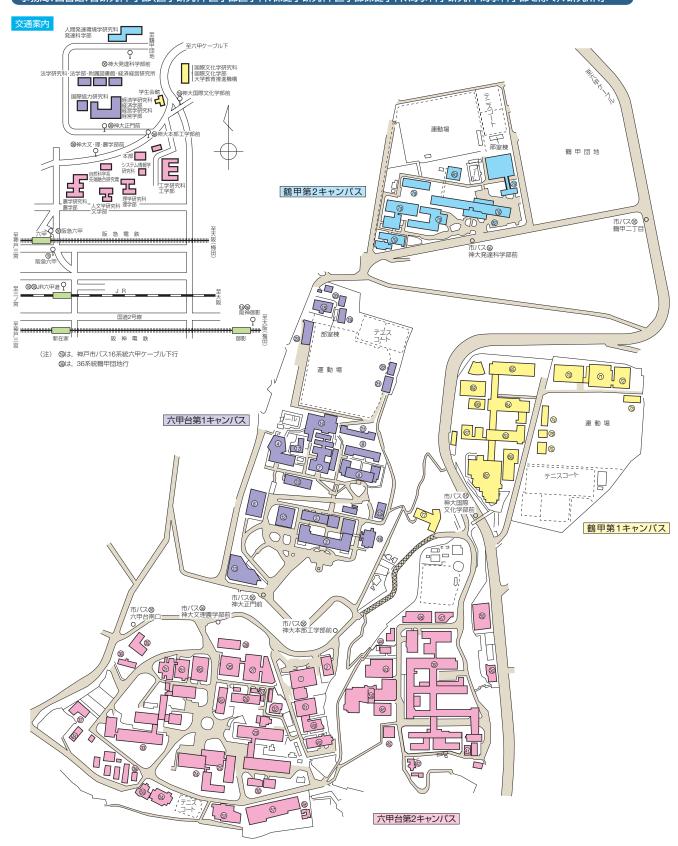


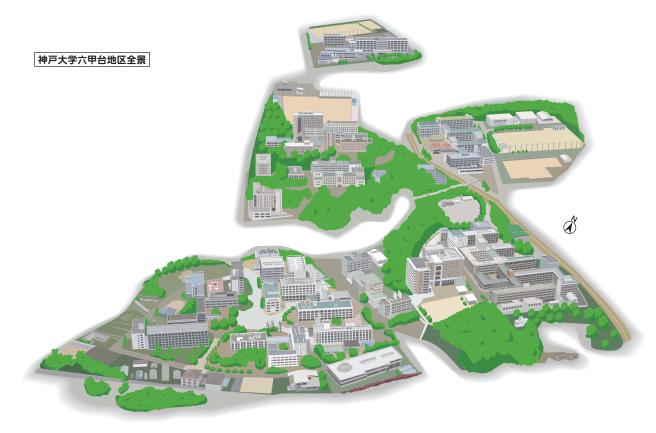


### 建物配置図

六甲台地区 六甲台第1キャンパス 六甲台第2キャンパス 鶴甲第1キャンパス 鶴甲第2キャンパス

事務局、図書館、各研究科・学部(医学研究科・医学部医学科、保健学研究科・医学部保健学科、海事科学研究科・海事科学部を除く)、研究所等





- ①本部(事務局,保健管理センター)〈昭.48〉
- ②特高受電所〈昭.47,平.5〉
- ③六甲台本館(経済学研究科·経済学部,経営学研究科·経営学部)〈昭.7,63〉
- ④六甲台第二学舎(法学研究科·法学部)〈昭.40,41,平.7〉
- ⑤六甲台第三学舎〈昭.51,平.6〉
- ⑥六甲台第五学舎(国際協力研究科)〈平.8,10〉
- ⑦社会科学系図書館〈昭.8,34,46,56〉
- ⑧経済経営研究所(兼松記念館)〈昭.9〉
- ⑨経済経営研究所新館·経済経営研究所図書館·機械計算室〈昭.42,47〉
- ⑩六甲台第四学舎・企業資料総合センター〈昭.59〉
- ①第二研究室〈昭.29,30,平20〉
- 12出光佐三記念六甲台講堂〈昭.10〉
- ⑬社会科学系アカデミア館(放送大学兵庫学習センター)〈平.14〉
- 14社会科学系フロンティア館〈平.16〉
- ⑮三木記念同窓会館〈昭.49〉
- 16法科大学院自習棟〈昭.35,52〉
- ⑰ラ・クール(模擬法廷棟)⟨平.24⟩
- (18)武道場〈昭.10〉
- 19 弓道場〈昭.38,56〉
- □ 人間発達環境学研究科·発達科学部実習観察園,管理棟〈昭.60〉
- ② 課外活動第一共用施設〈昭.56〉
- ②課外活動第二共用施設〈平.14〉
- ②課外活動第三共用施設〈平.7〉
- 個人文学研究科·文学部学舎〈昭.39,平.20〉
- ७人文学研究科棟,人文科学図書館〈昭.56,平.20〉
- 28 自然科学総合研究棟1号館(自然科学系先端融合研究環)〈昭.58〉
- ② 自然科学総合研究棟2号館〈平.13〉
- 28連携創造本部〈平.8〉
- 20理学研究科·理学部学舎〈昭.39,40,42,49,50,51,平.16〉
- ⑩研究基盤センター(極低温部門)⟨昭.42,43,55,62⟩
- ⑪研究基盤センター(アイソトープ部門)⟨平.12⟩
- ◎共同実験室〈昭.39〉
- 33農学研究科·農学部学舎〈昭.42,54,平.20〉
- 34) 農学研究科·農学部温室⟨平.20⟩
- 35農学研究科·農学部機械工場〈昭.42〉
- 36 農学研究科·農学部畜産加工工場〈昭.42〉
- ☞農学研究科·農学部動物飼育舎〈昭.42〉
- 38農学研究科·農学部硝子網室等〈昭.42〉
- ⑩工学研究科·工学部学舎〈昭.36,37,38,41,43,44,45,53,平.1,3〉
- ⑩システム情報学研究科·工学部(情報知能工学科)学舎〈昭.48,55〉
- 4)工学研究科·工学部環境防災実験室棟、構造実験室〈昭.53〉

- @工学研究科·工学部音響実験室棟,音響心理実験室棟〈昭.37,53〉
- ❸先端膜工学研究拠点〈平.26〉
- 44工学研究科·工学部産学連携実験室〈昭.37〉
- 45工学会館〈昭.43〉
- 46工学研究科·工学部食堂〈昭.48,平.18〉
- 御研究基盤センター(機器分析部門)〈平.8〉
- (48)情報基盤センター(分館)(昭.39,43,46,47,54)
- (9)情報基盤センター(本館)(昭.58)
- 動都市安全研究センター〈昭.47,54〉
- 61)自然科学系図書館〈昭.59〉
- ②六甲台南食堂(ランスボックス)〈昭.60〉
- 3環境保全推進センター〈昭.51,62〉
- 64 瀧川記念学術交流会館⟨平.3⟩
- 65遺伝子実験センター,バイオシグナル研究センター〈平.4,6〉
- ⑯眺望館⟨平.6⟩
- ⑤神戸大学百年記念館(神大会館)、留学生センター、大学文書史料室〈平.12〉
- 88山口誓子記念館〈平.12〉
- 圆自然科学総合研究棟3号館〈平.13,14〉
- ⑩自然科学総合研究棟4号館〈平.22〉
- ⑥ ライフサイエンスラボラトリー〈昭.63〉
- ⑩総合・国際文化学図書館、キャリアセンター〈昭.39,40,47,54,平.20〉
- 63学生センター〈昭.38,41,50〉
- 匈大学教育推進機構(国際教養教育院)実験棟〈昭.38〉
- ⑥大学教育推進機構(国際コミュニケーションセンター)〈昭.41,44,50,62〉
- 66国際文化学研究科·国際文化学部学舎〈昭.54〉
- ⑥大学教育推進機構(国際教養教育院)大·中講義棟〈昭.38,39〉
- 68大学教育推進機構(国際教養教育院)講義棟〈平.8〉
- ❸大学教育推進機構(国際教養教育院)化学実験室〈昭.38〉
- ⑩第一体育館〈昭.43〉
- ⑪第二体育館〈昭.39〉
- ⑩武道場⟨昭.46⟩
- 73課外活動施設(音楽練習室)〈昭.48〉
- 74屋外運動場附属施設〈昭.58〉
- (で)課外活動施設(トレーニング室)〈平.16〉
- 77学生会館〈昭.41〉
- 78人間発達環境学研究科・発達科学部学舎、人間科学図書館、発達支援インスティテュート〈昭.43,52,平.20〉
- 個人間発達環境学研究科·発達科学部学舎〈昭.43,57,平.6〉
- ⑩人間発達環境学研究科·発達科学部食堂〈昭.43〉
- 图人間発達環境学研究科·発達科学部体育館〈昭.43〉
- 經門衛所〈昭.43〉

(注) 〈 〉内は、建築年を示す。